

一 昭和前期の稅務行政

1 昭和2年3月 土地賃貸價格調査につき東京局長訓示

今次土地賃貸價格ノ調査ハ地租事務ニ關スル改租以來ノ大事業ニシテ、所定ノ人員經費ヲ以テ予定ノ短期間内ニ之カ遂行ヲ見ムコトハ、尋常一樣ノ努力ヲ以テシテハ到底困難ナルヘキコト、敢テ絮說ヲ待タサル所ニ有之候、殊ニ当局ニ於ケル事務ノ進捗ハ諸種ノ事情ノ原因シタルカ如キモ、事実上他局ニ比シ遜色アリタルノミナラス、一面ニハ調査上困難ノ箇所尠カラサルヘキヲ予想セラレタルヲ以テ、小官モ亦諸君ト共ニ夙夜此点ニ付苦慮ヲ重ネ、署長會議其他有ラユル機會ニ於テ署員全体ヲ挙ケ、協力一致万難ヲ排シテ事務ノ進捗ニ努力セラル、様、特段ノ奮勵ヲ促シ置候次第ニ有之候、各員幸ニ本事業ノ性質並当局意ノ存スル所ヲ察セラレ、日夜奮闘勉勵ノ結果、土地賃貸價格見込概算額表及土地賃貸價格概算額調等、兎ニ角所定期限二月末日迄ニ結了ヲ告ケ、全管ニ於ケル一応ノ調査ヲ了スルコトヲ得候ハ、一二各員異常ナル努力ノ結果ニシテ、其ノ困難ト労苦トハ寔ニ想像スルニ余リアル所ニシテ、小官ハ衷心ヨリ各員ニ対シ深く感謝ノ意ヲ表スル次第ニ有之候

然リト雖、今日ノ狀況ニ於テハ固ヨリ一応ノ調査ヲ終了シタルニ過キス、而カモ其ノ内容ニ付テハ未タ不備ノ点尠ナシトセス、之カ完全ナル補正調査ヲ遂ケ、調査委員會ニ対シ充分ナル説明ヲ為シ得ルノ資料ヲ整へ、其ノ決議ヲ經テ將來地租ノ課稅標準トシテ適當ナルヘキ賃貸價格ヲラシメ、以テ確信アル実行案ヲ得ル迄ニハ、尚幾多ノ困難ニ遭遇スヘキコト、被存候ニ就テハ、更ニ一段ノ努力ヲ以テ之カ完成ヲ期スルノ必要有之、其ノ成否如何ハ繫テ各員ノ力ニ俟ツコト多キヲ信シ候

茲ニ小官ハ各員從來ノ勞ヲ多トスルト共ニ、今ヤ第三種所得稅及個人營業收益稅ノ決定期繰上、並ニ其ノ同時決定ヲ

要スル等、我稅務界ニトリ重大時機ニ際会セルノ折柄、各員ニ対シ今後更ニ一層ノ奮勵ヲ切望シテ止マサル次第第二有之候

以上ノ趣旨ハ署員全体ニ対シ洩レナク徹底セシムル様御取計相成度、特ニ申添候

昭和二年三月三日

東京稅務監督局長 藤井真信印

稅務署長殿

(平 4 関信 49)

2 昭和2年3月 土地賃貸價格調査事務取扱方

昭和二年三月三十一日

大阪稅務監督局印

出町稅務署長殿

土地賃貸價格調査事務取扱方ニ関シ、別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候条、右ニ依リ取扱相成度

右通牒候也

追テ、該通牒第一項ニ依リ米其他ノ穀物價格ノ適用区域ヲ区分セムトスルトキハ、其種類毎ニ適用場所、其價格及区分ヲ可トスル事由ヲ具シ、四月七日限稟申、何分ノ指示ヲ俟テ執行スルコトニ取扱相成度申添候

賃貸調査第二五四号

昭和二年三月二十六日

大蔵省主税局長 黒田英雄

大阪稅務監督局長殿

過般御会同ノ際協議ヲ遂ケタル土地賃貸價格調査事務取扱方ニ關スル事項、別紙ノ通御取扱相成度
右通牒候也

追而、第一項ニ依リ米其他ノ穀物價格ノ適用区域ヲ区分シタルトキハ、其ノ種類毎ニ適用場所及其ノ價格ヲ御報告
相成度申添候也

一 土地賃貸價格調査ニ適用スヘキ米其他ノ穀物ノ價格ニ付テハ、衆議院ニ於テ土地賃貸價格調査委員會法案決議ノ
際、成ルヘク各町村ニ於ケル庭渡相場ニ拠ルコトトノ希望条項ヲ付セラレタルヲ以テ、交通其ノ他ノ關係ヲ考慮
シ從來ノ適用区域ヲ不適當ト認ムルモノハ適當ニ区分スルコト

二 衆議院ニ於テ土地賃貸價格調査委員會法案ノ決議ニ際シ、小作料ヲ基礎トシ田畑ノ賃貸價格ヲ定ムルノ結果、自
作農地ノ負担スヘキ地租ニ甚シキ不權衡ヲ生スルノ虞尠シトセサルヲ以テ、深ク此ノ点ニ留意シ特ニ最善ノ方法
ヲ採ラレタシトノ希望条項ヲ付セラレタルヲ以テ、山間僻地ノ町村ニ於テ小作地ノ实例僅少ニシテ、而モ需給ノ
關係上小作料著シク高キニ失シ、其实例ヲ以テ大多数ノ自作地ヲモ率スルコト穩当ナラスト認メラルルモノニ對
シテハ、編級ニ際シ相當斟酌ヲ加ヘ、他ノ町村トノ間ニ甚シキ不均衡ヲ生セシメサルコト

三 電力若ハ火力ヲ使用スヘキ排水機又ハ揚水機ノ設備ヲ為シ、右設備ナクシテハ殆ト耕作シ得ラレサル地方ニシテ、此等機械ノ建設並維持修繕ノ為特ニ多額ノ費用ヲ要スル地域ノ賃貸価格ハ、一二階級ヲ限度トシテ適當ニ斟酌ヲ加フルコト

四 土地賃貸価格ノ調査ハ実収小作料ヲ基礎トスル主義ナルヲ以テ、干害、雹害、水害等ニ因ル総テノ減収ヲ控除シ来リタルモ、編級ノ結果ニ徴スレハ之カ為ニ被害地域ト其ノ他ノ地域トノ間ニ非常ノ高低ヲ生シ、權衡上面自カラサル結果ヲ来シタルモノアルヲ以テ、此ノ種ノ災害ニシテ過去十数年又ハ数十年間ニ其ノ類ナク、從テ近キ將來ニ於テ殆ント再来ノ虞ヲ想像シ難キ程度ノモノニ付テハ、其ノ地域ノ大小ニ拘ラス減収ノ幾部分控除スルニ留ムル方針ヲ採リ、其ノ他ノ地域トノ間ニ著シキ不權衡ヲ来サシメサルコト

昭和二年四月二十八日

大阪稅務監督局長印

出町稅務署長殿

土地賃貸價格調查事務進捗上ニ関シ、大藏省主稅局長ヨリ別紙ノ通り通牒有之候条、了知相成度右通牒候也

賃貸調査第二九一号

昭和二年四月二十五日

黒田大藏省主稅局長事務取扱

大阪稅務監督局長殿

今回内閣ノ交迭ニ伴ヒ政策ノ變化アルヘキコトヲ予想シ、土地賃貸價格調査事業ノ前途ニ對シ不安ノ念ヲ懷ク向有之哉トモ被存候処、御承知ノ如ク既ニ調査委員會法公布セラレ、調査委員會終了ノ期日モ法律上明定致シ居リ、本調査事業ハ内閣ノ更迭ニ因リ影響ヲ受ク可キモノニ無之候條、既定ノ計画ニ依リ事務御進捗相成度、若シ此ノ際従事員ノ意氣ニ弛緩ヲ生スルカ如キ事アラハ頗ル寒心ニ堪ヘス候ニ付、貴局管内各稅務署長ニ對シテモ如上ノ次第充分ニ了解セシメ置カル、様、特ニ御配慮相成度

右通牒候也

(平 19 金沢 499)

3 昭和2年6月 局長會議における高橋大藏大臣訓示

昭和二年六月十七日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

今回開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣訓示、別紙ノ通りニ有之候條、克ク其ノ趣旨ヲ体得シ遺憾ナキヲ期セラレヘク
右通牒候也

稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣「高橋是清」訓示（二、五、三〇日）

諸君、今般大藏大臣ノ重任ヲ拜スルコトナリ、茲ニ再ヒ諸君ト相会シテ所思ヲ述フルノ機會ヲ得タルノハ、私ノ大ナル欣ヒトスル所テアリマス。

昨年来稅制整理ノ結果トシテ、或ハ新稅ノ賦課其ノ他改正稅法施行ノ為、或ハ土地賃貸價格調査ノ為、諸君並諸君ノ部下各員ハ大ニ精勵セラレ、其ノ勞苦ノ多大ノモノアルヲ察シ、此ノ機會ニ於テ深ク感謝ノ意ヲ表シマス。

顧ルニ我カ国經濟界ノ現状ハ不幸ニシテ未タ其ノ不況ノ域ヲ脱シマセヌカラ、目下稅務行政ノ執行ハ相当困難デアルト考ヘマス。斯カル時期ニ於テ若シ課稅其ノ宜シキヲ得ナケレハ、納稅者ノ苦痛頗ル大ナルモノアルノミナラス、各方面ニ面白カラサル影響ヲ与ヘルコトカ尠クナイト考ヘマスカラ、納稅者ノ負擔ノ均衡ヲ計ル上ニ於テ、其ノ他稅務行政ノ執行ニ關シ、將來尚一層意ヲ用キラレムコトヲ希望致シマス。

現内閣ニ於キマシテハ更ニ國民負擔ノ適正ヲ図リ、地方財政ノ確立ヲ期セムカ為ニ、國稅及地方稅ヲ通シテ稅制調査ノ要アルヲ認め、大藏省ニ稅制調査會ヲ設置シ、地租委讓其ノ他稅制ニ關シ慎重調査ヲ進メルコトニ致シマシタ。之カ調査ノ進行ニ伴ヒ調査資料ノ提出等諸君ヲ煩ハスコトモ尠クナカラウト思ヒマスカラ、之ニ對シ宜シク努力アラムコトヲ望ミマス。

土地賃貸價格ノ調査ニ付テハ、本年十一月二十日マテニ調査委員會ヲ終了スルノ要アルハ御承知ノ通りテアリマス。カ、此ノ事業ハ國民ノ利害休戚ニ關スル所極メテ重大ナルモノカアリマスノテ、之カ調査ノ嚴正公平ヲ期スル為更ニ一段ノ勉勵アラムコトヲ希望致シマス。

惟フニ世運ノ進展ニ伴ヒ稅務行政ノ上ニ特種ノ智識ト經驗トヲ要スルニ至ルコトハ、是レ当然ノコトテアリマス。從テ優秀ナル人物ヲ養成シ稅務官吏素質ノ向上ヲ図ルコトハ、益々緊切ノコトナルヲ信シマス。本省ニ於キマシテモ

本年ハ特ニ事務繁劇ノ折柄ナルニ拘ラス、例年通り稅務官吏ノ養成訓練ヲ致シタイ考ヘテアリマス。諸君ニ於カレテモ其ノ意ヲ体シ部下職員ノ訓練ニ重キヲ置カレムコトヲ切望致シマス。

官紀ノ振肅ニ付テハ申スマテモナイコトデアリマスカ、尚時ニ不正行為ノアルヲ耳ニ致シマスコトハ、稅務行政ノ性質上一層憂慮ニ堪ヘマセヌ。将来深ク部下ヲ戒飭シテ苟モ非違ナカラシメムカ為ニ、最善ノ注意ヲ払ハレムコトヲ希望スル次第デアリマス。

次ニ国有財産ニ関スル事務ニ付一言致シマス。雜種財産ノ整理処分モ予期以上ノ進捗ヲ見マシタコトハ、諸君ノ尽力ヲ多ト致シマス。然レトモ国有財産ノ整理ハ未タ前途遼遠ナルモノカアリマスノテ、将来一層良好ナル結果ヲ挙げラレムコトヲ切望致シマス。

尚、稅務及国有財産事務ニ関スル諮問事項ニ付テハ、關係部局長ヲシテ説明致サセマスカラ、何卒充分ニ腹藏ナキ意見ヲ開陳セラレ、以テ事務執行ノ改善ニ資セラレムコトヲ望ミマス。

(平 12 高松 42)

4 昭和2年6月 署長會議における広島局長訓示要旨

野村「盛康・広島」局長訓示要旨（昭和二年六月十八日 稅務署長會議に於て）

本日より五日間稅務署長會議開催に付、開會に先ち所思の一端を述ぶる事を得るは頗る欣幸とする所であります。昨年は稅制整理決行の第一年でありまして、諸君の職責は極めて重大なる所以を力説して置いたのでありますが、之に供ふ事務は土地賃貸価格調査事務と並合し、加之第三種所得稅事務の如きは一會計年度内に二回の調査を為し、

而も營業收益税の調査と同時に執行する等、果して所期の目的を達し得るやに付頗る憂慮したる次第であります、今日より之を見れば一に諸君の努力指導宜しきを得たると、署員の熱心精勵とに依り予想外の好成績を挙げ得たるは、衷心より感謝に堪へざる所であります、然れども実施初年の事蹟に鑑みる時は、將來施設改善を要する事も多々ある事と思ひますから、此の上とも十分の御努力あらん事を望みます

土地賃貸価格の調査は稅務創始以來の最大事業たるに拘らず、之亦諸君並に署員の大奮闘に依り極めて順調なる経路を辿り、今や外部調査は殆ど完了を告げ、内部調査も予期の進行を見たるは誠に欣喜に堪へざる所でありまして、此の機会に於て深く謝意を表するものであります、然れども本事業の前途を達観する時は、部分的再補正調査、一筆限調書の完成、調査委員の選挙、調査委員会の開設、土地台帳の更正等、幾多の重大案件を有し、殊に調査委員会の準備に付ては十分考究の要あるべく、有終の成果を得ると否とは一に今後の処理に俟つものに付、諸君は能く部下職員を董督し、最善の努力を惜まれざらん事を切望する次第であります

以下、項を別ちて希望の一端を述べ、諸君の御参考に供し度いと思ひます

一 直 税 一 般

イ 事務繁閑の調節を図ること

第三種所得調査時期の繰り上りたる結果、六月以後に於ける期間を活用すべきことに付きましたは、最も考慮を要する次第であります、差当り法人事務の如き、従来従事者の特定せるを相続税事務の如く改め、成るべく直税従事員全部をして之が調査に当らしめ、以て従来手不足に基因する調査不徹底の廉、或は処理遅延に涉る点を除き、又は各税の渋滞事務を此の期間に於て整理する等、直税事務全般に涉り繁閑を考慮し事務の調節を図られんことを望みます

二 第一種所得税及法人営業収益税

イ 法人の調査は形式を排し専ら実質的なるべきこと、法人の調査方針並注意を要すべき事項等に付きましては、近日書面を以て詳細指示する見込であります。要は形式的の調査を排し極力実質的の調査を為すを以て其の根本とし、更に各種経済事情に通暁し、所謂営業の実体を十分査察正判し得べき相当の予備智識を養成せしむることに存するのであります。之等趣旨の貫徹に努められんことを望みます。

ロ 法人事務の指導訓練上特に意を用ゐること

調査従事員の指導訓練上に付きましては、各署共相当留意せらるゝ処であります。従来に於ける法人事務の指導訓練方は概ね特定従事者に局限せられ、一般的ならざる嫌ひがありました。今後は署員全般的に研究せしめ、交互に之が調査に従事せしむる等特に一段の考慮を払はれんことを望みます。

三 第三種所得税及個人営業収益税

イ 不平等又は異議申立者に対し善処すること

第三種所得及個人営業純益金額の計算に当り、実績主義を採用せられました結果、自然不平等又は異議申立者の簇出する事は想像に難くない所であります。之等に付きましては成るべく調査の徹底を期せられ、納税者をして納得して納税する様に留意せられんことを望みます。

ロ 誤謬訂正又は減損更訂の処分は成るべく速に為すこと

納税の觀念不発達の原因は一にして足りませんが、誤謬訂正又は減損更訂の処分を徒に遷延するが如きも、其の原因の大なるものであります。納税者の立場より考へられまして、成るべく速に処理することに留意せられんことを望みます。

ハ 改正税法の主旨の徹底を期すること

改正税法の主旨は今更申上ぐる迄もなく、實際の純益を捕捉致しまして純益に応じたる課税を為すといふことが生命であります、然るに本年の実績に徴しますれば、其の多くは營業者の帳簿不完全なる為め、又は調査能力の不足なる為め、純益の捕捉極めて至難でありまして、結局大部分の納税者は推定に依つて決定した状況であります、恐らく今後に於ても此の方法に依るの外はないと考へられます、故に将来は一層適切なる標準率と基本員数とを調査し、且つ其の権衡に付ても十分検討せられ、以て改正税法の主旨の徹底に努められんことを望みます

四 土地賃貸価格調査

イ 調査委員会の準備に關すること

- 1 調査委員の選挙は七月中に施行の予定でありますから、今から予め計画せられんことを望みます
- 2 調査委員の選挙に關しては元より毫も干渉すべき事ではありませんが、一市町村より二人以上の委員の選出せらるゝ向にありては、地域の所属に付き相当考慮し一方に偏せざる様注意せられん事を望みます
- 3 調査委員会に提出すべき調査書作成には相当の日子を要しますのと、従来所得調査委員会等に見たるが如き、開会初日に漸く僅かに一部分を提案するが如きことなきやう、今から十分計画して遺憾なきを望みます
- 4 土地賃貸価格見込額表を提出せられた後におきまして、調査の完璧を期するため彼此の権衡に付ては、尚十分念查を遂げられ遺憾なきを望みます

ロ 民部の動静に注意せられたきこと

調査委員の選挙終了後に於ては民部にありても種々の運動を起すやも計り難くに付、特に深甚なる注意を払は

ハ 秘密を厳守すること
れ、其の行動に付ては細大漏さず時々申報せられんことを望みます

秘密文書の取扱は最も厳密にし、外部に漏洩するが如きことなきを期せらるべく、調査の終了に近づくに従ひ具体的数字が明かとなるに至り、万一調査会開会前に之れ等の数字が外部に洩るゝことあらば、執行上の不便尠くありませんから、特に注意あらむことを望みます

五 酒 造 税

イ 組合交付金の利用を講ぜしむること

酒造組合が本年度以後に於て政府より受くる所の交付金は相当多額に上るのであります、故に組合に対して命令したる事項の遂行に要したる金額を支払ふも、尚剰余を生ずるのでありますから、此の剰余金は可成積立しめて酒造の改善納税金融等、当業者の福利増進の施設に充てしむる様勸奨せられんことを望みます

ロ 酒造組合の区域を整理せしむること

酒造組合の区域と税務署の区域と異るときは、組合側に於ても税務署との各種交渉事項並に施設事項の遂行に關し不便と不統一を免かれないのであります、故に之を合同せしめて各種施設事項遂行の利便を図ると共に、税務協助の実を挙げしめ、意義ある活動を促すの要ありと認むるのであります、尤も組合の合同に付ては組合側に於て種々利害關係の伴ふものがあるので、合同促進は容易ならざることと思ひますが、交付金制度実施の初期たる今日は、合同の最好機と認めらるゝのでありますから、能く利害の存する所を懇示して可成之が合同を勸奨せられんことを望みます

ハ 酒造税の検査監督は形式に流れざること

間税の検査監督に付ては、昨年来臨時事務の爲め人員経費の關係上十全を期し難きこと、思考するのでありますが、最近検査が形式に流るゝの弊著しき傾向にあるのは遺憾とする所であります、斯の如きは検査の衝に當る検査官吏の精神的活動如何に基因すること多しと認むるのでありますが故に、十分検査官吏を激励し斯る弊に浸染せざる様御注意を望みます

六 清涼飲料税

イ 検査事項の緩和を爲すこと

税法実施後最早一年余を経過し、当業者も税務側の施設方針等に相当了解を爲し、法規上の手続に付ても稍周知せるに至つたのであります、故に今後正業者と認めらるゝものに対しては検査上に多少の緩和を図るべく、其の取扱を改めむとするのであります、依て当業者の正否甄別に當りましては慎重に之を判定し、其の選叙を愆らざる様御注意を望みます

ロ 組合証紙制度の励行方に注意すること

組合証紙の発行は組合の経費徴収上の利便なるは勿論、税法上の取締に付ても間接的に最有効なるものでありますから、当該組合と常に協調を保ち之が発行、取締等に関して十分注意を払はるゝと共に、組合規約の施行上に付ても弛緩を生ぜざる様鞭撻を加へられむことを望みます

七 織物消費税

イ 織物に対する検査の緊縮を図ること

綿織物が非課税となりたる結果、一般当業者の税務に対する觀念が漸次薄く成り行くのみならず、織物に対する検査監督も又弛緩の傾向が萌して居るのであります、宜しく当該組合と協調して当業者の記帳並申告の正確

整理を期すると共に、査定及監視に当る当該官吏をして検査上の欠陥なからしむることに努められむことを望みます

八 印紙税

イ 改正法の趣旨宣伝及取締に努むること

第二次税制整理として印紙税法に改正を加へられ、従来課税の証書帳簿に付て税率の変更せられたるもの、又は非課税となりたるものも尠くないのであります、之が改正要領に付ては既に御了知のことと思ひますが、一般納税者は未だ改正の趣旨徹底して居ないものが多いと認めますが故に、此際周知宣伝を図り脱税の虞なからしむる様努められたいのであります、又一面取締を励行せられて斯法改正の趣旨に副はれむことを望みます

九 徴収

イ 経済界の不振と徴収上の注意に關すること

経済界の不振は数年前に其の端を發し、納税の成績も其の影響を受け大正十三年度に於て遽に不良の傾向を生じまして、爾來未だ挽回の機運に向はざることは甚だ遺憾とするところであります、大体に於て猶克く相当の成績を維持しつゝあることは、諸君の努力の結果に外ならぬ事と深く謝意を表する次第であります。然るに財界の前途は今尚樂觀を許さず徒に彌縫を重ねて辛じて維持し、只管景氣の興新を仰望しつゝある者多き有様なれば、今後日を重ぬるに従ひ破綻者の続出せんとする虞を懐かしむるのであります、殊に酒造業者に就て深く懸念して居る次第であります、諸君は之等の点を十分考慮せられ、徴収上万全の策を講ぜらるべきは勿論であります、他面之が為め求めて破綻を誘發したりとの謗を受けざる様深く御注意あらんことを望みます

ロ 納税施設の奨励と改善に關すること

- 一〇 會 計
- イ 會計事務の敏速正確を期すること
- 一般的納税改善の方策は、納税組合又は之に類似の施設を普及發達せしむるを以て最も有利と認め、從來機會ある毎に諸君の御考慮を促しました次第であります。之等納税改善上の施設は其の数よりは質に重を置かなければならぬのは申す迄もありません。管内に於ける納税組合は諸君の御尽力に依り漸次普及發達の機運には向ひつゝあるのは喜ぶべき次第であります。其の内容の堅実なる事に於て欠くるものが多くはないかと考ふるのであります。随て諸君は平素其の内容迄も注意し之が改善奨励上更に一段の御努力を望みます

會計事務に付きましては近時各種報告書の遅延並に局署間の照覆事項著しく増加の傾向があります。蓋し昨年度来土地貸賃価格調査費を加へまして、會計事務の複雑多岐に涉りたる結果と認めますが、一面には又往々周到の注意を欠きたるものなしとしませぬ、将来經理事務に対し一層細心の御注意を払はれん事を望みます

- 一一 統 計
- イ 統計の正確を期すること

本事務の改善に就ては屢次注意せし所なれば相当御注意のことゝ信じます。近時臆本提出の遅延調査粗漏の爲め照覆を重ねること頻繁の傾向があります。之れは臨時事業の爲め止むを得ざることとは思料致しますが、社会の進運に伴ひ統計の利用は漸次広く、本省に於ける歳入予算の見積、稅務行政各種の施設計画材料たるのみならず、一面編纂して公表せる爲め官民各方面に於ても種々の研究材料に供せられ、其の正否は重大なる影響を及ぼす次第でありますから、一層従事員を戒飭して過誤なき様御考慮を望みます

イ 価格改訂報告の時期を過ぐるべし

登録洩地、無願使用地、其の他已に売払出願のもので調査未済のものゝ処理等、将来の努力に俟つものは決して少くないのでありまして、殊に本年は曩に通牒の通管理財産の価格改定の外、各省財産の価格の回答を為すことになつて居ります、乍併之れに就ては別に予算の増配もなく、平年の経費と従来通の人員を以て当らねばならぬので、短期間に斯の特別事業を遂行する事は多大の苦痛を感ぜらるゝ次第とは認めますが、改定の結果は之れを議会に報告せらるゝもので、若し遅延する事があつては本省に於て差支を来たすことになりますから、特に繰合せの上右改定票は必ず通牒の期限内に提出せられん事を望みます

(平 1 広島 3)

5 昭和2年9月 土地賃貸価格調査終了につき税関へ転任方

秘第二〇九号

〔2・9・10熊本税務監督局印〕

税務署長殿

土地賃貸価格調査費所属判任官定員ハ、同事務完了ト共ニ其ノ大部分ヲ減員セサルヘカラサル事情ニ立至リタル処、各方面共就職難ニ陥リツ、アル今日ニ於テ、多数ノ人員ヲ整理スルコトハ誠ニ困難ナルヲ以テ、之カ救済方法ニ関シ夫々計画中ナリシカ、幸ヒ税関官制ヲ本年度内ニ改正セラレ相当増員セラル、趣ナルニ付テハ、此好機ヲ逸セス門司・長崎両税関長ニ協議シ、転職方ニ関シ斡旋スル見込ナルニ付、其署判任官中（特別任用判任官ヲ除ク）税関へ転任希望者ヲ募集シ、左記様式ニ依リ至急内申セラルヘシ

〔税関へ転任希望者内申の様式は省略〕

(昭59 福岡 23)

6 昭和2年12月 土地賃貸価格調査臨時雇人整理の件

昭和二年十二月十日

大阪稅務監督局長印

各稅務署長殿

土地賃貸価格調査從事臨時雇人整理ノ件

土地賃貸価格調査事業モ、近ク調査委員会ヲ完了シ内部整理事務ヲ残スノミニテ、大体一段落ヲ告クルコト、相成候ニ付テハ、本事務ニ従事セル臨時雇人ハ早晚之ヲ解職スヘキモノニ有之候処、現状ノ俛ニテ本年度末マテ維持スルコト到底經理ノ許サ、ル処ニ有之候、就テハ過去一年有半ノ辛酸ヲ嘗メタル労苦ヲ想フトキハ、成ルヘク一日モ長ク在職セシメタキハ人情ニ於テ当然ニ有之候モ、本事務經費ノ逼迫ニ鑑ミテ、可成多クノ給与金ヲ支給シ得ヘキ時期ニ於テ之ヲ解職シ、幾分ニテモ転職ノ余裕ヲ存セシムルコトハ、却テ本人ノ為ニモ策ノ得タルモノト存セラレ候ニ付、左記ニ拠リ此ノ際は等職員ヲ解免スルコトニ取計相成度

右内牒候也

追テ、本件施行ニ付テハ特ニ円満ニ処理ヲ了スル様十分配慮相成ルヘク、猶ホ一筆限り調書調製完了時期ノ如キハ、自然来年度ニ持越ス事ト相成向アルヘキモ、已ムヲ得サル義ニ付、客月二十六日付通牒(一筆限調書整理時期ニ関

スル件)ノ趣旨ニ依リ御取扱相成度、為念申添候

記

一 解職ノ時期 年末賞与支給ノ日ノ翌日ヨリ本月二十八日マテノ間

二 解職ノ範圍 土地賃貸価格調査費支弁臨時雇傭人及内国税徴収費支弁ノ臨時雇員ニシテ、土地賃貸価格調査事

務ニ従事セル者

但シ、左ノ者ヲ除ク

(イ) 本局判任官採用及銓衡試験ニ合格シタル者ニシテ、永ク稅務ニ奉仕希望ノ者

(ロ) 本年十一月十六日以降ノ採用ニ係ル者ニシテ、特ニ成績良好ナル者

三 給 与 解職者ニハ年末慰勞金及九月十五日付内牒ニ由ル特別手当ノ外、日給二十日分ニ相当スル臨時慰

勞金ヲ支給ス

(平 19 金沢 499)

7 昭和3年1月 全国稅務署長協議会ノ開催

昭和三年一月六日

稅務署長殿

大阪稅務監督局印

全国稅務署長協議会ニ於ケル主稅局長訓示、別紙本省ヨリ送付有之候条、更ニ及送付候也

主税局長「藤井真信」訓示（昭和二年十二月六日 於稅務署長協議會）

我カ国税務行政ニ於ケル非常ナル大事業タル土地賃借價格調査事業モ一段落ヲ告ケタルヲ機トシ、茲ニ稅務署長諸君ト一堂ニ會シマシテ親シク御意見ヲ伺フコトヲ得マスルノハ、私ノ最モ欣快トスル所テアリマス

全国ニ亘ル稅務署長ノ協議會ハ嘗テ大正十三年ノ五月ニ之ヲ開催シタコトカアルテアリマス、其ノ後幾度カ之ヲ開クノ議ハアリマシタケレトモ、種々ノ事情ノ為ニ遂ニ今日マテ之ヲ實現スルノ機會ヲ得ナカツタノテアリマスカ、今回土地賃借價格調査事業カ一段落ツキマシタノテ、茲ニ諸君ノ御會合ヲ煩スコトニ致シタノテアリマス、而シテ今回ハ前回ニ比シ其ノ出席者ノ數ハ著シク増加シテ居リマス、或ハ土地賃借價格調査事務ニ尽力セラレタト云フ關係ヨリ致シマスレハ、全国稅務署長全部ノ協議會トシテハ如何カト云フ考モアツタノテアリマスカ、時日會場設備其ノ他ノ点ヨリ見テ支障カアリマシタノテ、已ムヲ得ス約半数ニ止メタ次第テアリマス

從來ニ於キマシテモ稅務行政ハ一般普通ノ行政事務中最モ困難テ、又複雑ナル事務ニ屬シテ居リマスルカ、最近數年ノ間ノ稅務界ハ殊ニ多事多難ノ秋テアツタノテアリマス、昨年四月ヨリ施行セラレマシタル第一次稅制整理ニ続イテ、今年四月ヨリ施行セラレマシタル第二次稅制整理ニ依リ、我カ國ノ租稅制度ニハ根本的の改正カ加ヘラレ、各種ノ稅法中全ク變更ヲ加ヘラレナカツタト云フモノハ殆ト有リマセヌ、所得稅ノ決定時期カ繰上ケラレ、營業稅ヲ廢止シテ營業收益稅カ設ケラレ、又新ニ資本利子稅、清涼飲料稅カ創設セラレマシテ、稅務行政ノ事務ハ實ニ繁忙ノ極度ニ達シタノテアリマス、就中第一次整理ノ重要ナル項目トシテ、地租ノ課稅標準タル地価ヲ賃借價格ニ改ムル為ニ、全国一億三千万筆ノ有租地ニ對シテ其ノ賃借價格ヲ調査スルコトトナリマシタノハ、諸君御承知ノ通りテアリマス

土地賃借價格調査事業ハ諸君ノ親シク體驗セラレマシタルカ如ク、實ニ我カ國稅務行政史上ニ於テ稀ニ見ルノ大事

業テアリマス、明治初年ニ地租改正ノ事業成ツテヨリ年ヲ閱スルコト既ニ五十年、其ノ後我カ国經濟狀態ノ著シキ變遷發達ニ伴ツテ、之カ改正ノ必要ハ朝野共ニ痛切ニ認メラレテ居ツタ所テアリマス、而モ今日ニ至ル迄、明治四十三年ニ宅地地価修正ヲ行ヒタル外、全般ニ亘ツテノ改正力其ノ実行ヲ見ルニ至ラナカツタト云フ所以ノモノハ、一ニ此ノ事業力多大ノ人員經費ト非常ナル努力トヲ要シ、実行極メテ困難テアルト云フ理由ニ外ナラナカツタノテアリマス、今回約一千万円ノ經費ヲ以テ二ケ年ノ間ニ全国ニ亘リ各地類各地目ヲ通シテ、総テノ土地ノ賃貸価格ヲ調査スルノ計画ヲ樹テマシタルニ対シマシテモ、一般世人ハ之カ果シテ実行セラルヘキヤ否ヤヲ危ミ、予定ノ經費ト年月トヲ以テシテハ、結局実行不能ニ終ルヘシトノ推断の批評ヲ為シタルモノモアツタノテアリマス、普通ノ狀態カラ申シマスルナラハ、世間ノ人カ此ノ如キ懸念ヲ懷カレタコトモ、誠ニ無理カラヌコトテアルト考ヘラレマス、然モ尚此ノ世評ヲ排シテ敢テ之カ計画ヲ樹テ実行ニ着手致シマシタ所以ノモノハ、實ニ諸君始メ稅務行政ニ従事スル全国稅務官吏諸君ノ忠実勤勉、一致團結ト云フ傳統的ノ美風タル精神力ニ信賴致シマシタルカ為テアリマス、普通ノ算盤テ計算シテ足ラヌ所ハ我カ稅界ノ誇タル堅固ナル精神力ヲ以テ補ツテ行ク、是レ私共カ心中深く期シテ居ツタ所ナノテアリマス

昨年四月一日、土地賃貸価格調査法ノ發布セラレマスルヤ、殆稅務行政全般ノ大動員ヲ行ツテ之カ実行ニ着手致シマシタカ、事業ノ困難ニシテ又複雑ナルハ当初我々ノ予期シテ居タ所ヲ更ニ遙ニ超エテ居リマシタ、蓋シ我國ニ於テハ土地ニ付キマシテハ國民ノ愛措執着ノ念カ殊ニ深キモノカアリマス、各地方ニ旧時代ヨリ存シ又ハ新ニ生シタル種々ノ習慣慣行モアリマス、此等ヲ取捨按配シテ全国的ノ公平ヲ失セス、而モ各地各筆ニ對シテ寬嚴其ノ宜シキヲ得タル適実ナル賃貸価格ヲ調査スルコトハ、誠ニ難事中心ノ難事テアツタノテアリマス、而モ幸ニ調査事業ハ予期以上ニ順調ニ進捗致シマシテ、調査ノ各段階ニ於テ各局各署共何レモ所定ノ期日ニ先ツテ之ヲ完了シテ、足並ヲ乱サス遂ニ今年ノ九月ニハ内部ノ調査ヲ終了シテ、順次民間ヨリ選出セラレタル調査委員會ノ議ニ付スルノ運トナリマシタ、此ノ調

査委員会ニ付キマシテモ、其ノ經過ヲ非常ニ懸念シテ居ツタノテアリマスカ、是亦概ネ極メテ順調ニ進ミマシテ、各地共細目ノ点ニ付テハ素ヨリ議論ハアリマシタカ、大体ニ於テ稅務官庁ノ公正ナル態度ト綿密ナル調査ニ信賴シテ、十月四日下閉伊・高千穂ノ兩稅務署ノ早クモ閉會シタルヲ始ト致シマシテ、概ネ甚タ良好ナル成績ヲ以テ閉會ヲ見ルニ至リマシタ、唯全国四百四十四ノ調査委員會中今日迄ノ所、九箇所ノ委員會ニ於テ委員會ノ意見ト稅務署ノ見ル所ト多少異ル所カアリマシテ、之カ為ニ再議ニ付スルコトナリマシタカ、再忘ノ稅務当局ノ説明ニ依リ克ク了解シテ円満ニ解決ヲ告クルコトトナツタノテアリマス

斯クノ如キ優秀ナル事績ヲ示シ得タル所以ノモノハ、一二諸君及諸君ノ下僚タル稅務官吏諸君カ我々ノ信賴ニ背カス、誠心誠意ヲ以テ事ニ当ラレタ結果ニ外ナラスノテアリマス、顧レハ一年有半ノ間全国二万ノ稅務従事員諸君ノ勤勞ハ実ニ目覺シク、又涙クマルル程テアリマシタ、廢休ニ次クニ夜勤ヲ以テシ、早出晚退真ニ不眠不休ノ活動ヲ續ケテ參ラレタノテアリマシテ、私ハ此ノ事ヲ思フ度ニ常ニ感謝ノ情ニ耐ヘナイノテアリマス、此ノ機會ニ於キマシテ諸君ニ對シテ厚ク感謝ノ意ヲ表スル次第テアリマス、願クハ諸君ヨリ此ノ會議ニ列席セラレナカツタ稅務署長諸君、及諸君ノ下僚タル稅務署員諸君ニ對シテモ、此ノ私ノ深甚ナル感謝ノ意ヲ適當ナル機會ニ於テ傳達セラレムコトヲ希望致シマス、而シテ特ニ我々ノ忘ルルコトカ出来ナイコトハ、之カ為ニ幾多悲壯ナル犠牲者ヲ生スルニ至ツタト云フコトテアリマス、熱誠ニ溢ルル所、過度ノ勤勉ノ為ニ過度ノ心勞ノ為ニ病ヲ得タルモノモ多數ニ上ツテ居リマス、之カ為ニ遂ニ仆ルルニ至ツタ者モ亦少クナイノテアリマス、事業開始以來職ニ仆レタル諸君ノ同僚タル稅務署長ノ數ノミニテモ七名ノ多キニ達シテ居リマス、即チ

東京局

松戶稅務署長

井上義弥君

大阪局

丸龜稅務署長

浜本長太郎君

広島局

厚狭稅務署長

御厨伝一君

三次稅務署長

狩野玄一君

熊本局

高瀬稅務署長

田代勤太郎君

佐世保稅務署長

吉村重次君

行橋稅務署長

永松次郎君

テアリマス

今日本事業カ斯克ノ如ク円満ニ好成绩ヲ以テ完成ヲ見ムトシツアルハ、此等身命ヲ堵シテ職ニ勤メタル人々ノ力、与テ大ナルモノアルコトヲ確信スル次第デアリマス、私ハ此ノ機会ニ於キマシテ諸君ト共ニ此等ノ尊キ犠牲者ニ対シ、特ニ深甚ナル敬意ト感謝ノ念ヲ以テ弔意ヲ表シタイト思ヒマス

本調査ハ元來國稅地租ノ課稅標準トシテ用ヒムカ為ニ之ヲ行ツタモノデアリマス、然ルニ調査中内閣力更迭致シマシタ為ニ、政府ノ方針ハ変更ヲ見ルニ到リマシテ、地租ハ之ヲ市町村ニ委讓スルコトニ決定シ、目下我々ノ手許ニ於テ著著之カ準備中デアリマス、從テ今回ノ調査ハ之ヲ國稅地租ノ課稅標準トシテ採用スルト云フ、当初ノ目的ハ實現セラレナイコトトナリマシタカ、地方稅タル地租ノ課稅標準トシテ府県ニ於テ賃貸價格ヲ調査スル場合ニ於キマスル有力ナル基礎資料ト相成ルヘキコトハ、何人モ疑ナキ所ト思フノデアリマス、更ニ又今日以後ニ於ケル我カ國ノ土地ニ對スル總テノ調査ハ、租稅ニ關スルモノト然ラサルモノトニ拘ラス、悉ク今回ノ調査ヲ其ノ根本基礎トセラルヘキコトハ、是亦一点ノ疑ノナイ所デアリマス、即チ直接ニ課稅ノ標準トシテ使用セラルルト否トヲ問ハス、諸君ノ功績ハ永遠ニ残リマシテ永ク國民ヨリ感謝セラルヘキコトハ、私ノ確信致シテ居ル所デアリマス

諸君稅務行政ノ事務ハ一時的ノモノテハナイノデアリマシテ、今日稅制整理ノ大事業ヲ完成シ、改租以來ノ大事業

タル土地賃賃価格調査ノ事業ヲ完了致シマシタトハ云へ、我等ノ事務ハ之カ為ニ聊モ減少スルコトハナイノデアリマス、我々ノ仕事ハ世運ノ進展ト共ニ二年ヲ逐フテ其ノ分量ヲ増シ内容ノ複雑ヲ加へ、我々ノ責任ハ年ト共ニ益々重大トナリツツアリマシテ、我々ニハ一日ノ苟安ヲモ許サレテ居ナイノデアリマス、我々ハ茲ニ大事業ノ成功ヲ祝スルト共ニ、更ニ覚悟ヲ新ニ充分ナル工夫ヲ積ミ、今後益々稅務行政ノ刷新改善ヲ計ラナケレハナラヌト存シマス、今回諸君ノ御会同ヲ催スニ至ツタ主旨モ亦、實ニ此ノ点ニアリマス、即チ稅務行政カ今日ヨリ更ニ一段國民ニ了解セラルル様ニ、國民ノ租稅ヲ納メ得ルカト國民ノ實際ノ負担トノ權衡ヲ、今日ヨリ尚一層公平適実ナラシムルカ為ニ、又稅務行政ノ能率ヲ今日ヨリモ更ニ昂上スルカ為ニ、此際稅務行政ノ第一線ニ立チ、直接稅法執行ノ任ニ當ラルル諸君ノ工夫ト識見トヲ伺ツテ、以テ將來ノ稅務行政ノ大策ヲ定ムル根拠ト致シタイ考デアリマス、幸ニ此ノ本旨ヲ諒セラレマシテ、多年ノ經驗ニ鑑ミ諸君ノ平素ノ蘊蓄ヲ、直催明確ニ忌憚ナク吐露セラレムコトヲ希望シテ止マナイ次第デアリマス

昭和三年一月十日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

過般東京ニ開催セラレタル全國稅務署長協議會ニ提出シタル協議事項ニ對スル署長意見ノ大要、別冊御參考迄ニ及送付候也

「昭和二年十二月全國稅務署長協議會

協議事項ニ対シ各稅務署長ヨリ提出シタル意見ノ大要

大蔵省主稅局

昭和二年十二月全国稅務署長協議會

協議事項

稅務行政ノ執行ニ關シ施設改善ヲ要スル事項

各稅務署長ヨリ提出シタル意見大要左ノ如シ

一 稅務機關ノ改善ニ關スル事項

- 一 稅務署管轄区域ヲ郡ノ区域ニ依ラス、稅務執行上ノ便否ニ依リ定ムルコト
- 二 事務ノ分量ト交通ノ便否トニ稽ヘ稅務署ノ新設廢合ヲ行フコト
- 三 稅務署三分課制度ヲ廢シ二分課制度トスルコト、又ハ各地ノ狀況ニ応シ任意ノ分課制度ヲ認ムルコト
- 四 雜種財産ニ關スル事務ハ直稅課ノ分掌トスルコト
- 五 稅務署定員ヲ増加スルコト
- 六 稅務署定員ノ算出方法ヲ改ムルコト
- 七 大稅務署ニハ監察部又ハ監察官ヲ置クコト
- 八 間稅監視員制度ヲ廢止スルコト
- 九 稅務署ニ社会課ヲ設ケ租稅智識ノ普及、其ノ他ノ事務ヲ取扱ハシムルコト
- 一〇 直稅事務ニ堪能ナル課長級ヲ選抜シテ數稅務署兼務制ヲ設クルコト
- 一一 稅務監督局ノ減少又ハ全廢、稅務監督官ノ廢止

- 一二 稅務機關ヲ獨立シテ一省ヲ設クルコト
 - 一三 主稅局、稅務署等ノ地位ヲ昂上セシムルコト
 - 一四 不動產登記事務ヲ稅務署ニ併合スルコト
 - 二 稅務官吏ノ權限ニ關スル事項
 - 一 稅務署長ノ權限ヲ擴張シ自由裁量ノ余地ヲ多カラシメ稅務執行ノ適実ヲ期スルコト、稅務監督局ニ稟議ヲ要スヘキ事項ノ範圍ヲ縮少統一スルコト
 - 二 稅務署長ノ市町村ニ對スル監督權ヲ擴張シ、交付金利用使途ニ關シ積極的參與ノ權能ヲ与フルコト
 - 三 稅務署長ニ銀行又ハ公証人役場備付帳簿查閱ノ權能ヲ与フルコト
 - 四 稅務署長ニ支出官ヲ命スルコト
 - 五 輕易ナル事務ハ課長ヲシテ執行セシムルコト
 - 三 稅務官吏ノ養成訓練ニ關スル事項
 - 一 稅務官吏養成所ヲ設置スルコト、中央及地方ニ設置スルコト、長期稅務講習會ヲ開催スルコト
 - 二 稅務講習會ニハ倫理又ハ修身ノ科目ヲ設クルコト、責任觀念涵養ニ關スル科目ヲ加フルコト
 - 三 綱紀保持上ノ機關トシテ徳高ク修養上ノ見識アル事務官ヲ置キ、巡回講演及監督ヲ為サシムルコト
 - 四 品性上欠点アル者乃至極メテ吝嗇メテ評アル者ヲ遠サクルコト、殊ニ署長級ニ在リテハ極端ニ之ヲ排斥スルコト
 - 五 權威アル稅務講習録ヲ發行スルコト、大藏省主催稅務講習會講本ヲ各署ニ配付スルコト、圖書購入費ヲ増配スルコト
- 六 大藏省員又ハ監督局員ヲ稅務署ニ派シ講演及指導ヲ為サシムルコト、監督局ニ稅務官吏指導部員ヲ置クコト

- 七 大蔵省、監督局、税務署間職員ノ交替勤務制度ヲ設ケ執務常識ノ養成ヲ図ルコト
- 八 税務署長ニ海外視察ヲ為サシムルコト
- 九 課長又ハ係主任等ニハ毎年管外出張ヲ為サシムルコト
- 一〇 全国税務署長會議ヲ毎年一回開催スルコト
- 一一 全国税務署課長會議ヲ開催スルコト
- 四 税務官吏ノ待遇ニ関スル事項
- 一 吏員ヲ一層優遇シテ素質ノ向上ヲ計ルコト
- 二 税務官吏共済会ヲ設置スルコト
- 三 信賞必罰主義ヲ励行シ能吏ヲ優遇スルコト、待遇ヲ衡平ナラシムルコト、税務官吏表彰規定ヲ設クルコト
- 四 税務署長ハ凡テ高等官トスルコト
- 五 主要地税務署ニ副司税官ヲ置クコト、課長ヲ高等官トスルコト
- 六 官舎ヲ設クルコト、住宅料ヲ支給スルコト、署長ノ住宅ニハ電話ヲ架設スルコト
- 七 署長ニ在勤手当ヲ支給スルコト、交際費ヲ支給スルコト
- 八 税務官吏ニ年功加俸ヲ支給スルコト
- 九 日額旅費ヲ増加スルコト、各課ヲ同一ニスルコト
- 一〇 税務官吏ヲ終身官トスルコト
- 一一 税務官吏ニ停年制ヲ設クルコト
- 一二 行政整理基金ヲ設ケ、常時無能ヲ排シ有能ヲ抜キ稅務行政ノ向上ヲ図ルコト

五 租税ノ普及宣伝ニ関スル事項

- 一 税務宣伝部ヲ設ケ講演、映画、演劇等ヲ利用シ、租税智識ノ普及ト納税觀念ノ向上ニ努ムルコト
 - 二 学校ヲ利用シ、尚一層租税ニ関スル智識ノ普及ト納税思想ノ涵養ヲ計ルコト
 - 三 納税相談所ヲ一層活動セシムルコト
 - 四 一般公衆ニ対シ公民性ヲ涵養シ予算關係ヲ周知セシムルコト
 - 五 地方庁ニ於テモ、納税思想ノ涵養及善導ニ関スル施設ヲ為サシムヘク内務省ヘ交渉スルコト、公共団体等ニ於テ講演會開催ノ場合ハ納税ニ関スル講演ヲ依頼スルコト
 - 六 納税觀念ノ涵養ニ関スル施設ノ為要スル經費ヲ各署ヘ配付スルコト
 - 七 租税智識ノ普及ヲ図ル為中央ニ一大財務協會ヲ設クルコト、退職税務官吏ノ団体ヲ組織シ間接的ニ納税思想ノ改善ヲ図ルコト
 - 八 租税法規ノ單純平易化ニ努ムルコト
- 六 租税ノ賦課取締等ニ関スル事項
- 一 商工業庶業所得標準率ヲ一層実情ニ適応スル様改ムルコト、全国所得標準率ヲ各署ヘ配付スルコト、標準率統一主義ヲ緩和スルコト、縮約シテ十乃至二十程度トスルコト
 - 二 田畑所得標準率ヲ小作一率トスルコト
 - 三 税務ノ執行ヲ成ルヘク公開スルコト、特ニ所得標準率ヲ公開スルコト
 - 四 第三種所得計算上負債ノ利子ヲ本人ノ申請ニ依リ控除シ、信用資金ノ調査ノ徹底ヲ期スルコト
 - 五 財産整理等ニ依リ土地ト共ニ売却シタル山林所得ノ課税方ニ付例外規定ヲ設ケラレタキコト

- 六 純益計算上家事ニ関連スル経費ト雖、按分計算シ得ル様法規ヲ改正スルコト
- 七 所得税及營業収益税ノ実績課税主義ヲ予算課税主義ニ改ムルコト
- 八 山林台帳ヲ調製スルコト
- 九 課税資料通報ヲ励行スルコト
- 一〇 所得調査委員会ノ郡市別ヲ廃止スルコト
- 一一 營業収益税法ヲ改正スルコト、課税最低限ヲ引上クルコト、小營業者ノ負担ヲ緩和スルコト
- 一二 商工業者ノ記帳慣習養成ニ關スル施設ヲ為スコト
- 一三 所得税、營業収益税、資本金子税、相続税ノ申告様式ヲ統一スルコト
- 一四 所得税又ハ營業収益税ノ減損更訂ニ付、所得又ハ純益力実績ニ依ルモノナル場合ハ、其ノ基本ノ一部又ハ全部ヲ失ヒタルニ因ル減損ノ場合ニ非サレハ更訂セサルコトニ改ムルコト
- 一五 直税事務ヲ全国的ニ統一シ都鄙ニ依リ差別的ノ取扱ヲ為ササルコト
- 一六 画一的税務ノ執行ヲ排シ地方ノ実情ニ適応セシムルコト
- 一七 各税無申告者ノ制裁規定ヲ設クルコト
- 一八 直税ノ制裁規定ハ輕キニ過ク、直税犯則者ニ対スル処罰ヲ励行スルコト、間接国税犯則者処分法ヲ一般租税ニモ適用スルコト
- 一九 個人的会社ノ設立ニ關シ制限規定ヲ設クルコト
- 二〇 農業倉庫、産業組合等ノ目的外ノ行為ニ対シ課税スルコト
- 二一 地租条例第十三条ノ二ニ依ル地租免除ハ、納税者ノ申請ヲ俟タス当該市町村長ノ認定ニ依リ処分シ得ル様法規

ヲ改正スルコト、田畑地価二百円未満ノ者ニハ自作小作ヲ問ハス且申請ヲ俟タス免税スルコト、地租ニ付營業収益税トノ權衡ヲ図リ課税最低限ヲ設クルコト

二二 各地目地租額十錢未満ノモノハ之ヲ免除スルコト、分納額一錢ハ徴収セサルコト

二三 単ニ溜池ヲ新設又ハ改修スル為ニ耕地整理法ヲ適用スル場合ハ、地価配賦手續ヲ省略スルコト

二四 土地ノ新規登録ノ場合以外ニ於ケル丈量ヲ廢スルコト

二五 無届異動地申告ノ催告ニ応セサル者ニハ、政府ニ於テ調査処分シ相当手数料徴収ノ途ヲ講スルコト

二六 土地面積ノ呼称ヲメートル法ニ改ムルコト

二七 土地台帳ヲカード式ニ改ムルコト

二八 北海道ニ於ケル市町村名寄帳ヲ改調シテ、府県ニ於ケルモノト同様ニスルコト

二九 相続税法第十二条ノ報告ヲ迅速正確ナラシムル一方法トシテ相続税ニ付加税ヲ認ムルコト、相続税法第十二条ノ報告中分家ヲ加フルコト

三〇 酒類ノ申告査定ヲ採用スルコト

三一 酒造税ヲ庫出課税ニ改ムルコト

三二 酒造税法中ヨリ濁酒ヲ削除スルコト

三三 濁酒密造地帯ノ稅務署ニ機密費ヲ配付スルコト

三四 濁酒製造者ニ對シ東北地方ハ濁酒ノ移出ヲ為サシメサル取扱ハ妥當ナラサルヲ以テ、移入先ニ於テ相當取締ノ途ヲ講スルコト

三五 酒造税法第五條ノ制限石數ヲ實施スルコト、清涼飲料製造免許者ニ對シテモ制限石數ヲ定ムルコト

- 三六 酒類販売業者ニ対シ免許制度ヲ設クルコト
- 三七 麦酒、酒精含有飲料、清涼飲料ニシテ壘詰販売ニ係ルモノノ王冠及「コロク」ハ政府ニ於テ製造発売スルコト
- 三八 酒造税法、酒類〔精〕及酒精含有飲料税法、酒母醪及麴取締法、酒類・酒精及酒精ヲ含有スル飲料輸出戻税ニ
關スル法律、酒精及酒精含有飲料徴収猶予ニ關スル法律、工業用酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法等ヲ一箇
ノ法律ニ統一シ取締規定ヲ整一ナラシムルコト
- 三九 間稅取締ヲ受クル小製造業者ヲ合併セシムルコト
- 四〇 印紙税法第四条第一項第一号乃至第五号ノ書類ニ付テハ、旧法第二条ノ稅額ヲ復活セシムルコト
- 四一 各稅台帳ハ之ヲ廢シ調査簿ヲ以テ兼用スルコト
- 四二 各種帳簿ヲ洋式ニ統一スルコト
- 四三 民権ノ旺盛ニ伴フ賦課徴収上ニ及ホスヘキ弊害ヲ防止シ、其ノ絶滅ヲ期スルコト
- 四四 中央地方ノ事情ヲ彼此敏速ニ疏通シ得ラルヘキ方法ヲ講スルコト
- 四五 國稅事務ニ關シ援助ヲ与フル様、所属職員ニ訓令方ヲ各省ニ通達スルコト
- 四六 市町村其ノ他公共団体トノ關係ヲ尚一層密接ニシ協力共調ノ実ヲ計スルコト
- 四七 稅務懇談会又ハ稅務協議会ニ要スル經費ヲ増配スルコト
- 四八 常設顧問員ヲ設クルコト
- 四九 稅務諮問機關ニ対シ交付金制度ヲ設クルコト
- 七 租稅ノ徴収ニ關スル事項
- 一 國稅ノ總テヲ稅務署直接徴収トスルコト

- 二 督促手数料及延滞日歩ヲ相当引上クルコト、延滞日歩ニ対スル取扱ヲ改ムルコト
 - 三 納税組合法ヲ制定シ、納税組合設置ノ奨励及優良組合推奨ノ方法ヲ講スルコト
 - 四 国税徴収法ヲ根本的ニ改正シテ繰上徴収ノ範圍ヲ拡張シ、且滞納処分ノ簡便ヲ計ルコト
 - 五 田租ノ納期ヲ二期トシ、畑雑地租ノ納期ヲ一期トスルコト
 - 六 年額十錢未滿ノ地租ハ第一期ニ於テ全額ヲ徴収スルコト
 - 七 北海道ノ地租納期間ヲ内地同様一ヶ月トスルコト
 - 八 試掘鉦区税ヲ登録税ニ改ムルコト、納税保全ノ途ヲ講スルコト、鉦業權者ノ住所地税務署ニ於テ賦課徴収スルコト
 - 九 酒造税法第十三条ノ保証物一石ニ付七円ヲ二十円程度ニ引上クルコト
 - 一〇 滞納税金ノ徴収ニ付集金郵便制度ヲ採用スルコト
 - 一一 滞納者ニハ已ムヲ得サル事情アルモノノ外罰科金ヲ課スルコト
 - 一二 市町村交付金ヲ徴収歩合ニ依リ支給スルコト
 - 一三 納税完納ノ市町村ヲ表彰スルコト、表彰ニハ物質的給与ヲ伴ハシムルコト
- 八 其ノ他
- 一 税務署庁舎ノ新築改築又ハ修繕ヲ為スコト
 - 二 税務署備品ノ改善統一ヲ図リ能率昂上ノ方法ヲ講スルコト
 - 三 署員ノ自転車設備ニ対シ補助金ヲ交付シ、又ハ之ヲ免税スル等相当ノ特典ヲ与フルコト
 - 四 税務署ニ自転車、スキー等ヲ設備スルコト

- 五 稅務監督局發行ノ稅務統計書ヲ完全ナラシメ、稅務署統計台帳ノ調製ヲ省略スルコト
- 六 各稅務監督局ニ在ル財務協會ヲ合同統一スルコト
- 七 各局局報ヲ全国各署ニ交換配付スルコト
- 八 職員心身ノ鍛練ヲ計ル為相當ノ設備ヲ為スコト、稅務署ニ運動場ヲ設クルコト
- 九 租稅委員ヲ表彰スルコト
- 一〇 市町村吏員ノ國稅事務功勞者ヲ表彰スルコト、優遇スルコト
- 一一 市町村吏員ヲ稅務官吏ニ兼任スルコト
- 一二 市町村吏員ニ對シ國稅事務講習會ヲ設クルコト
- 一三 一般寄付金ニ付相當ノ制限ヲ設クルコト
- 一四 地方稅制限ニ關スル法律ヲ改正スルコト、營業稅附加稅ヲ國稅ノ半額程度ニ引下クルコト、制限外課稅ノ認可
ニ付國稅ト同一納期ニ徵收スル付加稅ハ、必ス本稅ヨリ少額ナラシムヘク注意スルコト
- 一五 酒類釀造指導ヲ稅務當局ノ一手ニ收ムルコト
- 一六 中等學校程度以上ノ學生ヲ有スル者転勤ノ場合ハ、其ノ學生モ転校ノ自由ヲ得セシムル途ヲ講スルコト
- 一七 衆議院議員選舉法第九条及府県制第六條中ヨリ收稅官吏ヲ削除スルコト

(平 12 高松 42)

僭越デ御座イマスガ、列席者一同ヲ代表致シマシテ、一言答辞ヲ申述べタイト存ジマス。

私共同僚ガ職ヲ稅務ニ奉ジマシテ以來ノ大事業デアリマシタ所ノ、土地賃貸価格調査事業ノ一段落ヲ見マシタノヲ機会ニ、公務御多忙ノ折柄ニモ拘ラズ此ノ協議会ヲ開催セラレマシテ、私共ヲ御招集下サイマシタコトニ付キマシテハ、主税局長閣下始メ局員各位ノ御厚情ヲ付度致シマシテ、一同深キ感銘ニ打タルルノデゴザイマス。

殊ニ招集ノ選ニ当リ此ノ意義アル会議ニ列席シテ平素抱懷セル意見ヲ申述ブルノ光荣ヲ得マシタコトハ、我々ノ感激ニ堪ヘナイ所デアリマシテ、一個人ノ歴史ノ上ニモ一段ノ光彩ヲ添ヘル次第デゴザイマス。

只今ハ御懇篤ナル御訓示ヲ頂キマシタノミナラズ、土地賃貸価格ノ調査ニ付キマシテハ過分ノ御賞詞ヲ拝シマシテ、汗顔ノ至ニ堪ヘマセヌ。

土地賃貸価格ノ調査ニ付キマシテハ、吾々ハ一年有半渾身ノ努力ヲ捧ゲテ此ノ大事業ニ従事致シマシテ、御訓示ニモゴザイマシタルカ如ク相当ナル成績ヲ収ムルコトヲ得マシタ、併シ此ノコトハ上ハ閣下並ニ主税局員ノ各位ノ御懇切ナル御指導ト稅務監督局幹部ノ周到ナル御援助トニ依リ、下ハ同僚署員ガ終始緊張セル氣分ヲ持チ廢休ニ次グニ夜勤或ハ深更ニ及ビ或ハ夜ヲ徹シ、外ニ在リマシテハ炎暑嚴冬ノ氣候ニモ堪ヘ事業完成ニ全力ヲ尽シタ結果ニ外ナラヌノデアリマス、今茲ニ事業ノ跡ヲ回顧致シマスレバ一年有半ノ間署員ガ此ノ大事業ニ従事シ一心協力以テ之ニ当リ、稅務官吏ノ伝統的美風ヲ遺憾ナク發揮致シマシタト云フコトハ真実デゴザイマスガ、之ハ一面ニ於テ主税当局ノ御指導ト御鞭撻トガ其ノ宜シキヲ得タ為デアリマス、我々ハ此ノ間上司ノ御期待ニ背カザラムコトヲ期シテ參ツタト云フニ過ギマセヌ。

只今局長閣下ヨリ拝シマシタル所ノ御賞詞ヲ、帰任ノ上署員並ニ此ノ會議ニ列席シナカツタ同僚ニ伝ヘマシタナラバ、如何ニ閣下ノ御恩情ノ深キニ感激致スコトデゴザイマセウ、私共列席者ハ只今ノ御賞詞ヲ拝シタル喜ビノ上ニ、

更ニ帰任ノ上署員並ニ同僚ニ之ヲ伝ヘマシテ、此ノ喜ビヲ再ヒスルト云フコトヲ思ヒマスレバ、一層ノ感激ニ堪ヘヌ次第デゴザイマス。

今回御多忙ノ所此ノ協議会ヲ御開催下サイマシタ所ノ御趣旨ハ克ク之ヲ体シマシテ、忌憚ナキ卑見ヲ申上グルト同時ニ、御指導ヲ受ケ且帝都滞在中種々新シイ智識ヲモ獲マシテ、帰任ノ上ハ将来ノ稅務行政ノ上ニ一段ノ貢獻ヲ為スベク微力ヲ捧ゲ度イ存念デゴザイマス、希クハ閣下ニ於カセラレマシテハ今後我々ヲ此ノ上共充分御指導下サイマシテ、稅務官吏ノ伝統的美風ヲシテ永遠ニ維持セシムルコトニ付、一層ノ御援助ヲ垂レラレムコトヲ希望シテ已マヌ次第デゴザイマス。

簡單ナガラ之ヲ以テ御答ヘト致シマス。

(昭43 東京 9-12)

8 昭和3年4月 土地賃貸価格調査臨時雇員照会の件

秘第九五号

〔3・4・30熊本稅務監督局印〕

稅務署長殿

元稅務監督局属関川昇カ、土地賃貸価格調査事務ニ従事シ解雇セラレタル者ヲ糾合シ、自ラ理事トナリ、在職中ノ時間外勤務ニ対シ相当ノ報酬ヲ請求スルノ運動ヲ起サントスルコトニ付テハ、不取敢電報ヲ以テ示達シ置キタル処、其ノ内情詳細判明セサル点アルモ、要スルニ解職セラレタルモノニ対シ極力煽動ヲ試ミ、左記会則ノ目的ヲ遂行スルニ外ナラスシテ、其ノ手段方法穩当ヲ欠クノミナラス、一面思想団体等ト連絡スルコトナキヤノ懸念モ有之ニ付、万一

ニモ之ニ加盟スルカ如キコトナキ様配慮セラルヘク、尤モ此種事件ノ性質ニ鑑ミ其ノ方法高压のニ出ツル等、当局ノ態度如何ニ依リテハ反ツテ該運動ヲ激成セシムルノ虞モ有之ニ付、其ノ辺深甚ノ留意ヲ払ヒ、苟モ禍ヲ他日ニ貽スカ如キコトナキ様取計ハルヘシ、追テ本件ニ関スル其ノ後ノ動靜ニ付探聞シタル事項ハ、其ノ都度速ニ申報セラルヘク、尚本件関川昇ノ最初ノ照会ニ対シ何等ノ疑念ヲ起サス、直ニ回答ヲ發シタル向アリタルノミナラス、中ニハ本件ハ就職ノ關係ヲ顧念シ何等支障ナキモノト誤信シ、又ハ文面上別ニ弊害アルヘクモ推察セサリシニ依リ、即時回答セシ等申報アリタルモノ有之、此ノ如キハ日常事務以外ノ事項ニ関スル外部ノ照会、特ニ人事ニ関スルモノニ対シ、其ノ影響ノ如何ヲ深く考慮セサリシト、如何ナル目的ノ為此ノ如キ文意ノ照会ヲ為シタルモノナルヤニ考慮ヲ払ハサリシニ基因シ、稍輕率ノ嫌アルヲ免レサルニ付、将来特ニ注意セラルヘシ

尚今回ノ事件ニ拘ラス、解職者ヲシテ稅務当局ニ対シ反感ヲ懷カシムルカ如キハ、稅務執行上種々ノ惡影響ヲ及ホスヘキヲ以テ特ニ注意セラルヘク、優秀ナル者ニシテ再就職ノ希望アルモノニ付テハ、可成之ヲ採用スルコトモ一方法ナルヘキニ付含置カルヘシ

会 則（主 眼）

- 一 土地賃貸価格事務調査中、制規時間以外ニ提供シタル勤勞ニ対シ報酬ヲ請求スルコト、其ノ目的ヲ行フタメ所属支出官ニ対シ時間外勤務給与ノ請求ヲナスコト
- 二 第何条目的遂行ノ為メ、大藏大臣及所属監督局長ニ陳情若クハ請願ヲナスコト
- 三 時宜ニヨリ會員大会ヲ召集スルコト

加盟セントスルモノハ実費トシテ各自金壹円ヲ加盟金トシテ入会ト共ニ送ルコト

秘第一〇二号

[3・5・4 熊本稅務監督局印]

稅務署長殿

元局属関川昇ヨリ退職署員ニ対シ時間外勤務手当請求ニ関スル檄文ヲ發送シタルコトニ付テハ、曩ニ内牒シ置キタル
処、今回又々現職雇員ニ対シテモ煽動的ノ文書ヲ發送シタル趣ニ付、相当留意シ置カルヘシ

追テ、現職雇員中ニハ斯カル運動ニ加盟スルカ如キ不健全ノ思想ヲ懷クモノナキヲ確信スルモ、万一之ニ雷同シ不
穩ノ行動ニ出ツルモノアリタル際ハ、時ヲ移サス其ノ真相詳細申報スル様心得置カルヘシ

秘第九九号

[3・5・4 熊本稅務監督局印]

稅務署長殿

稅務署ニ於ケル收受文書ノ処理、決裁、發送等ノ手續ニ付テハ、稅務署文書取扱規程並稅務署処務細則ニ依リ取扱ヒ
ツ、アルヘキ筈ナルニ、今回解職署員ノ住所氏名ヲ東京市関川昇ニ回答シタル稅務署中二三署ニ在テハ、当初書類収
受ノ際雇員力勝手ニ開封処理シタルモノ、又ハ署長ノ決裁ヲ經スシテ当該書類ニ關係事項記入回答シタルモノアルコ
ト發覚スルニ至リタルカ、此ノ如キハ誠ニ不都合ノ次第ニシテ、常時或ハ類似ノ事例ナキヲ保シ難ク、事件ニ依リテ
ハ由々數結果ヲ惹起スル場合アルヘキニ付、文書ノ処理、其ノ他ニ関シテハ特ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ、将来失態ヲ生ス
ルカ如キコトナキ様、此際署員ヲ訓諭スルト共ニ十分監督ヲ励行シ万遺憾ナキヲ期セラルヘシ

昭和三年四月二十七日

署長 ㊦ 課長 ㊦

熊本稅務監督局長宛電報案

署長 七十四字 電報料九十錢

関川ノ件ハ回答後通牒ニ接シタルヲ以テ、當時直ニ関川ヨリ何等ノ交渉アルモ、之ニ応セサルコトニ注意致置タリ

元稅務監督局属関川昇ヨリ退職署員ノ住所氏名ヲ各署ニ問合タルニ對シ、回答見合スヘキ旨電信ニテ通牒シ置タル処、既ニ回答済ノモノアリ、同人ヨリ一兩日前更ニ該退職署員ヲ糾合シ、時間外勤務手当請求ノ運動ヲ起サンカ為メ、檄文ヲ發送シタル形跡アリ、就テハ右運動ニ加盟スルカ如キコトナキ様内々速ニ処置ヲ取ラレタシ、尚右退職署員ノ住所氏名ヲ回答シタルヤ否、即時電信ニテ報告アレ 局

稅務署ノ圧迫ヲ恐ル、ナ

大蔵省属僚ハ稅務監督局及稅務署ニ通報シ、極力本件ノ揉消方法ヲ講シツ、アリ、諸君ノ勤勞ノ搾取者タル彼等ガ如何ニ衷心恐怖ニ襲ハレ、如何ニ狼狽セルカハ此ノ一事ヲ見ルモ明カナリ、在職中ノ苦杯ニ懲リタル諸君ハ、再ビ彼等ノ威圧ト甘言ニ乗セラル、程薄志ナラザルコトハ、余ノ信シテ疑ハザル所ナリ

当然ノ權利ヲ合法的ニ行使スルニ誰ヲ恐レ誰ニ憚ルモノゾ

主張ニ忠実ナラザル者ハ終ニ社会ノ落伍者タルベシ、正義ノ主張ハ必ズ勝ツ、至誠ハ天ニ通ズ、糊塗弥縫ハ彼等属僚ノ常套手段タリ、断ジテ之ニ乗セラル、勿レ、諸君ノ要求ノ對手ハ彼等ニ非ラズ、大蔵大臣其ノ人ナリ、真ニ国家民人ヲ念フ國務大臣ニシテ、始メテ解決シ得ラル、問題タルナリ、宝库ノ鍵ハ已ニ諸君ノ掌中ニ在リ、狐疑スル勿レ、逡巡スル勿レ、立ツテ本会ト行動ヲ共ニセヨ

尚ホ、貴下ト元同僚タリシ臨時雇員諸君ニ対シ、漏ナク本会ノ趣旨御伝達ノ上、可成同一行動ニ出テラレムコトヲ切望ス

理事 関川 昇

土地賃貸価格調査ニ従事シタル稅務署臨時雇員諸君ニ概ス

国家的大事業タリシ、土地賃貸価格調査モ、大藏当局ノ画策適実ナリシト、実務ノ第一線ニ立ツ各位ノ、献身の努力ト相俟ツテ、予定通り昭和二年度末ヲ以テ完成致シマシタコトハ、国家ノ為誠ニ喜バシイ次第デアリマス。

過去二ケ年間諸君ガ早出晚退、精励恪勤、堅忍不拔ノ精神ヲ以テ、万難ヲ排シ、只管事業ノ完成ニ向テ邁進セラレタル劳苦ハ、国民ノ等シク認ムル所ニシテ、誠心誠意感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。乍然諸君ハ所謂「狡兔死シテ良狗煮ラル」ノ語ノ如ク、事業完成ト共ニ一片ノ辞令ヲ最後ニ失業ノ憂目ヲ見ルコト、ナツタノデアリマス。今ヤ各方面ニ就職ノ途ヲ講ジツ、アルコトト、真ニ同情ニ堪エナイ次第デ御座イマス。乍然事業其ノモノガ臨時的ナルガ故ニ、其ノ完成ト共ニ解雇ハ覚悟ノ前デナケレバナラナカツタ。今日此事ニ付テ私ハ敢テ云為スルノデハアリマセス。唯ダ地方カラ就職ノ為私ヲ便ツテ上京シタ諸君ノ言ヲ聞クニ、此ノ国家的大事業ノ裏ニ見免シ能ハザル不合理ガ公然行ハレツ、アツタコトニ驚カサレタノデアリマス。

諸君ノ過激ナル勤勞ニ対シ、稅務当局ノ支給シタル日給額ハ平均一円二十錢位ニ過ギナカツタデセウ。甚シキ薄給ト思ヒマスガ、之モ就職當時ノ認諾トシテ止ムヲ得ナイ次第デアリマス。乍然官庁ニハ閣令ニテ定メラレタル執務時間アリ、此ノ執務時間ヲ標準トシテ諸君ノ日給額ガ定メラレタルモノト見ルガ至当ト信ズルノデアリマス。官吏又ハ之ニ準スベキ月給雇員ノ如キハ、服務規律ノ拘束ヲ受ケ執務時間以外ノ勤務ニ服スルノ義務アルハ当然「リ」マ

スガ、今回ノ如キ臨時事業ニ従事スル臨時雇員諸君ノ如キハ、苛酷ノ勞務ノ為メ不幸病欠勤スルモ直ニ日給額ハ控除セラル、ノデアリマス。或ハ事業ノ完成、予算ノ不足等デ直ニ解雇セラル、ノデアリマス。採用ニ当リ任命ノ形式ヲ採ルモ実ハ普通ノ雇傭契約ト何等扱フ所ナク、寧ロヨリ以上ノ冷酷ナルモノガアルノデアリマス。從テ諸君ハ無報酬ニテ成規時間以外ノ勞務ニ服スル義務ガナイノデアリマス。若シ諸君ノ仕ヘシ署長ニシテ此辺ノ条理ヲ弁ヘ居リタランニハ、諸君ニ対シ無報酬ニテ成規時間以外ノ勤務ヲ強要シ得ザリシハ自明ノ理ナリシニ拘ラズ、全国到ル所ノ稅務署長ガ之ヲ強要シ敢テ意トセズ。監督官庁又之ヲ顧ミザルノミナラズ、反テ諸君ノ勤勞ノ搾取ニ巧ミナル者ヲ以テ手腕家ナリト稱揚シツ、アル実情デアル「リ」マス。豈ニ驚カザルヲ得ザルデアリマセヌカ。諸君ノ内ニハ己ニハ妻子ヲ擁シ、或ハ妻子ナクモ一家ノ中堅トシテ家族扶養ノ責任アル者モ多数デアリマセウ。僅々一日一円二十錢、無欠勤トスルモ月額三十余円ノ収入テ「ヲ」以テシテ如何ニ山村避「僻」地ト雖、現下ノ經濟事狀ニ於テ數人ハ愚カ一人ヲ糊スルモ容易ナラズト信ズルノデアリマス。勢イ諸君ハ夜間其ノ他勤務ノ余間ヲ以テ、収入補足ノ途ヲ講ゼザルベカラザル境遇ニ在ツタト想像サル、ノデアリマスガ、日々長時間ノ激務ハ諸君ノ身体ヲ綿ノ如ク疲レシメ、他ニ收入ヲ掬グルヲ許サナカツタノデアリマス。而カモ一方彼等ハ諸君ノ向上心ヲ巧ミニ利用シ、或ハ大藏省伝統ノ美風ナリトノ巧辞ノ下ニ、益々早出晚退多大ノ時間外勤務ヲ強要シ、之ニ対シ一錢一厘タリトモ報酬ハ与ヘラレナカツタノデアリマス。如何ニ悲惨ナル優遇デアツタデセウ。

翻テ諸君！ 眼ヲ社会ノ各方面ニ転ゼラレヨ。今日、日給制ニ依ル臨時雇員、傭人ニシテ成規時間以外ニ勤勞ヲ提供シタル場合、之ニ対スル報酬ヲ給与セザル官公署アリヤ。民間会社、工場等ハ謂フ迄モナク、内務省、東京市、其他官公署ニ於テモ夫々時間外勤務手当給与ノ制度ヲ設ケ実行シツ、アルノデアリマス。成規時間以外ニ提供シタル勤勞ニ対シ報酬ヲ受クルハ当然ノ權利デアリマス。官庁タルト会社タルト問フ所デハナイノデアリマス。

大蔵部内在職十五年ノ経験ヲ有スル私モ、所謂伝統的美風ニ涵養セラレ、今以テ勤勉ハ敢テ他ニ譲ラザル確信ヲ有ツテ居リマスガ、勤勉ニハ必ず報酬ノ伴フモノナルコトモ亦固ク信ジテ進ンデ居ルノデアリマス。從テ報酬ヲ与ヘズシテ勸「勤」勉ヲ強ユルガ如キハ奴隸ヲ強ユルト同様デ、仮令如何ナル巧辞ヲ以テスルモ反對セザルヲ得ナイノデアリマス。或ハ諸君ハ私ヲ目シテ輕薄ナル物質主義者ト思ハル、カモ知レマ「セ」ヌ。思フ人ハ思フガ宜シイノデス。乍然諸君！ 武士ハ喰ハネド高楊枝デ暮スニハ余リニ現在ノ經濟状態ハ逼迫シテ居ルノデアリマス。諸君ノ心中ニハ必ズ鬱勃タル不平ガ存在セラル、コト、思フノデアリマス。青年ノ不平ヲ押ヘテ訴フリ「ル」所ナカラシムル程、国家ノ為危険ハ無イノデアリマス。諸君ドウカ不平ヲ訴ヘテ下サイ、当然ノ權利ヲ主張シテ下サイ。

今ヤ土地賃貸価格調査事業ハ諸君ノ無報酬勤勞ノ提供ニヨリ、予算ニ巨額ノ剰余ヲ生ジ、諸君ヨリ勤勞ヲ搾取シタル残存上級官吏ハ御手盛ノ賞与金ニ拵歌鼓腹シテ居ルノデアリマス。

一將功成リテ万卒枯ル、トハ抑モ之ヲ謂フノデセウカ。否々諸君ハ兵卒デハナイノデス、諸君ノ勤務ハ憲法ニ定メラレタル国民的義務デハナイノデス、飽迄經濟關係デアリマス、權利義務關係デアリマス、諸君ノ勤勞ノ蓄積ハ大蔵省ノ予算簿ヲ通ジテ、日本銀行ガ確實ニ保管シテ居ルノデアリマス、之ヲ受取ルト受取ラザルトハ一ニ諸君ノ權利主張ノ如何ニ懸ツテ居ルノデアリマス。ドウカ当然ノ權利ヲ主張シテ下サイ。

乍然權利ノ主張ニモ手段ヲ要シマス。勤勞報酬ノ請求ニモ方法ガ要リマス、諸君ガ单独ニテ報酬ノ請求ヲ為スハ可ナルモ、結局給与規程ナシトノ理由ノ下ニ、属僚ニ依ツテ阻止セラルハ火ヲ見ルヨリ明カデアリマス。之ヲ大臣ニ訴フルモ犬ノ遠吠ヘ位ニシカ感ゼザルベシ。權利ノ主張ハ飽迄モ合理的ニ進マナケレバナリマモセヌ、戦ハ斷ジテ必勝ヲ期サ「ナ」ケレバナリマセヌ。全国三千ノ諸君ガ打ツテ一丸トナラナケレバナリマセヌ。鞏固ナル團結ヲ造ラナケレバナリマセヌ。斯シテ主張ニ權威ヲ生ズルノデアリマス。諸君ノ要求ハ必ず貫徹セラル、ノデアリマス。国家ノ為メ、

社会秩序維持ノ為メ、下ツテハ敬愛スル大蔵省内吏風改善ノ為メ、不肖敢テ揣ラズ、諸君ノ陣頭ニ身ヲ逞シ茲ニ大蔵臨雇会ナルモノヲ組織シ、諸君ノ権利主張ノ機関タラシメントスルモデアリマス。別紙会則御熟覽ノ上速ニ御加盟ノ上、会則第九条ノ事項至急報告アランコトヲ敢テ望ム。

昭和三年四月 日

東京市本郷区〔町名省略〕

大蔵臨雇会理事 関川 昇

振替口座東京七六六八九番

殿

附言

- 一 小生ハ大正十三年三月迄十五年間、東京大阪仙台局管内稅務署及稅務監督局ニ在職シ、退官後東京市役所ニ奉職シ、傍ラ香水製造販売及玩具製造販売ヲ経営セシメ、勤勉力行ヲ標語トシテ活動シツ、アリ
- 二 本運動開始ノ動機ハ時代ノ進運ト職務ノ性質トヲ解セザル稅務署長、其他属僚ノ為メニ售ラレタル諸君ノ不滿ヲ見ルニ忍ビズ、合理的ニ諸君ノ權利ヲ主張セシメ、以テ大蔵省内吏風ノ改善、進ンデハ社会秩序維持ノ為憤起シタニ他ナラ「ナ」イノデアリマス
- 三 故ニ本運動ハ他ノ思想団体、争議団体等ト全然没交渉ナルコト、及今後ト雖何等交渉ナキコトヲ言明ス
- 四 大正十五年七月採用、本年三月末解雇者（解雇当時ノ日給一円三拾錢）ノ時間外勤務料ヲ積算シタルニ、金三百六十一円二十一錢ニ達ス、諸君モ定メテ之ト大同小異ナルベシ、此ノ金額ハ諸君ガ当然受取り得ル權利ヲ有シテ居

ルリ「ノ」デアリマス。

- 五 本件ハ隣接稅務署ノ知人同僚諸君ニモ努メテ御勸誘ノ上御加盟アランコトヲ
- 六 本運動準備ノ為メ諸君ノ住所氏名ヲ全国各稅務署長ニ照會シ、已ニ多数ノ回答ヲ得タルモ、此事直ニ彼等ノ神經ヲ刺激シ大藏省ヨリ東京稅務監督局ヲ通ジ小生ヲ調査スルト共ニ、各稅務監督局ニ通報シ本運動ヲ阻止セムトスル形勢アリ。時代ヲ解セザル彼等屬僚ノ為ス所、常ニ斯ノ如シ、諸君ハ在職中欺カレタル巧辭ヲ以テ再ビ彼等ノ懷柔ニ乘セラレザランコトヲ望ム。

(別紙)

大藏臨雇會々則

第一条 本會ハ大藏臨雇會ト称シ、事務所ヲ東京市本郷区「町名省略」ニ置ク

第二条 本會ハ大藏省土地賃賃価格調査ニ従事シ、昭和三年三月末日迄ニ解雇セラレタル稅務署雇及臨時雇ヲ以テ入會資格者トス

第三条 本會ハ會員ガ土地賃賃価格調査事務ニ従事中、当該署長ノ要求ニ因リ官庁成規ノ執務時間以外ニ提供シタル勞務ニ対シ報酬ヲ請求シ、之ガ交付ヲ受クルコトヲ目的トス

第四条 前条ノ目的ヲ貫徹スル為メ本會理事ハ會員全部ヲ代表シ左ノ行為ヲ行フ

- 一 時間外勤務給与ヲ所属仕出官ニ請求シ之ヲ受領スルコト
- 二 大藏大臣及所属稅務監督局長ニ対シ陳情又ハ要求ヲ為スコト
- 三 目的貫徹ノ為メ時宜ニ依リ會員大会ヲ召集スルコト

第五條 第二條ノ有資格者ニシテ本会ニ加盟セムトスル者ハ、左記書式ノ誓約書ヲ作り之ニ署名捺印シ加盟金ヲ添付申込ヲ為スベシ

誓約書

私儀今般貴会ニ加盟致シタルニ付テハ左記各項ノ実行ヲ誓約ス

- 一 会則第三條ノ目的貫徹ノ為メ理事ノ統制ニ服シ、全會員結束ヲ鞏固ニシ单独の行動ヲ取ラサルコト
- 二 稅務当局ヨリ威圧ヲ受ケ又ハ懷柔ヲ以テ切崩シヲ受クルモ、断乎トシテ之ヲ退クルノ確乎タル操守ヲ有スルコト

- 三 本会加盟後ニ於テハ大藏省、稅務監督局又ハ稅務署ニ対スル時間外勤務給与、手当賞与報酬其ノ他如何ナル名義ヲ以テスルモ、之ガ請求及金額受領ノ件、並ニ之ニ関スル一切ノ件ハ貴会理事ヲ代理人ト定メ之ニ一任スルコト

以上

昭和三年 月 日

府 市 町 郡 村 番 地
縣 郡 村 番 地

元(何) 稅務署臨時雇

何 某 ㊦

生年月日

大藏臨雇会御中

第六條 本会加盟金ハ一人金壹円トシ、印刷、通信、事務費其ノ他本運動ノ実費ニ充ツルモノトス

第七条 会員ニシテ不得止事由ニ因リ本会ヲ脱退スルモ、加盟金ハ之ヲ返還セザルモノトス

第八条 本会理事ニ於テ本会運動ノ結果ニ因ル金員ヲ受領シタルトキハ、受領ノ日ヨリ五日以内ニ当該会員ニ送付ス

第九条 第五条ノ加盟申込ト共ニ請求金額ノ基本タルベキ左記事項ヲ正確ニ調査シ、其ノ調査ヲ本会ニ送付スベシ

一 新ニ採用セラレタル年月日及其ノ日給額

二 勤続中昇給シタルモノハ昇給年月日及其ノ金額（辞令書アルモノハ辞令ニ依リ調査）

三 御用済解雇又ハ依頼解雇年月日及解雇当時ノ日給額

四 採用後解雇迄ノ間ニ於ケル各月別ニ退庁時刻ヲ調査スルコト

第十条 本会々務ヲ行フニ当リ、加盟金ヲ以テ実費ニ不足ヲ生ジタルトキハ追徴スルコトアルベク、又解散当時加盟金ニ剰余アルトキハ之ヲ解散当時現在ノ会員ニ平等ニ返還ス

第十一条 本会ハ左ノ場合ニ於テ解散ス

一 第三条ノ目的ヲ貫徹シタルトキ

二 会員ノ過半数ノ請求アリタルトキ

三 本会理事ニ於テ解散ヲ必要ト認め、会員過半数ノ同意ヲ得タルトキ

第十二条 本会々務及会計報告ハ解散ノトキ之ヲ為ス

東京市本郷区〔町名省略〕

大蔵省臨雇会

理事 関川 昇

（昭44 福岡 7）

9 昭和3年6月 局長會議における三土大蔵大臣訓示

昭和三年六月廿二日

大阪稅務監督局長 

稅務署長殿

本月八日ヨリ東京ニ開カレタル稅務監督局長會議席上ニ於ケル大蔵大臣訓示、別紙及送付候條、克ク其ノ趣旨ヲ体シ万遺憾ナキヲ期セラレ度

大蔵大臣〔三土忠造〕訓示（昭和三年六月八日 於稅務監督局長會議）

茲ニ稅務監督局長會議ノ開催ニ當リ、一言所思ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ欣快トスル所デアリマス。惟フニ稅務行政ハ国家財政ニ關スル重要ナル事務タルノミナラズ、又直接一般國民ノ利害ニ至大ノ關係ヲ有スル事務デアリマス。諸君ガ其ノ職責ノ重キヲ自覺シ、平素忠實熱心ニ其ノ職務ニ尽瘁セラレツツアルコトニ對シテハ、深ク感謝ノ意ヲ表シマス。然シ乍ラ時勢ノ進展ニ伴ヒ稅務行政上、尚施設改善ヲ要スルモノハ決シテ尠クナイト認メラレマスカラ、諸君ハ克ク時代ノ趨勢ヲ察シ、執務上改善ヲ要スト認ムル事項アラバ努メテ之ヲ実行シ、以テ國民負担ノ適正ヲ計ルト共ニ、國民ニ怨嗟ノ声無カラシムル様、將來一層努力セラレムコトヲ望ミマス。

昨年来大蔵省ニ稅制調査会ヲ設置シ稅制ノ整理ニ着手シテ居ルコトハ、諸君御承知ノ通デアリマシガ、政府ハ此ノ際國稅及地方稅ヲ通ジ一般の稅制整理ヲ断行シ、社会政策的租稅制度ヲ確立スルノ方針ヲ樹テ、其ノ成案ヲ來議會ニ提出致ス積デアリマスカラ、直接稅務行政執行ノ任ニ當ツテ居ラルル諸君ニ於テ、意見ノ具申スベキモノアラバ進デ

之ヲ開陳セラレムコトヲ望ミマス。

次ニ国有財産ニ関スル事務ハ年ヲ逐ウテ益々繁劇ヲ加フルニ至リ、諸君ガ稅務行政ヲ担当セラルル傍ラ本事務ニ對シ払ハルル努力ハ、誠ニ容易ナラザルモノガアルコトト信ジマス。幸ニ諸君ノ熱心ナル尽力ニ依リ雜種財産ノ整理処分ハ漸次ニ進捗シテ居リマスガ、尚其ノ整理ヲ要スベキモノガ多数残存シテ居ルノミナラズ、公共用財産其ノ他各省所管ノ財産ニシテ引繼ヲ受クベキモノ、及脱落地等ノ調査ニ付テ諸君ノ勞ヲ煩ハスコトガ多イト考ヘマスカラ、将来ニ於テモ国有財産ノ事務ニ付充分注意ヲ払ハレムコトヲ望ミマス

近時動モスレバ過激ナル思想ヲ抱ク者ヲ生ジ、最近ニ至リテハ我国體ノ變革ヲ企図スル共產黨事件ノ發生ヲ見ルニ至リマシタコトハ、誠ニ痛心ニ堪ヘマセヌ、此ノ際國民相戒メテ浮薄輕佻ナル氣風ヲ斥ケ、堅実ナル思想ヲ涵養スルノ必要アルコトハ言フ迄モ無イ所デアリマス。斯クノ如キ時勢ニ於テハ職ヲ官ニ奉ズル者ノ責任ハ特ニ重イト謂ハナケレバナリマセヌ。多数ノ職員ヲ率キテ居ラルル諸君ハ平素深く思ヲ茲ニ致シ、部下ノ指導監督ノ為ニ更ニ一段ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ミマス。

官紀ノ振肅ニ付テハ、諸君モ常ニ留意セラレテ居ルコトトハ信ジマスケレドモ、未ダ全ク非違者ノ跡ヲ絶ツニ至ラザルコトハ誠ニ遺憾デアリマス。不正行為ヲ敢行スル者ニ對シテハ、之ヲ処分スルニ躊躇スルコトナク、嚴正ナル綱紀ノ維持ニ努ムルト共ニ、諸君ハ克ク部下ヲ訓練シテ稅務官吏素質ノ向上ヲ計リ、新進有為ノ才ヲ拔擢シテ人心ヲ刷新シ、上下一致協力シテ公正円満ナル稅務行政ノ執行ヲ遂ゲラレムコトヲ希望スル次第デアリマス。

終リニ諮問事項ニ付テハ關係部局長ヨリ説明ヲ致サセマスカラ、諸君多年ノ經驗ニ依ル意見ヲ腹藏ナク陳ベラレ、当局ノ参考ニ資セラレムコトヲ望ミマス。

10 昭和4年4月 局長會議における三土大蔵大臣訓示

蔵第一〇四号

稅務署長殿

[4・5・20 熊本稅務監督局印]

曩ニ開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣「三土忠造」ノ訓示ハ、別紙ノ通ニ付了知セラルヘシ

大蔵大臣訓示（昭和四年四月十九日 於稅務監督局長會議）

茲ニ稅務監督局長會議ヲ開催セムトスルニ当リ一言所思ヲ述ブルコトヲ得ルハ、私ノ欣快トスル所デアリマス。我國ノ經濟界ハ官民努力ノ結果、漸次整理ノ進捗ヲ見ツアルノデアリマスガ、一般ノ狀況ハ未ダ不振ノ域ヲ脱シマセヌ。斯クノ如キ時節ニ於テハ稅務ノ執行ハ殊ニ困難デアラウト察セラレマス。然ルニ最近稅務行政ガ大体ニ於テ円満ニ執行セラレツアルコトハ、全ク諸君及諸君ノ部下ノ努力ノ結果ト考ヘマシテ、私ハ其ノ勞ヲ頗ル多トスル次第デアリマス。然シナガラ尚ホ各方面ニ於テ改善ノ余地ナシト申スコトハ出来マセヌ。諸君ハヨク時代ノ趨勢ヲ察シ益々工夫ヲ重ネ、稅務行政ノ為ニ更ニ一段ノ努力ヲ致サレムコトヲ希望致シマス。

現内閣ハ国民負担ノ適正ヲ図リ地方財政ノ確立ヲ期スル為ニ、地租及營業收益稅ヲ国税ヨリ撤廢シ、国税地方稅ヲ通ジテ稅制ノ整理ヲ行フノ方策ヲ樹テ、之ニ關スル諸法律案ヲ第五十六議會ニ提出シタノデアリマスガ、何分画時代的ノ大改革デアツテ、其ノ關係スル所モ頗ル広汎ニ亘リ法案ノ数モ多カツタガ為ニ、貴族院ニ於テ終ニ其ノ審議ヲ終了スルニ至ラズシテ會期ガ竭クルニ至ツタコトハ、私ノ甚ダ遺憾トスル所デアリマス。尚此機會ニ於テ本稅制整理ノ

為ニ諸君ガ各種ノ資料ヲ提供シ、調査上大イニ貢獻セラレタルコトニ対シ一言感謝ノ意ヲ表シマス。

無届異動地ノ整理ヲ促進スルコトハ今日ノ急務ナリト考ヘマシテ、今回之ガ必要經費ヲ予算ニ計上シ、今後二年間ニ之ヲ遂行スベキ計画デアリマス。諸君ハヨク其ノ意ヲ体シ之ガ為ニ最善ノ方法ヲ講ジ、以テ本事業ノ完成ニ努メラレムコトヲ希望致シマス。

国有財産ニ関スル事務ハ諸君ノ努力ニ依リ常ニ厳正公平ニ行ハレ、雑種財産ノ処分モ著シク進捗シテ參ツタノデアリマス。而シテ処分ヲ要スベキ財産ハ年々増加スルノミナラズ、本年度ヨリハ向フ三ケ年ニ亘ル予定ヲ以テ東京府、大阪府、兵庫県外六県並関東方面ノ十三市ニ於テ、国有脱落地及引継洩地ノ調査処分ノ特別計画、並北海道ニ於ケル雑種財産ノ整理促進ニ関スル特別計画ニ着手スルコトナリ、今後ハ尚一層諸君ノ努力ヲ煩ハスコトガ多イト考ヘマスカラ、充分尽力セラレムコトヲ望ミマス。

官規ノ振肅ニ付テハ既ニ幾度モ諸君ニ訓達シ、諸君モ平素深ク之ガ為ニ心ヲ用キラレテ居ルコトト信ジマス。然ルニモ拘ラズ、尚最近稅務官吏中ニ一二非違ヲ敢テスル者ヲ生ズルニ至リタルコトハ、誠ニ遺憾トスル所デアリマス。諸君ハ此際特ニ部下吏僚ヲ戒メテ、其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺セシメ、以テ斯クノ如キ事實ノ根絶ヲ期セラレムコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

終リニ諮問事項ニ付テハ、夫レ夫レ關係部局長ヨリ説明致サセマスカラ、腹藏ナク意見ヲ開陳セラレ稅務執行ノ改善ニ資セラレムコトヲ望ミマス。

11 昭和4年6月 地方長官会議における三土大蔵大臣の演説要領

昭和四年六月二十一日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

過日地方長官會議席上ニ於ケル三土「忠造」大蔵大臣ノ演説要領、別紙一部為参考及送付候也

地方長官會議ニ於ケル大蔵大臣演説 (昭和四年六月十四日)

茲ニ地方長官諸君ト相會シテ所見ヲ述ブルハ、私ノ欣幸トスル所デアリマス。

我邦經濟界ノ情勢ニ鑑ミ産業ノ振興ヲ最急務トスルコトハ、從來屢申述ベテ居ル所デアリマス。昭和四年度ノ予算ニ於テモ政府ハ特ニ此点ニ重キヲ置キ、之ニ必要ナル施設ニ力ヲ用キタノデアリマスガ、諸君ニ於テモ國家ノ施設ト相俟テ地方産業振興ニ適切ナル方策ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。然シナガラ地方財政ハ連年膨張ヲ重ネ、負擔ノ過重ヲ來セル所モ尠クナイ様デアリマスカラ、各自治団体共ニ新規必要ナル經費ノ財源ハ成ルベク之ヲ既定經費ノ節約ニ求メ、努メテ歲計ノ膨張ヲ抑制シテ負擔ノ増加ヲ避クルノ方針ニ出デラレンコトヲ切望致シマス。

地方債ニ付テハ努メテ其ノ膨張ヲ抑止スルノ要アルハ勿論デアリマシテ、之ガ許可ニ関スル政府ノ方針ハ已ニ諸君ノ熟知セラルル通りデアリマスガ、近時其ノ許可申請ノ内容ヲ見テ特ニ注意ヲ要スルト認ムル点ガアリマス。即從來普通財源ヲ以テ支弁シ來リタル事業費ノ財源ヲ、往々ニシテ起債ニ振替フルノ事例ヲ見ルコトデアリマス。斯ノ如キハ言フ迄モナク將來ノ負擔ヲ過重ナラシムル所以デアリマスカラ、地方財政ノ処理上嚴ニ之ヲ慎マネバナリマセン。

次ニ金融緩慢金利低下ノ狀況ヲ基礎トシテ、長期ニ亘ル起債計画ヲ企ツルコトデアリマス。現下ノ金融狀況ハ彼ノ金融界ノ動乱ニ伴フ變態ト認ムベキデアリマシテ、事業計画長期ニ亘ルトキハ其ノ間事情ノ變化ニ伴ヒ計画ニ齟齬ヲ来シ、財政上累ヲ後年ニ貽ス虞ガアリマスカラ深ク考慮セネバナリマセン。

最近金輸出解禁ニ関シ世上揣摩憶測ヲ逞クスル者ガアリマシテ、財界ノ一部ニ不安ノ念ヲ抱カシメタコトハ甚ダ遺憾トスル所デアリマス。一昨春ノ恐慌以來我財界ハ官民一致ノ努力ニ依リ次第ニ整理快復ノ歩ヲ進メ、就中銀行ハ其ノ内容實質著シク堅実ヲ加ヘ、事業会社ノ整理モ進捗シテ居ルコトハ何人モ之ヲ認ムル所デアリマシテ、財界ノ基礎ニ付別ニ危惧スベキ事情ハ存シマセン。又政府ノ金解禁ニ関スル方針モ屢声明セルガ如ク、財界ノ激動ヲ避ケ、成ルベク円滑ニ之ガ実現ヲ期スルコトニ存スルノテアリマシテ、終始一貫何等ノ變更モナイノデアリマス。而シテ政府ハ本問題ノ解決ヲ促進シ、其ノ実行ヲ円滑ナラシムルニ付テ、各般ノ準備ヲ講シ万遺憾ナキヲ期シテ居リマスガ、広ク国民ノ協力ヲ得ザレバ十分ニ其ノ目的ヲ達シ得ナイコトハ勿論デアリマス。故ニ銀行家事業家等解禁問題ニ直接關係アル実業家ガ、其ノ経営方針ヲ定ムルニ当リ常ニ此点ニ留意スルノ要アルハ、固ヨリ広ク一般国民ガ緊張ノ氣風ヲ持シ、此重大問題ノ解決ニ寄与セラレ度イノデアリマス。又國際貸借ノ改善ハ独リ金解禁ノ為ニ必要ナルノミナラズ、解禁後ニ於ケル金本位維持ノ根本要件ナルヲ以テ、國産ノ振興ニ依リ貿易ノ狀勢ヲ改善スルコトニ付テハ、今後益々力ヲ注ガネバナリマセン。然シナガラ多年ノ因習ニ囚ハレテ優良ナル内地製品ノ存スルニ拘ラズ、今日尚外國品ノ使用ヲ喜ブ者モ少カラザル実情ニ鑑ミ、政府ハ今日マデ國産品ノ生産及使用ニ関シ種々ノ施設ヲ講ジ、相当ノ成績ヲ収メツツアルノデアリマス。諸君ハ地方財政ノ処理ニ当リ又地方經濟ノ指導ニ付、特ニ國産振興、國産品使用ノ觀念ヲ徹底セシムル様心掛ケラレンコトヲ望ミマス。

銀行合同ハ諸君ノ御尽力ニ依リ極メテ順調ニ進捗シ、其ノ結果モ概ネ良好デアルコトハ真ニ喜ブベキコトデアリマ

ス。或ハ銀行合同ノ結果ハ却テ地方産業資金ノ涸渇ヲ来シ、地方經濟ニ對シ不利益ナル影響ヲ及ボスモノデアルト批難スル者モアリマスガ、若シ従来ノ如ク多数ノ小銀行分立ノ俣推移シ行クニ於テハ、一般經濟界ノ發達スルニ連レ之等小銀行ハ漸次信用ヲ失ヒ、預金ハ独リ大都市ニ於ケル銀行ニ集中スル結果ヲ招来スルコトハ明デアリマス。故ニ各地方ニ於ケル中小銀行ハ相互ニ合同シテ相当規模ノ大ナル金融機關トナリ、資力ノ充實信用ノ増加ヲ計リ、以テ地方産業資金ノ供給上支障ナカラシメントヲ期セネバナリマセン。尚今後ニ於テ合同スベキ銀行モ多イノデアリマスカラ、更ニ諸君ノ御助力ヲ煩ハス次第デアリマス。又地方ニヨリテハ動モスレバ政争ノ結果金融機關ニ累ヲ及ボシ、預金者其ノ他債權者ニ對シ不測ノ損害ヲ被ラシメタルコトハ、遺憾ナガラ過去ニ於テ其ノ例ヲ見タノデアリマス。斯ノ如キハ畜ニ地方金融界ノ健全ナル發達ヲ妨グルノミナラス、或ハ地方經濟ノ破壊ニ等シキ結果ヲモ惹起スルノデアリマスカラ、諸君ニ於テモ特ニ意ヲ用キラレ、斯ル結果ヲ未然ニ防止スル様努メラレタイノデアリマス。

従来都市及其ノ付近ニ於テ田畑山林等ノ地目ニシテ、無申告ノ俣宅地ニ變更セラレテ居ルガ如キ、無届異動地ガ少クアリマセン。之ガ為ニ地籍ニ紛淆ヲ生ジ、地租ノ負担ガ著シク不公平トナツテ居リマスルガ故ニ、之ガ整理ヲ促進スルノ必要ガアリマス。依テ今後二箇年ヲ期シ稅務官庁ヲシテ其ノ整理ヲ行ハシムルノ計画ヲ樹テ、既ニ其ノ実行ニ着手シテ居リマス。本事業ハ独リ地籍ノ整理ヲ完全ニシ、國稅ニ関シ國民負担ノ均衡ヲ得シムル所以ナルノミナラズ、又地方稅ニモ尠カラザル影響ヲ及ボスモノデアリマスルカラ、本事業ノ遂行ニ付テハ特ニ諸君ノ御助力ヲ希望スル次第デアリマス。尚管下各市町村等ノ協力ニ俣ツコトモ多カラウト思ヒマスカラ、此点ニ付テモ御配慮ヲ煩ハシ度イト考ヘマス。

塩ノ価格低減及其ノ需給調節ヲ計ル為製塩地整理法ヲ制定シ、今明兩年度ニ亘リ製塩地ノ整理ヲ行フコトトナリマシタ。整理セムトスル製塩地ハ段別ニ於テ約一千町歩、塩製産高二於テ約一億五千万斤デアリマシテ、此整理ヲ実行

スル為ニハ製塩業者、従業者、製塩地所有者及建物設備器具器械ノ所有者ニ対シ、交付金ヲ交付スルコトト致シタノデアリマシテ、之等交付金ノ総額ハ約千三百万円ニ達シマス。而シテ整理製塩地ノ選定ニ付テハ、生産費高ク生産力低キ比較的劣等ナル製塩地ヲ選ミタルコトハ勿論デアリマスガ、其ノ地方経済ニ及ボス影響並従業者ノ転業ノ難易等ヲモ斟酌シ慎重ニ考慮決定シタノデアリマス。然シナガラ当業者ノ転業問題ニ付テハ自然御配慮ヲ煩ハス場合モアルト考ヘマスカラ、諸君ニ於テモ克ク其ノ主旨ヲ了得セラレ、本整理ノ遂行ニ力ヲ添ヘラレンコトヲ望ミマス。

(平 12 高松 42)

12 昭和5年4月 匿名の投書に関する熊本局長訓達

各 署 員

一公民ノ投書ニ関シ別紙ノ通り局長ノ訓達有之候処、其訓達事項ハ平素機会アル毎ニ書面又ハ口頭ヲ以テ注意ヲ促シ置ケルカ故ニ、敢テ遺憾ノ点無カルヘシト思惟スルモ、調査又ハ折衝ノ経緯ニ関連シ熱誠ノ発露トシテ時ニ不穩ノ言動無キヲ保シ難キニ付テハ、能ク訓達ノ趣旨ヲ弁ヘ、苟モ常軌ヲ逸スルカ如キコト無之様深ク留意セラルヘシ

昭和五年四月四日

遠賀税務署長

秘第二四号

税務署長

時運ノ推移ト共ニ経済事情益々多岐ニ涉リ、関係事項ノ調査亦容易ナラサルハ止ムヲ得サル事柄ニシテ、之ニ対スル

当務者ノ苦心ハ誠ニ想察スルニ余アルモ、万般ノ稅務ハ對手者ヲ納得セシメ、以テ円満適実ナル執行ヲ遂クルヲ其ノ要縮ト為スカ故ニ、常ニ懇切丁寧ヲ旨トシ言語動作ヲ慎ミ、對手者ヲシテ不快ノ念ヲ起サシメサル様深甚ナル注意ヲ為シツツアリト信スルモ、往々ニシテ今尚ホ怨嗟ノ声ヲ聞クノ絶無ナラサルハ誠ニ遺憾トスル所ニシテ、今回職員ノ行動其ノ他ニ関シ別紙ノ如キ投書アリタルニ付、右ニ記載アルカ如キ行動ナカラシムル様、当務者ニ訓諭セラルル等一層指導上留意スヘシ

熊本稅務監督局長 

別紙

追々所得稅、營業收益稅の課稅調査期に際し、稅務吏員が街頭又は村落に出でて公務的行動に就かるゝでせうが、從來此調査が果して夫々の確証を把握して、納稅義務者に対して公明正當なる課稅の実を挙げ、以て民衆が國家に対する感念(マツマ)に影響を及ぼすが如きことなきものと認めらるゝが、遺憾ながら私は此点に就て監督者に向つて御參考の資料に一言を呈したいのであります、尤も此事や私一個の駄言ではありません、少くとも、近時社会的に問題化せんとしてある納稅者間の輿論と申しても過言ではありますまい。实例を挙げれば昨年大分市に於て問題を惹起したるが如き、稅務吏員の不穩當なる調査事例は、当市及郡部に於ても頗々耳にするのであります、一体此勤務の任に當る下級稅務吏員の多くは自己使命の本質をわきまへず、僅かに幾ページかの稅務法規を會得して一人前の官吏に成り済ましたりと心得、徒らに官僚風を吹かして、稅規に無知識なる良民を脅威的言辭を以て苛酷、輕侮なる尋問的調査を成し、又社会的に位置を保有する人が体面上相當の居宅を構へ居れば、外面の觀察推測にのみ因りて、内面的の經濟に就ての精明には耳を藉せず、其態度の横柄と申しませうか、驕慢と申しませうか、加ふるに其言辭に至りては実に忍黙し難い、正に峻嚴の度を通り越して居るのであります。司法檢察官憲か犯罪檢挙の尋問を成す場合の要領も、斯く侮辱

的のものでないと云ふことを見聞して居りますが」

識者の認むる処に因りますれば、此種稅務吏員が斯る行爲に出づることは、吏員が一概に若輩の下級者にて常識を欠除したる者多きと、國民が納稅の義務的意識を遵守する關係上、稅務吏に對し畏敬的表情を以て迎ふるに因り、夫れが却て自己に強味ありとして驕慢なる態度に出づること。尚ほ一面に於ては下級吏員なるが故に、無法を以てしても自己取扱の成績を挙げて上司に其手腕を認められ、進級の道を開かんとする不心得者がありまして、此調査期には隨處に稅務吏員に對する批難の聲が頻々として起るので、私の如きも全く其忍び難い不法調査吏員に嫌忌を抱く第一人者であります。

為政須通經有學識者不學無術雖有小能不達大体

願くば此任に當る吏員に對しては、順く慎重、謹嚴を持し、訓諭的言動を以て出動さるる様、特に御戒飭あらんことを希望致します。私は決して納稅に對する異端者ではありません、國家組織に要する法度は正しく行ふべく、順しく従ふべきでありますが、為政者の輕忍、過誤のために、國民の納稅義務觀念に揺らぎを來す様な傾向的、不平不満の聲が低徊する折柄、敢て喋々を顧みず貴官の御參考に提供したる次第であります

昭和五年三月

一 公 民

熊本稅務監督局長殿

(昭44 福岡 7)

13 昭和5年6月 局長會議における井上大蔵大臣訓示

昭和五年六月十八日

東京稅務監督局長 小島 誠印

稅務署長殿

本月九日ヨリ開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於テ、別紙ノ通大蔵大臣ヨリ訓示有之候条、克ク其ノ趣旨ヲ体シ遺憾ナキヲ期セラルヘシ
右及通牒候也

稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣「井上準之助」訓示（昭和五年六月九日）

稅務監督局長會議ノ開催ニ当リ所見ヲ述ブルコトハ、私ノ欣幸トスル所デアリマス。

稅務行政ハ直接國民ノ經濟ニ影響ヲ及ボス行政デアリマシテ、平素ニ於テモ其ノ執行ノ困難ナルコトハ茲ニ申ス迄モナイコトデアリマスガ、現今ノ如ク財界ガ不況デアリマスル時代ニ於テハ、其ノ困難ハ一層デアリマス。然ルニモ拘ラズ今日稅務行政ガ大体ニ於テ円満ニ執行セラレテ居ルコトハ、諸君ガ職責ノ重キヲ自覚シ現下ノ經濟事情ニ応ジテ適切ナル措置ヲ講ジテ居ル為ニ外ナラヌト考ヘマス。然シナガラ斯ル時世ニ於テハ取扱上ノ僅カノ不注意カラ往々思ハザル非難ノ声ヲ生ジ、稅務行政ノ執行上障礙ヲ生ズル場合モアルノデアリマスカラ、平素ヨリモ一層細心ノ注意ヲ以テ事ニ当ラレンコトヲ望ミマス。

国有財産ノ処分ニ付テハ、財界不況ノ際所期ノ効果ヲ挙ゲルコトニ付テハ仲々困難ノコトデアルト考ヘマス。然シ

ナガラ諸君ノ尽力ノ結果、今日迄幸ニ順当ニ進ンデ来タノデアリマスカラ、今後ニ於テモ更ニ一層努力セラレ、之ヲ財源トスル予算ノ執行ニ付支障ヲ来サザル様尽力セラレ度イノデアリマス。

今日一般行政事務執行ノ方法ニ付テハ、尚大イニ改善スルノ余地アルヲ認ムルノデアリマスカラ、政府ハ凡ベテノ官庁ニ於ケル事務ニ付テ能率ノ増進ヲ図リ、行政事務ヲ経済的ニ行フコトニ付テ出来得ルタケノ手段方法ヲ尽シ、又今日ノ引緊レル経済界ニ適応セル考ヲ以テ、官業ノ合理化ニ努力シツツアルノデアリマス。此ノ事ハ稅務ノ官署ニ付テモ是非共実行セネバナラヌ所デアリマス。稅務關係ノ機關ハ全体トシテ相当大キナ組織デアリマスカラ、一層有効ニ能力ヲ發揮スルコトガ出来マスレバ、国費ノ經濟ノ上ヨリ見ルモ亦納稅者等ノ便利ノ点ヨリ考フルモ、其ノ効果ハ相当多大デアルト信ジマス。諸君ハ特ニ今日ノ經濟界ノ狀況ニ鑑ミ、組織ノ改ムベキモノガアレバ之ヲ改メ、執務方法ノ刷新ヲ心懸ケラレ度イノデアリマス。

最近ニ於テ官紀ハ極メテ厳正ニ保タレテ居リ、不正事件モ其ノ数ヲ減ズルニ至ツテ居ルト信ジマス。然シナガラ此ノ事ニ付テハ常ニ少シノ油断モ許サヌノデアリマシテ、将来ニ於テ苟クモ非違ナカラシメンガ為ニ一層ノ注意ヲ望ミマス。

終リニ諮問事項ニ付テハ關係部局長ヲシテ説明致サセマスカラ、腹藏ナキ意見ヲ開陳セラレ度イノデアリマス。

(平 4 関信 49)

14 昭和6年3月 署長會議における東京局長訓示

「 昭和六年三月五日

私ハ今般当局長ヲ拜命致シマシテ去ル二日着任致シマシタ、着任早々稅務署長會議ヲ開催シ親シク諸君ト相語ルノ機會ヲ得マシタコトハ誠ニ光荣トスル所テアリマス。

我財界ノ昨今ニ於テ稅務ノ執行力甚困難テ、周到ナル用意ヲ要シマスルコトハ申ス迄モアリマセヌ、然ルニ諸君ハ此ノ間ニ処シ格段ノ努力ヲ払ハレ、大体良好ナル成績ヲ得ラレツツアルハ同慶ノ至リテアリマス、殊ニ本年ノ個人所得、營業純益ノ調査ニ当リテハ、特ニ多大ノ苦心ヲ要スルノテアリマスカ、既ニ諸君ニ於テハ充分ナル用意ヲ以テ、曩ニ通牒致シマシタ調査方針等ニ基キ着々調査ノ歩ヲ進メラレツツアリト信シマスカ故ニ、茲ニ詳細ナル指示ハ致シマセヌケレトモ、今回全管署長ノ会同ヲ求メマシタ所以ノモノハ、主トシテ本問題及來年度ヨリ實施セラルヘキ改正地租法ノ準備事務ニ対スル各署ノ実況ヲ詳知シ、充分ナル協議ヲ遂ケムカ為テアリマス。

昨年中ニ於ケル經濟界ノ狀勢ニ付テハ局署ノ經濟調査ニヨリ御承知ノコトテアリマスカ、之ヲ要約スレハ大体ニ於テ上半期ハ恐怖時代ト謂フヘク、金融界ト言ハス商工業界ト言ハス、總テ徒ニ恐怖ノ念ニ脅カサレテ居タノテアリマスカ、下半期カラ恐怖觀念カ去リ漸ク事態ヲ靜觀正視スルヤウニナリマシタ、上半期末頃カラ生糸、繭ノ値下リカ生シ、米ハ十月頃カラ値下リヲ見ルニ至リマシタカ、概シテ下半年ハ徒ニ恐怖スルコトナク如何ニ処シテ行クヘキカヲ考ヘルヤウニナリマシテ、八、九月頃ヨリ定期市場モ漸ク活躍ヲ見ルニ至リ、綿糸布モ其ノ基礎ヲ固メ、其ノ他概ネ安定スルニ到ツタノテアリマス、原因ハ暫ク措キマスカ、織物ノ如キ既二十一月ヨリ其ノ取引ハ活況ヲ呈シ價格モ上昇スルニ至ツタノテアリマス、而シテ此ノ間ニ於ケル各個人ノ經濟事情ニ付キマシテハ種々テアリマシテ、或ハ手持品ヲ投売シテ損害ノ程度ヲ少クシタニ過キナイ取引モアリ、或ハ反対ニ相場關係ヲ利用シテ多額ノ利益ヲ得タモノモアリ、又小売商ノ如キ原価ハ相当低下シタノニ拘ラス、小売價格ヲ其ノ割合ニ下ケナイテ利益割合ノ増加セルモノモアリ、

或ハ売掛金ノ回収カ困難テ資金ノ円滑ヲ欠イタモノモアリ、又中ニハ売先ノ嚴選ニ努メタ為回収ノ順調テアツタモノモアリマス等、各個人ノ經濟狀況ハ甚区々テアリマシテ、其ノ調査ニ付テハ周到ナル用意ヲ要シマス。又昨今ノ如キ不況時ニアリマシテハ收入減不況苦痛ノ声ハ事実以上ニ叫ハレ、特ニ従来多額ノ收入所得アル者ニヨリテ高ク叫ハレルモノテアリマス、本ヨリ其ノ声ニ聞カス、又之ヲ輕視スヘカラサルハ勿論、充分ノ同情理解ヲ持ツヘキテアリマス力、其ノ声ニ誤ラルルコトナク各種ノ資料ニ依リ正確ナル調査ヲナシ、以テ納税者ノ実情ニ応シ公正穩健ナル課税ヲ期スヘキテアリマス、重ネテ申シマスカ本年所得收益ノ調査ノ甚困難ナル事ハ充分承知シテ居リマス、何卒適実ナル課税ヲ期セララルヤウ努力ヲ願ヒマス。

改正地租法準備事務ニ付テハ既ニ通牒シタル所ニ從ヒ、各位ニ於テ着々進行セラレツツアルコトヲ感謝致シマスカ、尚一層ノ努力ヲ望ミマス、又改正地租法実施ノ結果ハ地目ニヨリ或ハ地方ニヨリ負担ノ増加スル向モアリマスカラ、之等ニ對シテハ克ク改正ノ趣旨ヲ説明理解セシメ施行ノ円滑ヲ期セラレタイノテアリマス。

次ニ諸君ト初メテ相会スル此ノ機会ニ當リ一言所懐ヲ述ヘタイト思ヒマス。

一 惟フニ稅務ノ要諦ハ公正ニシテ適実ナルニ在ルコトハ言ヲ要シナイノテアリマシテ、之カ實現ノ方法トシテハ租稅智識ノ普及、申告ノ奨励、調査ノ確實ヲ期スル等種々アルヘキモ、其ノ理想ハ租稅自治、良心納稅ノ域ニ達スルコトテアリマシテ、既ニ唱ヘラレ実行ニ努メラレツツアル租稅ノ民衆化及理解アル納稅ハ其ノ一面テアリマス、實ニ理解シテ納稅ヲナサシムルコトハ、執行ノ任ニ當ル者ノ常ニ留意セサルヘカラサル所テアリマス、而シテ此ノ用意ハ独リ賦課ニ付テノミナラス、調査ノ方法、徵收ノ手段等ニ於テモ必要テアリ、又直接稅ニ限ラス間接稅ニ付テモ然ラサルヲ得ナイノテアリマス。

一 經濟調査ノ充實ト利用トニ益努メサルヘカラス、課稅ノ調査及取締ハ經濟事情ニ基キ又之ニ依リテ之ニ適応セサ

ルヘカラス、又実ニ之ヲ知ルコトハ御互自己ノ為テモアリマス、各位ハ益經濟調査ニ努力セラレテ課税ノ調査及取締ノ計画、並ニ実行ノ上ニ充分ナル經濟的考察ヲ加ヘラルヘキテアリマス、而シテ經濟調査ハ從來主トシテ直税關係ニ限定セラレタル感カアルノテアリマスカ、間税ニ於テモ徴収方面ニ於テモ亦必要ナルモノテアリマスカラ、之ニ応スル經濟調査ヲモ為スヘキテアリマス。

例ヘハ課税物件ノ生産取引等ノ狀況ヲ知悉シテ、以テ間税關係ノ取締ヲナサムカ、自ラ其ノ適実ナルヲ得ヘク、又經濟事情ヲ詳知セサレハ繰上徴収ノ決定又ハ滞納処分ノ執行等ニ付キ、事ノ宜敷ヲ得難イノテアリマス。

一 課税調査ノ確實ヲ期スヘキハ多言ヲ要シナイ処テアリマス、其ノ粗漏杜撰ノ結果ハ直ニ累ヲ納税者ニ及ホスコトナリ、税務ノ威信為ニ失墜シ執行ノ困難亦之ニ伴フモノテアルコトハ洵ニ明テアリマス、各位ハ常ニ其ノ過誤無キコトニ努メラレツツアルモ、尚相当多數アリマスコトハ甚遺憾テアリマス、或ハ事ノ性質上及人員經費ノ關係上免レ難キモノアルヘシト雖、其ノ絶無ヲ期セラルヘク、而シテ一旦過誤アルヲ發見シタ場合ハ行懸リニ拘泥シ、若ハ調査ノ煩ヲ厭ヒテ其ノ処理ヲ遅延シ、為ニ納税者ニ迷惑ヲ蒙ラシムルカ如キコトナキヤウ、特ニ注意セラレタイノテアリマス。

一 何事テモ事ヲ為スニハ人ニ信ヲ得ルニ非サレハ、其ノ可ナルヲ得ナイコトハ申ス迄モナイコトテスカ、特ニ稅務行政ノ執行ニ於テ緊切ナルモノテアリマス、納税者ニ信ヲ繫キ信賴ヲ得ムカ為ニハ人格ノ高潔ナルヘキハ本ヨリ、御互ノ私生活ノ上ニ於テ迄苟クモ他ヨリ指彈セラルルコトナキヲ要シマス。

次ニ各個ノ事務ニ付テ、

一 地租法実施準備ノ為、目下整理中テアル所ノ土地賃貸價格一筆限調査ノ異動土地ノ加除ハ、地租ノ課税標準タル賃貸價格ノ処分整理上最重要ナル基本事務テアリマスカ故ニ、此際出来得ル限り各課ニ亘リ人員ヲ差繰リ從事セシ

メ、予定ノ時期ニ必ス完了セラレ、以テ地租法実施ニ際シテハ直ニ賃貸価格ノ設定、配賦並ニ土地台帳、一筆限調書等ノ整理ニ着手シ得ルヤウ充分ノ手配ヲ為シ、万一ニモ予定ノ計画ニ齟齬ヲ来タスコトナキヤウ留意願ヒタイノテアリマス。

一 相統税ニ付テハ曩ニ当局ノ通牒ニ依リ各署夫々決定見込ヲ報告シ、其ノ通着々進行シテ居ル署モアルノテアルカ、未タ予定ニ達シナイ署モアルノテ、之等ノ向ニ於テハ充分努力セラレテ予定ノ成績ヲ挙クルヤウ希望スル次第デアリマス。

一 第一種所得税及法人營業収益税ニ付キマシテハ成績極メテ良好テアリ、法人數ニ対スル未処理件數ノ割合ハ、本年一月末ノ現在ニ於テ百法人当全國六六テアルニ対シ当局ノ成績ハ五五テアリマシテ、各局中最上位ニ在リ、洵ニ喜ニ堪エナイノテアリマス。固ヨリ第一種所得税及法人營業収益税ハ同時ニ徴収ヲ要スルノミナラス、其ノ決定内容ハ第三種所得綜合等ノ上ニモ大ナル關係ヲ有スルノテアリマシテ、之カ課税時期ノ当否如何ハ兩税ノ徴収上ニハ勿論、他ノ租税ノ課税上ニ及ホス影響ノ大ナルモノカアルノテアリマスカ故ニ、適切緊密ナル計画ノ下ニ一層ノ努力ヲ致シ、所期ノ成績ヲ挙ケラレムコトヲ望ミマス。

一 酒造税ノ申告査定ハ多年ノ問題デアリマシタカ遂ニ試行スルコトト致シマシタ、乍併之ハ単ニ酒造家ノ監督ヲ簡單ニシ手數ヲ省略スルノ趣旨テハナイノテアリマスカラ、検査取締ノ精神ヲ没却スルコトナキヤウ留意セラルヘキテアリマス。近時醪、現在酒、製成中、粕等ノ検査ヲ輕視シ、之ヲ粗略ニスルヤノ感アルハ甚遺憾デアリマス、申告査定ノ制ヲ採用スルト共ニ、茲ニ注意シ尚間税取締ニ付テモ經濟的考察ヲ以テシ、其ノ取締方ニ付テ考慮セラレムコトヲ望ミマス。

一 砂糖再製業者ノ取締ニ付テハ、客年六月二十一日主秘第一一四号主税局通牒ノ趣旨ニ依リ本年一月一日ヨリ実施

サレ、多年ノ懸案一掃セラレテ全国同一取扱トナリマシタノテ、此際特ニ取締ヲ励行シ、此ノ画期的革正ヲ案ササルヤウ努メラルルト共ニ、地方ノ稅務署ニ於テハ兎角本稅ノ取締ヲ忽諸ニ付スル傾向カアリマスカ、常ニ周到ナル用意ヲ以テ取締ヲ励行セラレタイノテアリマス。

一 庶務事務中近來滞納者増加ノ傾向ヲ生シテ來マシタコトニ付テハ、固ヨリ經濟界不況ノ影響ニ因ルモノテアリマシテ、洵ニ已ムヲ得ナイ次第ト存シマスカ、一面社会思想ノ變遷ニ伴フテ納稅義務心ニ弛緩ヲ來シ、真ニ税金調達不能ト謂フニ非スシテ滞納スル者ノ少カラサルコトハ頗ル遺憾トスル所テアリマス、諸君ハ克ク市町村当局ト其ノ關係ヲ一層緊密ニシ、納稅良心ノ喚起ニ努メ滞納ノ弊ヲ矯正シ、之ヲ未然ニ防止スヘク特段ノ努力ヲ払ハレムコトヲ希望シテ止マナイノテアリマス。

一 国有財産整理事務ニ付テハ、曩ニ訓令ヲ以テ該事務ノ一部（五十円以下ノ財産ノ売払）ヲ稅務署長ニ委任致シマシタ、之レ全ク該事務ノ促進ヲ期シ整理資金ノ充實ヲ図ルノ趣旨ニ外ナラナイノテアリマスカ故ニ、深ク其ノ意ヲ体シ當務者ヲ指導シテ所期ノ成果ヲ挙クルコトニ努メラレタイノテアリマス、從來各署ノ事蹟ニ鑑ミマスルト往々ニシテ境界確認、価格ノ評定等ニ於テ遺憾ノ点カアルノテアリマス、先般処分ノ際代理決裁ヲ許ササルコトニ通牒致シマシタノモ、亦叙上ノ欠陥ヲ防止スルト共ニ、民部ノ非難ヲ招クカ如キコトナキヲ期セムトスル目的ニ出テタノテアリマスカ故ニ、深ク當務者ヲ訓練戒飭シテ優秀ナル効果ヲ挙クルコトニ努メラレタイノテアリマス。

一 鑑定事務ニ於テ本酒造年度ニ於ケル經濟界ノ不況ハ益深刻ヲ加ヘ、就中釀造ニ付テハ極メテ困難ナル傾向アルヲ察知致シマシテ、曩ニ当局ニ在リテハ之カ対策トシテ酒造ノ絶對安全ヲ期スル為、仕込開始前ニ於テ腐造變敗ノ根本原因ニ對スル學說ヲ広く當業者ニ知ラシムヘク、管内各府県ニ亘リ講習會ヲ開催セシメ、更ニ腐造防遏ト共ニ生産費節約ノ一端ニ資セシムル為、蒸強操作改善ニ對スル「ポスター」ヲ印刷配布シ、當業者ノ注意ヲ喚起スルニ努

メタノテアリマス。各署ニ於テハ克ク右ノ趣旨ヲ体シ、適切ナル施設計画ヲ樹テ之ニ善処セラレタ結果、幸ニモ腐造変敗ニ依ル製造見込石数ノ減少ヲ防止スルコトカ出来タノテアリマス、此点洵ニ同慶ノ至リテアリマス。

尚税源涵養ノ施設ハ、此ノ不況時ニ於テハ特ニ其ノ必要アリト認メラレマスカ故ニ、当局ノ施設ト相俟ツテ常ニ之カ徹底ヲ期スルヤウ心掛ケラレムコトヲ望ミマス。

次ニ来年度ニ於テモ人件費、物件費、其ノ他予算ノ殆ト全部ニ亘リ相当ノ減額ヲ来スハ免レ得サル所テアリ、自然定員、旅費等ノ減少ヲ来シ、為ニ今後複雑多端ナル税務ノ執行ニ当リテ、益節約ヲ以テ臨マサルヲ得ナイノテアリマシテ、事務上ニ少カラス不便アルコトト存シマスカ、諸君ハ愈事務ノ簡捷ト能率ノ増進ヲ計リ、以テ事務上過誤ナカラシムルハ勿論、其ノ振興ニ備ヘラレムコトヲ特ニ希望致シマス。以上

(平 4 関信 49)

15 昭和6年5月 局長會議における井上大蔵大臣訓示外

〔6・5・7 札幌税務監督局印〕

札幌税務監督局長印

網走税務署長殿

親展

過般本省ニ於テ開催セラレタル税務監督局長會議ニ於テ、其ノ開会ノ初ニ方リ大蔵大臣ヨリ別紙甲号ノ通訓示有之、其ノ閉会ニ際シ主税局長ヨリ別紙乙号ノ通挨拶有之候ニ付、篤ト其趣旨ヲ体シ税務執行上遺漏ナキヲ期セラレ度右及通牒候也

大藏大臣「井上準之助」訓示（昭和六年四月十三日 於稅務監督局長會議）

茲ニ稅務監督局長會議ヲ開催スルニ當リ、一言所思ヲ述フルコトハ、私ノ欣快トスル所テアリマス。

地租法ヲ始メ稅法關係ノ改正諸法律ハ、第五十九回帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ全部公布セラレ、地租法及營業收益稅法ノ改正ハ既ニ實施期ニ入りマシタ。今回ノ稅法改正ノ目的ハ地租制度ノ根本的改正ト、「ロンドン」海軍條約成立ニ因リ生シタル余裕財源ヲ以テ、國民ノ負擔ヲ輕減スルコトトニ在ルノテアリマス。之等ノ事柄ハ諸君十分御承知ノコトテアリマスカラ茲ニ詳シク述フルコトヲ致シマセン、唯簡單ニ一言申述ヘタイト存シマス。

「ロンドン」海軍條約ノ目的カ關係國相互ニ軍備ヲ制限シ、世界ノ平和ヲ確保スルト共ニ國民負擔ノ輕減ヲ図ルニアルコトハ言フ俟チマセン。依テ同條約ノ成立ニ因リ生シマシタ余剩財源ハ、條約ノ精神ニ從ヒ、之ヲ國民負擔ノ輕減ニ充ツルヲ適當ナリト認メマシテ、今回地租、營業收益稅、砂糖消費稅及織物消費稅ニ付夫々法律ヲ改正シ、之カ負擔ノ輕減ヲ図リ、併セテ其ノ公正ヲ期シタノテアリマス。唯財源ニ自ラ限度カアルノテアリマスカラ、現下ノ情勢ニ照シ、最モ必要ナリト認ムル稅種ノ輕減ニ止メ、減稅金額モ少額テアルコトハ真ニ止ムヲ得サル次第テアリマス。然シナカラ經濟界ノ現状カラ見マシテ、減稅案ノ成立シマシタコトハ慶賀ニ堪ヘナイ次第テアリマス。又多年懸案テアリマシタ地租ノ改正モ、地租法ノ成立ニ依テ愈々實現スルコトトナリ、土地負擔ノ公平ヲ期スルコトヲ得タノテアリマス。大正十五年ノ土地賃貸價格調査以來、本事業ノ為ニ尽瘁セラレタ稅務關係ノ職員諸君モ定メシ喜ハレテ居ルコトト存シマス。併シナカラ今日ハ尚事業ノ中途ニ在リ、今後処理スヘキ事項モ頗ル多イノテアリマスカラ、諸君ハ一層部下ヲ指導督勵シテ、本事業ノ完成ニ付万遺漏ナキコトヲ期セラレ度イノテアリマス。

次ニ營業收益稅ニ付テハ小營業者ノ負擔輕減ニ重ヲ置キ、砂糖消費稅ニ付テハ各種別ヲ通シテ稅率ノ引下ケヲ行ヒ

マシタカ、其ノ方法ハ下級糖ニ至ルニ順ヒ引下ノ率ヲ大ナラシメ、織物消費税ニ付テモ、総テノ課税織物ニ対シ一割ノ税率ノ軽減ヲ行フノ外、免税織物ノ範圍ヲ拡張スル等社会政策的効果ヲ挙クルト共ニ、国民負担ノ公正ヲ期シタ次第デアリマス。諸君ハ改正法律ノ趣旨ニ從ヒ其ノ円満ナル執行ヲ計ラレンコトヲ切望致シマス。

尚現行租税制度ノ全般ニ付テ考フルニ、国民負担ノ實際ニ相応セサル点モ尠クアリマセンノテ、之カ改正ヲ行フ必要ヲ認め、税制ノ根本的整理ヲ目的トスル調査ヲ行フコトニ決定致シマシタカラ、之ニ付意見ノ開陳、資料ノ提出等諸君ノ充分ナル助力ヲ煩ハシ度イト存シマス。

次ニ国有財産ノ事務ニ関シテハ、諸君ノ努力ニ依リ雜種財産ノ処分モ進捗シマシテ、財界不況ノ折ニモ拘ハラス所期ノ収入ヲ挙クルコトヲ得マシタノハ、實ニ幸トスル所デアリマス。今後ニ於テモ一層ノ尽力ヲ希望スル次第デアリマス。

官紀ノ振肅ニ付テハ、既ニ機会アル毎ニ諸君ノ注意ヲ喚起スル所アリ、諸君ニ於テモ平素深ク意ヲ致サレテ居ルコトヲ疑ヒマセン。然ルニ最近二三ノ稅務署ニ於テ不正行為者ノ出テマシタコトハ、私ノ最モ遺憾トスルトコロデアリマス。諸君ハ克ク事件ノ因ツテ生シタル所以ヲ考へ、斯ノ如キ事件ノ絶滅ヲ期スル為ニ万全ノ策ヲ講スルト共ニ、一般吏僚ヲ戒メテ更ニ綱紀ノ振肅ヲ図リ、以テ稅務行政ニ対スル社会ノ信用保持ニ努力セラレンコトヲ切望致ス次第デアリマス。

終リニ諮問事項ニ付テハ關係ノ部局長ヲシテ説明致サセマスカラ、諸君ノ多年ノ經驗ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ開陳シ、当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

閉会ニ当リマシテ一言御挨拶致シマス。諮問事項並協議事項ニ付キマシテハ連日熱心ニ御討議ニ相成リ、当局ノ多大ノ参考ト為リマシタコトハ、茲ニ深く感謝ノ意ヲ表シマス。

此ノ際心付キマシタル二、三ノ点ヲ申上ケテ置キマス。

一 地租ノ改正ハ我国租税史上ニ於ケル重大事業テアリマスコトハ、會議ノ始メニ大蔵大臣ノ申サレマシタ通りテアリマス。土地賃貸価格ノ調査ノ大事業テアツタコトハ勿論、地租法案ノ貴、衆両院ノ通過ニ付キマシテモ、幾多ノ論争ヲ惹キ起シテ、其ノ通過ノ容易テナカツタコトモ諸君御承知ノ通りテアリマス。本事業モ愈々土地台帳ノ整理、異動地ノ整理及地租名寄帳ノ整理等カ残ル事務トナリマシタ。是亦容易ナラサル仕事テアリマシテ、私ニ於テモ相当苦慮シテ居ツタノテアリマスカ、今回ノ會議ニ於ケル御答申ニ依リマスレハ、大体ニ於テ適當ナル事務計画ヲ樹テラレ、本年度ヨリ新地租法ニ依リ地租ヲ徴收シ得ル計画ニ何等支障ナカルヘキコトハ、誠ニ喜ヒニ堪エナイ次第テアリマス。尚諸君ニ於レマシテモ會議中各局ノ施設ヲ御承知ニ為ツタコトト思ヒマスノテ、此ヲモ參酌セラレ成ルヘク速ニ円満ナル成績ヲ挙げラレンコトヲ望ミマス。又地租法施行ニ關スル解釈取扱等ニ關シ御協議ノアリマシタ事項ニ付キマシテハ、書面ヲ以テ速ニ御通牒致シタイト存シマス。

二 税制整理ニ付キマシテモ、開会ノ初ニ大蔵大臣ヨリ其ノ方針ニ付テ詳細御話モアリマシタカ、調査ノ進行ニ伴ヒ種々調査資料ノ御提出ヲ願フ機會モ多カラウカト思ヒマス。御多忙中トハ存シマスカ、正確ナル資料ヲ期限ヲ誤ラサル様御提出アランコトヲ希望致シマス。尚税制整理ニ關スル御意見ハ、此ノ會議ニ於テモ御伺ヒ致シマシタカ、尚若シ御研究ノ結果、其ノ他ノ御意見モアリマシタナラハ、主税局マテ御提出ヲ願ヒタイト存シマス。

三 昨年来從來遅延シテ居リマシタ事務ヲ、可成迅速敏活ニ御処理願ヒ度キ旨申上ケテ置キマシタカ、各局長トモ非常ニ御勉強下サイマシタコトハ、私ヨリ特ニ感謝ノ意ヲ表シマス。事務ノ遅延ハ官民共不利不便トスル所尠クナ

イノテアリマスカラ、今年モ引続キ遅延スル事務ヲ無カラシムル様、充分御配意アランコトヲ希望致シマス。
四 会計検査院ヨリ租税ノ賦課徴収上過誤アリトシテ議會ニ報告セラレタモノハ、本年モ亦相当ノ件数ニ上ツテ居リマス。昨年モ申上ケマシタ通り取扱者ノ不注意ニ基クモノカ大多数デアリマスノテ、将来税務ノ威信上一層御注意アランコトヲ希望致シマス。

五 財界不況ニ因リ滞納件数ノ増加スルコトハ止ムヲ得ナイコトカト存シマスカ、滞納件数ノ増加ハ延テ不正事件ヲ誘致シ易キコトハ、コレ亦御承知ノ通りデアリマス。今最近起リマシタニ、三税務署ノ不正事件ハ甚タ遺憾デアリマスカ、将来再ヒ斯ノ如キ事件ノ起ラナイ様、税務署長ノ現金取扱上ニ関スル監督、庶務課員ノ人選、任地、在任ノ期間等ニ付キ、此ノ際一層ノ御留意アランコトヲ特ニ希望致シマス。

六 今回制定セラレマシタ国立公園法、自動車交通事業法及勤労者災害扶助責任保険法、並今回改正セラレマシタ輸出組合法中改正法律及重要輸出品工業組合法中改正法律中ニ、地租及印紙税ニ関スル改正規定カアリマスカラ、施行上御注意アランコトヲ望ミマス。

七 又本年法律第十四号ヲ以テ取引所税法ノ一部ヲ改正シ、税法第五条ノ商品取引中ニ銘柄別清算取引ナルモノヲ加ヘテ之ヲ甲トシ、従来ノ清算取引ヲ乙トシ、課税ノ上甲乙ノ区分ヲ設クルコトニ為リマシタカ、此ノ取引ヲ新ニ認ムルコトト致シマシタ理由ハ、取引所ニ於ケル商品ノ売買取引ヲ円滑ニシ、正米業者等ノ如キ現物業者ノ取引所利用ヲ便ナラシムル為テアリマシテ、其ノ内容ハ大体現在ノ清算取引ト実物取引トノ中間ニ属スルモノテアツテ、現在ノ清算取引ニ比スレハ、スツト投機性ニ乏シイモノテアルト謂フコトテ、税率ハ現在ノ清算取引ノ半額即チ売買約定金高ノ百分ノ一・二五ニ致シタノデアリマス。而シテ此ノ取引ハ先以テ東京米穀商品、大阪堂島米穀及神戸ノ三取引所テ実施セラレ、漸次他ノ商品取引所ニ及フ見込デアリマスルカ、何分取引所ノ取引トシテ創始ノ

モノニ属シ、取引所及取引員共ニ経験無ク、殊ニ取引員ノ多クハ新規免許者テアリマセウカラ、之ヲ実施スル取引所ノ取引員ニ対シテハ、記帳其ノ他税法取扱方ニ付適當ナル指導ヲ為シ、検査監督上遺憾ナキヲ期スル様希望致シテ置キマス。

終リニ臨ミ、連日早刻ヨリ夕刻マテ御勉強下サイマシタ会議中ノ御苦勞ヲ深ク感謝致シマス。之ヲ以テ閉会ノ御挨拶ト致シマス。

(平 12 札幌 60)

16 昭和7年3月 署長会議における東京局長訓示

「 昭和七年三月八日

税務署長
会議 局長「東京・泉至剛」訓示 「

經濟界ノ不況時ニ於テ稅務ノ執行ノ甚タ困難ナルコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、殊ニ昨年中ニ在リテハ經費節減ノ為ニ欠員アルモノヲ補充スルニ至ラス、各署ハ甚タ手不足ヲ告ケテ居タ上ニ、地租法実施ノ如キ重要ナル事務カアツタ為、其ノ実施ノ上ニ付テモ、亦一般事務ノ進捗ニ付テモ少カラス懸念致シマシタカ、各署ノ事蹟ニ付テ見レハ特ニ遅延シタル等ノ事モナク大体好成绩ヲ挙げ、且ツ地租法ノ実施準備モ宜キヲ得マシテ、其ノ徴収ノ成績亦良好ナルヲ得マシタコトハ、誠ニ同慶ノ至リテアリ、且ツ各位ノ才骨折ニ対シテ深ク感謝スル所デアリマス、而シテ昨年末ノ行政整理ニヨリ相当多数ノ勇退者ヲ出シタノデアリマスカ、其ノ十分ナル補充ノ不能ナルニ加ヘテ、来年度ニ於テハ更ニ定員減少ノ止ムヲ得ナイ現状デアリマス、尚又今次ノ事變ニヨリ職員中ノ十数名ノ者ハ動員召集ニ応シテ入営

シ、其ノ内数名ハ既ニ出動ヲ命セラレタヤウナ次第テアツテ、益々要員不足ヲ来シテ居リマス、茲ニ各位ハ一段ノ緊張ト一致協力トヲ以テ事務能率ノ増進ヲ計リ、此ノ難関ヲ押シ切ルヘク勇敢ニ二層ノ努力ヲ致サレタイノテアリマス。本年ノ第三種所得税、個人營業収益税調査ニ付テハ、曩ニ示達シタル調査方針ニ基キ各位ハ夫々適當ナル計画ヲ爲シ進行中ノコトト存シマス、昨年中ノ經濟界ノ狀況ニ付キマシテハ、各位ハ当局ノ經濟調査、新聞雜誌其ノ他ニ依リ既ニ御承知ノ通りテアリマスカラ、茲ニ之ヲ繰返シマセヌ、然シ一言以テ之ヲ掩ヘハ、世界ヲ拳ケテ前年来ノ不況打開ニ努力致シタノテアリマスカ、其ノ効果ハ今以テ見エス、仏国ヲ除ク外ハ各国何レモ惡戰苦闘ノ事實ヲ殘シタノテアリマス、六月ノ末遂ニ独乙金融界ニ破綻ヲ来シ、フーパーノ戰債モラトリアム案ノ現出モ然シタル効果無ク、延イテ九月下旬英國ノ金本位制停止トナリ、続テ諸國ノ金輸出再禁止トナリ、財界ニ對シテ一大暗影ヲ投スルニ至ツタノテアリマス、我國ニ於キマシテハ四、五月ニ於テ多少好況ノ兆シカ見エタヤウテアリマシタカ、主トシテ米國財界ノ影響ヲ受ケテ生糸ノ輸出振ハス暗雲低迷ノ裡ニ推移シ、九月中旬ニハ滿州事變アリテ支那貿易ハ半減シ、英國ノ金本位制停止ハ特ニ我財界ニ不安ヲ与ヘ、而シテ米作ノ不良、繭ノ減収及之等ノ價格安ノ為農家ノ窮狀甚シク、不況ハ益々深刻ヲ加ヘ来ツタノテアリマス、折柄十二月十三日金輸出再禁止セラレ我經濟界ニ一大變化ヲ来シタノテアリマス。一般財界ノ狀勢ハ大体右ノヤウテアリマシテ、各個ノ業況及各個人ノ所得關係、亦之ニ伴フコトハ本ヨリテアリマスカ、必スシモ總テ一致スルモノテハナク、其ノ間ニ於テ或ハ業況ノ反テ良好ナルアリ、所得ノ増加セル者アリ、又不況ノ程度ニ於テハ夫々異ナルモノカアリマス、即チ此ノ不況ヲ打開スル方法トシテ、供給者ニ在リテハ産業ノ合理化、生産費ノ節約或ハ販売方法ノ變改、又ハ新製品ノ製造等、諸種ノ手段ヲ以テ需要ヲ喚起スル一面、亦消費者ニ在リテハ生産者ノ安価ナル提供ニ對シ自ラ需要ノ増加ヲ来シタ氣配モアリ、又金輸出再禁止ノ為ニ弗買ニ依ツテ巨利ヲ得タル者アリ、又ストツク品ノ値上リニヨリテ利益ヲ得タル者アリ、其ノ他各人ノ所得、各個ノ營業収益ニ付テハ甚々区々

ナルヘキヲ以テ、其ノ調査ニ付テハ特ニ適実ナルコトニ努メ、以テ課税ノ公正ヲ期スル要アリト信シマス、又昨年ニ於キマシテハ前年ヨリモ不況ニ慣レテ来テ居ル關係上、不況感ハ自ラ多少緩和セラレ、又不況ニ応スル調節、不況ニ對スル対策モ多少講セラレマシタコトト思ハレマス、而シテ最近ニ於テハ金輸出再禁止ノ為、少クトモ一般ニ明ルイ気分ヲ来シ、之カ納税者ノ氣持ニ好影響ヲ与ヘテ居ルコトハ事實テアリマス、随テ前年所得税、營業收益税ノ調査決定ニ付テ、用意シタル程ノ用意ハ之ヲ為スニ及ハサルコトト思ヒマス、然リト雖、其ノ苛察ニ涉ラサルヤウ注意スヘキハ勿論テアリマス。

次ニ本年度第一種所得稅並ニ法人營業收益稅事務處理ノ成績ハ概シテ良好テアリ、之レ全ク各署努力ノ結果ニ外ナラナイノテアリマシテ、感謝スル次第テアリマス。

近時個人營業其ノ他ヲ法人組織ニ變更スル者漸ク多クナリ、其ノ總テカ稅ニ對スル惡意ノ対策ナリトハ云ヒ難キモ、調査決定ニ當リテハ法人ト個人トノ權衡ヲ考ヘ、稅ノ脱漏ナキヤウ注意セラレタイノテアリマス、又第一種所得ノ調査ニ付テハ前年ノ會議ノ際ニ於テモ述ヘテ置イタ如ク、調査上書類ノ上ニ現ハレタル事實及數字ヲノミ追フコトナク、自ラ監査役、取締役タル見地ヨリ、其ノ事實ニ付テノ調査ヲ為スヘキテアリ、又課長、主任ノミニ任セス署長自ラ進ンテ相当ナル觀察ヲ下シ、以テ課税ノ適実ヲ期セラレタイノデアリマス。

次ハ相続稅ニ付テテアリマスカ、本稅ハ今後益々發達セシムヘキ主要ナル租稅テアリマシテ、其ノ客體タル相続財産ノ内容ハ漸ク複雑トナリ、調査方法亦漸ク困難トナルモノテアリマスカラ、調査ノ上ニ十分ナル用意ヲ希望スル次第テアリマス、相続稅事務主任ハ各署共概シテ八級、九級ノ比較的下級者ヲ以テ之ニ充テテアリ、下級者ノ能力必スシモ十分ナラスト云フニアラサルモ、主任ノミニ任セス課長、署長ニ於テモ調査内容ヲ十分ニ檢討セラレタイノデアリマス、尚大ナル相続財産ニ對スル調査ニ付テハ日時ヲ要スルハ勿論テアリマスカ、可成迅速ニ決定ヲ了スルコトニ留

意セラレタイ、乍併哀愁未タ新ナルノ時ニ於テ調査ヲ為スカ如キコトナカルヘキハ言ヲ俟タサルコトテアリマス。次ニ間税ノ取締ニ付キ昨今及既往ノ実績ニ依レハ、織物、印紙、酒造、清涼飲料税等ノ取締ハ之ヲ行ヘハ行フ程犯則檢拳数ノ増大ヲ来スヤウナ実情テアツテ、誠ニ寒心ニ堪ヘナイノテアリマス、宜ク適當ニ励行セラレムコトヲ望ミマス、而シテ犯則取締ニ付テハ警察官吏カ一般ノ犯則ヲ檢拳スルカ如ク、犯則事実ノ直接調査ノミニ依ラス、特ニ生産、取引、消費等ノ方面ニ考慮ヲ回ラスト共ニ、課税物件ノ消長ニ関スル經濟調査ヲ活用スル等ニ依ツテ、遺憾ナキヲ期セラレタイノテアリマス、又一面間税課税物件ノ生産技術カ機械化シ、其ノ経営カ大規模トナレルト共ニ、漸ク取締方カ緩和セラレツツアリ、又従来ノ取締方法ヲ以テシテハ其ノ目的ヲ達シ難キヲ以テ、宜ク適切ナル方法ヲ考慮スヘキテアリマス。

次ニ酒造税ニ付テハ不況ノ為、酒造業者ノ蒙レル打撃カ甚シク、其ノ徵税ニ付テハ相当不安ヲ感シテ居ツタノテアリマスカ、昨年興業銀行ヨリ酒造資金ノ融通アツタ為、一昨年ヨリハ滞納者カ減シタノハ喜フヘキコトテアリマスカ、本年度ニ於テハ前酒造年度ヨリノ持越高減少ノ關係カラ、管内ノ造酒高ハ自然増加致シテ居マス、従ツテ同時ニ徵收上ニ付一層ノ配意ヲ要スル次第テアリマス。

又本年ノ酒造ノ状況ハ、米質脆弱ナルト氣候カ甚タ温暖テアツタ為、相当警戒ヲ要スルモノカアツタノテ、鑑定部ヲシテ実地指導ニ或ハ注意書ノ配付等ニヨリ当業者ノ注意ヲ喚起シ警戒ニ努メシメタ結果、幸ニ群馬県下ニ僅少ナル腐造カアツタノミテ、他ハ何レモ酒造ノ成績概シテ良好テアツタコトハ、誠ニ同慶ニ堪ヘサル次第テアリマス、然シ今後ニ於ケル貯藏ニ関シ亦深甚ノ注意ヲ要スルコト勿論テアリマスカラ、各位ニ在リテモ当業者ト共ニ事故ナキニ努メラレタク、尚醸造ノ上ニ於テ原料米ノ精選精白ニ対シテハ相当留意スル者多キヲ加ヘタルモ、未タ蒸米用ノ釜場ノ設備ニ遺憾ノ点アルモノ尠クナイヤウニ見受ケラルルノテ、之又鑑定部ヲシテ改善方注意セシメテ居ルノテアリマスカ

ラ、各位ニ於テモ亦留意セラレタイノテアリマス。

次ハ徴収成績テアリマスカ、深刻ナル不況時ニ際会シ徴収成績ノ低下ナキヤニ付テハ懸念ニ堪ヘサルモノカアリマシタカ、不況ノ声程ニ成績ノ悪クナイノハ一ニ各位ノ努力ノ結果テアツテ感謝スル次第テアリマス、然シ最近ニ至リ漸ク滞納増加ノ傾向ノアルノハ甚タ遺憾トスル処テアリ、今一段ノ努力ヲ望ミマス。

次ニ事務ノ改善刷新ニ付テハ常ニ積極的考慮ヲ為シ、徒ニ旧慣ヲ墨守シ又ハ先例ノ踏襲ヲ能事トスルコトナク、種々ト工夫ヲ重ネラレ、仮令其ノ結果カ偶々所期ニ反スル場合アリトスルモ、敢テ之ヲ行フ底ノ進取的気分ヲ持タレタイノテアリマス、又才互ハ常ニ多忙ノ間ニ仕事ヲ致シテ居ルハ申セ、自ラノ覚悟次第ニ依リテ八十分ニ研究修養ノ時ヲ持チ得ルノテアリマスカラ、署員ト共ニ常ニ研究ニ努メラレムコトヲ望ミマス、之レ独リ事務執行ノ上ニ於テ必要ナルノミナラス、署員各自ノ為ニモ必要ナルコトテアリマス。

次ニ官紀振肅ニ付テハ、茲ニ申ス迄モ無ク各位ノ十分承知セララルコトテアリマスカ、尚時ニ不正事件カ發生シマスルコトハ甚タ遺憾テ真ニ痛心ノ至リテアリマス、之ニ付テハ第一事ヲ未然ニ防止スルコト、第二之ヲ速ニ発見スルコトカ肝要テアリマシテ、昨年六月ノ通牒ヲ以テ詳細ニ通達シテアリマスカ、本ヨリ事ノ發生スル根本ハ各人ノ人格如何ニアルノテアリマスカラ、各位ハ日常身ヲ以テ職員ノ人格修養ニ一層努メラレネハナリマセズ、而シテ發生シタル事故ノ発見ノ遅ルルハ、各自ノ部下監督上ノ懈怠トナサネハナラヌノテアリマスカラ深く注意スヘキテアリマス、尚之ニ付テハ諮問事項ニ於テ更ニ申上クルコトト致シマス。

又近時職員中其ノ品行上非難スヘキモノニ、三ニ止ラサルハ遺憾トスル処テアリマス、而シテ之レカ申報ニ依レハ諸君ノ中ニハ夫等ノ事ヲ何トナク客觀若ハ傍觀シテ居ラルルカ如キ憾アル向カアルヤウテアルカ、署長ハ自ラ署員ノ為ニ親切ナル考慮ヲ払フヘキテアリマス、尚近時一般ニ執務上熱心ヲ欠クノ嫌カアリ、往々調査ニ杜撰ナルモノアルハ

誠ニ遺憾デアリマス、各位ハ宜ク署員ニ緊張シタル気分ヲ持タシメ、各自其ノ仕事ヲ楽ミ仕事ニ精心精励スルヲ以テ第一義トナシ、働クコトハ道徳ナリ、絶対ノ善ナリトノ思想ヲ十分ニ悟ラシメ、唯働クコトニヨツテ自ラ各自ノ幸福ハ来ルモノテアルコトヲ確信セシメムコトヲ望ミマス、殊ニ昨今ノ社会思想ノ現状ニ考ヘ各位ニ於テ一層此ノ点ヲ了解セラレ、十分署員ノ善導ニ心懸ケネハナラヌト思フノデアリマス。

尚之ハ最初ニ申スヘキ事柄デアリマスカ、諸君ノ中ニハ四大節ニ当リ賀表ノ捧呈ヲ怠ラレル向カアルコトヲ、諸君ニ注意セネハナラヌヲ甚タ遺憾ニ思ヒマス、賀表其ノモノハ形式デアリマスカ、重大ナル意義ヲ有スルモノナルコトヲ更メテ承知セラレムコトヲ望ミマス。

終リニ臨ミ、昨今ハ真ニ多事多難、特ニ思想界ノ現状ニ考ヘ、才互ニ毅然トシテ操守ヲ堅ク持スルヤウ致シタイト思ヒマス。

(平 4 関信 49)

17 昭和7年7月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示

職第三〇〇号

昭和七年七月十三日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

六月下旬開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於テ、別紙ノ通大蔵大臣ヨリ訓示アリタルニ付、克ク其ノ趣旨ヲ体シ遣

憾ナキヲ期セラレ度、殊ニ租税ノ滞納処分ニ就テハ現下經濟界ノ狀勢ト民心ノ趨向ヲ察シ、相当考慮ヲ要スト認ムルカ故ニ、実情ニ即シ適宜ノ措置ヲ講シ円満ナル執行ヲ為スコトニ留意セラルヘシ
右通牒ス

稅務監督局長會議ニ於ケル高橋〔是清〕大藏大臣訓示（昭和七年六月二十七日）

本日ヨリ稅務監督局長會議ヲ開クニ当リマシテ、一言所見ヲ申述ベタイト存ジマス。

我國ノ經濟界ハ御承知ノ如ク數年來不況ヲ続ケ来リマシテ、未ダ回復ノ域ニ達シマセヌコトハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル次第デアリマスガ、斯ノ如キ場合ニ於テハ稅務行政ノ執行モ甚ダ困難ナルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス。然ルニモ拘ラズ幸ニ今日迄大体ニ於テ適正円満ナル執行ヲ見、良好ナル成績ヲ挙ゲツツアルコトハ、諸君ノ施措其ノ宜シキヲ得タル結果デアリマシテ、此ノ機會ニ於テ厚ク謝意ヲ表スル次第デアリマス。

今日ノ經濟界ノ不況ハ世界ノ大勢トハ申シナガラ、相当深刻ナルモノガアリマシテ、延テハ一般ノ思想上ニモ種々ナル悪影響ヲ及ボスノ虞サヘ見エルデアリマスカラ、國民ノ利害休戚ニ直接至大ノ關係ヲ有スル稅務行政ノ如キハ、其ノ執行上ニ於テ特ニ慎重ナル注意ヲ要スルコトト考ヘマス。諸君モ固ヨリ此等ノ点ニ注意ヲ払ハレツツアルコトトハ存ジマスガ、將來更ニ一層ノ注意ヲ以テ適切ナル課税ノ遂行ヲ期セラレムコトヲ望ミマス。

近來問題トナリツツアル所謂農村救濟策ニ関シテハ、其ノ対策ヲ講ズベキ範圍ハ甚ダ広汎デアリマシテ、租税ノ制度並ニ稅務執行上ニ於テモ考究ヲ要スベキ点ガ多カラウト考ヘマス。唯其ノ措置宜シキヲ得ザルニ於テハ、却テ將來ニ禍根ヲ殘シ、或ハ徒ニ國民ノ依頼心ヲ助長セシムルガ如キ弊害ヲ生ズル虞モアルデアリマスカラ、全局ノ觀察ヲ誤ルコトナク、独リ農村ノ問題ノミナラズ、一般ノ負担ニ関シテモ広ク十分ナル研究ヲ為スコトニ努メラレシムルコトヲ

希望致シマス。

官規ノ振肅ニ付テハ、諸君ニ於テモ一段ノ注意ヲ払ハレツツアルコトヲ承知致シテ居ルノデアリマスカラ、此ノ際多クヲ申シ上ゲマセヌガ、近時ノ世相ニ鑑ミ特ニ深甚ノ注意ヲ払フノ必要ヲ感ジマスルノデ、将来特ニ部下ノ吏僚ヲ戒メ、其ノ責任ノ重大ナルコトヲ自覺セシムルト共ニ、不正事件ノ根絶ヲ期セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

次ニ国有財産事務ニ付テハ、国有財産法ガ施行セラレテカラ滿十ケ年ヲ經過致シマシタ、此ノ間本法ガ極メテ公正且円滿ニ執行セラレ、而カモ多額ノ収入ヲ挙ゲ国家財政ヲ援助スルト共ニ、国民經濟ニ貢獻シ得マシタコトハ欣快ニ堪ヘナイ処デアリマス。之一ニ諸君並關係職員一同ノ努力ノ結果デアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。尚最近ニ於ケル一般經濟界不況ノ影響ヲ受ケ、雜種財産ノ処分ノ如キモ今後益々困難ヲ加フルコトト存ジマスガ、諸君ニ於テモ一層御尽力ノ上所期ノ成績ヲ挙ゲラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

尚諮問事項ニ付マシテハ、夫レ夫レ關係局部長ヨリ説明致サセマスカラ、腹藏ナク意見ヲ開陳セラレムコトヲ望ミマス。

(昭54 東京 166)

18 昭和8年4月 税務署長の地位向上に関する建議案

税務署長の地位向上に関する建議案

税務署長の地位向上に付ては多年我々の要望せる所であるが、当局に於て必要を認められながらも、国家財政上の見

地から何時も現実を見るに至らぬのは致方ない次第である。今回、我が九州税界出身の水久保代議士によつて、衆議院に地位向上の建議案が提出されて可決を見た。同代議士の御努力に対して満腔の敬意を表すると共に、政府に於て事情の許す限り、速にその優遇の実現に着手せられんことを渴望する。今茲に同代議士より詳細なる建議案に対する委員会の議事録を送付せられたので、左に掲ぐることをとする。

税務署長の地位向上に関する建議案

政府は税務署官制を改正し、司税官の定員を増加し、税務署長は全部司税官を以て充つる様、其の地位の向上を図られむことを望む

右、建議す

報告書

一 税務署長の地位向上に関する建議案（水久保甚作君提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候、此段及報告候也

昭和八年三月十五日

建議委員長 倉元要一

衆議院議長 秋田 清殿

税務署長ノ地位向上ニ関スル建議案

右成規ニ拠リ提出候也

昭和八年三月八日

提出者 水久保甚作

賛成者

松野鶴平	竹下文隆	一瀬一二	清家吉次郎	向井倭雄	土井権大	梅村 大
林 儀作	渡辺与七	林 路一	壽原英太郎	三井徳宝	尾崎天風	山本市英
松尾孝之	田尻藤四郎	島田七郎右衛門	田中喜代松	天辰正守	中野種一郎	野依秀市
近藤壽市郎	実岡半之助	岩瀬 亮	山本荘一郎	服部岩吉	山村豊次郎	金城紀光
平野桑四郎	伊藤皆次郎	仙波久良	仁田大八郎	貝谷眞孜	平島敏夫	渡辺幸太郎
山田佐一	楠 基道	吉田頼明	小山田義孝	坪山徳弥	葉梨新五郎	西岡竹次郎
永田良吉	三善信房	佐藤重遠	崎山嗣朝	春名成章	加藤知正	鳩山秀夫
藤井達也	江藤源九郎	寺田市正				

税務署長ノ地位向上ニ関スル建議

政府ハ税務署官制ヲ改正シ司税官ノ定員ヲ増加シ、税務署長ハ全部司税官ヲ以テ充ツル様、其ノ地位ノ向上ヲ図ラレムコトヲ望ム

右建議ス

税務署長ノ地位向上ニ関スル建議案理由書

税務署長ハ独立セル官庁トシテ部下収税官吏ヲ指揮監督シ、国家徴税ノ枢機ニ参与スル重大任務ヲ有ス、然ルニ其ノ地位ハ概ネ判任官ニシテ、奏任官タル司税官配置ノ税務署長ハ全体ノ僅ニ五割ニ過キス、他ノ五割ハ税務署属ヲ以

テ充当セリ、元來稅務署長ノ職務權限ニ於テ何等異ナル所ナキニ拘ラス、地位ニ等差ヲ設ケ、一ハ奏任官、一ハ判任官ト區別スルハ寔ニ不合理ニシテ時代錯誤ノ憾アリ、又一面稅務署所在地ノ小学校長ハ殆ト奏任官待遇ニシテ、其ノ權衡ヲ失スルハ世人等シク認ムル所ナリ、依テ政府ハ時代ノ趨勢ト實際ノ情況トニ鑑ミ、全國稅務署長ハ全部司稅官ヲ以テ充ツル様官制ノ改正ヲ為シ、以テ其ノ地位ノ向上ヲ図ラレムコトヲ望ム、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第六十四回帝國議會衆議院建議委員會議錄（速記）第十一回會議

昭和八年三月十五日（水曜日）午前十時五十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 倉元要一君

委員 二十四名

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主稅局長 中島鉄平君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者、左ノ如シ

議員 水久保甚作君

本日ノ會議ニ上リタル建議案、左ノ如シ

第四分科（内閣、外務省、大藏省、陸軍省、海軍省、司法省、通信省、拓務省所管及他ノ分科ニ屬セサル事項ニ屬スルモノ）

稅務署長ノ地位向上ニ關スル建議案（水久保甚作君提出）

(第三二二号)

○倉元委員長 日程第三、稅務署長ノ地位向上ニ関スル建議案、水久保甚作君提出、議案第二百三十二号、本案ヲ議題トシマス

○水久保甚作君 稅務署長ノ地位向上ニ関スル件ニ付キマシテハ、本文ニモ明記シテ居ルノデアリマスガ、御承知ノ通り稅務署長ハ獨立シテ居ル官庁ノ長官ト致シマシテ、部下ノ多クノ者ヲ監督スルノデアリマス、尚又國稅徵收ノ枢機ニ参与スルコトハ申上ゲルマデモアリマセヌガ、實ニ重大ナル職務デアルノデアリマス、然ルニ其地位ハ從來概ネ判任官ヲ以テ任ゼラレテ居ルノデアリマス、今日ニ於テハ茲ニ政府ガ留意セラレル所ガアリマシテ、其五割強位ハ奏任官タル所ノ司稅官ヲ以テ任ズルヤウニナツテ居ルノデアリマス、後ノ署長ハ全部判任官デアリマシテ、洵ニ私ハ不合理デアルト思ツテ居ルノデアリマス、ソレデ私ハ此事ニ對シマシテハ洵ニ時代錯誤ノ憾ガアルノデアリマス、ソレデ私ハ後ノ稅務署長全部デアリマスガ、是ハ稅務署ノ官制ニ依リマス、百八十五名ト云フノガ奏任官トナツテ居ルヤウデアリマスガ、是ハ司稅官デアリマス、其百八十五名ノ五名ハ署長タル者デナクシテ、大キナ稅務署ノ副署長タル所ノ任ニ當ルヤウニナツテ居ルサウデアリマス、ソレデ百八十八人ガ奏任官デアリマスガ、三百四十五ノ稅務署ニ於キマシテ、其百八十八人ヲ除イタ後ガ全部判任官デアリマスカラ、ソレヲ全部司稅官ニシタイ、斯ウ云フ希望ヲ有ツテ居ルノデアリマス、尚又稅務署所在地ハ御承知ノ通り其管轄區域ノ一番枢要ノ地ニ在リマシテ、例ヘバ郡デ申シマス、元郡役所ノアツタ所デアリマス、サウ云フヤウナ先ズ其管轄ノ中ノ一番都會地ニ在ルノデアリマス、ソレデ其都會地ニ於ケル所ノ各署ノ長官ハ概ネ是モ奏任官デアルヤウデアリマスガ、尚ホ今日トナリマシテハ、小学校長ノ地位ガ向上サレマシテ、サウシテ稅務署所在地ニ於ケル所ノ小学校長ハ、高等官七等又ハ八等ノ奏任待遇デアアルノデアリマス、之ニ反シマシテ稅務署長ガ判任官デアルト云フコトハ、洵ニ私ハ不公平デアルト

思ツテ居ルノデアリマスカラ、此案ヲ提出致シタ次第デアリマス、ドウカ此意味ニ於カレマシテ、權衡上カラ申シマシテモ、亦職務ノ重大性ニ鑑ミマシテモ、必要アリト認メテ居ルヤウナ次第デアリマス、ドウゾ御審議アラシトヲ願ヒマス

○中島政府委員 私共稅務当局ト致シマシテ、斯ノ如キ御同情アル建議案ガ議院ニ現ハレルコトニ付マシテハ、洵ニ感激ニ堪ヘナイ次第デアリマス、御承知ノ通り稅務官吏ハ、或ル場合ニ於キマシテハ苛斂誅求デアルトカ、亦酷評ヲ受ケテ居ルヤウナ場合ガ往々アルノデアリマスガ、稅務ノ實際ニ對シテ能ク御理解ヲ下スツテ、斯ノ如キ御同情アル建議案ガ出マシタコトニ付キマシテハ、私共稅務当局ト致シマシテ感謝ノ念ヲ、此機會ニ表スル次第デアリマス、經濟界ガ漸次複雑ニ趨クニ從ヒマシテ、稅務ノ執行ト云フモノガ益々複雑多端ニナリマシテ、又色々困難ナル問題ヲ伴フテ參リマシテ、其直接執行ノ任ニ當ツテ居リマス稅務署長ガ非常ニ困難ヲ感ズルト共ニ、職責ノ重大ナルコトヲ自覺シテ居ルコトハ、申ス迄モナイコトデアリマスルガ、其地位ガドウモ他ニ比較シテ低イ為ニ、社会上ニ於テモ色々氣兼ヲスル場合モアリマセウシ、又他ノ官序トノ權衡カラ行キマシテモ、考慮スベキ關係ガアルコトヲ私共ハ十分承知シテ居リマス、今日稅務署方約三百四十五アリマス中ニ、只今御話ノヤウニ、奏任官ハ百八十人、残りノ百六十五人ト云フモノガ判任官デアルト云フコトハ、是レ亦只今御話ノ通りデアリマス、斯ウ云フ格好デハドウモ事務執行上支障ガアリマスルノミナラズ、一面優秀ナ人材ヲ招致シテ、國家ノ複雑困難ナル行政ニ貢獻セシムルコトガ出来ナイト云フコトハ、是レ亦遺憾ニ存ジテ居ル次第デアリマス、此点カラ見マシテモ、只今ノ建議ノ趣旨ト云フモノハ、至當ト存ズルコトハ勿論デアリマス、多年部内ニ於キマシテモ、稅務官吏ノ優遇並ニ署長ノ優遇ト云フコトニ對シテハ、何時モ監督局長會議ノ問題其他ニ現ハレテ居ルノデアリマスガ、何分經費ノ關係上、而モ大藏省ハ財政ヲ扱ツテ居リマスル關係上、ドウモ自分ノ役所ノ吏員ヲ優遇スルト云フヤウナ感じヲ、他ニ与ヘル

ヤウナ点ガアリマシテ、謂ハ、遠慮勝チニ今日迄シテ来テ居ルノデアリマス、デアリマスカラ、政府ハ将来若シ財政上経費ノ都合ガ許シマスル限り、適当ノ機会ニ是等ノ建議ノ趣旨ヲ実現スルコトニ努力致シタイ希望ヲ有ツテ居リマス

○杉山委員 一寸此際当局ニ御伺シテ置キタイノデスガ、今御伺致シマスト、奏任待遇デアルノト、判任待遇デアアルノトハ、財政関係ダケデアルヤウニ御伺致シタノデスガ、他ノ郵便局ダトカ何カノヤウニ、税務署ノ中ニ一等地ノ二等トカ、サウ云フ税務ノ範圍ニ於テ何カ階級ガアツテ、其事業ノ大小ニ依ツテ今言フヤウナ階級ニナツテ居ルノデハナイノデセウカ、其点ヲ一寸御伺致シマス

○中島政府委員 御尤ナ御尋デアリマスルガ、国ニ依リマシテハ、一等税務署トカ、或ハ一等税関トカ、二等税務署トカ、二等税関トカ云フヤウナコトヲヤツテ居ル国モアリマスルケレドモ、御承知ノ通り日本デハサウ云フコトガアリマセヌ、大体主ナ大都会、市ト云フヤウナ所ハ司税官トシテ高等官ノ署長ガ居リマス、ソレカラ市デアリマセヌデモ主要ナ場所ニハ配置サレテ居リマス、大体ハ事務ノ内容ガ複雑デ税額モ多イ一税額ノ多イコトガ必シモ事務ノ複雑ヲ伴ヒマセヌケレドモ、大体重要ナ所ニハ高等官ヲ配シテ居ルト云フヤウナコトニ事実ハナツテ居リマス

○篠原委員 私モ一言伺ヒマスガ、今ノ政府委員ノ御言葉ニ依リマスルト、趣旨ハ非常ニ御喜ビニナツテ居ルガ、但シ予算ノ関係デ難カシイト云フ御意見デアリマシタ、私ハ斯ウモ考ヘルノデアリマス、税務官ノ地位ヲ好クスルト云フコトハ、唯独リ俸給関係バカリデハアルマイ、矢張相当ナ待遇ヲ与ヘルコトハ、其人ノ出所進退並ニ職務ヲ執行スル上ニ於テ、自然自重シ、若クハ熱誠ノ度ヲ増シテ来ルト考ヘルノデアリマス、或ハ経費ガ伴ハナケレバ、俸給必シモ増サナクトモ、待遇其モノニ付テ御考慮ニナツテ然ルベキヂヤナイカ、斯ウ思フノデアリマス

○中島政府委員 洵ニ御尤ナ御尋デアリマス、サウ云フ趣旨ニ於キマシテ、十分考慮致ス積リデアリマス

○紅露委員 私政府委員ニ一ツ御伺シタイノデアリマスガ、徴税ヲ為サル上ニ於テ、署長ヲ司税官ニ為サルコトハ無論結構デアルト思フデアリマスガ、各稅務署ノ直稅課長、若クハ間稅課長、或ハ庶務課長辺リヲ更ニ司稅官、或ハ副司稅官ヲ以テ充テルト云フヤウナコトニナサル御意思ハナイカドウカト云フコトヲ御伺シタイノデアリマス、是ハ御承知ノ通りニ各区役所トノ關係トカ、或ハ市町村トノ關係上、納稅ノ督勵トカ其他ノ為ニ出張スル上カラモ、非常ニ權衡上必要ト思フノデス、聞ク所ニ依リマスト、各区役所ノ、殊ニ市内ノ区役所ノ稅務係長ハ、慥カ稅務課長ト云フコトニ致シマシテ、東京市ノ主事ト云フヤウナ者ヲ以テ充テ、居ルヤウニ思フノデス、苟モ國家ノ徵稅權ヲ背負ツテ立ツテ居ル所ノ署長及署長ヲ補佐シテ、時ニハ署長ノ代決マデモ致ス所ノ直稅課長、間稅課長、或ハ稅務課長ヲ一判任官ヲ以テ當アルト云フコトハ、非常ニ徵稅政策上不得策デアルト、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、政府ノ御意見ヲ御伺シタイト思ヒマス

○中島政府委員 洵ニ御尤ナ御話デゴザイマシテ、只今申上ゲマシタ五人ト云フ司稅官モ、是ハ主ナル稅務署ノ直稅課長デアリマス、例ヘバ神田橋稅務署ノ直稅課長ノ如キ、若クハ神戸稅務署ノ如キ、司稅官ガ當ツテ居ルノデアリマス、出来マス限リ只今ノヤウナ御趣旨ニ進ミタイト思ツテ居リマス

○篠原委員 提案ノ趣旨御尤ト思ヒマスカラ、可決アラムコトヲ希望致シマス

○倉元委員長 篠原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○倉元委員長 御異議ナシト認メマス、可決致シマシタ

19 昭和8年9月 官紀振肅懇談会の開催

職第二一七号

昭和八年九月十八日

東京稅務監督局印

稅務署長殿

官紀振肅懇談会ニ於ケル局長訓話ノ要旨、別冊及送付候条、職員ニ漏ナク熟誦セシメラレ度

官紀振肅懇談会ニ於ケル局長「泉至剛」訓話ノ要旨（八月卅一日東京市内・市付近稅務署長会同）

仰々官吏ガ一般社会ニ於テ尊重セラル、所以ハ、官吏ノ職分ガ常ニ公器ニ参与シテ些モ私ニ関スルコトナク、嚴正公平ナルノ故デアルト信ジマス。如何ニ天下ノ富豪、実業家ト雖モ其ノ為ストコロハ直接ニ自己ノ繁栄ト其ノ業務ノ發展ヲ図ルニアツテ、官吏ガ終始公務ニ身心ヲ捧ゲテ余念ナキニ比シ其所ニ大ナル相違ガアルノデ、仮令我々官吏ガ其ノ智、其ノ才ニ於テ或ハ劣ルトコロアリト雖モ、敢テ他ノ上ニ立ツ所以ノモノハ一ニ係ツテ茲ニ存スルモノト自分ハ信ジテ居ルノデアリマス。如斯官吏ハ嚴正公平ノ立場ニ在ツテ清節身ヲ持シ、官紀ノ振肅ハ素ヨリ社会風紀ノ肅清ニモ任ズルノ意氣アルヲ要スルニ拘ラズ、稍モスレバ憂フベキ問題ヲ惹起スルガ如キハ、近時ノ世相ガ一ニ享樂的デ勤儉力行ノ風漸ク衰へ、思想的ニハ全ク帰趨ニ迷フモノ、多キ現状ニ於テ、官吏ノ間ニモ此ノ惡風潮ガ浸潤シ、不知不識ノ間ニ其ノ本分ヲ忘却シ、一般ニ精神ノ緊張ヲ欠クニ至ツタ結果デアリマス。従ツテ官吏ノ地位榮譽等ニ深く省察ヲ加フルコトナク、又尽忠匪躬ノ節ヲ全フスルト云フガ如キ道念ガ、次第ニ失ハレツ、アルコトハ洵ニ憂慮スベキデ

アリマス。昨今世間ニ叫バル、非常時ナルモノハ、經濟問題ニセヨ、滿洲問題ニセヨ、所詮ハ國民精神ノ弛緩ニ外ナラヌデアリマス。

由來我稅務官吏ハ清廉潔白、質実剛健、勤勉忠実タルコトニ於テ自他共ニ之ヲ許シ、大ニ誇リトシテ居ツタコロデアリマス。然ルニ今ヤ斯ル美風ハ漸ク地ヲ払ハントシ、而モ嫌マハシキ横領、収賄等ノ犯罪者ヲ続出スルハ、勿論社會ノ罪ニモヨルガ、又一面不正ノ誘惑ニ陥ル間隙アルガ為メ、之ニ乗ゼラル、ト云フコトガ其ノ大ナル原因デアルト思フノデアリマス、茲ニ於テ御互ハ今少シク強ク生キルト云フコトヲ考ヘネバナラヌデアリマス。之レハ私ノ常ニ信念ヲ以テ主張スルコロデアリマスガ、我々ハ夫々地位ニ応ジテ一定ノ俸給ヲ給セラレ、而シテ特ニ下級ノ同僚ニツキマシテハ、生活費ニ足ラザルモノ、アルコトヲ承知シテ居リマスガ、然シ茲ニ大覺悟ヲ要スルノデアリマシテ、其ノ覺悟ニヨリマシテ月百円ノ收入ヲ以テシテ不足トスルモノガアリ、又五十円ノ收入ヲ以テシテモ尚足ルヲ得ルノデアリマス、更ニ極言スレバ疏食ヲ飯ヒ水ヲ飲ミ肱ヲ曲ゲテ之ヲ枕トスルモ、樂亦其ノ中ニ在リト云フ強イ意氣ガ必要デアルト信ズルノデアリマス。私ガ敢テ斯迄ニ此ノ信念ヲ高唱力説スル所以ノモノハ、斯ノ覺悟ガアツテこそ何事モ成シ得ルノデアリ、又各自ノ發展モ出来得ルノデアリ、此ノ意氣込ガアツテ初メテ官吏ガ其ノ清節ヲ完フシ、不正ノ誘惑ニ打勝ち威信ヲ保持シ得ルカラデアリマス、ドウカ御互ノ間ニ強ク正シイ氣風ヲ作興スルコトニ大ニ努力セラレンコトヲ切望スルト共ニ、今ヤ己一人ノ清節ヲ全フシテ超然タリ得ルノ時デハナイノデアリマスカラ、宜敷僚友ヲ励マシ相戒メテ將來一人タリトモ過誤ナキコトヲ切ニ希望致ス次第デアリマス。

職第二二六号

昭和八年九月二十一日

東京稅務監督局長 

稅務署長殿

官紀振肅ニ関シ、厩橋稅務署長ヨリ別紙ノ通り申報有之候ニ付、參考ニ供セラレ度候

秘第三号

昭和八年九月十九日

厩橋稅務署長 印

東京稅務監督局長殿

官紀振肅ニ関スル件

官紀ノ振肅ニ関シテハ屢々御訓示ノ次第モ有之、殊ニ最近ノ不正事件ニ鑑ミ機ニ臨ミ署員ヲ戒飭シ来リタルモ、這般震災記念日ニ際シ署員一同ニ対シ、震災當時ト復興ノ現況等ヲ引例シテ、洗職ニ依リ汚サレタル税界伝統ノ美風ヲ恢復シテ、更ニ之ヲ發揚スルノ責任アルコト、殊ニ時局重大ニシテ国民挙テ忠節ヲ致スヘキ秋ニ方リ、稅務官吏ノ責任ノ重大ニシテ其ノ行動ノ社会人心ニ及ホス影響甚大ナルモノアルコトニ省ミ、各自深ク覺悟スヘキコトヲ説クト共ニ、其ノ責任ノ自覺ヲ促ス為、別紙ノ如キ誓書ヲ徴シ候、為念
右申報候也

誓 書

現下ノ時局ニ於テ稅務執行ノ任ニ在ル者ノ責任重大ニシテ、其ノ行動ノ社会人心ニ及ホス影響極メテ重大ナルモノ

アルコトヲ深ク省ミ、茲ニ左ノ三項ヲ厳守スルコトヲ誓フ

一 立国ノ大本ニ鑑ミ国体ノ尊崇スヘキコト惟ヒ、国憲ヲ重ンジ国法ニ遵ヒ一意奉公ノ至誠ヲ君国ニ竭スヘキコト
二 官吏タルノ本分ヲ恪守シ常ニ浮華ヲ戒メ、儉素己ニ克チ廉恥ヲ重ンジ操守ヲ堅クシ、以テ国民ノ儀表タルヘキ
コト

三 官吏服務規律其ノ他服務上ニ関スル訓令ヲ嚴格ニ服膺実践シ、忠順勤勉稅務ニ尽瘁シ、以テ其ノ職責ヲ全フス
ヘキコト

昭和八年九月一日

官 氏 名

(昭54 東京 166)

20 「昭和8年」 大正十二年以降国税に関する陳情等要旨集録

一 大正十二年以降

国税ニ関スル陳情、請願、建議要旨集録

大蔵省主税局

国税ニ関スル陳情、請願、建議要旨集録

目 次

第一 一般ノ部

第二 所得税ノ部

- 第三 地租ノ部
- 第四 營業收益税ノ部
- 第五 相続税ノ部
- 第六 鉱業税ノ部
- 第七 登録税ノ部
- 第八 酒造税ノ部
- 第九 酒精及酒精含有飲料税ノ部
- 第一〇 麦酒税ノ部
- 第一一 工業用酒精酒類、其ノ他酒精含有飲料戻税ノ部
- 第一二 清涼飲料税ノ部
- 第一三 砂糖消費税ノ部
- 第一四 織物消費税ノ部
- 第一五 印紙税ノ部
- 第一六 取引所税ノ部

(一) 一般ノ部

農村救済ニ関スル陳情	区分	七、六	提出年月	長野県平村経済改善組	提出者	一、義務教育費ノ全額国庫負担 二、恩給ノ引下 三、相続税及所得税ノ増徴ヲ図ラレタシ	要旨	摘要	
------------	----	-----	------	------------	-----	---	----	----	--

時局匡救対策二関スル陳情		地方ノ中小商工業者救済ニ関スル陳情	農家負担軽減ニ関スル陳情	同	同	同
七、七		七、七	七、八	八、一	七、八	七、八
群馬県非常時匡救県民大会		丸亀商工会長	山形市農会長外百九十名	石川県農会長	島根県和田健三郎外四〇名	高知県杉本芳太郎外七、三六二名
非常時局ニ鑑ミ之力対策ノ一トシテ、相続税並ニ所得税ノ累進率ヲ引上ケラレタシ	三、産業組合ノ商行為ニ対シ一般営業者ト同様課税セラレタシ	二、大都市百貨店ノ地方出張販売ニ対スル禁止的	一、窮迫セル地方中小商工業者ヲ救済スル為	一、行政及財政ノ根本的整理ヲ断行シ	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	一、現行税制ノ根本的改訂ヲ断行シ
	二、地方税ヲ創定セラレタシ	一、単純化、(三)各種付加税ノ軽減ヲ図ラレタシ	二、農家ノ偏重負担ヲ軽減セラレタシ	二、農業者ニ対スル租税公課ノ負担ハ他業者ニ比シ甚	二、都市中小商工業者ト均衡ヲ得セシメラレタシ	二、国税ハ(イ)所得税、(ロ)財産税、(ハ)相続税、(ニ)土地増加税、(ホ)奢侈税、(ヘ)庭園税ノ六種トシ
	地方税ノ累進税率ノ引上ケ、(二)複雑ナル地方税	一、現行税制ヲ適当ニ改廢シ、(一)所得税、相続税ノ累進税率ノ引上ケ	一、行政及財政ノ根本的整理ヲ断行シ	三、農家ノ負担ヲ軽減シ	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	而シテ(一)所得税ノ累進率ハ之ヲ引上ケ、(二)相続税ノ税率ハ相続財産五百万円以上ニ対シテハ四割トセラレタシ
	三、産業組合ノ商行為ニ対シ一般営業者ト同様課税セラレタシ	二、大都市百貨店ノ地方出張販売ニ対スル禁止的	二、農家ノ偏重負担ヲ軽減セラレタシ	三、都市中小商工業者ト均衡ヲ得セシメラレタシ	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	一、現行税制ハ都市ニ比シ農村ノ負担甚々重シ、政府ハ速ニ
	地方税ノ累進税率ノ引上ケ、(二)複雑ナル地方税	一、現行税制ヲ適当ニ改廢シ、(一)所得税、相続税ノ累進税率ノ引上ケ	二、農家ノ偏重負担ヲ軽減セラレタシ	三、都市中小商工業者ト均衡ヲ得セシメラレタシ	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	二、国税ハ(イ)所得税、(ロ)財産税、(ハ)相続税、(ニ)土地増加税、(ホ)奢侈税、(ヘ)庭園税ノ六種トシ
	三、産業組合ノ商行為ニ対シ一般営業者ト同様課税セラレタシ	二、大都市百貨店ノ地方出張販売ニ対スル禁止的	二、農家ノ偏重負担ヲ軽減セラレタシ	三、都市中小商工業者ト均衡ヲ得セシメラレタシ	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	而シテ(一)所得税ノ累進率ハ之ヲ引上ケ、(二)相続税ノ税率ハ相続財産五百万円以上ニ対シテハ四割トセラレタシ

区 分	提出年月	提出者	要 旨	陳情	行政及税制整理方	同			
				税制改革ニ関スル陳情	七、八	七、九〇	全国町村長会長	現行租税制度ハ納税者ノ負担能力ニ適合セス、均衡ヲ失スルノ甚タシキモノアリ、依テ（一）速ニ之ヲ改廃シ行ヒ、（二）高額の所得税累進率ノ引上ケ、（三）地租、營業収益税附加税率ノ均一、（四）相続税、第二種所得税、資本利税率ノ増徴、（五）奢侈税ノ新設等適切ナル施設ヲ講セラレタシ	現下經濟界ノ状勢ニ鑑ミ國民負担ノ軽減ヲ図ル為ニ、徹底的ニ行財政ヲ整理シ（一）所得税累進率ノ引上ケ、（二）微細ナル租税ノ廃止、（三）家屋税ノ撤廃ヲ断行セラレタシ
繰越欠損金ノ補填ヲ	二五、六	日本綿糸布商連合会委	繰越欠損ノ補填ヲ法人ノ損金ト認メラレタシ	同	七、八	七、九	宮崎県下商工会大会代表	各種租税制度ハ絶ヘス改善セラレツ、アリト雖、仍幾多遺憾ノ点アルヲ以テ、經濟ノ実情ニ合致セシムルト共ニ、社会政策的税制ノ確立ヲ図ラレタシ	同
				税務代理人法制定ニ関スル建議	七、三	八、一	計理士法改正期成会長	税務代理人法ヲ制定シ其ノ資格ヲ定メ、之力取締ヲ嚴重ニセラレタシ	
				税務代理人法制定反對ニ関スル建議	八、二	八、一	全九州計理士協会 在阪計理士大会	税務代理人法ノ制定ヲ阻止セラレタシ（税務ニ関スル代理事務ハ計理士ヲシテ当ラシムルヲ最モ適当トス）	
摘要									

(二) 所得税ノ部

法人ノ損金トシテ計
算方陳情

一五、一一	東京商業會議所会頭	員長
同	日本經濟連盟会常務理事	事
同	社団法人日本工業俱樂部理事	部理事
二、九	六大都市各實業組合連合会	合会
三、八	松本商工会議所会頭外二名	二名
三、九	東海商工会議所連合会	會
三、六	法人製糸会社總代	代
同	片倉製糸株式会社社長外八会社	社長
三、一二	蚕糸業同業組合中央会	會長
三、一一	日本商工会議所会頭	頭
三、一二	片倉製糸株式会社社長外百八十一名	社長
三、一一	北本州商工会議所連合	會
三、一〇	税法改正期成同盟会	會
四、一	多賀郡是製糸株式会社	社長
四、一	長外五十二名	名
四、七	諏訪製糸同業組合内所得税法改正期成同盟会	會

同	所得税等ノ免除方陳情	買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シ超過所得税及清算所得税免除規定制定方建議		減資差益ノ課税ニ関スル建議		株式ノ額面超過金ニ対スル課税ニ関スル陳情		超過所得税廃止ニ関スル陳情	
七、一二	三、三	一三、二二	同	同	同	同	七、六	七、五 八、一	八七、一五
京都府銀行協会	株式会社長野貯蓄銀行頭取外十七名	社団法人鉄道同志会	社団法人日本工業倶楽部理事長	日本経済連盟会常務理事 社団法人日本工業倶楽部理事長	東京商業会議所会頭 日本経済連盟会常務理事 社団法人日本工業倶楽部理事長	東京商業会議所会頭 日本経済連盟会常務理事 社団法人日本工業倶楽部理事長	第二十七回西部商工会議所連合会長	長野県所得税法改正期成同盟会代表者外卅二名	長野県所得税法改正期成同盟会代表者外卅二名
払込資本金壹百万円以下ノ銀行ニ対シ第一種所得税及營業收益税ヲ免除セラレタシ	貯蓄銀行ニ対シ所得税及營業收益税ヲ全免セラレタシ	地方鉄道買収法ヲ制定シ同法中ニ買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シテハ、超過所得税及清算所得税ヲ課セサル旨ヲ規定セラレタシ		無償減資差益ニハ課税セサルコトニ改メラレタシ		株式ノ額面超過金額ハ法人所得計算上益金ニ算入セサルコトニ改正セラレタシ		法人ノ超過所得税ヲ廃止セラレタシ	

	第二種所得税徴収 付金ニ関スル請願	衛生組合ノ預金利子 ニ対シ所得税及資本 利子税免除方陳情	銀行当座預金利子ニ 対シ所得税及資本利 子税免除方陳情	貯蓄銀行ノ取扱フ定 期預金ニ対シ免税方 請願	小銀行ノ取扱預金ニ 対シ免除方陳情		貯蓄銀行ヨリ他銀行 ヘノ預金利子ニ対シ 所得税免除方請願	第二種所得税等ノ免 除ニ関スル請願
	一五、一〇 一五、一二	三、二	二、五	三、三	七、一二	五、四 六、三 四、一	三、三 一五、二	一四、九 一五、八
事	宮城県下銀行同盟会幹 青森県銀行協会代表者 委員外四名 新潟県銀行同盟会請願	第六回都市衛生組合連 合会	第十六回奥羽北海道商 業会議所連合会議長	株式会社長野貯蓄銀行 頭取外十七名	京都府銀行協会	外五銀行 株式会社上毛貯蓄銀行 頭取 株式会社下毛貯蓄銀行 京都支店外六十八行 株式会社日本貯蓄銀行 頭取 株式会社長野貯蓄銀行	株式会社福島貯蓄銀行 頭取 株式会社長野貯蓄銀行 頭取	新潟県銀行同盟会請願 委員
	銀行預金利子ニ対スル ヲ支出セラレタシ	衛生組合ノ預金利子 ニ対シテハ所得税及資本利 子税免除セラレタシ	銀行当座預金利子ノ総テ ニ対シ所得税及資本利子 税ヲ免除セラレタシ	貯蓄銀行ノ取扱フ定期 預金利子ニ対スル所得税 及資本利子税ヲ免除セラ レタシ	払込資本金壹百万円以 下ノ銀行ノ取扱ニ係ル預 金ニ対シテハ、第二種所 得税及資本利子税ヲ免除 セラレタシ		貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘノ 預金利子ニ対スル所得税 ヲ免除セラレタシ	特別当座預金利子半期間 五円以下ノモノニ対シテ ハ、第二種所得税ヲ免除 セラレタシ

所得税及資本利子税 免除方陳情	三、三 五、一〇	奥羽銀行同盟 両毛同盟銀行懇話会幹 事総代 栃木県銀行同盟会長	帝國在郷軍人会長	帝國在郷軍人会ノ基本財産ヨリ生スル収入ニ対 シ、所得税及資本利子税ヲ免除セラレタシ
産業組合貯金利子ニ 課税方陳情	一五、五	長野県銀行協会 兵庫県銀行同盟会	長野県銀行協会 兵庫県銀行同盟会	産業組合貯金中利息ノ収入ヲ目的トスル程度ノモ シニ対シテハ、所得税及資本利子税ヲ課セラレタ シ
産業組合ニ対シ課税 方陳情	七、一一	南予商工団体連合会長	南予商工団体連合会長	産業組合ニ対シ課税セラレタシ
購買組合ノ特典廃止 並取締勵行方陳情	八、二	沼津商工会議所会頭	沼津商工会議所会頭	購買組合ニ対スル、(一)過度ノ保護助長ヲ廃止 シ、(二)違法行為ヲ嚴重ニ取締リ、(三)中小 商工業者ニ対スル圧迫ヲ除去セラレタシ
産業組合ニ対シ課税 方陳情	八、一 八、二	東北七県肥料団体連合 協議会 全日本肥料団体連合会	東北七県肥料団体連合 協議会 全日本肥料団体連合会	産業組合ニ対シ課税セラレタシ
有価証券取得税創設 等ニ関スル建議	八、三	静岡県大宮町 清高彦	静岡県大宮町 清高彦	(一)有価証券取得税ヲ創設シ、其ノ財源ヲ以テ (二)都市ノ宅地以外ニ対スル不動産取得税ヲ減 税又ハ廃税セラレタシ
株式配当金ノ綜合課 税ヲ源泉課税ニ改正 方陳情	一三、六 一三、一〇	全国株式取引員組合連 合会 一宮商業会議所会頭	全国株式取引員組合連 合会 一宮商業会議所会頭	株式配当金ノ綜合課税ハ之ヲ廃シ源泉課税ニ改メ ラレタシ
同	同	岐阜県商工団体連合会 代表者	岐阜県商工団体連合会 代表者	

同 上		所得税法改正ニ関スル建議	国債利子ニ対シ所得 税課税方建議	第二種所得ヲ第三種 所得ニ綜合課税方請 願
一三、一一 五、一 五、四 一五、九	五、一 一四、七 一四、八	一三、一一	一三、一一 一四、七 一五、九 一三、一〇 一四、八	一四、七
東京、大阪、京都、名古屋、神戸各市有価証券現物売買業者 大阪株式取引所一般短期取引員組合 日本商工会議所外十五団体 商業會議所連合会長	日本商工会議所会頭 商業會議所連合会長 社団法人東京実業組合連合会長	商業會議所連合会長	日本經濟連盟会常務理事 社団法人東京実業組合連合会長	東京市 蛭川友吉
株式配当ノ綜合課税ヲ廢シ、第一種所得又ハ第二種所得ニ移サレタシ		法人ヨリ受クル配当金ハ、(一)其ノ受クル者カ法人タルト個人タルトヲ問ハス、(二)之ヲ第二種所得トシ、(三)配当率ニ依リ超過累進税率ヲ課セラレタシ	国債ノ利子ニ対シ所得税ヲ課セラレタシ	現在第二種所得トセルモノハ総テ綜合課税スルコトニ改正セラレタシ

同 上	同 上	同 上	所得調査委員二関ス ル建議	同 上	百貨店税創設二関ス ル陳情	売薬保護課税二関ス ル陳情	免役税創設二関スル 建議	郵便年金二対スル所 得税免除方陳情		減損更訂二関スル建 議	教育費特別控除二対 スル建議
一五、六	一五、九	一五、五	一四、七 一四、八	七、一〇	七、七	八、一	七、七	七、一 七、四	五、一 五、九 三、一 五、一	一五、九	六、一
東京税務監督局管内所 得審査委員	同 商業会議所連合会長	千葉県所得調査委員一 同 商業会議所連合会長	商業会議所連合会長 社団法人東京実業組合 連合会長	全大阪中小工業者大 会	中小商業研究会代表者	東京市 芳尾網太郎	建石仇平	中国四国商工会議所連 合会長 日本商工会議所会頭		商業会議所連合会長 日本商工会議所会頭	秋田県南秋田郡教育 会々々長
所得調査委員ノ定数ヲ増加セラレタシ		所得調査委員ノ権限ヲ拡張セラレタシ	調査委員ノ権限ヲ拡張シ、所得標準歩合ノ決定ニ 付テモ其ノ意見ヲ採用スルノ途ヲ開カレタシ	一、百貨店ニ対シ特別税ヲ課セラレタシ 二、百貨店商品券ニ対シ課税セラレタシ	中小商業者ノ破滅ヲ救フ為百貨店税ヲ創設セラレ タシ	売薬ニ対シ一方向一ヶ年五円程度課税セラレタシ	免役税（壮丁税）ヲ創設シ、壮丁不合格者及徴兵 免除者ニ対シ其ノ富ノ程度ニ応シ課税セラレタシ	郵便年金ニ対シテハ所得税ヲ免除セラレタシ		減損更訂ノ二分ノ一ヲ四分ノ一二改メラレタシ	生徒、学生ノ教育費ニ付テモ特別控除ノ途ヲ開カ レタシ

同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上		上	上	上	上	上	上	上	
六、七	一五、一二	七、一一	六、六	六、一 六、二	三、六	五、一〇	四、六	一五、一〇	一五、五	三、九 一五、一二 四、七	
東京市麴町区外十四区 会議長	山口県町村長会副会長	南予商工団体連合会長	山口県商工連合会長	山口県町村長会長 全国町村長会長 四国商工会議所商工会 連合会長	山口県商工連合会	新潟県実業団体連合会 長	中国四国商工会連合会 代表	長野県町村長会長	同 千葉県所得調査委員一	福岡県商工連合会長	山口県商工連合会長
東京市ニ於ケル所得調査委員ノ定数ハ区毎ニ之ヲ 定メラレタシ	所得調査委員ノ定数ヲ町村ノ数ト同一ト為シ、一 町村ヨリ各一人ノ調査委員ヲ選出スルコトニ改メ ラレタシ	所得調査委員ノ定数ヲ増加シ、更ニ一選挙区ヲ数 選出区域ニ分割セラレタシ		所得調査委員ノ定数ヲ増加シ、且選挙区ヲ数区設 クルコトニ更メラレタシ	所得調査委員ノ定数ヲ一町村一名宛以上ニ増加セ ラレタシ	所得調査委員ノ定数ヲ増加シ、之ヲ各業別ニ割当 選出セシムルコトニ改メラレタシ	所得調査委員定数ヲ、全国ニ於テ現在ノ二倍ニ増 加セラレタシ	所得調査委員ノ定数ヲ現在ノ倍数ニ増加セラレタ シ	所得調査委員ノ定数ハ原則トシテ十名トセラレタ シ		

(三) 地租ノ部

区 分	提出年月	提出者	要 旨	摘要
農会所有地免租ニ関スル件	大正一三、二	関西府県農会連合協会司会者	農会ハ公共団体ニシテ其ノ所有地ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノナレバ、地租ヲ免除スルコトニ法令ヲ改正アリタシ	
商工会議所敷地免租ニ関スル件	一三、三	関東商業会議所連合会長	商工会議所ハ商工業者ヲ代表スル公共団体ナルヲ以テ、商工会議所ノ敷地ヲ免租スルコトニ法令ノ改正アリタシ	
昭和三和 四、六	四、一〇	中国四国商工会議所連合会代表		
四、一二		日本商工会議所会頭	商工会議所用土地建物及其他ノ物件ニ付一切ノ国税及地方税ヲ課セサル様法令ノ改廃アリタシ	
同 上	一五、一二	山口県商工連合会長	所得調査委員ノ選挙権ヲ拡張セラレタシ	
同 上	同	山口県町村長会副会長	所得調査委員ノ選挙資格ハ、法定期限迄ニ所得申告ノ有無ニ不拘、所得ノ決定ヲ受ケタル者ニ対シ付与スルコトニ改メラレタシ	
同 上	六、一	山口県町村長会長		
同 上	六、二	全国町村長会長		
同 上	同	四国商工会議所商工会連合会長		
同 上	六、六	山口県商工連合会長		
所得審査委員会ニ関スル建議	一五、七	大阪商業会議所会頭	所得審査委員会ニハ法人ノ互選シタル法人ノ代表者(府県ハ各一人、北海道ハ二人)ヲモ参与セシムル制度ニ改メラレタシ	
一五、九		商業会議所連合会		

公益法人ノ公共用地 免租ニ関スル件	大正 一四、三	福島県若松市長外十三 市長	公益法人ノ所有ニシテ公共ノ用ニ供スル土地ノ地 租ヲ免除スルコトニ法令ヲ改正セラレタシ
森林組合事務所敷地 等 地租免除ニ関スル 件	昭和 三、九 五、八	広島県山林会長 全国森林組合連合会協 議会議長	森林組合事務所及森林組合ノ林道敷地ニ対シテハ 地租ヲ免除セラレタシ
水産会用地免租ニ関 スル件	三、六 五、一	岐阜県水産会長 同 上	水産会用地ニ対シテハ地租ヲ免除セラレタシ
市町村所有地地租免 除ニ関スル件	三、七 七、六	宮城県町村長会長 中国市長会長	市町村所有地ニ対シテハ地租ヲ免除セラレタシ 公共団体ノ財政緩和ノ方法トシテ其所有スル財産 ニ関シテハ、地租其他ノ租税及登録税ヲ免除セラ レタシ
済生会診療機関用地 地租免除ニ関スル件	四、七	恩賜財団済生会々々長	恩賜財団済生会ノ病院、診療所敷地ニ対シテハ地 租ヲ免除セラレタシ
私立図書館敷地地租 免除ニ関スル件	四、一〇	帝国教育会頭 日本図書館協会理事長	私立学校及幼稚園ト同様、私立図書館ノ敷地ニ対 シテモ地租ヲ免除セラレタシ
電気事業用地免租ニ 関スル件	五、七	社団法人電気協会々々長	電気事業ハ其ノ公益事業ナル点ニ於テ、鉄道、軌 道等ノ事業ト選フ所ナキヲ以テ、其ノ用地ヲ免租 スルコトニ地租法ヲ改正セラレタシ
地租軽減ニ関スル件	大正 一三、八 昭和 六、一 七、七 七、七	山形県町村長会々々長 福井県農会長 熊本県農会長 高知県産業組合長会議 代表委員	土地ニ対スル課税ヲ軽減シ、商工業者トノ負担ノ 均衡ヲ図ラレタシ 農村救済ノ為メ行政及税制整理ヲ断行シ、農家ノ 負担ヲ軽減シ都市商工業者トノ負担ノ均衡ヲ図ラ レタシ (外ニ此ノ種ノ陳情ハ昭和七年中殊ニ多数ニ上ル モ、大体同一ニ付一々掲記セス)

田畑地租撤廃二関スル件	四、九 五、五 七、六 七、八 (衆議院提出)	富山県農会長 衆議院議決 衆議院議員 多木舜次郎 千葉県沼尻幸作外二二〇九名 足利市農会長	耕地二対スル地租ヲ全廢シ、農家負担ヲ輕減セラレタシ 田畑地租ノ全廢又ハ期年撤廢ノ途ヲ講セラレタシ 農家收入ノ主要ナル田、畑トモニ全ク收益ナシ、營業稅廢止ノ趣旨ニ則リ、昭和七年度ヨリ田畑地租ヲ撤廢セラレタシ
自作農地免稅点引上ケニ關スル件	昭和 二、六 三、五 五、五 五、一 五、四 五、七 七、一〇 六、一二 七、五	鹿児島県大島郡農会長 大日本地主協會副会長 北陸四県町村農會役員懇談會議長 新潟県農會長 和歌山県農會長 山口県農會長 京都府農會長 和歌山県自治會長 新宮町長 山形県農會長 岐阜県農事協議會長	自作農地免稅点ヲ營業收益稅トノ均衡上地価五百円未滿トセラレタシ 自作農地免稅点ヲ擴張セラレタシ 自作農地免稅点ヲ賃貸價格四百円程度ニ擴張セラレタシ 同上三百円ニ擴張セラレタシ (外ニ此ノ種ノ陳情ハ昭和七年中殊ニ多数ニ上リシモ、同一ニ付一々掲記セス)

件	地租徴収方ニ関スル件	御料地ノ開墾払下地ニ対シ開拓減租年期付与方ニ関スル件		地租ノ納期変更方ニ関スル件	地租ノ徴収方ニ関スル件	小作料不納地ニ於ケル地租延納ニ関スル件	自作農地免租申請ニ関スル件	自作農地免租ニ関スル件	自作農地免租ノ要件改正ニ関スル件
	四、一〇	四、二	五、六	五、一	三、一〇	大正一五、七	三、八 五、二 七、一〇	四、六	三、一〇
会長	東北六農山形市長	福島県安積郡大槻村外三ヶ村払下人総代	熊本県町村長会長	徳島県勝浦郡町村長会長	全国町村長会長	全国地主大会議長 大日本地主協会副会長	山形県町村長会長 全国町村長会長	大日本農友団代表者	全国町村長会長
ル様	年額十銭未滿ノ地租ハ初納期ニ於テ一時ニ徴収スル様改正セラレタシ	御料地ノ貸下ケテ受ケ開墾シタル後払下ケテ受ケタル土地ニ対シテモ開拓減租年期ヲ付与セラレタシ	期ヲ九月末ノ一期ニ改メラレタシ	宅地租ノ納期ヲ市部ヲ除キ一月末限リノ一期ニ、田租ノ納期ヲ一月、三月末ノ二期ニ、其ノ他ノ納期ヲ九月末ノ一期ニ改メラレタシ	畑、雑地ノ分納ノ制度ヲ廃シ、地租額全部ヲ一期ニ徴収スルコト、セラレタシ	シ	自作農地免租ノ申請ハ、爾後異動ノ事項ノミヲ申請スルコトニ改メラレタシ	自作農地ノ免租ハ耕地反別ニ依リ之ヲ決定スルコト、シ、又耕地一町歩以上ヲ所有スル自作農ニ対シテモ其一町歩迄ノ自作地ノ地租ハ之ヲ免除セラレタシ	地租法第七十条ノ地租免除ノ規定ヨリ但書（小作ニ付シタル田畑除外ノ規定）ヲ削除セラレタシ

地租委譲二関スル件	収種皆無地ノ認定ニ関スル件	土地異動ノ場合登記簿上ノ利害関係人ノ同意ニ関スル件	土地台帳謄本手数料免除ニ関スル件				二関スル件	賃賃価格ノ制限撤廃ニ関スル件	養魚地ノ地目二関スル件	北海道地租税率特定方ニ関スル件
七、五	七、二	五、一一	五、一〇	五、七	五、七	五、四	五、一	五、六	五、二	四、一二 六、一一
岐阜県農会長 農事協議会長 岐阜県	全国町村長会長	全国農工銀行同盟会々々長	長野県町村長会長	京都府農会長	山口県農会長	和歌山県農会長	新潟県農会長	全国町村長会長	北陸四県町村農会役職員懇談会議長福井県農会長	北海道町村長会長 全道郡市町村農会長大代表北海道農会長
農家負担ノ軽減ヲ図ル根本策トシテ地租及營業收益税ヲ地方ニ委譲セラレタシ	災害地免租ヲ収種皆無ノ場合ニノミ限定セス、大體三分作以下ナル場合ニモ免租スルコトニ法規ヲ改正セラレタシ	地目変更、分合筆、地積訂正等ノ場合ニハ、登記簿上ノ利害関係人ノ同意ヲ要スルコトニ改正セラレタシ	町村固有事務ニ依リ要スル土地台帳謄本ヲ無料トセラレタシ					地租法第九十二条該当ノ賃賃価格ノ制限ヲ撤廃セラレタシ	地租法第六条第一類地中「養魚地」ノ地目ヲ加ヘラレタシ	北海道ノ土地ニ付テハ特別ノ税率ヲ設定セラレタシ 地租法実施ニヨリ本道ノ特惠税率ノ既得権ヲ喪失セルヲ以テ、従来ノ通り特別ノ取扱ヲ為サル、様致サレタシ

農家負担軽減二関スル件	自作農地免租二関スル件	自作農地免租申請期変更二関スル件	自作農地免租申請期	雪害地々租改正二関スル件	地租ノ課税標準変更二関スル件	宅地租軽減二関スル件	田畑地租軽減二関スル件
八、二 (衆議院提出)	七、一〇	七、九	七、九	七、八 (衆議院提出) 七、八 (貴族院提出)	七、七	七、六 六、一一	七、六 七、一〇 七、八
衆議院議員 東武 高田耕平 外十四名	長野県町村長会長	島根県町村長会長	採択)	国井經崇外八万四百九 名(衆議院採択) 柏倉九左衛門外八万五 千七百五十名(貴族院 採択)	広島県比婆郡田林村長 外五件	四国商工会議所並二商 工会連合会々々長 日本商工会議所会頭	千葉県君津郡農会長 佐賀県農会長外七六件 滋賀県農会長 帝国農会長
農業者ノ負担スル租税諸公課ノ過重ナルハ官民周知ノ事実ナルヲ以テ、速ニ其ノ軽減二関シ根本政策ヲ樹立シ、経済更正ノ機会ヲ与ヘラレタシ	自作農地ハ免租申請ナキ場合ト雖モ、市町村長ノ調査報告ニヨリ免租スルコトニ法律ヲ改正アリタシ	自作農地免租ノ申請期限三月中トアルヲ二月中ト改正セラレタシ		雪国ノ地租ヲ軽減セラレタシ	土地ニ対スル課税ハ之ヲ収益税ニ改メラレタシ	地租法実施ニ伴ヒ田畑ト宅地トノ税率同一トナリタルモ、将来改正前ノ如ク不均一課税ヲ為ス様法律ヲ改正セラレタシ	耕地ノ地租税率ヲ百分ノ二以内トセラレタシ 田畑地租ノ税率ヲ百分ノ二・五ニ軽減セラレタシ 田畑地租ノ税率ヲ当分ノ内半減セラレタシ (外ニ此ノ種ノ陳情建議ハ多数ニ上ルモ一々掲記セス)

(三) 營業收益税ノ部

土地賃賃価格再調査 急施方要望ノ件	八、三 (衆議院提出)	長崎県北松浦郡 日置 成次郎	土地賃賃価格ハ大正十一年ヨリ同十五年ノ五ヶ年 間平均米麦価ヨリ成レリ、現在米麦ヨリ見ルトキ ハ五割以上ノ増税トナレルヲ以テ、速ニ再調査ヲ 施行シ負担ノ低減ヲ為サレタシ
宅地税率引下ケ反对 ノ件	七、九	石川県羽咋郡農会々長	宅地ノ税率ヲ引下ゲ田畑宅地トノ間ニ不均一賦 課ヲ為スガ如キコトナキ様致サレタシ
<p>免税点引上方陳情</p> <p>区 分</p>	<p>提出年月</p> <p>二、一 三、一 三、五 三、六 四、一〇 四、一二 五、七 六、六 七、八</p>	<p>提 出 者</p> <p>全国漆器同業組合連合 会本部 大阪市内各稅務署管内 所得調査委員 第十七回奥羽北海道商 工会 第二十二回關東商工会 議所連合會長 大阪商工会議所會頭</p>	<p>要 旨</p> <p>營業收益税ノ免税点ヲ千二百円ニ引上ケラレタシ</p>
<p>同 上</p>	<p>一五、八</p>	<p>長 全国商工業者大会委員</p> <p>東京実業連合會外五名 山口県商工連合會長 四国商工会議所連合會 代表</p>	<p>營業收益税ノ免税点ヲ千円ニ引上ケラレタシ</p>
		<p>摘 要</p>	

一五、一一	東京電氣組合頭取
二、一〇	埼玉県商工会連合会長
二、九	全国菓子業組合連合 会々長外四十六組合
同	六大都市実業組合連合 会代表東京実業組合連 合会長
二、一一	東京市営業収益税法改 正十五区連合会
二、一一	大垣商業会議所会頭
三、一	全国同業組合大会
三、五	新潟県所得調査委員連 合会
三、六	岐阜県商工団体連合 会々長
四、一〇	福岡県商工連合会々長
五、一	富山県商工連合会長
五、五	社団法人横浜実業組合 連合会長
同	愛媛県商工団体連合 会々長
五、八	東京電氣業組合代表者
六、一一	第十四回新潟県実業団 体連合会長

	同 上	同 上	同 上	
四、八	一五、二	二、六	二、一二	七、八
二、一一		二、一一		五、一〇
二、九				五、五
二、七				六、六
				五、五
				五、九
				五、五
長 広島県商工団体連合会	長 神戸市商工業者大会	横須賀市 小倉文司外 一五名	宮崎県商工会連合会長	岐阜商工会議所会頭
長 愛媛県商工会長	山口県商工連合会長	全国旅館組合連合会本 部会長	東京税務昭和会代表	三重県商工連合会長
長 札幌商業会議所会頭	札幌商業会議所会頭		大分県商工会連合会長	広島商工団体連合会長
			営業収益税法改正要求 東京市十五区連合会	岡山県商工団体連合会 長
			営業収益税ノ免税点ヲ七百円ニ引上ケラレタシ	
			営業収益税ノ免税点ヲ六百円ニ引上ケラレタシ	
			営業収益税ノ免税点ヲ引上ケラレタシ	

營業 收益 稅率 引下 方	營業 收益 稅率 ヲ法 人百 分ノ 三、 個人 百分 ノ二 二引 下ケ ラレ タシ
二、六	商業會議所連合會 長
二、七	九州中央商工會連 合會 長
二、一〇	山形商業會議所會 頭
二、九	六大都市實業組合 連合 會代 表
同	福岡県商工連合會 會 長
二、一一	新潟實業組合連合 會理 事 長
四、一〇	福岡商工連合會 會 長
五、一	富山県商工連合會 會 長
五、一	日本商工會議所會 頭
五、九	岐阜商工會議所會 頭
五、五	広島商工団体連合 會 會 長
同	三重県商工連合會 會 長
五、九	愛媛県商工団体連 合會 會 長
五、五	新潟県實業団体連 合會 會 長
五、一〇	東京織物問屋同業 組合 會 長
五、一一	全國同業組合大會 總代 表
三、一	

同	同		
上	上		
三、六	一五、二	松江商業會議所会頭	營業収益税率ヲ法人百分ノ二、個人百分ノ一・五
二、一二	一五、八	長 全国商工業者大会委員	ニ引下ケラレタシ
	一五、一一	東京電氣組合頭取	
	一五、九	商業會議所連合会长	
	二、六	東京稅務昭和会代表	
	二、一一	全国旅館組合連合会本部会长	
	二、一一	横須賀市 小倉文司外一二五名	
同	五、一〇	東京市營業収益稅法改正十五区連合会	
二、一二		長 東海商業會議所連合会	
二、六		石川県商工団体連合會議長	
三、四		東京市牛込区納稅者大会	
三、六		第二十二回關東商工會議所連合会会长	
		宮崎県商工連合会会长	營業収益税率ヲ法人百分ノ二・八、個人百分ノ二
		長 岐阜県商工団体連合会	ニ改正セラレタシ

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上					
二、五	一五、二	二、一一	二、一〇	二、六	五、五	四、七	二、九	六、六	五、七	五、五	三、二	二、一二	五、八	五、五
神戸立憲青年会	長 神戸市商工業者大会座	全国漆器同業組合連合会本部	埼玉県商工会連合会会長	福岡県鞍手郡宮田町商工会会長	社団法人横浜実業組合連合会会長	新潟県下所得調査委員連合会座長	長 全国菓子業組合連合会	山口県商工連合会会長	長 岡山県商工団体連合会	長 全国売薬業団体連合会	東京電気業組合代表	千葉県商工連合会会長		
	営業収益税率ヲ低下セラレタシ		個人ノ税率ヲ百分ノ一・五ニ改正セラレタシ	個人ノ税率ヲ百分ノ一・八ニ改正セラレタシ			個人ノ税率ヲ百分ノ二ニ引下ケラレタシ	一・八ニ改メラレタシ	二改メラレタシ	ノ二ニ改メラレタシ	二改メラレタシ		営業収益税率ヲ法人百分ノ三、個人百分ノ二・四	

納期変更方陳情	<p>法第二十五条削除方陳情</p> <p>一五、九</p> <p>三、六</p> <p>四、一〇</p> <p>五、一</p>	<p>二、六</p> <p>二、五</p> <p>二、二</p> <p>二、二</p> <p>一五、四</p>	<p>七、五</p> <p>五、五</p> <p>四、六</p>
三、六	<p>第二十二回関東商工会議所連合会長</p> <p>日本商工会議所会頭</p> <p>第二十四回関東商工会議所連合会長</p> <p>第二十二回関東商工会議所連合会長</p> <p>商業會議所連合会長</p>	<p>株式会社大阪株式取引所一般短期取引員組合委員長</p> <p>全国米穀商品取引所連合会幹事</p> <p>全国米穀取引所取引員組合連合会代表者外八名</p> <p>全国株式取引員組合連合会代表者外十名</p> <p>全国株式取引員組合連合会代表者</p> <p>酒造組合中央会長</p> <p>広島商工団体連合会長</p> <p>広島県商工団体連合会長</p>	<p>第二十二回関東商工会議所連合会長</p> <p>営業収益税ノ納期ヲ四回ニ分割セラレタシ</p>
第二十二回関東商工会議所連合会長	<p>営業収益税ノ納期ヲ四回ニ分割セラレタシ</p>	<p>取引所取引員ノ自己売買ニ属スル分ノ純益ニ対シ免稅セラレタシ</p>	
営業収益税ノ納期ヲ四回ニ分割セラレタシ			

演劇興行ニ対スル課 税改正方建議	同 上	取引所 陳情 所營業 稅改正 方	同 上	營業 純益 調查 委員 會 特設 方 陳 情				付 加 稅 制 限 嚴 守 方 陳 情	
同	七、一〇	二、六	五、六	三、六	五、一	四、一〇	三、六	一五、二 一五、一〇 一五、九	四、一〇 五、一
東京劇場協會 會長	日本商工 會議所 會頭	西 部 取 引 所 同 盟 會 當 番 幹 事	東 海 商 工 會 議 所 連 合 會	岐 阜 縣 商 工 團 體 連 合 會 長	日 本 商 工 會 議 所 會 頭	第 二 十 四 回 關 東 商 工 會 議 所 連 合 會 長	第 二 十 二 回 關 東 商 工 會 議 所 連 合 會 長	商 業 會 議 所 連 合 會 長 第 二 十 一 回 關 東 商 業 會 議 所 連 合 會 長	日 本 商 工 會 議 所 會 頭 第 二 十 四 回 關 東 商 工 會 議 所 連 合 會 長
課 稅 ニ 改 メ ラ レ タ シ	法 人 ノ 演 劇 興 業 ニ 對 ス ル 地 方 稅 課 稅 ヲ 營 業 收 益 稅	取 引 所 營 業 稅 ヲ 廢 シ 營 業 收 益 稅 ヲ 課 稅 ス ル コ ト ニ 改 メ ラ レ タ シ	取 引 所 營 業 稅 ヲ 純 益 課 稅 ニ 改 メ ラ レ タ シ	營 業 純 益 調 查 委 員 會 ヲ 所 得 調 查 委 員 會 ノ 外 ニ 特 設 セ ラ レ タ シ				營 業 收 益 稅 付 加 稅 ノ 制 限 ヲ 嚴 シ セ ラ レ タ シ	

(五) 相続税ノ部

区 分	提出年月	提 出 者	要 旨	摘要
相続税課税価格算定 二関スル件	大正 一五、五	福井県坂井郡外五郡石 川県江沼郡各町村農会 長	田畑ノ相続税課税価格ハ賃賃料ヲ基礎トシ、利回 ヲ以テ還元シタル価格ニ依リ算定セラレタシ	
相続開始事項報告方 二関スル件	昭和 二、八	山口県町村長会長	相続税法第十二条ニ依ル戸籍吏ノ報告ノ範圍ヲ、 相続税納税義務アル者ノミニ止ムル様改正アリタ シ	
相続税ニ対スル町村 付加税賦課ニ関スル 件	五、三	福岡市外五郡戸籍事務 協議会長	同上ノ報告ヲ遺産ヲ有スル者ノミニ止ムル様改正 アリタシ	
相続二因ル不動産取 得ニ対スル地方税付 加(賦課)ノ件	四、一一	東海四県連合町村長会 代表	窮迫セル町村財政救済ノ為相続税ヲ軽減シ、一面 町村付加税ヲ賦課シ得ル様法律ヲ改正セラレタシ	
相続二因ル不動産取 得ニ対スル地方税付 加(賦課)ノ件	七、七	全国町村長会長	不動産ハ自治団体ト密接ノ關係ニアルモノナレ バ、相続ニ因ル不動産取得ニ対シテモ不動産取得 税ヲ課シ得ル途ヲ講セラレタシ	
相続税率引上ニ関ス ル件	七、六	長野県北安曇郡平村経 済改善組合	義務教育費全額国库負担ノ財源トシテ相続税ノ税 率ヲ引上ラレタシ	

同	同	興業税撤廃全国劇場連 合会長		
同	同	国民文芸会理事		
八、四		全国劇場連合会長		

(六) 鉱業税ノ部

区 分	提出年月	提出者	要 旨	摘 要
石油鉱産税免除二関スル件	昭和 二、七 七、二	日本石油株式会社々長 外四名 日本石油株式会社々長	石油ハ国防及産業上重要ナル關係ニアルヲ以テ、鉛鉱及鉄鉱ト同様鉱産税ヲ免除セラレタシ	
亜炭鉱区税免除二関スル件	四、一	衆議院議決	亜炭ハ其ノ價格石炭ノ六分ノ一二過ギス、從テ同率ノ鉱区税ヲ徴收スルハ公平ヲ失ス、又主トシテ下層社会又ハ浴場ノ燃料トシテ使用セラル、モノナレバ、社会政策的見地ヨリ鉱区税ヲ全免セラレタシ	
石油鉱産税存続方ニ関スル件	六、一一 七、一二	新潟県三十七ヶ村代表 秋田県秋田郡土崎港町 長外六名	石油鉱産税廃止ノ議アルヤニ伝ヘラル、モ、斯クテハ石油産所在町村ノ一大財源ヲ失フコト、ナルヲ以テ、廃止スルコトナキ様致サレタシ	
	七、七	群馬県非常時匡救県民大会 中商工業者救済東京市十五区連合会長	非常時局対策ノ一トシテ相統税ノ累進率ヲ高メ増セラレタシ	
	七、八	高知県長岡郡 杉本芳太郎 名 太郎外七千三百六十二	農村ノ負担軽減ヲ図ル為メ税制ノ根本的改革ヲ断行スルコト、シ、相統税ハ相統財産五百万円以上ノモノニ付テハ、其ノ四割ヲ徴收スルコト、セラレタシ	

(七) 登録税ノ部

工業所有権保護ニ関スル件	畜産組合所有ノ不動産ニ関スル登録税免除ノ件	土地売買登録税減免ニ関スル件		自作農創設維持施設ニ関スル登録税免除ノ件	森林組合用地ニ関スル登録税免除ニ関スル件	産業組合用地ニ関スル登録税免除ノ件	散在耕地交換ニ対スル登録税免除ニ関スル件	区 分	提出年月	提出者	要 旨	摘要
七、四	七、一	五、四	五、七	五、六	二、一二	昭和一五、一二 二、六	大正一四、三			福岡県農会長	農業経営ノ改善ヲ図ルタメ、散在耕地交換ノ場合ニ限り所有権移転登録税ヲ免除セラレタシ	
社団法人電気協会会長	社団法人帝国馬匹協会々々頭	広島県比婆郡敷信村農会長	青森県農会長	近畿中国四国産業組合協議会主催者産業組合中央会三重支部長	北信五県産業組合協議会代表者会長	広島県山林会長	産業組合中央会東京支会長				産業組合ノ施設ニ係ル住宅及其ノ用地ノ取得ニ関スル登録税ヲ免除セラレタシ	
シ 登明考案ノ普及並ニ工業所有権保護ノ見地ヨリ、登録税其ノ他手数料ハ出来得ル限り軽減セラレタシ	産馬畜産組合ノ為ス不動産ノ保存並ニ取得ノ登記ニ付テハ登録税ヲ免除セラレタシ	土地売買(宅地ヲ除ク)登記ハ市町村役場ニテ取扱フコト、シ、登録税ハ土地一筆ニ付手数料程度ノモノヲ若干徴収スル様改正セラレタシ	民間地主ニ於テ政府ノ施設ニ做ヒ自作農ヲ創設スル場合ノ、土地所有権ノ取得及抵当権ノ設定ノ登録ニ対シ登録税ヲ免除セラレタシ	自作農維持ノ目的ヲ以テ購買組合カ一時土地ヲ取得スル場合ノ登録税ヲ免除セラレタシ	産業組合力自ラ施設シタル自作農創設維持事業ニ依ル土地所有権ノ取得、及抵当権設定ノ登記ニ対シ登録税ヲ免除セラレタシ	森林組合事務所森林組合林道敷地ノ取得ニ関スル登録税ヲ免除セラレタシ						

(八) 酒造税ノ部

区 分	提出年月日	提出者	要 旨	摘要
味淋白酒ノ製造免許 ニ制限石数制ヲ設ク ルノ件	大正一、二、二七 昭和一、二、二八 昭和四、二、一四	九州焼酎大会長 中部六県味淋醸造組合 長	焼酎ハ普通石数減ノ外ニ酒精度数減ヲモ生スルヲ 以テ、法定減量百分ノ二トアルヲ百分ノ五ト改正 セラレタシ 味淋ハ五十石、白酒ハ二十石以上ノ製造ヲ為スニ アラサレハ、製造免許ヲ与ヘサルコトニ改正セラ レタシ	
焼酎ノ貯蔵減量控除 額ヲ増加スルノ件	大正一、二、二七 昭和一、二、二八 昭和四、二、一四	中国市長会長広島市長	公共団体ノ所有スル財産ニ対シテハ、總テ地租其 ノ他ノ租税並ニ登録税ヲ免除セラレタシ	
農村民救上ノ事業ニ 關連スル不動産ノ登 録税等免除ニ關スル 件	七、八	埼玉県町村長会長	農村民救上ノ事業ニ 關連スル不動産ノ登 録税又ハ相続ニ因ル 權利移轉ノ登記ニ付 テハ、表示ノ免除セラ レタシ	
耕地売買等ニ對スル 登録税免除ニ關スル 件	七、六	関西二府十七県農會役 職員協議會代表	都市ニ於ケル証券等トノ比較上、農村ニ於ケル不 動産、殊ニ耕地ニ關スル登記登録税ヲ免除セラレ タシ	
不動産登録税課税標 準変更方ニ關スル件	七、五	富山県町村長会長金幹 事正得村長	不動産登記登録税ニ對スル課税標準ヲ賃賃價格ニ 依リ公定セラレタシ	
不動産相続登記ノ期 限定ニ關スル件	七、三	京都府中郡 本城保	相続ニ因リ不動産ノ所有權ヲ取得シタルモノニ付 テハ、相続開始後一定期間内ニ所有權移轉ノ登 記ヲ為サシムル様法規ノ改正アリタシ	
七、六	七、六	長野県北安曇郡平村經 済改善組合		

焼酎ノ定義拡張ノ件		味淋ノ滓引貯蔵減量ノ件	清酒ノ原料ニ味淋追加ノ件	味淋原料焼酎、酒精ニ關スル件	
大正一四、一、一四 昭和五、七、二二	一四、一一、一八	大正一四、一〇、六 昭和七、六、一五	同前	同前	二、七、二一 同、二、二五 四、六、一〇 同、二、二一 六、一一、二五〇 四、一六、七 三、一一、二 三、一一、二 三、一一、二 三、一一、二
伏見市 四方卯三郎	明治製糖株式会社外一名 宝酒造株式会社外十四名	帝國酒造株式会社外四名 酒造組合中央會長	同前	同前	京都府 四方卯三郎外一名 静岡県 服部信吾外三名 全国酒造組合連合會長
焼酎原料ニ糖蜜ヲ加ヘラレタシ	焼酎原料ニ甜菜廢蜜ヲ加ヘラレタシ	味淋ノ滓引減量ヲ清酒同様百分ノ七トセラレタシ	味淋ノ滓引控除石數百分ノ三以内トアルヲ百分ノ五ニ改正セラレタシ	課稅濟ノ酒精又ハ燒酎ヲ味淋ノ原料ニ給スルモノニ對シテハ戻稅ノ途ヲ拓カレタシ	

酒類ノ免許制限石数 引上ケノ件	味淋ノ定義拡張ニ関 スル件	味淋原料中ヨリ清酒 削除ノ件	甘藷焼酎税率引下ケ ノ件	
大正 四、九、二八	大正 一四、一〇、二 一四、一〇、二、三 一五、一〇、二八 昭和 三、七、一三	昭和 四、一、一四 四、一、二、二〇	昭和 七、三、五 七、四、一〇 七、六、一五	昭和 四、三、一五
東京市 神谷伝兵衛外 四名	和歌山県酒造組合連合 会長 全国酒造組合連合会長	酒造組合中央会長 長 中部六県味淋醸造組合 長	埼玉県酒造組合長 加印酒造組合長 酒造組合中央会長	鹿児島県 河野直吉外 三名 鹿児島県 永田森吉 鹿児島県 永田良吉
焼酎原料ニ台湾産アロウルト、印度産キクイ モ、南洋産カスサヴァル―トヲ加ヘラレタシ 清酒ノ免許制限石数三百石ヲ千石ニ引上ケラレタ シ 清酒ハ五百石、濁酒ハ百五十石、焼酎ハ五十石ニ 引上ケラレタシ	味淋ノ容量ニ其ノ一割以内ノ他ノ物料ヲ加ヘタル モノハ味淋ト看做シ、其ノ増量シタル分ニ対シテ ノミ課税セラレタシ	清酒代用味淋ハ合法的脱税ヲ為スモノニシテ、公 平ノ觀念ニ合セサルノミナラス、之力為著シク清 酒ノ領域ヲ浸シ、今ヤ其ノ弊ニ堪ヘサルモノアル ヲ以テ、味淋ノ定義中ヨリ清酒ノ二字ヲ削除セラ レタシ	甘藷ヲ原料トセル焼酎ハ酒精飲料中最モ下級ナル モノニシテ、其ノ需要者ハ下層民ニ限ルヲ以テ、 其ノ税率普通ノ焼酎ニ比シ低カルヘキハ、社会政 策上ノ見地ヨリシテ当然ナルノミナラス、其ノ需 要ヲ増加シ米ヲ原料トスル清酒ノ需要ヲ減セシム ルコトハ、食糧問題解決ノ為ニモ必要ナルヲ以 テ、其ノ税率ヲ引下ケラレタシ	農民ノ生活安定ノ為現行焼酎ノ税率ヲ相当引下ケ ラレタシ 甘藷焼酎ニ対シ清酒以上ノ税率ニ依リ課税スルカ ラシキハ不合理ナルヲ以テ、税率ヲ相当引下ケラレ タシ

酒税率低減二関スル件	同、七、一六 五、六、二〇 六、八、二〇 七、六、一五	酒類ノ免税範囲拡張ノ件	大正 一四、一一、一八 一四、一二、三 一五、一〇、二八	納税保証物二関スル件	大正 一五、一〇、二八 昭和 三、七、一三 四、六、二八	焼酎造石税納税保証改正ノ件	同 二、八、二六 二、九、二〇 三、一〇、一〇 三、七、二四 二、一〇、五
酒造組合中央会長	岐阜県 間 三吉 岐阜県酒造組合連合会 長 中野種一郎	同 上 同 上 同 上	全国酒造組合連合会長	全国酒造組合連合会長	酒造組合中央会長	京都府 四方卯三郎 鹿児島県酒造組合連合 会長	
現行清酒ノ造石税一石四十円ヲ三十円ニ引下ケラレタシ	外国又ハ税法施行地外ニ輸出シタル酒類ニ対シ免税スルコト 蔵出済ノ酒類ニ付テモ亡失腐敗等ノ場合ハ免税セラレタシ 器具機械ノ損傷及漏出ノ為不可飲用トナリタル場合ハ免税セラレタシ 納税保証物トシテ地方債、社債株式ヲ認容セラレタシ	納税保証物トシテ地方債及政府ノ保護又ハ監視ヲ受クル株式会社ノ株式又ハ社債ヲ加ヘラレタシ	焼酎ヲ製造スル者ハ納税保証トシテ毎月十五日限リ、前月末日ニ於ケル未納造石税金額ニ相当スル保証物ヲ提供セシムルコトニ改正セラレタシ、但シ既免許者ニシテ其ノ造石数前三年平均造石数ヲ超過セサル者ニ対シテハ、十ヶ年間之力適用ヲ猶予セラレタシ				

二、 一〇、七	奈良県 ○名	山田軍治外二	
二、 一〇、一二	兵庫県 名	塩谷光三外八	
二、 一〇、一二	長野県 名	清水義晴外七	
二、 一〇、一三	山口県 外三五名	華浦酒造会社	
二、 一〇、一九	全国蒸留酒連合会長		新規ニ焼酎ヲ製造セムトスル者ニハ、其ノ年度製造見込石数ニ對シテ石税全額ニ相当スル限リ翌月製
二、 一〇、二〇	兵庫県 四名	川西酒造治外	造見込石数ニ對シテ石税全額ニ相当スル限リ翌月製
	福井県 名	尾中理七外二	見込石数ニ對シテ石税全額ニ相当スル限リ翌月製
二、 一〇、三一	鹿児島県酒造組合連合 会長		セラレタシ、但シ既免許者ニ對シテハ前レタシ
二、 一一、七	広島県 五名	丸龜小六外一	均石数ヲ超過スル造石数ニ對シテハ前レタシ
二、 一一、八	長崎県 名	中村岩記	
二、 一一、一五	新潟市 名	堀川権六外七	
二、 一二、二	島原焼酎製造組合 名		
二、 一二、一五	筑後焼酎製造組合 名		
二、 一一、二四	静岡県 二名	宮城喜太郎外	
	山中正吉外一五名		

酒類蔵出税制度ニ関スル件				酒類ノ蔵出税制度実 施方ノ件	酒類ノ申告査定制度 ノ件	醪ノ合併搾ニ関スル 件	
六、七月ヨリテ 六、一〇月マテ	六、五、二六	六、五、二五	七、六、一〇、一五 六、一〇、二〇 六、一〇、二〇 五、七、九 四、六、二八 三、七、一三 二、一〇、二〇 一、八、一三	昭和一四、一一、一八 一四、一〇、二	同一四、七、七	大正一五、一〇、二八	
東京府 河合欣三郎外 二五六四名	大阪府堺酒造組合長	兵庫県酒造組合連合会 長外三名	酒造組合中央会長	和歌山県酒造組合連合 会長 全国酒造組合連合会長	全国酒造組合連合会長	全国酒造組合連合会長	脇田信吾外一一六名 杉井元治外一〇名
酒類蔵出税制度ハ之ニ三ヶ月延期ヲ認メラレサル 以上実施ヲ中止セラレタシ、若シ強ヒテ実施セラ ル、ニ於テハ、施行当時未納付ノ税金ハ一年据 置タル場合ハ、トシ、担保ヲ提供シ又ハ保証人ヲ供 シタル場合ハ、三ヶ月ノ徴収猶予ヲ認メラレタシ			（三ヶ月延納ヲ条件トシテ） （昭和六、一〇、一二日ニケ月延納トシテ実施セ ラル、モ差支ナキ旨申出アリ）	現行四期納税制度ヲ廃止シ蔵出税制度ヲ採用セラ レタシ（庫出ノ翌月納税トシ担保ヲ提供シタル場 合ハ三ヶ月間猶予）	酒類ニ対シテハ申告査定制度ヲ実施セラレタシ	醪ノ合併搾ノ制限ヲ撤廃セラレタシ	

自家用濁酒醸造免許 二関スル件	沖縄県酒類出港税撤 廃ノ件	朝鮮濁酒二対スル税 率特設ノ件	濁酒製造免許二関ス ル件		酒造税ノ徴収方法等 二関スル件		
昭和 七、八、三〇	大正 一五、八、二八	昭和 六、二、二	昭和 三、二、八		昭和 二、一〇、一二	六、 六、 六、 八、 一四	六、 六、 一〇
滋賀県高島郡農会長	沖縄県 金城時男	福岡相愛会総本部	秋田県 沢田松太郎外 四名		西条酒造組合外一名	宮崎県酒造組合連合会 長	沖縄県酒造組合長 新式味淋焼酎連盟会
農家ノ窮状ヲ救フ為自給自足ノ本質ニ則リ、農業 者ニ限り自家用濁酒ノ醸造ヲ許シ、其ノ生計ヲ助 ケ間接的ニ負担ヲ軽減セラレタシ	酒類出港税制度ハ当業者ニ不利ナルヲ以テ、酒造 シヲ内地同様ニ引上ケ本制度ヲ速ニ廃止セラレタ シ	朝鮮酒ノ品質及需要ノ實際ニ鑑ミ税率ヲ特設セラ レタシ	東北地方ニ濁酒製造免許ヲ与ヘサルハ不公平ニ 付、他地方ト同様ニ免許ヲ与ヘラレタシ	並輸入酒類ノ関税引上ケヲ為スコト 六、清酒以外ノ酒類、麦酒及酒精含有飲料ノ税率 四、酒類ノ新規免許ハ原則トシテ与ヘサルコト 三、酒類ノ新規免許ハ原則トシテ与ヘサルコト 二、酒類ノ新規免許ハ原則トシテ与ヘサルコト 一、酒類ノ新規免許ハ原則トシテ与ヘサルコト 為サシムルコト 相当スル税額ニ德円ハ酒造業者ヲシテ責任納付ヲ 二、清酒ノ造石税ヲ一石五十円トシ、四百万石ニ ラレタシ 一、全国清酒製造高ヲ四百万石ニ制限スルコト 保護スル為酒造税法ヲ改正シ、左記事項ヲ追加セ 酒価ヲ維持シ国家ノ歳入ヲ確保シ、且酒造業者ヲ	酒類蔵出税制度実施ノ場合、沖縄県ニ付テハ之ヲ 除外シ、現行納期ニ依ルコト、セラレタシ 酒類蔵出税制度実施ノ場合、焼酎味淋業者ニ対シ テハ施行初年度ニ於ケル造石税二付十ヶ年賦納付 ヲ認メラレタシ		

酒類専売制採用ノ件	酒類販売業ヲ免許制トスルノ件
大正一四、八、二九 昭和六、一、二三 七、四、六八 七、八、二八 七、八、二七〇 七、一〇、二七〇 七、六、九	大正一四、三、一 昭和二、三、一 三、三、一 三、三、一 三、三、一 四、三、一 四、三、一 六、一、一 二、一、〇 三、五、三一 四、二、二〇 五、二、二四 六、二、九
東京市 西沢之助 代議士 志賀和多利外 七名 愛媛県新居酒造組合長 同村上治三郎外一二 名 愛媛県酒造組合連合會 長 外一五五酒造組合 長 代議士 小野寺章外九 名 宮城県 佐藤喜八外三 名 中部六県味淋釀造組合 長	広島県西条酒造組合 富山県酒造組合連合會 長 尼崎市 水谷伊三郎外 一六名 全国酒類商同業組合連 合協會長
酒類ノ専売制ヲ行フトキハ、國民ノ負擔ヲ増加スルコトナク、國民ノ生活ノ安定ヲ圖リ、且國民生ノ危険ヲモシムルヲ利益アルヲ以テ、速ニ專売制ヲ採用セラレタル等ノ利益アルヲ以テ、速ニ專売制ヲ採用セラレタルシ	酒類販売ノ營業ニ関シテハ、法律上何等制限ナキ結果、群小ノ營業者簇出シテ種々弊害ヲ醸シ、延テ酒造業ノ發展ヲ妨ケ、政府ノ免許ヲ要スルコトニ改メラレタシ

	各府県二国費支弁ノ醸造技師配置ノ件	酒造組合中央金庫法制定ニ関スル件	酒類醸造販売及輸入禁止ノ件
大正一四、七、七 昭和、七、一三 三、七、一六 七、八、一五 七、六、八、一五 六、六、二〇 六、六、二五 五、六、二八 四、六、二八	三、七、一六	七、七、一〇	大正一、二、一〇 一、三、二、一〇 一、四、三、一〇 昭和一、五、二、二五 昭和一、五、二、二五 五、四、二、二五 七、六、三、四 八、二、四 大正一、五、二、二四 昭和、八、二、三三
全国酒造組合連合会長 酒造組合中央会長 東京酒類商同業組合長 外二名	全国酒造組合連合会長	山梨県酒造組合長	東京府 田島鉄平外五名 大阪市 林龍太郎 群馬県 井上愛松外一三三九名 岡山県 田崎健作外六五名 佐藤謙吉外四四九名
酒造業ノ改良発達ヲ図ル為、各府県ニ酒造ニ関スル技師ヲ国費支弁ニテ配置セラレタシ	酒造業者ノ救済策トシテ、政府ハ産業組合中央金庫法ニ則リ、半官半民ノ酒造組合中央金庫法ヲ制定セラレタシ	飲酒ハ神経系統ヲ害シ国民ノ腦力体力ヲ減耗スルヨリ来リ、犯罪モ之ヨリ生シ、特ニ財ヲ浪費スル之ヨリ大ナルハナシ、今ヤ未曾有ノ国難ノ後ヲ承ケ、国力再興ノ事業ニ全カヲ傾注セサルヘカラサル時、国家ノ損害ナリト信スルヲ以テ、之ヲ廃止スル為ニ酒類ノ醸造販売及輸入ヲ禁止セラレタシ	

(九) 酒精及酒精含有飲料税ノ部

区 分	提出年月日	提出者	要 旨	摘要
納期改正方ノ件	大正 一四、四、二二	東洋醸造株式会社外一名	酒精及酒精含有飲料ノ納期ヲ酒造税ニ於ケルカ如ク年四期トシテ、保証物ノ提供ヲ要スル場合ハ機械、器具ヲ工場財団トシテ提供シ得ル様改正セラレタシ	
貯蔵減量控除方ノ件	同 前	同 前	貯蔵減量控除ノ制度ヲ設ケ、之ヲ焼酎ト同様百分ノ二トセラレタシ	
原料酒精免税ノ件	大正 一五、八、一六	長野県 高畑殖産株式会社	甘味葡萄酒ニ使用スル買入酒精ニ対シ、其ノ造石税ヲ免除セラレタシ	
合成酒ノ税率引上方ノ件	昭和 七、三、七	中国六県酒造組合連合会長	清酒類似ノ合成酒ハ、在来ノ清酒ト甚シク権衡ヲ失スルノミナラス、清酒ノ領域ヲ侵害セラル、コト大ナルヲ以テ、之ノ力率ヲ引上ケ不公平ナキ様改正セラレタシ	
模擬酒類ノ販売名称制限規定ノ件	七、七、九	酒造組合中央会長	模擬酒類続出シ、殊ニ清酒ニ於テハ鈔力ラス迷惑ヲ蒙リツ、アル現狀ナルヲ以テ、酒類発売者ノ權益保護ノ見地ヨリ、模擬酒類ノ名称制限規定方御配慮相抑度シ	
葡萄酒ニ混和シ得ル酒精量増加方ノ件	大正 一四、六、一	甲州葡萄酒醸造同業組合長	本邦産葡萄酒ハ糖分ノ含有量寡少ニシテ、動モスレハ腐敗シ易キ惧アリ、醸造上危険ナルヲ以テ、混和シ得ル酒精量現行百分ノ一ヲ百分ノ三ニ改正セラレタシ	

七、八、二四

者 全国教化連合団体代表

(一〇) 麦酒税ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	摘要
麦酒税引上反対ノ件	昭和 一二年、一	大日本麦酒株式会社外 四社	政府ニ於テハ歳入減少補填ノ為麦酒税引上ノ議アルヤノ趣ナルモ、麦酒ハ酒精分極メテ低キニ拘ラコトハ当業者ノ苦痛トスル所ナルノミナラス、国民保健上ヨリ見ルモ憂慮スヘキ結果ヲ生スルヲ以テ増税ハ之ヲ中止セラレタシ	
蒸留酒専売ノ件	大正 一四、四、二二	東洋醸造株式会社外一名	蒸留酒ハ之ヲ政府ノ専売トセラレタシ	
自家用葡萄酒ノ醸造禁止方ノ件	六、六、二〇 六、八、二〇	酒造組合中央会長	自家用葡萄酒ノ醸造ハ之ヲ禁止セラレタシ	
非課税葡萄酒ニ対シ課税方ノ件	昭和 七、六、一五 八、三、六	酒造組合中央会長 山梨県酒造組合長外五名	非課税葡萄酒ノ製造近年著シク増加シ、将来益弊展ノ傾向ニ在リ、為ニ酒造業者力経営上蒙ル打撃尠少なラザルヲ以テ、之ニ対シ課税セラレタシ	
自家用葡萄酒取締ニ関スル件	昭和 七、七、一	山梨県酒造組合長	自家用葡萄酒ノ醸造販売激増シ、清酒又ハ他ノ酒精含有飲料トノ間ニ著シキ不権衡ヲ生ズルノミナラス、取締ノ寛大ニ乗ジ不正ヲ為ス者アル為、清酒業者ハ庄迫脅威ヲ受ケツ、アリ、依テ之力取締ヲ励行セラレタシ	

(一一) 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税ノ部

区 分	提出年月日	提出者	要 旨	摘要
食酢用酒精ノ使用限度向上ニ関スル件	大正一三、一一、二五	全国酢造業者連合会	酒精使用承認限度毎回一石制ハ小製造者跋扈ノ因ヲ為シ、之カ為工場ノ施設ヲ為セル從來ノ營業者ハ著シキ打撃ヲ蒙ルヲ以テ、食酢ニ限り四石以上トシ、又其ノ一ケ年ノ使用量二十石未満ノトキハ同法第一條ヲ適用セス、但シ從來ノ營業者ニ対シテハ一ケ年十石以上ト為シ得ルノ規定ヲ設ケラレタシ	
医薬用及染料用特別酒精戻税法制定ニ関スル件	昭和五、一〇、三〇	大阪製業同業組合長	国産藥品奨励ト国民ノ保健衛生ノ經濟化トニ資スル為、汎ク一般医薬並ニ染料ノ製造ニ供スル酒精ニ対シ戻税ノ途ヲ拓カレタシ	
戻税品目ニ葡萄酒追加ノ件	昭和七、一一、一五	大阪製業同業組合長	葡萄酒ハ国民治病上緊急欠クヘカラサル重要藥品ナルヲ以テ近時多量ノ需要アリ、依テ之ヲ戻税品目ニ追加セラレタシ	

(一二) 清涼飲料税ノ部

区 分	提出年月日	提出者	要 旨	摘要
樺太ニ移出スル清涼飲料ニ免税ノ件	大正一五、四、一〇	北海屋商店外一六名	北海道ヨリ樺太ニ移出スル清涼飲料ニ対シテハ免税セラレタシ	
納税方法其ノ他ノ件	一五、一一、一二	広島県清涼飲料水同業組合長外一一名	一、納税方法ヲ印紙又ハ証紙貼付制度ニ改メラレタシ 二、移出後廃棄品ニ免税セラレタシ 三、製造者ノ記帳スヘキ原料品ヲ砂糖ノミニ限ラレタシ 四、小売業者ノ記帳取締ヲ寛大ニセラレタシ	

(一三) 砂糖消費税ノ部

区 分	提出年月	提 出 者	要 旨	摘 要
砂糖消費税撤廃ニ関スル件	六、二	岡山県邑久郡 家野猛 之外五名	砂糖消費税ヲ全廃セラレ度	
砂糖消費税整理ニ関スル件	四、八 四、一〇 五、四 五、四 五、五 五、六 五、八 五、八	大阪市 岩崎清次郎 大阪糖業組合長外十名 下関砂糖商同業組合長 名古屋砂糖貿易組合長 山形商工会議所会頭 大牟田商工会長	砂糖消費税率ノ分類ニ付、種別ヲ輸入税率ノ分類ト同一改正シ、尚各種別間ノ等級ノ整理又ハ糖度制ノ採用等ニ依リ、消費税ノ軽減ヲ断行セラレ	

第一種玉ラムネノ税率軽減ニ関スル件	昭和 一〇、一五	九州清涼飲料水同業組合連組合	玉ラムネハ下層民衆ノ日常止喝飲料ナル力故ニ、一石七円ノ税率ハ高キニ失ス、依テ之ヲ一石二付三円以下ニ減税セラレタシ	
第一種玉ラムネノ課税撤廃ノ件	昭和 七、一七	茨城県 高橋清次郎	財界ノ不況ニ伴ヒ業者ノ苦痛甚シキヲ以テ、清涼飲料中玉ラムネノ課税ハ之ヲ廃止セラレタシ	
清涼飲料税撤廃ノ件	昭和 二、一二、一〇 五、七、一一 三、四、一一三 四、二、一一五 四、三、一一五 七、五、一〇 五、六、一〇	関西清涼飲料水組合連合会 全国清涼飲料水業連合組合	清涼飲料ハ社会政策上及国民保健衛生上ノ見地ヨリスルモ、租税トシテ適當ナラサルノミナラス、他ノ消費税(砂糖)ト重複課税セラル、為、当業者ノ負担過大ト為リ倒産者続出ノ状態ヲ呈シツ、アリ、全国民ノ為本税廃止方配慮アリタシ	

(一四) 織物消費税ノ部

区 分	提出年月	提出者	要 旨	摘要
織物消費税撤廃ニ関スル件	大正三、一、二 昭和三、一、二 四、八、一〇	日本織物中央会	織物消費税ヲ撤廃セラレ度	
同 上	四、一、五〇	室蘭商工会議所会頭	室蘭港	
同 上	六、九	京都商工会議所会頭	京都市	
同 上	七、七	青森市長外九名	青森港	
沖縄産砂糖未納稅移出方ニ関スル件	三、一 四、二	台湾製糖株式会社 糖業連合会長 大阪糖業組合	沖縄産砂糖ニ対シテモ台湾糖ト同様未納稅移出ヲ承認セラレ度	
沖縄県分蜜糖業保護奨励ニ関スル件	五、四 五、四	沖縄県国頭郡分蜜工場 設立期成会会長 沖縄県知事	沖縄県分蜜糖業保護奨励ノ為分蜜糖新設工場ニ対シ、其ノ砂糖消費稅收入中ヨリ第二種砂糖百斤ニ付一円ノ割合ヲ以テ、戻稅又ハ補助金ヲ交付セラレ度	
煉乳業保護ニ関スル件	四、三 四、二 六、二 六、二 六、二	衆議院議員山口恒太郎 外一名 社団法人 大日本煉乳協會 社団法人中央畜産会	外国資本ヲ投ゼラレ外人統制下ニ服セムトスル本邦煉乳業者ニ對シテハ、煉乳原料砂糖戻稅法ヲ適用セザル様改正セラレ度	

絹織物消費税撤廃二 関スル件	五、八	蚕糸業同業組合中央会 長 農林次官
五、九	六、六	埼玉県蚕糸同業組合北 埼玉郡支部長
五、一〇	五、一〇	新潟県実業団体連合会 議長
五、一一	五、一〇	北本州商工会議所連合 会議長
五、一二	五、一〇	長野県小県郡依田達十 一ヶ町村会議員研究会 長
五、一三	五、一〇	長野県農会長
五、一四	五、一〇	日本商工会議所会頭
五、一五	五、一〇	衆議院議員藤田弥太郎 外二名
五、一六	五、一〇	兵庫県織物同業組合連 合会
五、一七	五、一〇	神戸貿易同業組合
五、一八	五、一〇	八王子織物同業組合
五、一九	五、一〇	青梅織物同業組合 邑楽織物同業組合
五、二〇	五、一〇	埼玉県織物同業組合連 合会
五、二一	五、一〇	大阪織物同業組合 埼玉県織物同業組合
五、二二	五、一〇	関東織物協和会
五、二三	五、一〇	大正
五、二四	五、一〇	昭和
五、二五	五、一〇	昭和一
五、二六	五、一〇	二、一
五、二七	五、一〇	昭和一
五、二八	五、一〇	昭和一
五、二九	五、一〇	昭和一
五、三〇	五、一〇	昭和一
五、三一	五、一〇	昭和一
五、三二	五、一〇	昭和一
五、三三	五、一〇	昭和一
五、三四	五、一〇	昭和一
五、三五	五、一〇	昭和一
五、三六	五、一〇	昭和一
五、三七	五、一〇	昭和一
五、三八	五、一〇	昭和一
五、三九	五、一〇	昭和一
五、四〇	五、一〇	昭和一
五、四一	五、一〇	昭和一
五、四二	五、一〇	昭和一
五、四三	五、一〇	昭和一
五、四四	五、一〇	昭和一
五、四五	五、一〇	昭和一
五、四六	五、一〇	昭和一
五、四七	五、一〇	昭和一
五、四八	五、一〇	昭和一
五、四九	五、一〇	昭和一
五、五〇	五、一〇	昭和一
五、五一	五、一〇	昭和一
五、五二	五、一〇	昭和一
五、五三	五、一〇	昭和一
五、五四	五、一〇	昭和一
五、五五	五、一〇	昭和一
五、五六	五、一〇	昭和一
五、五七	五、一〇	昭和一
五、五八	五、一〇	昭和一
五、五九	五、一〇	昭和一
五、六〇	五、一〇	昭和一
五、六一	五、一〇	昭和一
五、六二	五、一〇	昭和一
五、六三	五、一〇	昭和一
五、六四	五、一〇	昭和一
五、六五	五、一〇	昭和一
五、六六	五、一〇	昭和一
五、六七	五、一〇	昭和一
五、六八	五、一〇	昭和一
五、六九	五、一〇	昭和一
五、七〇	五、一〇	昭和一
五、七一	五、一〇	昭和一
五、七二	五、一〇	昭和一
五、七三	五、一〇	昭和一
五、七四	五、一〇	昭和一
五、七五	五、一〇	昭和一
五、七六	五、一〇	昭和一
五、七七	五、一〇	昭和一
五、七八	五、一〇	昭和一
五、七九	五、一〇	昭和一
五、八〇	五、一〇	昭和一
五、八一	五、一〇	昭和一
五、八二	五、一〇	昭和一
五、八三	五、一〇	昭和一
五、八四	五、一〇	昭和一
五、八五	五、一〇	昭和一
五、八六	五、一〇	昭和一
五、八七	五、一〇	昭和一
五、八八	五、一〇	昭和一
五、八九	五、一〇	昭和一
五、九〇	五、一〇	昭和一
五、九一	五、一〇	昭和一
五、九二	五、一〇	昭和一
五、九三	五、一〇	昭和一
五、九四	五、一〇	昭和一
五、九五	五、一〇	昭和一
五、九六	五、一〇	昭和一
五、九七	五、一〇	昭和一
五、九八	五、一〇	昭和一
五、九九	五、一〇	昭和一
五、一〇〇	五、一〇	昭和一
五、一〇一	五、一〇	昭和一
五、一〇二	五、一〇	昭和一
五、一〇三	五、一〇	昭和一
五、一〇四	五、一〇	昭和一
五、一〇五	五、一〇	昭和一
五、一〇六	五、一〇	昭和一
五、一〇七	五、一〇	昭和一
五、一〇八	五、一〇	昭和一
五、一〇九	五、一〇	昭和一
五、一〇一〇	五、一〇	昭和一
五、一〇一一	五、一〇	昭和一
五、一〇一二	五、一〇	昭和一
五、一〇一三	五、一〇	昭和一
五、一〇一四	五、一〇	昭和一
五、一〇一五	五、一〇	昭和一
五、一〇一六	五、一〇	昭和一
五、一〇一七	五、一〇	昭和一
五、一〇一八	五、一〇	昭和一
五、一〇一九	五、一〇	昭和一
五、一〇二〇	五、一〇	昭和一
五、一〇二一	五、一〇	昭和一
五、一〇二二	五、一〇	昭和一
五、一〇二三	五、一〇	昭和一
五、一〇二四	五、一〇	昭和一
五、一〇二五	五、一〇	昭和一
五、一〇二六	五、一〇	昭和一
五、一〇二七	五、一〇	昭和一
五、一〇二八	五、一〇	昭和一
五、一〇二九	五、一〇	昭和一
五、一〇三〇	五、一〇	昭和一
五、一〇三一	五、一〇	昭和一
五、一〇三二	五、一〇	昭和一
五、一〇三三	五、一〇	昭和一
五、一〇三四	五、一〇	昭和一
五、一〇三五	五、一〇	昭和一
五、一〇三六	五、一〇	昭和一
五、一〇三七	五、一〇	昭和一

人造絹糸応用織物消費税免除ニ関スル件	五、一二 七、一一	京都商工会議所会頭 日本輸出絹同業組合連 合会	人造絹糸応用織物ニ対スル消費税ヲ免除セラレ度 (主トシテ人造絹糸ト綿糸トノ交織物)
二、三	桐生織物同業組合長外 四名		
二、三	石川県輸出織物同業組 合外五十八組合		
三、八一	日本人絹連合会		
七、六			
七、八一			
三、八一			
五、一一二	幡州織物同業組合		
三、二	神戸商工会議所会頭		
三、九	大阪商工会議所		
三、九	商工次官		
四、七	京都商工会議所会頭		
五、一一二	福井県織物同業組合		
五、一一二	栃木県足利織物組合		
五、一一二	山口織物組合		
五、一一二	広島県備後織物組合 同 西備織物組合		
五、一一二	泉南織物同業組合		
六、四	レヨン織物消費税撤 廃期成同盟会		

二 關 ス ル 件	廣 幅 織 物 消 費 税 免 除	國 益 帶 消 費 税 免 除 二 關 ス ル 件								麻 織 物 消 費 税 免 除 二 關 ス ル 件
一 大 正 一 四 、 五		一 大 正 一 五 、 一	六、一	五、一〇	五、一〇	五、一〇	五、一〇	五、一〇	五、一〇	一 大 正 一 五 、 一 〇
合 會 會 長	日 本 輸 出 絹 同 業 組 合 連 合 會 長	米 沢 織 物 同 業 組 合 組 長 大 阪 市 梅 村 衡 平 外 一 名	日 本 製 麻 株 式 會 社							
稅 ヲ 免 除 セ ラ レ 度	廣 幅 織 物 二 對 シ テ ハ 組 成 原 料 ノ 如 何 ヲ 問 ハ ズ 消 費 稅 ヲ 免 除 セ ラ レ 度	國 益 帶 （ 脣 糸 又 ハ 襪 襪 ヲ 原 料 ト ス ） 二 對 ス ル 消 費 稅 ヲ 免 除 セ ラ レ 度	麻 織 物 二 對 シ 消 費 稅 ヲ 免 除 セ ラ レ 度							

五、一、一	五、八、二	四、八、二	四、四、一	大正	五、一〇	五、一〇	五、六	五、四	五、三	五、三	五、二	五、二	一四、一二	一四、九	大正	四、一七〇	四、二	昭和	一四、一〇	一四、一〇
商工次官	成同盟会	広幅織物消費税撤廃期	神戸自由通商協会	神戸輸出会員	神戸輸出会	全国富士絹連盟	日本商工会議所副会頭	神戸商工会議所会頭	長	横浜輸出絹物同業組合	長	神戸輸出絹物同業組合	商工会議所連合会	名	輸出会	名	輸出会	名	輸出会	名

(一五) 印紙税ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	摘要
受取書ノ印紙税ニ関スル件	大正一四、六、二五 昭和一四、七、一 昭和三、六、一八 同 三、一、三〇 大正一四、七、二一 昭和一四、七、六 大正一四、三、四	中国四国商工会議所連合会長 関東商工会議所連合会長 宇都宮商工会議所会頭 金沢商工会議所会頭 山口県商工連合会会長 大垣市 三輪徳次郎外 四八三名	受取書ノ免税点十円ハ經濟界ノ実情ニ適セサルヲ以テ、五十円(三十円又ハ二十円)ニ引上ケラレタシ	
価格低廉ナル織物ニ對スル消費税免除ニ關スル件	大正一四、一二	広島県備後沼隈織物同業組合長外六組合長	着尺織物一反價格三円五十銭以内ノモノニ對シ消費税ヲ免除セラレ度	
担保物ノ範圍擴張ニ關スル件	大正一三、一二	山口県織物同業組合外八組合	徴收猶予ノ担保トシテ不動産又ハ保証人ヲモ認メラレ度	
織物組合交付金ニ關スル件	大正一三、一二	山口県織物同業組合外八組合	織物組合ニ對スル交付金下付ニ付、受査定人員ノ制限(現在十名以上)ヲ撤廃セラレ度	

一四、一一、二一	福岡県 石川信三郎	受取書ニ対スル免税点十円ヲ三十円ニ引上ケラレ タシ
一五、八、三	東京実業組合連合会長	
昭和、一、八		
大正	神戸市 絹田勝次郎	
一五、一〇、八		
一五、一〇、九	新潟県実業団体連合会 長	
一五、一〇、二八	関東商業会議所連合会 長	
一五、一一、八	東京電気業組合頭取	
一五、一一、一二	岐阜県商工団体連合会 長	
一四、一〇、二七		
昭和、六、一九		
四、一一、一〇	四国商工会議所商工会 連合会代表	
四、一二、一	日本商工会議所会頭	
大正	商業会議所連合会長	
一五、九、五		
昭和	千葉県東金商工組合長	
三、一〇、六	外一八団体	
三、一一、三〇	北本州商工会議所連合 会議長	
六、六、一〇	山口県商工連合会長	
六、九、三	埼玉県商工連合会長	
六、一二、一七	横浜実業組合連合会長	

	銀行預金証書二対ス ル印紙税ノ件	東京実業組合連合会長 神戸市 絹田勝次郎 新潟県実業団体連合会 議長 関東商業会議所連合会 長 東京電気業組合頭取	受取書ノ印紙税ハ商工業者ノミノ負担ニ帰シ、重 複課税（營業収益税又ハ營業税）トナリ、又日常 最モ多ク発行セラルル為、税法違反ノ場合多ク、 其ノ取締ノ困難ト相俟テ税法輕視ノ悪因ヲ為スコ ト、ナルヲ以テ、之力免除ヲ仰度シ
物品切手ノ印紙税ニ 關スル件	大正 一五、八、三 昭和 二、一、八 一五、一〇、八 一五、一〇、一九 一五、一〇、二八 一五、一一、八 一五、一一、一二	中国四国商工会議所連 合会長 関東商工会議所連合会 長 宇都宮商工会議所会頭 金沢商工会議所会頭 山口県商工連合会長	記載金高三十円未満ノ銀行預金証書二対スル印紙 税ハ之ヲ免除セラレタシ
	大正 一四、六、二五 昭和 一四、七、一 三、六、一八 三、一、一、三〇 大正 一四、七、二一 昭和 四、七、六		經濟界ノ実情ニ鑑ミ、物品切手ノ記載金高十円未 滿ハ之ヲ免除セラレタシ

五、八、九	埼玉県商工会連合会長		
三、一〇、六	千葉県東金商工組合長 外一八団体		
三、一一、三〇	北本州商工会議所連合 会議長		
大正 一五、一〇、一〇	日本橋区菓子製造営業 者組合代表外一七名	物品切手ノ免税点ヲ十円ニ引上ケ税率ヲ左ノ如ク 改正セラレタシ	
一五、八、三	東京実業組合連合会長	一、五十円以上 三錢	
一五、一〇、八	神戸市 絹田勝次郎	二、百円以上 五錢	
一五、一〇、一九	新潟県実業団体連合会 議長	三、百円以上 十錢	
一五、一一、二八	関東商業会議所連合会 議長	四、二百円以上 二十錢	
一五、一一、一二	東京電気業組合頭取	五、二百円以上 増ス毎二十錢ヲ加フ	
昭和 六、九、三	石川県商工団体連合会 議長		
七、一〇、二五	新潟県実業団体連合会 議長		
大正 一五、一〇、一〇	神田区菓子商組合長外 五一名	物品切手ノ免税点ヲ五円トシ、尚五円以上ハ比例 税ヲ課セラレタシ	
六八名	下谷区菓子商組合長外 六八名		

ノ 印 紙 税 二 関 ス ル 件 手 形 及 為 替 手 形	
大 正 一 四 、 七 、 二 一	昭 和 二 、 五 、 二 三 一 、 七 、 八 四 、 六 、 二 八
山 口 県 商 工 連 合 会 長	本 郷 区 菓 子 商 組 合 頭 取 外 三 二 名 深 川 区 菓 子 商 組 合 長 外 二 七 名 豊 多 摩 郡 菓 子 商 組 合 長 外 七 二 名 麴 町 区 菓 子 商 睦 会 長 外 三 五 名 北 豊 島 郡 菓 子 商 組 合 長 外 八 三 名 浅 草 区 菓 子 商 組 合 長 外 四 九 名 本 郷 区 菓 子 商 营 業 組 合 代 表 者 外 一 〇 三 名 四 谷 区 菓 子 商 睦 会 幹 事 長 外 四 〇 名 横 浜 菓 子 商 同 盟 会 長 外 二 九 名 京 橋 区 菓 子 商 同 業 会 代 表 者 外 五 七 名 全 国 菓 子 業 組 合 連 合 会 長 秋 田 県 横 手 菓 子 組 合 長 埼 玉 県 深 谷 菓 子 商 組 合 長
ラ レ タ シ 手 形 及 為 替 手 形 ノ 免 税 点 十 円 ヲ 百 円 ニ 引 上 ゲ	

<p>預金通帳ノ印紙税ニ 関スル件</p>	<p>通帳ノ印紙税ニ関ス ル件</p>	
<p>大正 一五、五、六 昭和 三、一、三〇 二、一、一、一七 二、一、二、一七</p>	<p>昭和 六、八、六 四、六、六八 七、四、一八</p>	<p>一四、三、一〇 一四、一、二一 一五、八、三 昭和 二、一、八 大正 一五、一〇、八 一五、一〇、一九 一五、一〇、二八 一五、一、一、八 一五、一、一、二 一五、九、一〇</p>
<p>両毛同盟銀行懇話会 関西銀行協会総代</p>	<p>長野県銀行協会 中国四国商工会議所商 工会連合会代表</p>	<p>大垣市 三輪徳次郎外 四八三名 福岡県 石川信三郎 東京実業組合連合会長 神戸市 絹田勝次郎 新潟県実業団体連合会 議長 関東商業会議所連合会 長 東京電気業組合頭取 商業会議所連合会長</p>
<p>預金通帳ノ印紙税ハ帳簿ノ紙数等ニ依リ相当制限 ヲ設ケ、一冊ニ付一回ノ貼付ヲ以テ足ルコトニ改 正セラレタシ</p>	<p>通帳ニ対スル印紙税ハ之ヲ免除セラレタシ 小売業者ノ発行スル通帳ハ小額ノ掛売取引ノ為使 用スルモノニシテ、之ニ対スル五銭ノ課税ハ酷ナ ルヲ以テ三銭ニ引下ケラレタシ</p>	<p>約束手形及為替手形ノ免税点ヲ二十円ニ引上ケラ レタシ 約束手形及為替手形ノ免税点十円ヲ五十円ニ改メ ラレタシ 約束手形及為替手形ノ免税点十円ヲ三十円以上ト セラレタシ</p>

取引所營業稅ニ関スル件	六、六、二六	大阪堂島外九米穀取引所取引員組合代表者	米穀取引ニ対スル現行課稅率ハ奇重ニ失シ、其ノ取引ヲ阻害シ國家經濟ニ及ホス影響大ナルヲ以テ、相当稅率ヲ輕減セラレタシ
	昭和一三、一、二、二九	全國米穀取引所連合會	
	六、六、二六	全國米穀取引所取引員組合連合會	
	三、七、一一	全國取引所同盟連合會	同上理由ニ依リ第三種乙ノ稅率万分ノ二、五ヲ万分ノ一、〇ニ改正セラレタシ
	二、二、二五	米穀商品部會幹事	
	六、六、二六	全國米穀取引所連合會	現行取引所營業稅ハ營業收益稅ニ比シ甚シク高率ニシテ、一般營業者トノ間ニ權衡ヲ失シ取引所ノ事業經營ヲ脅威スルコト寡カラサルヲ以テ、之ヲ收益稅制トセラレタシ

21 昭和9年2月 署長會議における東京局長訓示

昭和九年二月二十一日

署長

局長「東京・荒井誠一郎」訓示別紙ノ通り

惟ニ現下ノ經濟界ニ於ケル稅務官吏ノ使命ノ重大ナルヲ訓諭シ、而シテ各稅ニ係ル檢査取締又ハ調査処分及整理ニ對シ、忠實精勵聊カ過誤ナキヲ期スルハ勿論、更ニ進テ施設改善ヲ図リ慎重以テ其ノ職責ヲ完フスベキ御趣旨ナリ各位ハ右趣旨ヲ体シ清廉潔白ニシテ言動ヲ慎ミ、常ニ清新ノ意氣ヲ養ヒ勇氣ニ富ミ緊張献身稅務ノ真髓ニ徹底シ、公正ニシテ權威アル執行ニ服膺セララルベシ

(平 19 東京 1431)

稅務署長會議ニ於ケル局長訓示（昭和九年二月十五日）

今日ヨリ二日間署長會議ヲ開催スルコトトナリマシタガ、私就任最初ノ會議、デモアリマスカラ、開會ノ初ニ当リ所見ヲ申述ベタイト思ヒマス。

現今各國ノ財政ハ何レモ歳入ノ不足ニ苦シミ多額ノ欠陥ヲ示シテ居リマスガ、我國ノ歳計モ亦此ノ例ニ漏レズ未曾有ノ困難ニ遭遇シテ居ルコトハ、諸君御承知ノ通りデアリマス。最近ニ於テ時局匡救ニ関スル政府ノ財政經濟政策ノ実施及外國貿易ノ發展等ニ依リ、我が經濟界ハ多少ノ潤ヒヲ見テ居リマスガ、已ニ議會ニ提出セラレマシタ昭和九年度一般會計予算ニ於テハ、七億八千五百万円ニ上ル巨額ノ公債ヲ發行スルコトトナツテ居リマシテ、今後財界ノ好転ニヨリ歳入ノ増加ヲ来ストシテモ、急ニ此ノ歳入不足ヲ補填スルコトハ出来ヌト考ヘラレマス。然シナガラ申ス迄モナク租稅收入ハ國家財政ノ基礎デアリマシテ、今日ノ如キ財政ノ状態ニ於テハ稅務ニ携ハル者ノ責務ハ益々重キヲ加フルノデアリマス、從テ今後稅務行政執行ノ上ニ於テ、又各種調査ニ付諸君ノ御尽力ニ俟タネバナラヌコトガ多々アルト信ジマスカラ、此ノ際予メ御依頼ヲ致シテ置ク次第デアリマス。

之ヨリ稅務行政ノ各方面ニ亘リ主要ナル事項ニ付テ申述ベマス。

地租ニ関スル処分ハ永年ニ亘ル課稅ノ標準ヲ定ムルニ止マラズ、地籍ニ重大ナル影響ヲ及ボス場合ガ尠クナイノデアリマス、又仮令其ノ処分ニ誤謬ガアリマシテモ容易ニ之ヲ発見スルコトガ出来ズ、累ヲ永ク後年ニ貽ス場合ガ多イノデアリマスカラ、最モ慎重ニ取扱ハナケレバナラヌコトハ申ス迄モアリマセン。

昭和六年ニ行ハレマシタ地租法及耕地整理法ノ改正ニヨリ、各種帳簿ノ整理、異動地ニ対スル徵收時期變更ニ伴フ異動書類ノ取扱、耕地整理地假賃賃價格ノ調査等、其ノ取扱ニ付益々専門的知識ヲ要スルノミナラズ、都市ノ擴張、交通機關ノ發達、産業ノ開發等ニ依リ異動地ノ數八年々増加ノ傾向ニアリマス、特ニ最近時局匡救ニ関スル土木事業

ノ施行ニ伴ヒ土地ノ異動ハ著シク増加シテ參リマシタ、從テ善ク法規ヲ理解シ其ノ取扱ニ習熟スルニアラザレバ、処分ノ適正ヲ期シ事務ノ促進ヲ計ルコトハ期待シ得ラレナイト思ヒマス、而シテ本事務ノ性質上往々ニシテ専担者ニ一任サレ、延テ処分ノ遲延渋滞ヲ來ス場合ガアルノデアリマスカラ、諸君ハ自ら研究ヲ怠ルコトナク担当者ノ指導訓練ト事務ノ促進トニ付十分ナル注意ヲ払ハレ度イノデアリマス。

次ニ時局匡救事業ニ伴フ地租事務ノ促進ニ就テハ、過般直稅課長會議ノ際ニモ特ニ注意ノアツタ事項デアリマス。本事業ハ其ノ性質上特ニ処理ノ遲延ヲ許サナイノデアリマスカラ、事務渋滞ノ為ニ世間ノ非難ヲ招クガ如キコトナキ様十分計畫セラレンコトヲ望ミマス。

尚市町村ニ於ケル地租徴収ノ手続ハ地租法改正ノ結果、自作農地ノ免除、賃貸價格一円未滿ノモノノ地租不徴収、及徴収時期ノ變更ニ依ル地租名寄帳ノ整理等ニ付一層注意ヲ要スルニ至リマシタカラ、市町村吏員ノ指導啓発ニ付テモ十分攻究ノ上適當ノ施設ヲ講ゼラレタイノデアリマス。

相続稅事務ニ付テハ一般ニ処理ノ促進ヲ見ルニ至リタルノミナラズ、同族会社ニ對スル株式又ハ出資金ノ評価、所謂不表現資産ノ発見ニ主力ヲ注グ等、漸次成績ノ向上ヲ見ツツアルノデアリマスガ、未ダ他ノ事務ノ閑散期ニ於テ一氣呵成ニ処理スル傾向ノアル為ニ、決定時期ノ遲延スルニ至ルモノ又ハ調査ノ内容ガ十分ナラザルモノモ尠クアリマセン。由來本稅ノ調査ハ各種ノ財産ノ評価ニ関スルノデアリマスカラ、常ニ經濟界ノ變遷動向ニ注目シ、事件ノ認定判別ヲ誤ラス様一段ノ工夫ヲ必要トスルト思ヒマス。若シ調査担当者ヲ異ニスルニ依リ又ハ納稅者ノ地位ノ異ルニ依リ、其ノ取扱ニ差異ヲ生ズルガ如キコトガアリマスレバ、独リ課稅ノ衡平ヲ失スルノミナラズ、納稅思想ニ及ボス影響モ亦尠クナイノデアリマス。又本稅ハ次第第二其ノ重要性ヲ増加シテ參リマシテ、最近ハ大藏省ニ於テモ各局ヨリ毎月ノ実績ヲ徴シ処理ノ促進ヲ期シテ居ル次第デアリマスカラ、当初計畫ニ對シ処理実行ノ伴ハザルモノガアリマスレ

バ、適當ニ計画ヲ樹テ直シ事務ノ進捗ト課税ノ充実トヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

第一種所得税及法人營業收益税ハ隨時決定ニ属スルモノデアリマスカラ、動モスレバ調査決定ノ遅延スル傾向ガアリ、殊ニ従事員ガ他ニ兼務アル場合ニ於テハ定期ノ事務ノ処理ニ没頭シ、本税ノ処理ヲ渋滞セシムル虞ガアリマスカラ、各年度初頭ニ於テ他稅事務ノ繁閑ヲ考慮シ、適切ナル処理ノ課程ヲ作り之ガ勵行ニ努メラレ度イノデアリマス。尚本税ノ調査ニ当テハ各個ノ法人ニ付營業ノ種類、規模、取引ノ方法、慣習、採算及其ノ業体ニ關スル一般ノ趨勢等ニ付十分攻究スルヲ要スルコトハ固ヨリ、商法、簿記、會計等ニ關スル基礎的知識ヲ必要ト致シマスカラ、常ニ従事員ヲシテ之ニ關スル攻究ヲ怠ラシメザル様留意セラレンコトヲ望ミマス。

第三種所得税、個人營業收益税及乙種資本利子税ノ調査方針ニ就テハ、既ニ昨年末ニ於テ通達シタ所ガアリマシテ、諸君ハ之ニ基キ夫々適切ナル計画ヲ樹テ調査ヲ開始シテ居ルコトト考ヘマスガ、更ニ此ノ機會ニ於テ一言致シマス。昨年中ノ經濟界ヲ通觀致シマスルニ、為替相場ノ低落ニ刺戟セラレテ对外贸易ハ頗ル盛況ヲ来シ、又金利ノ低下及物価ノ騰貴ニ依リ經濟界ハ相當ノ潤ヒヲ受ケ、軍需品ノ注文増加ニ因リ其ノ關係事業ハ繁忙ヲ極メタノデアリマス。斯クシテ經濟界ノ大勢ハ順調ニ進ミツツアルノデアリマスガ、之ヲ部分的ニ觀察スレバ製糸業ノ如キ糸価ノ急激ナル變動ニ因リ大打撃ヲ受ケタルモノモアリ、又早害ノ激甚ナリシ為ニ農業所得ノ非常ナル減収ヲ来セル地方モアリマス。斯ノ如ク事業ノ種類又ハ地方ニヨリ其ノ收益狀況ニ著シイ差異ガアルノミナラズ、同一地方ニ於ケル同一事業ニ付テモ各人ノ業績ニ相當相違ノアルコトハ御承知ノ通りデアリマスカラ、諸君ハ克ク其ノ実体ヲ攻究セラレ適実公正ナル課税ヲ為スコトニ一層ノ努力ヲ払ハレンコトヲ切ニ望ム次第デアリマス。

本年度ノ清酒製造見込石數ハ四十二万石ニ達シマシテ、前年ニ比較シ相當増加スル趨勢デアリマスカラ、之ニ伴フ検査用務モ亦益々繁劇ヲ加フルコトト考ヘマス。然シナガラ其ノ検査取締ニ當テハ徒ニ形式ニ流ルルコトナク、各製

造者ニ付既往ノ実績及現況ヲ考察シテ寛嚴宜シキヲ得、有効適切ナル検査監督ヲ執行セラレンコトヲ望ミマス。

近時嗜好ノ變遷ニ伴ヒ清酒ニ調味加工ヲ施シ、或ハ酒精焼酎ニ藥品ヲ混合シテ增量ヲ計ル者ガ漸増スルノ傾向ヲ生ジ、甚シキハ之等混合物ノ為ニ人命ヲ損傷シ、一般消費者ニ不安ノ念ヲ与フルニ至リマシタコトハ誠ニ寒心ニ堪ヘナイ次第デアリマシテ、此ノ如キ事件ガ頻發致シマスレバ、不自然ニ酒税ノ收入ヲ減少スルニ至ルコトナキヲ保シ難イノデアリマス。又再製糖業者ノ取締ニ付テハ今日迄數次ノ通牒ガ發セラレテ、其ノ取扱方ハ統一セラレ取締モ嚴重ナルニ拘ラズ、尚間隙ニ乘ジテ犯則ヲ敢行セントスルモノノアルコトハ頗ル遺憾トスル所デアリマス。從テ之等ノ取締ニ付一層ノ力ヲ注グコトヲ要スルノデアリマスガ、犯則手段ハ漸次巧妙ノ度ヲ加フル狀況デアリマスカラ、常ニ生産、消費及取引等ノ狀況ヲ研究シ、各方面ヨリ犯則ノ發見ニ努力スルコトヲ要スルノデアリマス。

間接国税ノ納税保全ニ付テハ各署トモ夫々留意セラレ居ルコトト信ジマスガ、酒造納税保証物、保証人等ノ調査ニ付テハ一層周到ナル注意ヲ要スルモノト認メラレマス。又製造者ノ營業狀態、保証人ノ資産異動等ニモ常ニ意ヲ注ギ納税保全上万全ヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

清涼飲料税ノ滞納ハ最近漸次増加スル傾向ニアリマス。元來其ノ製造者ハ比較的資力薄キ者ガ多イノデアリマシテ、滞納税金ノ嵩ムニ伴ヒ徴収ハ益々困難ヲ加フルコトナリマスカラ、斯ル當業者ニ対シテハ担保提供ヲ命ズル等ノ方法ヲ講ジテ納税保全ニ努メラレ度イノデアリマス。

經理事務ハ往々ニシテ守旧ニ流レ改善ヲ怠ルノ弊ニ陥リ易イノデアリマシテ、此ノ点ニ付テハ局署共二十分ナル注意ヲ要スルコトト考ヘマス。又絶エズ不用物品等ノ整理ヲ励行シ署内ヲ整頓スルト共ニ、諸帳簿ノ整理ニ力ヲ注ガレ度イノデアリマス、之等ノ整備ハ日常執務ノ能率増進ヲ期スル基本ヲ為スモノデアリマスカラ、特ニ注意ヲ促ス次第デアリマス。尚漸次庁舎倉庫等ノ新営増築モ行ハレテ來ルノデアリマスカラ、之等ノ利用ニ當テハ完全ニ其ノ機能ヲ

尽サシムル様心掛ケラレンコトヲ望ミマス。

国税ノ徴収ニ付テハ最近ニ於ケル經濟界ノ狀況ニ因リ、又諸君ノ苦心努力ノ結果漸次改善サレテ參ツタノデアリマスガ、未ダ十分ト申スコトハ出来ヌノデアリマス。今日ハ國家財政上ノ非常時デアリマシテ、堅実ナル納稅思想ヲ涵養スルノ特ニ緊要ナルコトハ前述ノ通りデアリマス。而シテ近時一般納稅者ニ於テモ亦此ノ時局ニ際シ納稅義務ノ重大ナルコトヲ自覺シ來ツタノデアリマスカラ、此ノ機會ニ市區町村当局ヲ誘導シ署内共助ノ精神ヲ以テ、極力滯納ノ整理ニ當ラレ度イノデアリマス。然シナガラ其ノ処分ニ當テハ十分ナル注意ヲ用ヒ、滯納整理ニ急ナルノ余リ苟クモ不当ナル行政処分ヲ為シテ、世人ヲシテ稅務行政ニ對スル信頼ヲ失ハシムルガ如キコトナキ様注意セラレタイノデアリマス。尚滯納整理ニ伴フ現金ノ取扱ニ付テハ過誤ナキ様取締ヲ嚴重ニセラルルコトハ申ス迄モアリマセン。

国有財産事務ニ関スル当局從來ノ取扱ハ、価額ノ比較的少額ナル財産ニ付テモ主トシテ局ニ於テ処理シ、署ハ常ニ從タル立場ニ立ツ觀ガアツタノデアリマスガ、国有財産ノ整理処分ノ進行ヲ促進スル上ニ於テ、各署之ガ調査交渉ニ付十分ナル力ヲ注グコトヲ要スルモノト考ヘマス。而シテ本事務ハ他ノ租稅事務ト趣ヲ異ニスルノデアリマシテ、其ノ価額ノ判定及売払ノ交渉ニ付テハ、主トシテ署長自ラ之ニ當ルコトヲ適當トスル場合ガ多イノデアリマスカラ、此ノ方針ヲ以テ処理セラレンコトヲ望ミマス。

最後ニ服務ノ關係ニ付テ申述ベタイト考ヘマス。

稅務官吏ハ日常納稅者ニ直接ニ接觸シテ居ルノデアリマシテ、其ノ言動ニ細心ノ注意ヲ要スルコトハ私ノ申ス迄モナイコトデアリマス。殊ニ今日ノ如ク人心過敏ノ時代ニ於テハ些細ナル言動ノ不注意ヨリ予期セヌ結果ヲ招來シ、稅務執行上大ナル支障ヲ生ズルコトガアリマスカラ、相互ニ深く相戒メ些カモ過誤ナキコトヲ期サネバナリマセン。殊ニ部内ニ不心得ノ者ヲ生ジ不正事件ノ發生ヲ見ルガ如キコトガアリマスレバ、其ノ人ノ一生ヲ誤リ且稅務当局ノ威信

ニ關スルハ勿論、納税思想ニ重大ナル影響ヲ与フルノデアリマスカラ、御互ニ監督シテ斯ルコトハ絶対ニ防遏致サネバナラヌト信ジマス。又服務ニ關スル命令ノ如キハ先ヅ自ラ実行ヲ期シ、所謂身ヲ以テ其ノ範ヲ示スニ努メ署内ノ氣風ヲ刷新シテ行クコトガ肝要デアルト考ヘマス。

従来稅務官吏ノ忠實勤勉ナルコトハ世上一般ニ之ヲ認ムル所デアルト考ヘマスガ、今後ニ於テモ此ノ期待ニ背カヌ様努力セネバナラヌコトハ固ヨリデアリマス。之ト同時ニ各人自ラ十分ニ節制規律ヲ守リ健康ノ保持ニ努ムルコトガ最モ大切ナル事柄デアリマシテ、此ノ事ハ畜ニ一身上ノ關係タルニ止マラズ、執務能率ノ増進ヲ計リ士氣ヲ維持スル上ニ於テ欠クベカラザルモノト信ジマス、從テ署内ニ於テモ常ニ衛生ニ留意シ整頓ニ心掛ケ、快ク勤務シ得ル様一段ト工夫サレンコトヲ望ミマス。

人事ノ取扱ハ之ヲ最モ慎重ニスルノ要アルコトハ勿論ノ義デアリマシテ、署長タル職責ノ極メテ重要ナル部分ヲ占ムルモノデアリマス。從テ諸君ハ平素部下ノ勤務振ニ深ク注意シ、身分上ノ事項ニ關シテハ最モ公正ナル処置ニ出デラルルト共ニ、職員ノ採用ニ當テハ新進氣鋭ノ者ヲ選拔セラレ、堅實ナル署員ヲ養成スルコトニ心掛ケラレ度イノデアリマス。

終リニ臨ミ稅務全般ニ亘リ執務成績ヲ向上セシムルニハ、予メ局署間ニ十分ナル打合せヲ行ヒ又各署ニ於テハ他署ノ意見ヲ參酌シテ、狀況ニ応ジ適切ナル施設工夫ヲ為スコトガ最モ有効デアルト信ジマスカラ、會議ニ當テハ隔意ナキ意見ヲ陳述セラレ、十分ノ効果ヲ收メンコトヲ切望スル次第デアリマス。

22 昭和9年5月 局長會議における高橋大蔵大臣訓示

昭和九年五月九日

広島稅務監督局長印

各 部 長 殿

各稅務署長

大蔵大臣訓示傳達ノ件

客月十九日ヨリ東京ニ於テ開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル高橋大蔵大臣ノ訓示要領別紙ノ通ニ付、克ク其ノ趣旨ヲ体シ部下一同ト共ニ万遺憾ナキヲ期スルコトニ努メラレ度
右通牒候也

高橋「是清」大蔵大臣訓示（昭和九年四月十九日 於稅務監督局長會議）

本日ヨリ稅務監督局長會議ヲ開クニ当リマシテ、一言所懐ヲ申述ベタイト思ヒマス。

最近ニ於ケル我國ノ經濟界ハ御承知ノ如ク、政府ノ執リ来リマシタ諸政策ガ漸次其ノ効果ヲ現ハシ、労働者ノ就業率モ増加スルト共ニ、一般物価ハ大体ニ於テ其ノ騰勢ヲ維持シ、對外貿易モ亦活況ヲ呈シ、政府放出資金ガ各方面ニ逐次浸潤スルニツレテ國民ノ購買力及貯蓄力モ次第ニ回復シテ參リマシテ、其ノ結果自然租稅其ノ他ノ收入ニ好影響ヲ見ルニ至リマシタコトハ、洵ニ慶バシキ次第デアリマス。

斯クノ如ク回復ノ途上ニアル我國經濟界ノ現状ニ処シ、諸君ガ稅務行政ノ為ニ多大ノ努力ヲ払ハレ、概ネ良好ナル

成績ヲ挙ゲツアルコトニ對シテハ茲ニ謝意ヲ表スルト共ニ、時局ノ重大ナルニ鑑ミ将来尚一層ノ奮勵ヲ以テ、克ク課税ノ適実公正ヲ期セラレムコトヲ希望致シマス。

政府ハ曩ニ税制改正準備委員會ヲ設ケテ、国及地方ノ税制並ニ財政ヲ整理スル為、慎重ナル調査研究ヲ重ネツツアリマスガ、現行租税制度ニ適當ナル整理改善ヲ加ヘテ国民負担ノ公平ヲ期セムガ為ニハ、先ヅ国民租税負担ノ実相ヲ究ムルコトガ最モ緊要ナリト信ズルノデアリマス。故ニ今回ノ會議ニ於テハ此ノ点ニ關シ諸君ニ諮問スルコトト致シタ次第デアリマスガ、諸君ハ稅務行政ノ實際上ノ經驗ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ開陳セラレ、当局ノ有力ナル参考ニ資セラレムコトヲ望ミマス。尚税制改正調査ノ進行ニ伴ヒ諸君ニ對シ今後各種資料ノ提出ヲ求ムル場合ニハ、速ニ正確ナル資料ヲ提出セラレムコトヲ望ム次第デアリマス。

次ニ国有財産事務ニ付テハ、昨年度ニ於キマシテモ国有財産ノ總括及管理ノ事務ハ極メテ円満適切ニ行ハレ、且又雜種財産ノ整理処分方着々進捗ヲ見マシタコトハ、諸君並ニ部下職員一同ノ努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、誠ニ欣快ニ堪ヘマセヌ。国有財産ニ關スル事務ハ国民經濟並ニ国家財政ニ多大ノ關連ヲ有シ、重要ナル事務デアルコトハ特ニ申上グルマデモアリマセヌガ、之方適正ナル処理ニ付キマシテハ今後一層御尽力アラムコトヲ希望致シマス。

次ニ預金部關係ノ事務ニ付テハ、市町村ニ對スル直接貸付ヲ開始シテ以來既ニ一年余ヲ經過シタノデアリマスガ、此間市町村ニ對シテハ恰モ時局匡救關係ノ各種ノ資金ヲ融通スルノ必要ヲ生ジ、事務開始直後ニ於テ多大ノ繁忙ヲ告ゲタルニ拘ラズ、其ノ処理ハ極メテ円滑ニ行ハレマシテ、市町村ノ財政ニ寄与スル所誠ニ尠クナカツタノデアリマス。右ハ偏ニ諸君ノ御努力ニ依ルモノデアリマシテ、深ク感謝スル所デアリマス。

然シ乍ラ預金部支部ノ事務ハ今日迄ノ所未ダ専ラ貸付事務ノ方面ニ止マルノデアリマスルガ、将来回収事務モ年ヲ逐フテ累増スルニ至レバ、今後益複雑ト困難ヲ加ヘテ來ルノデアリマスカラ、諸君ハ一層ノ努力ヲ以テ本事業ノ順調

ナル發達ニ貢獻セラレムコトヲ希望スル次第デアリマス。

尚本年度以降ニ於テハ農村ニ於ケル負債整理事業ノ為ニ市町村ヲ通ジテ資金ヲ融通スルコトトナツテ居リマスガ、本資金ハ特殊ノ資金デアリマスカラ、之ガ取扱ニ当テハ一段ノ注意ヲ払ヒ適切ナル措置ヲ執ラレムコトヲ希望致シマス。

官紀ノ振肅ニ付テハ既ニ屢々訓示シ来ツタ所デアリマシテ、諸君ニ於テモ此ノ点ニ付平素深ク意ヲ用キテ居ラルルコトト信ズルノデアリマス。申ス迄モナク稅務官吏ハ其ノ職務ノ性質上特ニ公正廉潔ナルコトヲ要シ、苟クモ稅務ノ執行上世人ノ疑惑指彈ヲ招クガ如キコトガアツテハナラヌノデアリマス。諸君ハ今後特ニ部下ノ吏僚ヲ戒メ其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺セシメテ綱紀ノ振肅ヲ図ルト共ニ、時局ニ鑑ミ士氣ノ刷新ト職務ノ緊張トヲ達成セラレムコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

(平 4 広島 14)

23 昭和9年7月 署長會議における広島局長訓示要領

各稅務署長殿

〔昭和九年七月二十日広島稅務監督局印〕

局長訓示要領送付ノ件

今回ノ稅務署長會議ニ於ケル局長訓示要領別紙及送付候也

局長「広島・棚橋直馬」訓示要領（昭和九年七月十八日 於稅務署長會議）

茲ニ管内稅務署長諸君ヲ會合シテ、相俱ニ管内稅務行政其ノ他各般ノ事務ニ互リ刷新更張ヲ図ルコトハ、私ノ甚ダ欣快トスル所デアリマシテ、開會ノ初二方リ聊所懷ヲ申述ベタイト思フノデアリマス。

一 本年四月東京ニ於テ稅務監督局長會議ガ開催セラレ、其ノ席上ニ於テ大藏大臣ヨリ懇篤ナル訓示ガアリマシタガ、其ノ要領ハ曩ニ不取敢書面ヲ以テ傳達シテ置キマシタカラ、既ニ克ク熟読玩味セラレタコト、ハ思フノデアリマスガ、諸君ハ部下吏僚ト共ニ克ク其ノ趣旨ヲ体シ愆リナキヲ期セラル、様、特ニ此ノ機會ニ於テ諸君ノ注意ヲ喚起シテ置ク次第デアリマス。

二 我國ハ所謂非常時ニ直面シテ居リマシテ、經濟界ノ不況モ相当深刻ナルモノガアツタノデアリマスガ、政府ノ執リ来リマシタ諸政策ガ漸次其ノ效果ヲ現ハシ、回復ノ途上ニアルコトハ洵ニ同慶ニ堪ヘナイ所デアリマス。然シナガラ此ノ間ニ処シテ適実公正ナル稅務ノ執行ヲ為スコトハ、實ニ容易ノ業デハナイノデアリマシテ、此際特ニ吾々稅務官吏ハ牢固タル決心ヲ以テ事ニ当ラナケレバナラナイト確信スルノデアリマス。

三 我國ノ直面セル非常時ノ打開ハ國民ノ一致協力ニ俟タナケレバナライコトハ勿論デアリマスガ、稅務行政上ニ於ケル非常時ノ打開モ亦吾々稅務官吏ノ一致協力ニ俟ツノ外ナイノデアリマスカラ、私ハ此際特ニ局署相互ニ渾然融和シテ事ニ当ルコトガ、喫緊ノ要務デアアルコトヲ痛感スルノデアリマス。

四 近時人員及經費ハ事務分量ノ増加ニ比例シテ増加スルコトナク、從テ稅務執行其ノ他各般ノ事務上諸君ガ相当困難ニ遭遇シテ居ラル、コトハ、固ヨリ之ヲ想察スルニ難カラザルモノガアルノデアリマシテ、之ヲ打開スルノ途ハ事務簡捷ト能率増進ヲ計ルニ在リト考ヘルノデアリマスカラ、諸君ハ平素此点ニ充分考慮ヲ廻ラサル、ト共ニ、諸君ノ意ノアル所ハ隨時腹藏ナク本局ニ申出デラレタイノデアリマス。

五 官紀ノ振肅ニ関シテハ現ニ過日稅務監督局長會議ニ於テ大藏大臣ヨリ訓達セラレタル所デアアルノミナラズ、最近

綱紀肅正ノ声ノ喧シキ世論等ニ鑑ミ、諸君ニ於テモ特ニ意ヲ用キテ居ラル、コト、信ズルノデアリマスガ、近時一、二ノ稅務署ニ於テ官紀上相當注意ヲ要スル事故ノアツタコトハ甚ダ遺憾トスル所デアリマスカラ、諸君ハ平素署員ノ品性ノ陶冶ニ努ムル等拔本塞原ノ方途ヲ講ジ、以テ官紀上問題ヲ惹起スルガ如キコト之無キ様、今後一層周到ナル注意ヲ傾ケラレムコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス。

直 稅 事 務

一 第一種所得稅及法人營業收益稅ノ昭和八年度ニ於ケル決定事蹟ヲ見ルニ、各署トモ概ネ良好ノ成績ヲ収メタノミナラズ、本稅ハ昭和五年度以降逐次減少ノ一途ヲ辿ツテ居タノデアリマスガ、一躍昭和四年度程度ニ復活シタノデアリマシテ、勿論一面ニ於テハ經濟界ノ回復ニ因ルノデアリマセウガ、他面ニ於テハ諸君ノ努力ノ賜デアリマシテ、此ノ機會ニ於テ深く其ノ勞ヲ多トスル所デアリマス。尚本年度ニ於ケル本稅事務ノ執行ニ付テモ、亦各署共適切ナル施設計畫ノ下ニ着々処理ヲ進メテ居ラル、コト、思フノデアリマスガ、往々ニシテ未ダ徒ニ旧套ヲ墨守シテ居ラルル向モ絶無ナルヲ保シ難イノデアリマスカラ、諸君ハ克ク一般財界ノ動向ト管内事象ノ變転ニ鑑ミ、各種業況ノ查察ヲ精密ニスルト共ニ、間接資料ノ蒐集及活用ニ依リ側面的調査ヲ勵行スル等、普ク有効ナル調査方法ヲ工夫攻究シテ善処セラレタイノデアリマス。

二 第一種所得稅及法人營業收益稅ニ関シ、毎年度初二於テ本局ニ報告セラルル決定見込稅額ハ往々ニシテ消極寡少ニ失シ、為ニ既ニ年度央ニ於テ多額ノ増差ヲ生ズルノミナラズ、甚シキハ全年度ノ総見込額ヲ超過スル等ノ事例モ尠クナイノデアリマスガ、斯ノ如キ場合ニ於テハ爾後ノ調査決定ニ當リ聊カ熱意ヲ欠グモノ、如クニモ察セラレルノデアリマシテ、甚ダ遺憾トスル所デアリマスガ、要ハ当初適実ナル見込ヲ立テ、其ノ見込額ニ依リ一意緊張シタル執行ニ終始セラレムコトヲ切望スルノデアリマス。尚近時法人事務ニ関スル内部事務ノ整理ガ渋滞勝ノ傾向ナキ

ニ非ザルモノ、如クニ察セラル、ノデアリマシテ、之ハ法人數ノ著シク増加セルノミナラズ、就中同族会社ノ激增セル為外分調査等ノ事蹟ガ多岐繁雜ノ度ヲ加ヘタルニ因ルノデアリマセウガ、單ニ当面ノ決定ノミニ終始スルコトナク内部事務ノ整理ニ付テモ充分ノ留意ヲ望ム次第デアリマス。

三 本年分第三種所得稅及個人營業純益稅ノ調査決定ハ、前年中ニ於ケル經濟界ノ推移等ニ鑑ミ相当困難デアツタコトハ想像ニ余リアル次第デアリマスガ、各署夫々適切周到ナル施設ヲ講ジ概ネ良好ノ成績ヲ收ムルニ至リマシタコトニ付テハ、諸君ノ勞苦ヲ深ク多トスル所デアリマス。然シナガラ本稅ノ調査決定ニ付テハ既往ノ事蹟等ニ鑑ミ、將來相当施設改善ヲ要スル事項モ尠カラザルモノト考ヘラレルノデアリマスカラ、經濟界ノ推移等ニ稽ヘ常時予メ周到ナル攻究ヲ遂ゲラレムコトヲ切望スルノデアリマス。

四 本年分第三種所得及個人營業純益決定ニ對スル異議申立ニ付テハ、徒ニ既往ノ行掛等ニ拘泥スルコトナク虚心坦懷ニ処理スベキコトハ勿論デアリマスガ、異議申立ヲ永ク未処理ノ儘ニ置クコトハ決定処分ノ効力ヲ永ク未確定ノ情態ニ置クコトニナリマスノデ、本局ニ於テモ可成速ニ所得審査委員會ヲ開會スル見込デアリマスカラ、各署ニ於テモ異議申立ノ本局ニ進達スベキモノハ可成速ニ進達セラレムコトヲ希望スルノデアリマス。尚第一種所得及法人營業純益決定ニ對スル異議申立ニシテ、本局ニ進達未済ノ分モ可成速ニ進達セラレムコトヲ併セテ希望スルノデアリマス。

五 地租ノ課稅標準タル土地賃貸價格ニ於テ、市町村地租名寄帳ノ合計額ト稅務署ニ於ケル有租地集計簿ト符合セザル向ガアルノデアリマシテ、其ノ誤謬ノ原因ハ勿論市町村側ニ在ルモノモアリマスガ、稅務署側ニ於テモ相当多數ニ互リ誤謬訂正ヲ為シタルガ如キ事例モアルノデアリマシテ、斯ノ如キハ皆ニ課稅ノ公正ヲ害スルノミナラズ、延イテ稅務執行ノ威信ヲ失墜スルモノデアリマスカラ、各署ニ於テハ苟モ誤謬ナキヲ期セラルベキハ勿論、更ニ進ン

デ市町村ヲ善導シテ必ズ地租名寄帳ノ合計額ト有租地集計簿トノ符合ヲ期セラレタイノデアリマス。

六 相統稅事務ニ付テハ近時調査旅費ノ減額等ニ伴フ困難モアツタノデアリマスガ、各署ニ於テハ多用務ト兼行処弁スル等適當ナル施設ヲ講ゼラレマシテ、克ク其ノ万全ヲ期セラレタノデアリマスガ、今後ニ於テモ尚油断ナク一層精勵セラレテ、決定ノ敏速ト精確ヲ期セラレタイノデアリマス。尚相統稅法第二十三條該當事項ニ付各署ニ於ケル課稅狀況ヲ觀ルニ、其ノ人口又ハ戸數ニ對スル課稅件數ノ比率ニ於テ著シク軒輕ガアルノデアリマシテ、之ハ夫々相當事由ノ存スル所デモアリマセウガ、一面ニ於テハ各署ニ於ケル課稅ノ權衡ノ當否ニ付テ疑ヲ挿マザルヲ得ザルガ如キモノモアリマスカラ、各署ニ於テハ相互ニ克ク比較勘案シテ彼此不權衡ナカラシムルト共ニ、課稅ノ充實ヲ期セラレタイノデアリマス。

間 稅 事 務

一 近時間稅課稅物件ハ漸次増加ノ傾向アルニ拘ラズ、之ニ對スル検査監督等ニ付テハ經費緊縮等ノ為相當困難ヲ感ジテ居ラル、コトハ想像ニ難カラザルモノガアルノデアリマスガ、概シテ良好ナル成績ヲ挙げテ居ラレルコトハ、諸君ノ努力ノ結果ニ外ナラザルモノデアリマシテ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス。然シナガラ翻ツテ從來ニ於ケル間稅検査計畫並之ガ実行ノ事蹟ニ付詳細ニ検討スルトキハ、課稅物件ノ多寡或ハ取締ノ要否等ニ照シ必ズシモ適當ナリトハ言ヒ難キ点ガ尠クナイノデアリマスカラ、諸君ハ宜シク課稅物件ノ消長分布並納稅思想ノ變転等ニ留意シ、檢定事務ト監視事務ヲ適當ニ按配シテ最モ適切ナル検査監督ヲ執行スルコト、シ、之ニ依リテ常ニ最少ノ勞費ヲ以テ最大ノ効果ヲ收ムルコトニ、一層ノ努力ヲ致サレムコトヲ希望スル次第デアリマス。

二 酒造納稅保証ニ関スル事務ニ付テハ、各署共近時著シク其ノ面目ヲ改メタ感ガアリマスガ、之ヲ仔細ニ觀察スルニ未ダ保証ノ充實セザルモノモ絶無ニ非ザルノミナラズ、保証手續ニ関スル書類ノ整理等ニ於テ不備ノモノガ尠ク

ラザルガ如キ状況デアリマスカラ、今後本事務ノ完備ニ付テ一層ノ努力ヲ切望スルノデアリマス。

三 清酒申告査定実施以來既ニ四ヶ年ヲ閲シタノデアリマスガ、該取扱ヲ受クル業者中ニハ漸次事情ニ通ズルニ從ヒ検査官吏ノ臨檢尠キヲ奇貨トシ不正ヲ企ツル者ノ絶無ナルヲ保シ難イノデアリマスカラ、申告査定ヲ為ス業者ニ對シテモ隨時相当ノ注意ヲ傾ケ、苟モ此等ノ業者ヲシテ申告査定ノ特典ニ狎レシムガ如キ余地ナカラシムルコトガ必要デアルト思フノデアリマス。

四 酒類ニ各種ノ薬品又ハ甘味料等ヲ混和シテ矯味増量ヲ図ルモノニ對シテハ、各署ニ於テ相当取締ヲ勵行シテ居ラル、コト、ハ信ジマスガ、此種ノ犯行ハ實際未ダ減退ノ域ニ至ラザルノミナラズ、寧ろ漸増ノ趨勢ニアルコトハ甚ダ遺憾トスル所デアリマスカラ、將來一層適切有効ナル計画ノ下ニ事前ノ防止ト事後ノ檢索ヲ併行シテ、取締ノ完壁ヲ期セラレムコトヲ希望スルノデアリマス。

五 清涼飲料ノ玉落其ノ他不合格品ニ關スル取締ガ近時稍充分ナラザルモノノ如クニ察セラレルノデアリマスガ、此等不合格品ヲ無税ノ俛自家飲料ニ供シ、或ハ無承認ノ俛更ニ清涼飲料製造ノ原料ニ転用スルノミナラズ、甚シキハ正常品ヲ故ラニ不合格品トシテ記帳シ置キ、脱税ヲ企ツル者モアル様デアリマスカラ、製品ノ現在高検査等ノ場合ニ於テハ不合格品ト雖、正常品ニ對スルト全ク同一ノ注意ヲ以テ、記帳事項並現品共成ルべく確實ニ調査ノ要アルト共ニ、不合格品ノ廃棄転用承認ノ如キモ粗漏ニ流レザル様注意スル必要ガアルト思フノデアリマス。

六 清涼飲料製造検査簿ニ掲記セル製造方法ニシテ事実ト符合セザルモノガ相当尠カラザル様デアリマスガ、之ハ營業者ノ申告ヲ充分ニ調査スルコトナク、其ノ俛検査簿ニ移記スルニ因ルモノデアツテ、原料品受払其ノ他ノ検査事蹟トノ連絡ヲ欠ギ、検査簿ノ權威ニモ關係スルコトデアリマスカラ、製造方法ノ申告アリタルトキハ其ノ製造場ニ於ケル従來ノ実蹟ト對照スルノ外、他ノ製造者ノ事蹟等トモ比較勘案シテ精確ヲ期セラレタイノデアリマス。

七 間税検査官吏ノ織物ニ対スル鑑識力ノ養成ニ付テハ、從來本局ニ於テモ織物技術講習会又ハ間税講習会等ニ際シ相当努力シタノデアリマスガ、近年経費ノ關係上此種講習会ヲ開催スルコトノ出来ナイ為、各署ニ参考書ヲ配付スルニ止メテ居ルノデアリマス。然シナガラ近来人造纖維工業ノ非常ナル發達ニ伴ヒ種々ノ新規原料系ガ出現シ、延イテ課税品ト非課税品トノ識別ハ一層困難トナリ、將來此ノ傾向ハ一層顯著トナルモノト思ハレルノデアリマスカラ、適當ナル施設計画ノ下ニ検査員ノ織物並其ノ原料系ニ関スル鑑識力ノ増進ニ努メ、斯稅賦課ノ適正ヲ期セラル、コトヲ希望スルノデアリマス。

八 間接国税ニ付徹底的取締ヲ執行セラレタ結果トシテ、昭和七、八年ニ於テハ近年其ノ類ヲ見ザル多數ノ犯則ヲ檢挙スルニ至リ、事前防止施設ト相俟ツテ相当矯正ノ実ヲ挙グルコトヲ得タルコト、信ズルノデアリマス。然シナガラ檢挙ノ蹟ヲ顧ルニ近時犯則者ノ隱蔽手段、通謀、連絡等ハ益々巧妙且惡辣ヲ極ムルモノ、如クデアリマスカラ、克ク従事者ヲ激励鞭撻シテ非違ヲ敢行セムトスル者ニ対シテハ、逡巡スル所ナク檢索ニ努メラレタイノデアリマス。

經理事務

一 当局管内ニ於ケル納税成績ハ經濟界ノ不振深刻ナリシニモ拘ラズ、概シテ常ニ比較的良好ノ成績ヲ維持シタルノミナラズ、殊ニ最近ニ至リテ漸次挽回ノ氣勢ヲ示シ滞納ノ發生著シク減少シツ、アルコトハ洵ニ欣ブベキ現象デアリマシテ、諸君ノ努力ニ対シテハ深く感謝スル所デアリマスガ、此際諸君ハ更ニ各種ノ適切有効ナル施設ヲ為シ、極力納税觀念ノ普及發達ニ努力セラレムコトヲ切望スルノデアリマス。

二 一時堆積シタル滞納処分ノ未決件數モ近來殆ント一掃セラレタルコトモ、亦洵ニ欣ブベキ次第デアリマシテ、諸君ノ努力ヲ多トスル所デアリマスガ、元來滞納処分未決事務ノ堆積ハ啻ニ收入ヲ減少セシムルニ止マラズ、往々ニシテ不正行為ヲ誘發スル原因トナル虞モアルノデアリマスカラ、滞納未決件數ノ比較的多數アル向ニアリテハ、特

二更ニ一段ノ努力ヲ希望スルノデアリマス。

三 現金出納事務ニ関スル監督ニ関シテハ常ニ相当ノ注意ヲ傾ケラレツ、アルコト、信ズルノデアリマスガ、諸君ハ今後共周到ナル監督ヲ励行シテ、苟モ不正行為ノ發生スルガ如キ余地ナカラシメムコトヲ希望シテ已マナイノデアリマス。

四 經費ニ関スル各署ニ於ケル本年度ノ配賦予算ハ前年度ト大差ナク、而モ事務ハ概シテ一層増加セル状況デアリマスカラ、各署ニ於テハ經理上相当困難ニ遭遇セラレテ居ルモノト考ヘルノデアリマスガ、各種予算ニ於テ連絡統一ヲ図ル等有効適切ナル方策ヲ講ジ、予算運用上優良ナル実績ヲ挙グルト共ニ、各般ノ事務処弁上ニ支障ナカラシメムコトヲ期セラレタイノデアリマス。

五 統計事務ニ付テハ先年統計事務提要改正當時ニ於テハ、推問、訂正通知度数ハ著シク増加シ、局署相互間ニ相当照覆ヲ重ネタノデアリマスガ、其ノ後幸ニ諸君ノ尽力ニ依リ逐年其ノ事蹟ノ向上シツ、アルコトハ同慶トスル所デアリマス。然シナガラ翻ツテ之ヲ提要改正前ノ昭和五、六年ノ事蹟ニ比較スルニ、今尚相当ノ遜色アルハ甚ダ遺憾トスル所デアアルノミナラズ、之等推問又ハ訂正ノ個所ハ概ネ前轍ヲ踏メルモノ多キ憾ガアルノデアリマスカラ、之カ指導監督ニ付一段ノ留意ヲ切望スルノデアリマス。

国有財産事務

一 国有財産事務ニ付テハ従来相当ノ成績ヲ收メツ、アツタノデアリマスガ、殊ニ前年度ノ雜種財産売却ガ予期ノ成績ヲ挙げ得タルコトハ全ク諸君ノ努力ノ結果デアリマシテ、此機会ニ於テ深ク謝意ヲ表スル次第デアリマス。然ルニ本年度ニ於テモ本省ニ於テハ国有財産整理資金收入ノ不足ニ苦ンデ居ル模様デアリマスカラ、更ニ一段ノ努力ヲ傾注シテ所期ノ成績ヲ挙げラレムコトヲ切望スルノデアリマス。尚署員ノ指導訓練ニ付テハ諸君ハ常ニ相当ノ努力

ヲ傾注シテ居ラル、コトハ勿論デアリマスガ、国有財産事務ハ稅務行政トハ其ノ趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマスカラ、国有財産事務ニ付テモ署員ノ指導訓練ニ充分ノ努力ヲ傾注セラレムコトヲ希望スルノデアリマス。

二 国有財産整理ニ関スル特別計画ニ付テハ、本年度ハ山口、岡山及愛媛三県下ニ於ケル第三期特別計画ノ發見調査ノ最終年度ニ該当スルノデアリマスカラ、從來ノ事蹟等ニ鑑ミ最モ有効適切ナル方法ニ依リ雜種財産ノ發見ニ努ムルハ勿論、整理処分ニ付テモ充分遺憾ナキヲ期シ、成績挙揚ニ一段ノ努力アラムコトヲ切望スルノデアリマス。又第二期特別計画中ニ在ル広島県下ニ於テハ、目下主トシテ既登録財産ノ整理処分ニ従事シテ居ラレルノデアリマスガ、之ニ付随シテ相当多額ノ雜種財産ヲ發見セラレツ、アル向モ尠クナイ実情デアリマスカラ、單ニ既登録財産ノ整理ノミニ止メズ進ンデ財産ノ發見調査ニモ努力セラレムコトヲ希望スルノデアリマス。尚特別計画ニ於ケル売却処分ヲ一層促進スル為、本局ニ於テハ近ク登録洩雜種財産取扱規程ヲ改正シテ、雜種財産ノ売却ニ関シ稅務署ニ對スル委任範圍ヲ一層拡張スル見込デアリマスカラ、売却処分ニ付更ニ一段ノ努力ヲ希望スル次第デアリマス。

預 金 部 事 務

一 預金部事務ニ付テハ諸君ノ努力ニ依リ資金ノ融通概シテ敏速且円滑ニ進捗シ、現今ニ於テハ其ノ貸付実行済件數二千五百十六口、金額九百三十二万六千六百六十円ニ達シ、予期ノ成績ヲ収メツ、アルコトハ同慶ニ堪ヘザル所デアリマスガ、本年度ニ於テハ普通事業資金ノ外時局匡救事業ニ對スル資金融通ノ最後ノ年ニ該當スルト共ニ、農村負債整理事業ニ對スル資金融通ノ実行期ニ到達シ、尚特定ノ地方ニ對シテハ糶貯藏倉庫建設資金等ヲモ融通スルコトニナツテ居ルノデアリマシテ、今後諸君ノ努力ニ俟ツベキモノガ尠クナイノデアリマス。然ルニ從來預金部事務ニ關シテ特ニ人員ノ不足等ニ苦ンデ居ラレルコトハ、想像ニ難カラザルモノガアルノデアリマスガ、克ク按配シテ事務処弁ニ遺憾ナカラシメムコトヲ切望スルノデアリマス。

二 本年四月開催セラレタル支部長會議ニ於テ、預金部普通地方資金融通規則、同実施取扱規程並預金部支部事務取扱規程、同出張所事務取扱準則ノ改正案ガ協議セラレ、近ク実施ノ運ニ在ルノデアリマシテ、其ノ結果出張所ニ貸付金台帳ノ控ヲ備付ケテ、今後ノ元利金償還等ニ関シ諸君ニ新ニ相当ノ手数ヲ煩スコトニナツテ居ルノデアリマスカラ、此等ノ点ニ付テモ将来遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

最後ニ諮問事項及協議事項等ニ付テハ腹藏ナキ意見ノ開陳ヲ希望スルト共ニ、會議ノ進行ニ伴ヒ以上ノ外心付ノ廉ハ隨時申述ベタイト思ヒマス。

(平 4 広島 14)

24 昭和9年10月 署長會議における東京局長訓示

稅務署長會議ニ於ケル野津「高次郎・東京」局長訓示 (昭和九年十月十九日)

不肖、曩ニ東京稅務監督局長ノ職ヲ拝シ、本日茲ニ初メテ管内稅務署長各位ヲ会同シ、親シク所見ノ一端ヲ述ベマスコトハ、私ノ甚ダ欣快トスル処デアリマス。

当局管内ニ於ケル一般稅務ガ歴代局長以下幹部ノ指導宜シキヲ得マシタノト、署長各位以下職員一同ノ勉勵努力トニ因リマシテ田滿ニ行ハレ來タツタコトハ、私ノ能ク承知シテ居ル所デアリマス、併シナガラ稅務行政ハ常ニ社会ノ進運ニ順応スルコトヲ要シマスルガ故ニ一日ト雖モ偷安ヲ許シマセヌ、私ハ今後累代局長ノ採リ來ラレタル主義方針ニ大ナル變革ヲ加フル意思ヲ持チマセンガ、併シ時世ノ變化ニ応ジテ施設改善ヲ要スルモノニツイテハ、具ニ之ガ攻究ヲ重ネ機宜ニ応ジテ其ノ実行ヲ期スル考デアリマス、各位ハ此ノ意ヲ体シ將來一層ノ協力扶翼アラントヲ希望ス

ル次第デアリマス。

凡ソ稅務行政ハ時ノ經濟事情ヲ深く洞察シテ執行宜シキヲ得ナケレバナリマセヌ、熟々ガ國經濟界ノ現況ヲ觀マ
スルニ、一方ニ於テ軍需品關係工業ヤ輸出貿易關係事業ノ旺盛ヲ極メツアルノニ反シ、他方農山漁村ノ深刻ナル不
況ニ沈淪スルノヲ見ルノデアリマス、蓋シ九億三千六百余万円ノ軍事費予算中相当部分ガ軍需品ノ整備ニ使用セラル
ル結果ハ、軍需品工業ノ旺盛ヲ極ムベキコトハ当然ノ帰結デアリマシテ、又我が國商品ガ各国ノ高率關稅輸入割当等
ノ防遏手段ヲ突破シテ、世界各地ニ進出シツツアル顯著ナル事實ハ、以テ輸出貿易關係事業ノ旺盛ナルコトヲ物語ル
モノデアリマスガ、他方農山漁村ハ歳ト共ニ疲弊困憊ヲ極メ、殊ニ今春來ノ繭価ノ暴落、天候不順ニ因ル收穫ノ激減
乃至過般ノ旱風水害等ハ、關係地方ノ不況窮狀ニ拍車ヲ加ヘタ觀ガアルノデアリマス、此等ノ經濟現狀ニ即シ、其ノ
間寸毫ノ不權衡ナキヲ期スル為ニハ、最モ周密ナル調査ヲ要スルノデアリマシテ、從ツテ人員經費ヲ要スルコト益々
切ナルモノアルノデアリマスガ、國家財政ハ軍事費予算ノ重圧下ニ、此ノ種經費ハ却ツテ削減ヲ加ヘラルルノ狀況デ
アリマシテ、稅務行政ノ執行難ハ愈々加重シ來ルノデアリマス、直接執行ノ衝ニ當ラルル署長各位ノ心労旧ニ倍シタ
コトハ察スルニ余リアル処デアリマス、私ハ此ノ稅務行政執行難突破ノ第一歩ハ、職員一同ノ和衷協同ニ在リト信ズ
ルモノデアリマス、和衷協同ノ在ル処ハ如何ナル難事業ト雖モ、終ニハ遂行シ得ラルルノデアリマス、私ハ各位ガ部
下職員ヲ愛撫信賴シ各員ヲシテ各々其ノ技術ヲ發揮スルノ機會ヲ得シムルト同時ニ、全職員ヲ拵ゲテ一致團結一家族
ノ如クシ、上下何レモ其ノ執務ヲ樂ムノ風ヲ馴致シ、以テ此ノ難局ニ処セラレンコトヲ希望スルモノデアリマス。

次ニ官紀維持ニ付テ申述ベタイト思ヒマス。

官吏ノ本分トシテ守ルベキ道ハ服務規律ニ明定セラルル処、尚現下ノ時局ニ処シ特ニ力行ヲ要スベキ事項ニ付テハ、
去ル七月廿五日發セラレタル内閣總理大臣訓示ニ依テ明示セラルル処デアリマス、此上何等申スベキコトハアリマセ

又、唯吾々ハ之ヲ力行スルノ一途アルノミデアリマス、殊ニ多数部下ヲ有スル者ハ率先力行シ身ヲ以テ範ヲ示シ、其ノ薫陶ト指導トニ当ラナケレバナリマセヌ、従来稅務官吏ハ忠実勤勉清廉潔白ヲ以テ自他共ニ許シ、之ヲ以テ傳統ノ美風トシテ居タノデアリマスガ、近年吾々ノ部内カラ屢次不正行為者ヲ輩出シ、幾多先輩ガ多年ニ涉リ培ハレマシタ処ノ美風ヲ損傷スルト同時ニ、世人ヲシテ稅務界官紀ノ弛緩ヲ云々セシムルニ至リマシタ、寔ニ慨嘆ニ堪ヘナイ処デアリマス、吾々ハ今後斷ジテ此ノ種不祥事ノ發生セザル様努メ、以テ稅界傳統ノ美風ヲ維持スルト共ニ、失ハレタル名譽信用ノ回復ヲ図ラナケレバナリマセヌ。

以下、各課ノ事務ニ就テ申述ベマス。

直 稅 ノ 部

一 地租ニ関スル処分ノ不備又ハ不当ハ累ヲ後年ニ貽スモノデアリマスカラ、当初処分ニ当リテハ最モ慎重ニ考慮ノ上決定スル必要ガアリマス、曩ニ昭和八年度ニ於ケル地積誤謬訂正処分ニ関スル書類ヲ徹シ査閲致シマシタ結果、二、三ノ署ヲ除ク外ハ申請書類ノ不備ナルニ拘ラズ漫然申告ヲ是認セルモノ、地積、賃貸價格ノ計算ニ誤謬アルモノ、既往地租ノ整理ニ当リ法規ノ適用ヲ誤レルモノ、又ハ数年間処分ノ遷延セルモノ等甚シキ不備欠点ガ多数アリマシタ、申ス迄モナク地積丈量誤謬訂正処分ノ当否ハ申請地積ニ重大ナル關係ガアルバカリデナク、其ノ隣接地主ノ利害ニ影響ヲ及ボス場合ガ尠クナイノデアリマシテ、地租ニ関スル処分中重要ナルモノノ一デアアルニモ拘ラズ、斯ノ如キ不当処分ヲ為シタルコトハ寔ニ遺憾ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

又耕地整理地ノ賃貸價格配賦ノ申請アリタルモノニシテ、未ダ処分完結ニ至ラザルモノ多数ヲ擁スル向ガアリマスガ、賃貸價格配賦処分ノ遲速ハ地区内土地所有者間ノ地租負担ノ均衡ヲ失スルノミナラズ、土地ノ売買其ノ他資金ノ運用上ニ關係スル所尠クナイノデアリマスカラ、之ガ処分ノ促進ヲ期サナケレバナリマセヌ。

此等処分ノ不当並ニ遲滞ノ原因ニ付キマシテハ、近年都市ノ拡張、交通機關ノ發達、時局匡救ニ關スル土木事業ノ施行等ニ依リ取扱筆數ノ増加、昭和八年度中關東地方一円ニ渉ル旱害調査、並ニ耕地整理地ノ仮貸賃價格調査等、臨時事務ノ輻輳ニ基因スルモノ有リト思考セラルルノデアリマスガ、他面地租事務ニ關スル取扱ニ習熟セザル結果ニ依ルコトモ尠クナイト思ハレマス、依テ將來地租ニ關スル処分ニ付テハ以上ノ事實ヲ充分考慮ノ上、克ク担当者ヲ指導シ事務ノ促進ト処分ノ適正ヲ期セラレタイノデアリマス。

尚地租事務ニ關スル本年度ノ臨時事業ト致シマシテハ、前年度ヨリ繼續セル耕地整理地ノ仮賃賃價格調査、無届異動地ノ整理ガアリ、夫々取扱順序処理計画等モ決定シテ居ルコトデアリマスカラ、此ノ既定方針ニ基キ事蹟ノ昂上ト処理ノ進捗ニ努メラレタイノデアリマス、特ニ京浜地方各署ニ於ケル耕地整理地区内ノ無届宅地成ノ整理ニ關シテハ、兎角地方的物議ヲ惹起シ易イ可能性ガアリマスカラ、組合理事者ニ対スル折衝ハ極メテ慎重ニ考慮シ、土地所有者ノ了解ヲ得ルコトニ努メ、他面關係官衙トノ協力ヲ求ムル等、円滑ニ所期ノ成績ヲ収メラレンコトヲ希望致シマス。

二

近時相続税ノ調査内容ハ比較的充實シ、漸次成績ノ向上ヲ示セルハ寔ニ欣ブベキコトデアリマスガ、尚不表現資産ノ調査徹底ヲ欠ク憾ガアリ、就中信託關係ニ就テハ法規ノ適用、他税トノ連絡等ガ充分デナイト認メラルル向ガアリマス、例ヘバ第三種所得税ノ資料トシテノ信託利益ノ計算書ヲ本税調査ニ活用シテ居ルモノガ少イコト等ハ其ノ一例デアリマス、今後ハ此ノ点ニ一段ノ注意ヲ望ミマス、又前年度ノ本税処分状況ヲ見マスルニ、前々年度ノ実績ニ比シ処分件數ガ減ジテ処分未済件數ガ増加シテ居リマス、之ハ前年度ハ稀有ノ旱害ノ為專ラ其ノ方ノ調査等ニ従事シテ、自然本税調査ノ遅レタ為デモアラウト存ジマスガ、本年度ニ於テハ之ヲ挽回スルト共ニ、相續開始後相当年月ヲ經過シテ居ルモノデ処分ノ多イ署ニ在リテハ之ガ一掃ニ努メラレタイノデアリマス、尚大

資産者ノ相続税課税処分ハ動モスレバ遅延勝デアリマスガ、現下ノ世相ハ大資産者ノ相続税ニ就テハ相当關心ヲ持ツテ居ル傾向ガアリマスカラ、慎重ニ処理スルト共ニ処理ノ促進ニ努メ、苟モ世間ノ批難ヲ招クガ如キコトナキ様充分考慮サレタイノデアリマス。

三 次ニ本年分第三種所得税、個人営業収益税及乙種資本利子税ノ調査決定ニ付キマシテハ、各署共夫々管内ノ実情ニ鑑ミ最モ効果的方法ニ依リ適切ナル計画ノ下ニ最善ヲ期セラレタル結果、概シテ良好ナル成績ヲ挙ゲ得タノデアリマス、又引続キ決定後ニ於ケル残務処理、異議ノ申立等ニ付キマシテモ敏速ニ処理ヲ遂ゲラレタコトト信ジマスガ、未ダ一掃サレナイ署ニ在リテハ、ナルベク速ニ完了セラレンコトヲ望ミマス。

三税ノ各種調査ハ事務ノ性質上季節的ニ一時ニ輻輳シ、非常ニ繁忙ヲ加フルノデアリマスカラ、經濟界ノ趨勢ガ管内ノ特殊産業乃至主要業種目ニ付テ如何ニ影響シテ居ルカト謂フコトハ、比較的閑散期ニ於テ研究調査ヲ遂ゲテ置カレタイノデアリマス、本年ニ於ケル經濟界ノ趨勢ハ曩ニモ申述ベマシタ通り、或特殊ノ部門ニ属スルモノハ相当ノ潤ヒガアツタコトト認メラルルノデアリマスケレドモ、反面ニ於テ依然トシテ窮境ニ在ルモノモアリ、又昨年ニ比スレバ僅少デアリマスガ、本年モ地方ノ一部ニ旱害ガアリマシタノデ、夫々管内ノ事情ニ鑑ミ十分考察検討ヲ遂ゲラレ、来ルベキ昭和十年分三税ノ調査決定ニ当リテハ、円満ニシテ適実公平ナル課税ヲ期スルコトニ努メラレンコトヲ望ミマス。

尚財政經濟政策調査資料ニ付テハ曩ニ通牒シテ置キマシタガ、直接稅務執行ニ關係ナキモノト雖モ、本調査上参考資料トナルベキモノニ付テハ、時機ヲ失セズ報告セラレンコトヲ望ミマス。

四 次ニ法人事務ノ執行上最モ重要ナルハ会社ノ所得及純益ノ調査デアリマシテ、殊ニ昭和七年以來円価ノ低落ニ因ル輸出ノ増進ト国産品消費ノ増加、軍需品工業ノ活躍、其ノ他政府ノ行ヘルインフレーション政策ノ結果トシマ

シテ、之ニ恵レタル産業部門ハ著シク活況ヲ呈シ、此ノ部門ニ属スル会社ノ収益モ亦異常ノ増加ヲ示シテ居ルノデアリマス、從ツテ之等利益ノ増加シタル会社中ニハ事業ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為、若ハ或種ノ事情ニヨリマシテ配当制限ノ結果、利益ヲ秘密ニ留保スル等、表面ニ現ハレタル利益金額ト内部ノ實際利益金額ト相違スルモノモ尠クナイノデアリマス、会社ガ其ノ業礎ノ鞏固ヲ図ルコトハ固ヨリ推奨スベキコトデアリマスガ、課税ノ公平ト云フ点カラ觀マストキハ之ヲ看過スルヲ得ナイノデアリマス、又近年同族会社ノ設立セラルルモノガ多クナツテ參リマシタガ、之等ノ会社ハ概ネ首腦者ト經濟上一身同体デアリマス關係上、故意ニ利益ヲ隱匿シ負担ノ輕減ヲ計ルモノナシトシナイノデアリマス。

以上ノ如キ状態ニ鑑ミマシテ法人ノ所得及純益ノ調査ニ当リマシテハ、万全ヲ期シテ之カ真相ヲ捕捉スルニ努メナクテハナリマセン、殊ニ大法人ニ対スル調査ハ從來動モスレバ計表ノ提出ヲ求ムル程度ヲ以テ事足レリトスルガ如キ傾ガアルノデアリマスガ、収益状態ノ真相ヲ捕捉スル為ニハ進ンデ大会社ノ帳簿調査ヲモ勵行シテ、課税ニ遺漏ナキヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

法人ノ所得及純益調査ノ徹底ト取扱ノ妥当ナルコトトハ、相俟テ法人課税ヲ充實セシムル所以デアリマスカラ、其ノ為ニハ優秀ナル従事員ヲ養成スルコトニ努ムルト共ニ、従事員ニ対シテハ常ニ調査及取扱上ノ研究ヲ為サシムルコトニ特ニ留意セラレタイノデアリマス。

間 税 ノ 部

一 間税ノ検査取締ニ付テハ徒ラニ形式ニ捉ルルコトナク、適切ナル方法ヲ考慮シテ之ガ取締ノ充實ヲ期セラレタイノデアリマス、最近砂糖消費税並印紙税ノ取締ニ対シマシテハ、嘗テ見ザル処ノ犯則檢舉ノ実ヲ挙ゲラレタコトハ、各位ノ計画宜シキヲ得タ結果デアリマシテ、其ノ労ヲ多トスルモノデアリマス。

二 間税官吏ノ指導訓練ニ関シマシテハ各位ニ於テ夫々努力セラレツツアルコトヲ認ムルノデアリマスガ、世運ノ進展ニ伴ヒ經濟機構ノ变革ヲ来シ、一面世相ノ推移ト共ニ相俟テ検査取締ヲシテ愈々困難ニ陥ラシムルノ情勢デアリマス、從ツテ間税官吏ハ常ニ之ガ動向ニ留意シ、課税物件ニ付直接ト間接トヲ問ハズ熱心ナル研究ト各種税法ニ対スル講究ヲ為サシムル必要ガアルノデアリマス、本局ニ於テハ近ク新任間税官吏ニ対シマシテ間税事務講習會ヲ開催スル計畫デアリマスガ、各位ニ於テモ適當ナル指導ト訓練トヲ与ヘラレンコトヲ望ム所デアリマス。

三 間接国税ノ徵税保全ニ就キマシテハ各署共夫々適當ナル監督ヲナシ、常ニ良好ナル成績ノ挙揚ニ努メラレツツアルコトハ多トスル所デアリマスガ、近年經濟界不況ノ影響ニヨリマシテ酒税及清涼飲料税等ノ滞納者ヲ出スノ傾向ヲ觀ルニ至リ、前年度ニ於テ酒造税七件ノ繰上徵收ヲ為スニ至リマシタコトハ、甚ダ遺憾トスル所デアリマス、本年度清酒製造高ハ四十三万六千余石ニ達シマシテ、前年ニ比シ相当ナル増加ヲ示シテ居リマス、然ルニ本年ニ於ケル繭糸価ノ低落、或ハ旱害又ハ天候不順ニ因ル農作物ノ被害ハ、地方經濟ニ及ボス影響ガ甚大デアリマスカラ、一層購買力ノ減退、売掛代金ノ回収難トナリ、延テ間税營業者ノ納税狀況ニモ影響センコトヲ憂慮スルモノデアリマス、從ツテ徵税保全ニ関シテハ周到ナル注意ヲ払ハレ、遺憾ナキコトヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

庶務ノ部

一 會計事務ニ就テ申述ベマス、配賦予算ハ年々減少ノ傾向アルニモ拘ラズ、却テ事務ノ増加ニヨリ經費所要額ハ増加シツツアル現況デアリマシテ、一層諸君ノ苦心ヲ要スルコトト存ジマス、從ツテ金銭會計ニ就テハ極メテ有効適切ナル使途ニ付、更ニ一段ノ考慮アランコトヲ望ミマス、又物品會計ニ就テハ各署ニ於ケル備品其ノ他ノ物品ガ、他局ニ比シテ著シク不良ナルニ鑑ミマシテ、本年度ヨリ三ヶ年計畫ニテ之ガ改善ヲ企画シ、其ノ一部ニ該ル本年度分ニ付テハ着々実行中デアリマス、而シテ之ニ要スル特別ノ予算ガアルノデアアリマセヌカラ、全般カラ

流用捻出シナケレバナリマセヌ、其ノ一部ニ付テハ各署ニ配賦スベキ庁費ノ各種予算ヨリ捻出シタノデアリマシテ、本年度庁費予算分配ニ当リ従来ノ方針ニ相当変更ヲ加ヘマシタノモ之ガ為デアリマス、各位ハ当局ノ苦心ヲ諒トセラレ先以テ積極的ニ物品ヲ整理シテ、折角計画中ノ備品ヲ改善シ、庁舎ノ清掃、諸帳簿整理ト相俟テ面目ノ一新ヲ期セラレタイノデアリマス、尚庁舎ノ改善ニ付テハ俄ニ全般ノ新営、増築ヲ望ミ得ナイノハ勿論デアリマスガ、漸次実現シツツアルノデアリマスカラ、新営又ハ増築セラレタル署ニ於テハ、其ノ利用ニ於テ万遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

二 徴収上ニ付テハ諸君ノ努力ニ依リ納税成績ハ漸次改善セラレテ参リマシテ、滞納未済件数ハ前年ニ比シ著シク減少ヲ示スニ至ツタノデアリマス、然シ八月末現在ニ於テ尚五万七千三百九十八件ノ多数ヲ有スルノ有様デアリマシテ、之ガ整理ハ容易ナラザルモノデアリマスガ、最近經濟界モ多少良クナツテ来ツツアルノデアリマスカラ、此ノ際一層市町村当局ヲ誘導シ協力一致納税督励ノ徹底ヲ期スルハ勿論ノコト、一面納税思想ノ涵養及納税施設ノ改善ニ努メ、以テ益々納税成績ヲ挙揚セラレンコトヲ望ミマス。

三 稅務統計ハ行政諸般ノ基礎資料トシテ最モ其ノ正確ヲ期セネバナラヌニモ拘ラズ、本調査方常ニ誤謬多ク本局ニ於テハ之ガ集査上多大ノ苦心ト手数ヲ費シ居ル狀況デアリマスカラ、爾今統計調理ノ根本タル内務事務ヲ一層整備シ、一面統計担当者ハ最適任者ヲ選ビ、正確ナル統計ノ作製ニ特ニ留意アランコトヲ望ム次第デアリマス。

四 簿書ノ整理ニ関シテハ曩ニ通牒ノ次第モアリ、各署共ニ相当計画ノ上進行セラレツツアルコトト信ジマスガ、未ダ整理ニ着手セラレザル向ハ、此ノ際速ニ整理ヲ遂ゲ執務上遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

五 国有財産事務ニ付テハ本年度ヨリ各署ノ売払見込額ヲ徴スルコトト致シマシタ所、各署ニ於テハ各財産ノ有高ニ応ジ相当適確ナル計画ノ下ニ見込額ヲ樹立セラレマシタコトハ、大ニ多トスル所デアリマス、従来当局ノ売払成

續ヲ見マスルニ売払総額ニ於テハ他局ニ比シ優ツテ居リマサガ、ソレハ主トシテ東京市内ノ財産デアリマシテ、地方各署ノ成績トシテ見ルトキニハ筆數金額共ニ劣ツテ居ルノデアリマス、之ニハ諸種ノ事情モアルコトデアリマサガ、局署共ニ其ノ取扱振リニ付改善ヲ要スルコトモ少クナイコトト存ジマス、今昭和七年度末ニ於ケル雜種財産ノ現在総額ヲ見マスルニ、七千七百七十五万三千五百七十三円ノ内、当局所管ノ分ハ実ニ五千九百九万三百四十円ノ多キニ達シテ居ルノデアリマス、從ツテ局署協力一致シテ之ニ当ルナラバ、從來ノ成績ヲ挽回スルコトモ難キニアラズト信ズルノデアリマス、而シテ本年八月一日ヨリハ売払額ニ対スル委任範圍ノ拡張ヲ認メラレ、各署ノ責任モ亦増大サレタ訳デアリマスカラ、一層ノ御努力ニ依リ国有財産整理資金ノ充實ヲ計リ、以テ予期ノ成績ヲ挙ゲラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

(平 4 関信 49)

25 昭和9年12月 京阪神三都市稅務署事務刷新申合

昭和九年十二月十五日

大阪稅務監督局長印

稅務署長殿

過般藤井「眞信」大藏大臣御來局ノ際、局署員ニ対シ御演達相成候訓示要綱ニ付テハ、当時「大阪財務」ヲ通シ伝達致置候次第モ有之、各員ノ夙ニ誦読服膺セラレ居候コト、被存候処、今回右訓示ノ趣旨ヲ体シ将来一層官紀振肅ト能率増進ノ実ヲ挙クル為、京阪神三都市稅務署長相謀リ、別冊ノ通事務刷新ニ関スル申合ヲ為シタル趣ニ有之、洵ニ機

宜ニ適シタル措置ト認メラレ候条、茲ニ為参考一部送付候条、貴官ニ於テモ職員監督上相当施設方御配意相成度、此段及通牒候也

「事務刷新ニ関スル申合」

本年八月藤井大藏大臣ハ神山山陵奉告ノ御序ヲ以テ、炎熱焼クガ如キ折柄来阪セラレ、大阪稅務監督局會議室ニ於テ監督局並ニ稅務署職員ニ對シ一場ノ訓示ヲ為サレタリ

其ノ御訓示ハ誠ニ真摯熱烈、言々句々我等ガ胸ニ迫ルモノアリ、今茲ニ之ヲ回顧スルダニ襟ヲ正スノ感ナキヲ得ザルナリ

大臣ハ先ヅ大命ヲ拝シタル經過ヲ述ベラレ、次イデ

「一度大命ヲ拝シマシタ以上ハ、全力ヲ尽シ己ノ一身ヲ犠牲トシテモ國家ノ難局打開ノ為、最善ノ努力ヲ致ス覺悟デアリマス」

ト、其ノ堅キ決心ヲ力強く表明セラレ、部内各員ノ援助ヲ切望セラレタリ、而シテ次ニ官紀ノ振肅ニ関シ

「吾々大藏省官吏ハ、此ノ点ニ関シテハ從來全官吏ノ模範タルノ確信ヲ有シ、現在ト雖モ左様デアルト堅ク信シテ居ルモノデアリマス、而シテ將來モ此ノ点ニ関シテハ全官吏ノ模範トシテ、些カノ疑ヲモ差挟レヌ様ニ在ラネバナラヌト考ヘルノデアリマス」

ト言ハレタリ、コハ当ニ我等ガ言ハント欲スル所ヲ率直ニ述ベラレタルモノニシテ、百万人ノ味方ヲ得タルヨリモ心強く感テタル次第ナリ

大臣ハ続イテ時局等ニ伴フ行政事務輻輳ノ狀態ニ付注意ヲ与ヘラレ、大イニ能率ノ増進ヲ図リ之ガ処理ノ適正円滑ヲ

期シテ遺憾ナカルベキ旨ヲ訓示セラレ、最後ニ

「只今私ノ申述べマシタ事柄ニシテ諸君ニ於テモ御同感デアリマスナラバ、本日即刻ヨリ之ヲ実行ニ移シテ頂キ度
イト思フノデアリマス」

トテ、我等ノ奮起ヲ促サルル所アリ、窪寺「懃」局長一同ヲ代表シテ大臣ノ御意思ニ副ヒ遺憾ナカルベキ旨ヲ答辞セ
ラレ、我等亦無言ノ裡ニ誓ツテ之ガ実現ヲ期センコトヲ決意セル次第ナリ

爾來、我等大臣ノ御訓示ノ趣旨ヲ体シ官紀ノ振肅ト能率ノ増進トニ遺憾ナキヲ期シ来リタルモ、更ニ今後一層其ノ実
ヲ挙グル為、茲ニ京阪神三都市稅務署長一同相図リ、別紙申合ヲ作成シ各員相互ニ相勵マシ相戒メ、以テ大臣御訓示
ノ趣旨ヲ實現スルニ些カノ遺漏ナキヲ期セントスルモノナリ

昭和九年十一月

京阪神三都市稅務署長

事務刷新ニ関スル申合

一 綱紀ノ肅正

嚴肅ナル官紀ヲ恪守スルコトハ官吏ノ生命ナリ、殊ニ今日ノ時局並ニ世相ニ鑑ミ綱紀ノ肅正ハ一日モ之ヲ忽ニスベ
カラズ、茲ニ左記三項ニ之ヲ別チテ其ノ實現ヲ期セントス

(一) 饗応及贈答ニ関スル事項

本項ハ稅務官吏トシテ最モ戒心スベキ事項タルハ言フ俟タズ、輕重其ノ限界ヲ定ムルコト難シト雖モ、為メニ之
ヲ忽ニセンカ百弊忽チニ到ルベシ、左ニ其ノ準則ヲ定メテ之ヲ嚴守セントス

(甲) 署職員相互間

宴会 転勤ノ際ノ送別会、其ノ他モナルベク省略スルコトトシ、若シ之ヲ行フ場合ハ簡素ヲ旨トスルコト
贈答 署（課又ハ係）内ノ申合ニ依ル慶弔積立金等ヨリノ贈与ノ外、一切之ヲ廃スルコト

右贈与モナルベク輕少ヲ以テ足ルモノトシ、且之ニ対シテハ絶対返礼ヲ為サザルコト

(乙) 租税委員ト署職員相互間

所得調査委員會ニ際シ一回限り懇親会ヲ催ス以外ニハ、饗応、贈答等ハ之ヲ避クルコト

(丙) 一般納税者ト署職員相互間

饗応 組合等公ニ認メラレタル団体ノ集会、又ハ他ノ官公衙ト共ニ招待セラレタル場合ニシテ、税務執行

上有益ナリト認メラルル場合ノ外ハ、納税者ヨリノ招待ニハ応ゼザルコト

署員ニシテ外部ノ集会ニ招待セラレタルトキハ、署長ノ許可ヲ受クルコト

出張中ノ食事ハ必ず実費ヲ支弁スルコト

贈答 扇子、手帳程度ノ印入景物、又ハ一般ニ配付セラルル輕少ナル紀念品ノ類ハ適宜之ヲ受クルモ妨ゲ

ナキモ、必ず署長ノ承認ヲ經ルコト、其他ハ個人タルト団体タルトヲ問ハズ一「切」謝絶スルコト

(二) 執務ニ関スル事項

勤務ノ安易ヲ望ミテ勞ヲ惜ムハ現代俸給生活者ノ陥リ易キ弊風ニシテ、常ニ自ラ省ミテ之ヲ戒メザルヘカラス、
執務ニ関シ綱紀ヲ嚴守スベキ事項ハ之ヲ挙グルニ違ナシト雖モ、例ヲ左ノ數項ニトリ執務ノ全般ニ亘リ相互ニ之
ヲ戒メ、以テ綱紀ノ振肅ヲ期セントス

(イ) 出勤、欠勤、休暇等ニ関スル正規ノ手続及処理ヲ嚴守スルコト

(ロ) 出張ニ関シ其ノ予定及事蹟ヲ明ニスルコト

(ハ) 出張スル場合ハ必ず一旦出署シタル上出張シ、又必ず一旦帰署シタル上退庁スルコト、但シ已ムヲ得ザル場合ハ各署適宜準則ヲ定メテ例外ヲ認ムルコトアルベシ

(三) 私生活ニ関スル事項

官吏トシテ職務執行ノ遺憾ナキヲ期センガ為ニハ、其ノ私生活ニ於テモ官吏タルノ威信ヲ傷クルコトナキヲ期セザルベカラズ、又職務執行上障碍トナルベキ事項ハ努メテ之ヲ避クルコトヲ要ス、以下二三ノ例ヲ挙げ、以テ此ノ点ニ関シテモ遺漏ナキヲ期セントスル所以ナリ

(イ) 営業者ヨリ商品ノ特価購入ヲ為サザルコト

(ロ) 通勤ニ長時間ヲ要スルガ如キ地ニ住居ヲ定メザルコト

(ハ) 民間会社等ヨリ就職ノ交渉アリタル場合ハ、直ニ署長ニ之ヲ申出ツルコト

二 能率ノ増進

(一) 事務組織ノ改善

最近経済界ノ変動、課税技術ノ複雑化ニ因リ事務著シク輻輳シ、之ガ処理ノ円滑ヲ期スル為ニハ従来ノ事務組織中改善ヲ要スルモノアリ、此ノ点ニ関シテハ各署長ニ於テ署員中ヨリ実務ノ経験ヲ徴シ、之ヲ参考トシテ案ヲ練リ、慎重考究ノ上本局ニ上申シテ之ガ改善ヲ図ラントス

(二) 納税者ニ対スル態度ノ調整

近時都市ニ在リテハ納税思想悪化ノ傾向甚シク、税務署納税者間ノ円滑ヲ欠クコト尠カラズ、為メニ善良ナル納税者ニ対シテモ疑ヲ差挟ミ、或ハ其ノ感触ヲ害シ、或ハ不要ナル手数時間トヲ浪費スルコトナシトセズ、不誠実ナル納税者ニ対シテハ峻厳ナル態度ヲ以テ臨ミ、課税ノ適正ヲ期スルト同時ニ、一方善良ナル納税者ニ対シテ

ハ懇切ナル態度ヲ以テ之ヲ遇シ、漸次納税思想ノ良化ヲ図ルハ能率増進上ヨリ見ルモ緊要ナル事項ニ属ス
左ニ数個ノ例ヲ挙ゲテ之ガ改善ヲ期セントス

(イ) 減免戻税ノ処理ヲ迅速ナラシムルコト

(ロ) 用語ニ注意シ、其ノ調整及統一ニ付研究スルコト

(ハ) 来客、電話等ニ対スル応対ヲ敏速ニスルコト

(ニ) 文書ニ依ル照会ニ対シテハ回答ヲ懇切迅速ニシ、返信料付ニ非ルモノト雖モ、ナルベク回答ヲ発スルコト

(ホ) 「懇切週間」ノ如キ施設ヲ為シ、之等ノ点ニ関シ改善ヲ促進スルコト

(三) 私生活ニ関スル団体の施設

税務署職員間ニ於テ現在財務協会ノ施設アリ、其ノ効果不尠ト雖モ、更ニ進ンデ諸種ノ福利的施設ヲ為スコトハ、
能率増進上側面的効果アリ、左ニ二三ノ案ヲ挙ゲ本局ノ援助ヲ仰ギ、其ノ実現ヲ期セントス

(イ) 税務署職員ニ対スル共済金融ノ途ヲ設クルコト

(ロ) 税務署職員ノ保健衛生上ノ福利的施設ヲ行フコト

以上

(平 19 金沢 288)

26 昭和10年4月 局長会議における高橋大蔵大臣訓示

昭和十年四月二十四日

各 部 長

各 稅 務 署 長 殿

大藏大臣訓示伝達ノ件

本月四日ヨリ東京ニ於テ開催セラレタル税務監督局長會議ニ於テ、高橋〔是清〕大藏大臣ヨリ別紙ノ通訓示有之候ニ付、克ク其ノ趣旨ヲ体シ部下一同ト共ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度右通牒候也

高橋大藏大臣訓示（昭和十年四月四日 於税務監督局長會議）

本日ヨリ税務監督局長會議ヲ開クニ当リマシテ、一言所懐ヲ申述ベタイト思ヒマス。

今回ノ會議ニ於ケル諮問事項ノ第一ハ官紀振肅ニ関スル件デアリマス。特ニ本問題ヲ掲ゲテ諸君ノ意見ノ開陳ヲ求ムル所以ノモノハ、最近ノ情勢ニ鑑ミ其ノ対策ヲ特ニ重要視スルノ必要ヲ痛感シタルガ為デアリマス、申ス迄モナク税務官吏ハ其ノ職責上特ニ公正廉潔ヲ要スルノデアリマス。故ニ官紀ノ振肅ニ関シテハ從來機會アル毎ニ諸君ノ注意ヲ喚起シ来ツタ所デアリマスカラ、諸君ニ於テモ此ノ点ニ付平素深ク意ヲ致サレ、必ズヤ改善向上ノ実ヲ挙げラルルコトヲ期待シテ居タノデアリマス。然ルニ事ハ予期ニ反シ近時税務官吏ノ不正行為ガ頻出致シマスコトハ、私ノ最モ遺憾トスル所デアリマス。諸君ハ部下官吏ノ採用ニ当リテハ深甚ナル注意ヲ払ヒ、以テ税務官吏ノ素質ヲ優良ナラシムルト共ニ、有為ノ人材ハ之ヲ簡拔シテ其ノ才幹ヲ發揮スルニ努メ、又苟モ非違アル者ニ対シテハ斷乎之ヲ処分スルノ方針ヲ採リ、情ニ絆サレテ其ノ処置ヲ誤ルガ如キコトナク、信賞必罰常ニ税界ノ空氣ヲ清澄明朗ナラシメ、身ヲ以

テ稅務行政ノ刷新ニ當ルノ決意ヲナシ、以テ此ノ種不正行為ノ絶滅ヲ期セラレンコトヲ希望シマス。

次ニ今回帝國議會ノ協賛ヲ得マシテ臨時利得稅ヲ實施致スコトニ相成ツタノデアリマス。法律ノ内容ニ付テハ諸君既ニ御承知ノコトト存ジマスカラ敢テ茲ニハ申述ベマセン。本稅ハ臨時的ノモノデアリマスガ、其ノ國民ノ思想上並ニ經濟上ニ影響スル所ハ決シテ輕視スルコトヲ得ナイモノガアリマスノデ、之ガ施行ニ付少シク諸君ノ注意ヲ促シテ置キタイト存ジマス。凡ソ稅務行政ノ執行ニ當リ直接納稅者ニ接スル稅務官吏ハ宜シク官庁ノ威力ニノミ頼ルコトナク、總テ納稅者ニ對シ懇切丁寧ヲ旨トシ、能ク事態ヲ理解セシムルコトニ努ムベキコトハ言ヲ俟タヌ所デアリマスガ、本稅ハ殊ニ新稅デアルガ為ニ官民共ニ其ノ取扱ニ慣熟致シテ居ラナイノデアリマスカラ、其ノ施行ニ當リマシテハ諸君ニ於テ特ニ慎重ナル態度ヲ執リ、本稅ノ適正円滿ナル施行ヲ期セラレンコトヲ希望致シマス。

次ニ國有財産事務ニ付キマシテハ從來極メテ円滿適切ニ行ハレ、就中困難ナル雜種財産ノ整理処分モ着々進捗シツツアルコトハ、諸君並ニ部下職員一同ノ努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、誠ニ欣快ニ堪ヘマセヌ。

國有財産ニ關スル事務ハ中央及地方ノ財政ニ多クノ關連ヲ有スルト共ニ、又國民經濟ノ消長ニヨリ影響ヲ受クルコト尠カラザルモノデアリマスカラ、諸君ハ國家財政ノ現狀ニ鑑ミ今後一層本事務ノ進捗ヲ図ラルルト共ニ、常ニ國民經濟ノ推移ニ對スル注意ヲ怠ラズ、以テ其ノ適正ナル執行ニ付遺憾ナカラシメラレンコトヲ希望致シマス。

又諸君ハ預金部支部長トシテ市町村ニ對スル直接貸付ノ事務ニ當ラレテ以來、既ニ二年余ヲ經過シタノデアリマシマスガ、此ノ間一般普通資金ハ素ヨリ政府ノ時局匡救策ニ伴フ資金、農村負債整理資金及昨年ニ於ケル各種災害關係資金等ノ融通ニ伴ヒ、各支部ノ取扱額ハ非常ニ増加致シマシタノニ拘ラズ、其ノ処理ハ極メテ円滑ニ執行セラレ、市町村財政ニ寄与スル所誠ニ尠カラザルモノガアリマシタノハ、偏ニ諸君ノ努力ニ依ルモノト深く感謝スル所デアリマス。

然シナガラ今日迄ノ事務ハ主トシテ貸付事務デアリマシタガ、將來ハ之ガ回收事務モ加ハリ來ルモノデアリマシテ、

殊ニ最近地方公共団体ノ財政ハ極メテ困難ニ陥ツタモノ尠カラザルガ故ニ、之等市町村ニ対スル貸付及資金ノ回收上、事務ハ益々複雑且困難トナルノデアリマス。依ツテ諸君ハ此際本部ト隔意ナキ協議ヲ遂ゲ、以テ支部事務ノ円満ナル施行ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

終リニ諸般ノ問題ニ付諸君多年ノ経験ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝シ、以テ当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

(平 4 広島 14)

27 昭和十年 4 月 局長會議の諮問事項答申要領

各稅務署長殿

官紀振肅ニ関スル件

〔昭和十年四月廿四日広島稅務監督局印〕

本月四日ヨリ開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於テ、諮問事項第一トシテ提出セラレタル標記ノ件ニ関シテハ、客月二十二日付通牒ニ依リ夫々申報ノ次第モ有之候ニ付、大要別紙ノ通答申相成候条了知相成度右通牒候也

「 昭和十年四月

第一諮問事項答申要領

広島稅務監督局

」

第一問 官紀振肅ニ関スル件

惟フニ官紀ノ振肅ハ治國ノ要諦ナリ、殊ニ國家非常時ニ於テ特ニ然リトス、此故ニ小官ハ着任以來官紀ノ振肅ニ付テモ相当深甚ナル注意ヲ傾注シ、当局管内ニ於テハ今日ニ至ル迄官紀上ノ問題等ヲ惹起シタルカ如キコトナク、從テ本諮問事項ヲ提出セラレタル事情等判明セサル為メ、答申スヘキ要項ノ取捨選択等ニ付聊惑ナキ能ハスト雖、官紀振肅上注意スヘキ事項ヲ挙示スレハ概ネ左ノ如シ

一 上級官庁又ハ官吏ニ於テ範ヲ垂ルルノ念ヲ失ハサルコト

上級官庁又ハ官吏ハ下級官庁又ハ官吏ニ對スル官紀ノ源泉ニシテ、上ノ好ム所下必ス之ヨリ甚シキハ人情ノ常ナリ、故ニ官紀ノ振肅ヲ期セムトセハ、上級官庁又ハ官吏ニ於テハ常ニ下級官庁又ハ官吏ニ對シテ範ヲ垂ルルノ念ヲ保持シ、以テ源清クシテ然ル後流ノ清キヲ望ムノ要アルヘシ

二 適材適所ヲ勵行スルコト

適材ヲ以テ適所ニ充ツルハ官紀振肅ノ要諦タルヲ失ハサルハ言ヲ俟タスト雖、其ノ適材ナリヤ否ヤハ人格ノ良否、識見ノ高下、技倆ノ能否等人物ノ全貌ニ依リ公正ナル判定ヲ為スノ要アルヘシ、若シ夫レ単ニ上長ニ對スル応答又ハ酒席ニ於ケル接待ノ巧拙等ノミニ依リ人物ノ全貌ヲ盲斷シテ之カ配置ヲ定メ、尚且官紀ノ振肅ヲ望ムトスルカ如キコトアリトセハ、百年河清ヲ俟ツカ如キモノアルヘシ

三 信賞必罰ノ実ヲ挙クルコト

信賞必罰ノ実ヲ挙クルコトモ亦官紀振肅ノ要諦タルヲ失ハサルハ言ヲ俟タスト雖、功罪ノ判定ハ須ラク公明正大ナラサルヘカラス、若シ夫レ私情又ハ好惡等ニ依リ妄ニ賞罰ヲ左右シ、尚且官紀ノ振肅ヲ望ムトスルカ如

キコトアリトセハ、木ニ縁リテ魚ヲ求ムルノ類タルヲ免レサルヘシ

四 下級官庁又ハ官吏ノ意図ハ充分ニ暢達セシムルコト

下級官庁又ハ官吏ノ意図ニシテ其ノ誤レルハ之ヲ匡シ、其ノ不当ナルハ之ヲ抑フルノ要アルハ言ヲ須ヒスト雖、其ノ公正妥当ナルモノニ至テハ、上級官庁又ハ官吏ニ於テ進ンテ之ヲ容ルルノ雅量ヲ示シ、以テ充分ニ之ヲ暢達セシムルノ要アルヘシ、若シ夫レ其ノ正邪ヲ弁スルコトナク、下級官庁又ハ官吏ノ意図ヲ以テ直ニ下剋上等トシテ妄ニ抑圧シ、之ヲ鬱積セシムルカ如キコトアリトセハ、其ノ官紀上ニ及ホス弊蓋シ測ルヘカラサルモアルヘシ

五 昇級、賞与等ノ待遇ニ付下級官庁偏輕ノ弊ニ陥ラサルコト

昇級、賞与等ノ待遇ニ付、上級官庁ニ偏重シ下級官庁ニ偏輕セルノ弊、既往ニ於テ必スシモ絶無ナルニ非サルモノノ如シ、之ヲ稅務官庁ニ就キ考察スルニ、稅務監督局員ニ偏重シ稅務職員ニ偏輕スルカ如キコトアリトセハ、全稅務官吏中最大多数ヲ占ムル稅務署員ノ官紀ヲ維持スルコト蓋シ至難ナルヘシ、尚司稅官簡拔ノ如キモ稅務監督局員ニ偏頗スルコトナク、稅務署員ニモ相当普及セシムルノ要アルヘシ

六 人事ノ行詰ヲ打開スルコト

稅務行政ニ関スル經費ハ既往ニ於テ屢次減額セラレテ、各稅務監督局トモ概シテ其ノ經理ハ甚タ容易ナラサルノミナラス、就中俸給予算ノ經理ニ至テハ至難トスル所ナリ、殊ニ当局ニ於テ然リトスルモノノ如シ、此故ニ可成速ニ人事ノ行詰ヲ打開シテ新進有為ノ士ノ進路ヲ拓キ、以テ人心ヲ一新スルノ要アルヘシ

七 永ク同一稅務署ニ在勤セシメサルコト

同一稅務署ニ永ク在勤セシムルハ各種ノ情弊ヲ生スル虞ナキニ非ス、故ニ当局ニ於テハ小官着任當時同一稅務

署在勤期間十年余ノ長期ニ及フカ如キ者アリタルヲ以テ、長期在勤者ニ対シテハ漸次転勤ヲ命シ以テ情弊ヲ未然ニ防止スルノ方策ヲ講シタリ

八 稅務官吏共濟組合ヲ設置スルコト

現今ニ於ケル一般稅務官吏ノ待遇ハ充分ナルモノト認メ難ク、為メニ一身上ニ於ケル不安モ尠カラサルモノノ如ク、延テ官紀上ニ及ホス惡影響モ亦絶無ナルヲ期シ難キモノノ如シ、此故ニ速ニ全国稅務官吏ヲ以テ共濟組合等ヲ設置シ、以テ多数稅務官吏ノ身上ニ於ケル不安ヲ除去スルノ要アルヘシ、差当リ当局管内ニ於テハ本局並ニ各署ニ共濟貯金組合ヲ設置セシムルコトトシ、以テ勤儉ヲ奨励スルト共ニ相互救濟ノ実ヲ挙クルノ一端ヲラシメムコトヲ期セリ

九 本省稅務講習會ヲ拡充スルコト

本省ニ於テ多年全国稅務官吏中ヨリ有能者ヲ簡拔シテ稅務講習會ヲ開催セラレタルハ、一般稅務官吏ノ向上發展ニ資スル所尠少ナラサリシモノアルヲ疑ハスト雖、右講習會ハ未タ規模小ニ失シ有能者ニシテ講習生タルノ選ニ洩レタル者尠カラサルノ憾アルニ付、相当之ヲ擴張スルト共ニ、講習科目中ニ學術ニ関スルモノノ外人格ノ向上ニ資スヘキモノヲモ設置スルコトトセハ、延テ官紀振肅ニ資スル所必スシモ尠少ナラサルヘシ

一〇 稅務官吏慰安會ヲ開催スルコト

稅務官吏ハ其ノ職務ノ性質概シテ相当殺伐ナル為メ、其ノ心氣ハ往々ニシテ荒怠セムトスルノ傾ナキニ非サルト共ニ、其ノ物質ノ待遇ハ必スシモ充分ナラサルヲ以テ、自ラ慰安ヲ求ムルノ術ニ乏シキノ憾アルニ付、多少國費ノ補助等ヲ得テ運動會等ノ如キ稅務官吏慰安會ヲ開催スルコトトセハ、聊其ノ心氣ヲ轉換スルニ足ルモノアルヘシ

28 昭和10年6月 局長午餐会における岡田総理大臣挨拶

各稅務署長殿

[昭和十年六月四日広島稅務監督局印]

本春稅務監督局長會議ノ際、四月九日内閣總理大臣官舎ニ於テ稅務監督局長招待午餐会ヲ開催セラレ、其ノ席上別紙甲号写ノ通岡田〔啓介〕内閣總理大臣ヨリ挨拶アリタルニ對シ、別紙乙号写ノ通棚橋〔直馬〕当局長ヨリ答辭有之候ニ付、御了知相成度
右内牒候也

〔甲号写〕

稅務監督局長招待午餐会總理挨拶

本日ハ各位ガ稅務監督局長會議ノ為御上京相成ツタ機會ニ於テ、御懇談ノ機ヲ得タイト存ジマシテ、此ノ席ヲ設ケタノデアリマスガ、打揃ツテ御出デ下サイマシテ誠ニ欣幸ニ存ジマス

最近數年間ニ於ケル國家財政ノ狀況ハ所謂赤字ノ状態デアリマシテ、從ツテ財政上歳入ノ問題ノ重要性ハ頓ニ大キクナツタノデアリマス。即チ各位ノ御職責ハ愈重且大トナツタワケデアリマス。殊ニ本年ハ新稅ガ設ケラレタノデアリマシテ、各位ノ御仕事モ一層複雑ニナルコトト思ヒマス。租稅ノ徵收ト謂フコトハ國民ノ利害ト最モ直接ナル關係ヲ有スルコトハ申ス迄モアリマセン。實際徵稅ノ第一線ニ立ツ人々ニ對シテハ、飽ク迄モ法ノ命ズル所ニ依リ最モ忠

実ニ其ノ職務ニ従事スベキヲ求ムルコト勿論デアリマスガ、之ヲ監督シ之ヲ指導スル立場ニ在ル各位ハ徒ラニ法文ノ末節ニ拘泥スルコトナク、強キ正義ノ觀念ヲ堅持シ權勢ヤ財力ニ圧倒セラレザルト共ニ、人情ノ機微ヲ察シテ緩急ヲ誤ラズ、国民ノ各階級ヲシテ真ニ聖代ヲ謳歌セシムル様、申サバ昔ノ名奉行ノ如キ心境ニ在ラレルコトガ、昨今ノ如キ時勢ニ於キマシテハ最モ肝要ナコトト信ジテ居ルノデアリマス。此ノ機会ニ於キマシテ特ニ私ノ考ヲ申述ベテ御考慮ヲ願ヒ度イト存ジマス。茲ニ杯ヲ挙ゲマシテ各位ノ御健康ヲ祝シ、愈國家ノ為メ御精励アラムコトヲ祈リマス

「乙号写」

總理大臣挨拶ニ対スル答辭

總理大臣閣下ニ対シ簡單ニ御答辭ヲ申上ゲマス

此度稅務監督局長會議ヲ開催セラレマシタ機會ニ於テ、本日ハ總理大臣閣下ヨリ稅務監督局長一同御寵招ヲ蒙リ、尚只今ハ御懇篤ナル御訓示ヲ賜リマシテ一同感激ニ堪エザル次第デアリマス

元來私共ノ主タル職務トスル所ノ徵稅事務ハ、國家ニ対シ重要ナル財源ヲ提供スルト共ニ、國民ノ利害休戚ニ痛切ナル關係ヲ持ツノデアリマスカラ、私共ハ平素其ノ職責ノ重且大ナルコトヲ自覺致シテ居ルノデアリマス。殊ニ我國ハ目下非常時ニ直面致シテ居ルノデアリマシテ、其ノ非常時ナルコトハ種々ノ観点ヨリ觀測スルコトガ出来ルノデアリマスガ、財政上ノ観点ヨリ觀察スルモ確ニ非常時ナルコトヲ疑ハナイノデアリマシテ、其ノ最モ顯著ナル特徴ハ我財政ガ近時連年所謂赤字財政ヲ繼續シテ居ルコトデアリマス。之ガ為メニ歳入問題ハ特ニ重要性ヲ加へ、私共ノ責任モ一層加重セラレタコトヲ痛感スルノデアリマス

然ルニ此ノ時ニ方リ我財政上ノ非常時打開ノ一策トシテ、曩ニ帝國議會ノ協賛ヲ經テ新ニ臨時利得稅ノ実施ヲ見ル

ニ至リマシタコトハ、君国ノ為メ洵ニ同慶ニ堪エザル所デアリマスガ、本税実施ニ至ル迄ノ総理大臣閣下ノ御心労等ハ容易ナラザルモノノアツタコトト密ニ拝察スルノデアリマシテ、私共ハ総理大臣閣下ノ御心労等ヲ水泡ニ帰セシムルガ如キコトナキ様、本税実施ニ付テハ特ニ万遺憾ナキヲ期スベキ覚悟デアリマス

尚私共ノ主タル職務トスル徴税事務ハ前ニ申上ゲマシタ通、国民ノ利害休戚ニ痛切ナル關係ヲ持ツノデアリマシテ、私共ハ平素職務ヲ遂行スルニ方リ正義ノ觀念ニ立脚シテ公平無私ヲ旨トシ、以テ国民上下拳テ昭和ノ聖代ヲ謳歌スルガ如キ稅務行政ノ実ヲ拳ゲナケレバナラナイト覺悟シテ居ルノデアリマスカラ、今後共充分ニ御叱正御鞭撻アラムコトヲ御願申上グル次第デアリマス。以上ヲ以テ御答辭ト致シマス

最後ニ杯ヲ挙ゲテ一同ト共ニ総理大臣閣下ノ御健康ヲ祝シタイト思ヒマス

(平 1 広島 3)

29 昭和10年10月 署長會議における大阪局長訓示と諮問事項

「昭和十年十月署長會議

局長訓示

大阪稅務監督局」

昭和十年十月署長會議局長〔原邦道〕訓示

去ル六月当局局長ヲ拜命致シマシテ、今回茲ニ各位ト親シク相見ユルノ機會ヲ得マシタコトハ、私ノ誠ニ慶トスル

所テアリマス。素ヨリ浅学非才ノ身テアリマスノミナラス、特ニ稅務ニ関スル經驗ニ至リマシテハ極メテ淺薄テアリマスカ故ニ、将来各位ノ援助ニ俟ツヘキモノ甚タ多キモノカアルト考ヘマス。然シ乍ラ一度命ヲ拝シマシテ当局ニ参リマシタ以上ハ、不肖乍ラ有ラン限りノ力ヲ竭シマシテ、私ノ所信ニ邁進致シ度ト考ヘマス。何卒各位ニ於テモ此ノ点篤ト御承知置ヲ願ヒ度ノテアリマス。

今回ノ會議ノ目的

当局ニ於テハ一般ノ署長會議ハ最近之ヲ開催致サナカッタ様テアリマスカ、今回此ノ伝統ヲ破リマシテ、而モ先般大異動後間モナキ今日各位ノ御參集ヲ願ツタニ付キマシテハ、特ニ重大ナ理由カ有ルノテアリマス。御承知ノ通り過般京都方面ヲ中心トスル稅務官吏ノ洗職嫌疑事件カ發生シタノテアリマス。右ハ吾カ稅務官庁ト致シマシテハ誠ニ遺憾ニ堪ヘナイノテアリマス。加之官紀ノ振肅ニ付キマシテハ今春局長會議ニ於テ大蔵大臣ヨリ親シク申渡サレマシタノニ不拘、其ノ後半歳ヲ出テスシテ私ノ着任早々斯ノ如キ不祥ノ事件ヲ起シマシタコトニ付マシテハ、私トシテ監督ノ責任上実ニ恐縮ニ堪ヘナイ次第テアリマス。

私ノ赴任當時ノ心境

コレヨリ先私ハ稅務ニ經驗カ浅イノテ辞令ヲ戴テ直ニ考ヘサセラレタコトカアリマス。ソレハ「現今ノ稅務執行ニ當ツテ最モ大切ナコトハ何テアラウカ」、換言スレハ私カ当大阪ニ参リマシテ職務ヲ遂行致ス上ニ於テ一ツノ目標ヲ定メタイ、其ノ目標ヲ何ニ求ムヘキテアラウカト云フコトニ付マシテ深く思ヲ凝シタノテアリマス。而シテ「稅務ニ對スル世間ノ信認ヲ得ルコト」ト云フコトヲ以テ日常執務ノ目標トスルコトカ、將ニ最モ適當テアルトノ結論ニ達シタノテアリマス。

爾來此ノ目標ニ向ツテ各般ノ事務ノ處理ニ付テ、又各種ノ監督ノ方法ニ付テ之カ改善ノ方策ニ関シ不敏乍ラ竊ニ研

究モ致シ、又篤ト考慮ヲ回シテ参リマシタ。其ノ矢先ニ斯ノ如キ不祥事件ヲ惹起シマシタノテ、折角定ツタ私ノ目標ハ搖キ出シタ様ナ感カ致シマシテ、一時ハ少ナカラス当惑致シマシタカ、同時ニ一層堅キ決心ヲ以テ其ノ善後策ヲ講スルト共ニ、更ニ此ノ目標ニ向ツテ突進スヘキ強キ決心ヲ喚ヒ起シタノテアリマス、依ツテ過般管内署長ノ一部更迭ト共ニ課長課員ノ異動ヲモ断行シテ各署ノ陣容ヲ整備致シ、次テ署長會議ヲ召集シテ相共ニ斯カル不祥事件ヲ再ヒ繰返スカ如キコト万々無キ様、之カ対策ニ付テ慎重協議ヲ重ネマスコトハ、私ノ責任上当然ノコトデアリマスノミナラス、此ノ際官紀ノ振肅ヲ徹底セシムルコトハ、管内稅務行政執行上最モ考慮ヲ払フヘキ根本ノ重要問題デアルト信シマシテ、態々今回各位ノ御參集ヲ願ツタ次第デアリマス。

不祥事件ノ原因ノ考察ト之カ対策

私ハ先般ノ不祥事件ニ付篤ト考察致シマスノニ、当該職員ノ不心得アルコトハ申スマテモナイコトデアリマシテ、之カ戒飭ニ吝ナラサルハ素ヨリ、更ニ進ンテ平素職員ノ監督ヲ充分ナラシムルコトカ最モ必要デアルト考ヘマス。然シ乍ラコレト同時ニ各種ノ制度、執務ノ方法又ハ環境ノタメ不知不識ノ間ニ誘惑ニ陥リ、遂ニ忌ハシキ行為ヲ為スニ至リマシタ点モアリマシタ様ニ見受ケラレマス。依ツテ一面職員ノ監督ヲ慎重且嚴重ナラシムルノ必要ナルコトハ素ヨリ言フ俟タナイノデアリマスカ、他面斯カル不祥事ニ誘惑シ易キ制度、執務ノ方法又ハ環境カアルトシタナラハ、職員監督ノ勵行ト相並行シテ其ノ改善策ヲ講シナケレハ、不祥事件ノ絶滅ハ百年河清ヲ待ツニ均シキモノデアルト考ヘルノデアリマス。

今回會議ノ諮問事項モ即チ此ノ見地カラ提出シタノデアリマスカ、之ニ付テハ既ニ各位ニ於テ十分研究ノ上夫々腹案ノ存スルコトト信シマス。コレハ後刻會議ノ進行ニ伴レ拝聴致シ度ト思ヒマスカラ、其ノ際ハ何卒腹藏無キ御意見ヲ最モ適切ニ開陳セラレンコトヲ希望シマス。

官紀振肅ニ関スル私ノ所見

人物養成ト之カ監督

次ニ私ノ所見ヲ一言申述ヘタイト思ヒマス。前ニ述ヘマシタ私カ執務ノ目標トシテ居リマス「稅務ニ対スル世間ノ信認ヲ得ルコト」ト云フ目標ニ達スル手段方法ニ付テ、私ノ考ヘヲ申上ケマス。

稅務ニ対スル世間ノ信認ト云フ言葉ハ誤解カ生シ易イノデアリマスカラ、特ニ一言加ヘテ置キマスカ、世間ノ信認トハ俗ニ云フ世間ノ評判カ良イト云フ意味丈テハアリマセン。

此ノ種ノ評判ヲ良クスルコトモ結構デアリマスカ、唯單ニ夫レ丈テハ私ノ所謂世間ノ信認ヲ得ルト云フコトトハ意味カ異ツテ居ルノデアリマス。世間ヲシテ稅ニ付テハ稅務署ノ見ル所、為ス所、誠ニ尤テアルト云フ考ヲ持タセルコトデアリマス。

具体的ニ申セハ、取ルヘカラサルモノヨリハ之ヲ取ラス、取ルヘキモノヨリハ之ヲ取ル、而モ賦課ニ於テ徵收ニ於テ極メテ合理的テアツテ些モ無理カナイ、コレテハ吾々ハ稅務署ノ決定ニ從ツテ納稅シテモ何等不安モ無ケレハ不足モ無イト云フ処マテ行ク事カ私ノ目標デアリマス。

然ラハ此ノ目標ニ達センカ為ニハ如何ナル手段方法ヲ講スヘキカト考ヘマスノニ、結局ハ人ノ問題デアリマス。即チ本局ハ素ヨリ各署ニ於テ清廉潔白、公平無私、精勵恪勤ノ人ヲ得ルコトカ最モ必要デアリマス。如何ニ制度カ整備シ如何ニ方法カ善良テアツテモ、制度方法ハ何処マテモ制度方法テアツテ、一ノ死物デアリマス。要ハ之ニ当ル人、之ヲ動カス人ノ如何ニ依ツテ自ラ定マルノデアリマス。斯カルカ故ニ私ハ先ツ職員ノ任免ニ付テハ特ニ周到ナル用意ヲ以テ最モ慎重ニ取扱ヒタイト考ヘテ居リマス。

次ニ職員ノ監督ニ付テ申上ケマス。私カ此ノ機會ニ於テ最モ強調致シ度イコトハ、署長ノ最モ大切ナ責任ハ部下職

員ノ監督テアルト云フコトテアリマス。而シテ其ノ監督ニ二ツノ方面カアルト考ヘマス。一ハ職員ノ平素ノ勤務振ニ付テノ監督、又ハ素行上ノ監督等テアリマシテ、此ノ種ノ監督ノ必要テアルコトハ申スニ及ハナイコトテアリマス。其ノ二ハ日常事務上ノ監督テアリマス。各自ノ事務ノ内容ニ付テ監督スルコトテアリマシテ、時ニハ詳細ニ事務ヲ見テ主任者ニ質問ヲ発スルトカ、又ハ重要ナ事件ニ付テハ署長自ラ計画シ之カ調査ヲ命スルトカ、又ハ出張ノ復命ヲ注意シテ聞クトカ云フ様ナ、事務ノ方面カラ入ツテ行ク監督テアリマス。

此ノ事務的監督カ第一ノ所謂身分上ノ監督ト同様重要ナモノテアルコトハ、私ノ過去ノ体験ニ依ル確信テアリマス。唯単ニ第一ノ所謂身分上ノ監督ノミニ急ナレハ、其ノ監督ハ動モスレハ形式ニ流レ勝テアリマシテ、単ニやかまし屋トシテ、表面ハ兎ニ角實際ハ却ツテ部下ノ輕視ヲ招ク虞ナシトシナイノテアリマス。又第二ノ所謂事務上ノ監督ノミニ走ルニ於テハ、職員ノ品性ハ之カ為却ツテ低下スルノ虞カアリマス。

之ヲ要スルニ署長ノ監督ハ此ノ所謂身分上ノ監督ト事務上ノ監督トカ兩様相俟ツテ始メテ徹底シ、始メテ完全ヲ期スルコトカ出来ルト私ハ信スルノテアリマス。

之ハ稅務ニ對スル世間ノ信認ヲ得ル方法トシテノ私ノ所見テアリマスカ、唯單ニ私文ノ一片ノ所見トシテ申上クルニ留ムル考テハアリマセン。之カ即チ官紀振肅ヲ計ル手段方法テアルノテアリマス。清廉潔白、公平無私、精勵恪勤ノ人ヲシテ事務ニ當ラシメ、署長自ラ不斷ノ監督ヲ為スコトニ依ツテ始メテ官紀振肅ノ実カ揚ルノテアリマス。故ニ各位カ当局ノ管内ニ於テ私ト共ニ稅務ニ従事セラルル以上、何卒右私ノ所見ニ共鳴シテ一致協力官紀ノ振肅ニ資セラレンコトヲ強ク希望シテ止マナイ次第テアリマス。

新任者ノ指導養成

今回ノ異動ニ依リマシテ各種新任者カ相当殖エタコトト信シマス。コレハ時代ノ推移ニ依リマシテ古キモノカ新シ

キモノニ変ルト云フ、当然ノ結果テアリマシテ甚タ喜ハシキコトテアリマス。

是等新任者ヲ訓育シテ優秀ナル官吏ニ養成スルコトハ、前二述ヘマシタ制度ヲ動ス人ヲ作ル大切ナ仕事テアリマス。即チ新任者ノ養成ハ各位ノ公人トシテノ責務テアルノミナラス、吾々モ亦素ハ一介ノ新任者テアリマシタ、幸ニシテ夫々今日ニ到リマシタノハ一ニ先輩諸士ノ指導訓練ノ賜テアリマスカラ、是等新任者ヲ指導訓育スルコトハ即チ先輩ニ対スル御恩返シトシテ、吾々ノ道德的義務テアルコトヲ片時モ忘レテハナリマセン。新任者ノ訓練ハ始メカ大切テアリマスカ、始メテコレヲ指導訓練スル時ハ相当執務能率ヲ減殺スルコトトナツテ少ナカラサル犠牲テアリマス。然シ乍ラ此ノ犠牲コソハ臆テ潑刺タル数倍ノ能率ヲ提供シテ呉レルモノテアリマスカラ、何卒其ノ訓練ニ付十分御心掛ヲ願ヒ度ノテアリマス。

事務執行上ノ方針

最後ニ事務執行上ニ付テ一言付加シテ置キマス。最近農村ハ連年不況続キ中小商工業者モ窮境ニ陥リマシテ、之カ救済ノ対策ニ付テハ官民共真剣ニ考究シテ居ルノテアリマス。他方ニ於テハ昭和七年以來国費予算及之ニ伴フ地方費ノ膨張ニ依リ匡救土木事業ノ起興セラルル等ニ依リマシテ、地方ニヨツテハ巨額ノ資金カ撒布セラレ、又軍需工業ハ之カ為ニ隆盛ニ赴キ、尚為替相場ノ下落ニ依リマシテ輸出貿易関係ノ事業カ著シク發展シテ来タ事実カアリマス。此ノ両極端ノ事実ニ鑑ミマシテ来年三税調査ノ開始前ニ於テ相当従来ノ遣方ヲ変更セサルヲ得ナイカト考ヘラレマス。何レ慎重熟議ノ上決定致シマスレハ御示スルコトトナリマスカ、予メ此ノ点御承知置キ願ヒ度ノテアリマス。

以上、縷々申述ヘマシタカ、何卒各位ニ於レテハ私ノ意ノ存スル所ヲ付度セラレ、自ラ其ノ言動ヲ慎ミ身ヲ以テ部下ヲ率ヒ、今回ノ事件ヲ転機トシテ十分官紀ノ振肅ニ努力セラレンコトヲ、呉々モ御願ヒ申上クル次第テアリマス。

昭和十年十月署長會議

諮問事項 答申要領

大阪稅務監督局

諮問事項

官紀振肅ニ關スル件

- イ 職員身分上ニ關スル取締方法
- ロ 各稅事務執行上ノ監督方法
- ハ 稅務代弁業者ニ對スル取締策
- ニ 所得調査委員ト職員トノ折衝上ニ關スル對策

大阪市内各署

代表 東稅務署

イ 職員身分上ニ關スル取締方法

職員ノ服務上並ニ私行上ニ於ケル舉措如何ハ稅務精神ノ根幹ヲ為スモノナリ、之ヲ忽セニセンカ諸弊ノ趣ク所遂ニ匡救スルニ由ナシ、最近職員ノ服務態度並ニ私行ニ付未タ甚タ紊レタリトハ云ヒ難キモ、尚遺憾トスヘキ点絶無ナリトセス、之カ諸因トシテハ多々アルヘシト雖モ、結局ハ近代物質文明ノ齎ス余弊ト、一般稅務精神ノ弛緩トニ歸セサルヘカラス、之カ是正ニ付テハ署長躬ラ以テ範ヲ示スノ要アルト共ニ、其ノ予防的手段ニ付テモ十分

ノ関心ヲ怠ラサルヲ要ス

一 勤惰ノ処理ヲ厳正ナラシムルコト

二 出張ノ監督ヲ厳ニスルコト

三 職員ノ家庭訪問、素行調査等ニ依リ其ノ私生活ヲ知ルノ機会ヲ有スルコト

四 研究会、座談会等ノ開催ニ依リ、職員上下相互常ニ緊密ナル接触ヲ保ツコト

五 租税委員、代弁業者等トノ交渉ニ付充分ノ留意ヲ払フ事

六 職員ノ福利施設ノ設置改善ニ付充分具体的方法ヲ講スルコト

七 叙上ノ問題ニ関連シタル本局ヘノ希望事項

(イ) 人事ノ刷新ニ付テ

(ロ) 待遇ノ改善ニ付テ

ロ 各稅事務執行上ノ監督方法

一 署長、課長及係長ハ署事務ノ処理ニ付、尚一層積極的指導監督ノ任ニ当ルコト

二 最近稅務事務ノ輻湊繁雜ノ狀況ニ鑑ミ、此ノ際特ニ未決事務ノ整理一掃ニ努ムルコト

ハ 稅務代弁業者ニ對スル取締策

ニ 所得調査委員ト職員トノ折衝上ニ關スル対策

一 署員トノ直接交渉ヲ避ケシメ係長以上ニ於テ應對スルコト

二 一般ニ租稅委員カ納稅者ノ請託ニ基キ、職務以外ニ於テ署ニ對シ交渉依頼スルコトヲ避ケシムルコト

三 身許調査書ヲ作成スルコト

四 不正アルトキハ各署相互間ニ通報シ取締上ノ参考ニ資スルコト

五 納税者ニ対スル職員ノ態度ニ反省ヲ加へ、租税委員、代弁業者等在ノ余地少ナカラシムルコト

〔以下、各署の答申は省略〕

(平 19 金 沢
273)

30 昭和10年11月 署長会議における熊本局長訓示

「 昭和十年十一月 税務署長会議ニ於ケル柳沢局長訓示 〴〵

税務署長会議ニ於ケル柳沢〔直衛・熊本〕局長訓示（昭和十年十一月二十一日）

本日ヨリ二日間ニ亘リ署長会議ヲ開催スルコトトナリ、茲ニ諸君ト一同ニ会合スルノ機会ヲ得マシタコトハ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマス。

開会ニ当リ一言所懐ヲ述ヘタイト思ヒマス。

今ヤ我国ハ内外共ニ極メテ多事ニシテ国民ノ努力緊張ヲ要スルノ秋ニ方リ、吾人ハ国民ノ儀表トシテ其ノ範ヲ示スヘキ覚悟ヲ要スルト思ヒマス。特ニ国体ノ本義ニ関シテ政府ハ其ノ所信ヲ披歴シテ、以テ国民ノ嚮フ所ヲ明ニシ、愈其ノ精華ヲ發揚セムコトヲ期シ、曩ニ之カ声明ヲ中外ニ發セラレ、既ニ各署ニ対シテモ其ノ旨ヲ移牒シテ置イタ次第デアリマスカラ、諸君ハ篤ト御承知ノ事デアリマスルカ、万邦無比ナル我国体ノ本義ヲ顕揚シ益国体觀念ヲ明徴ナラシメ、其ノ実績ヲ収ムル為ニ全幅ノ力ヲ致サレムコトヲ希マス。

次テ官紀ノ振肅ニ関シテハ從來屢々訓達ヲ重ネ来リマシタ所テアリマシテ、諸君ハ克ク其ノ趣旨ヲ体シ卒先部下ヲ卒ヒマスト共ニ、之カ訓練監督ニ万全ノ注意ヲ払ヒツアルコトトハ信シマスカ、現下ノ状勢ニ照シ益官紀ノ振張ヲ念トシ、愈之カ発揚ヲ期セハナリマセヌ、就中從來兎モスレハ部下監督上情ニ引カサレテ、専ラ庇護ニ傾クヤノ懸念無シトセナイノテアリマスカ、此ノ如キ場合ハ断然明義ニ則リ事實ヲ詳具シテ指揮ヲ俟ツコトニ特ニ留意スルト共ニ、諸君ハ常ニ職員ノ精神ヲ緊張セシメ公私ノ生活ヲ嚴正ニシ、断乎トシテ他ノ誘惑ヲ芟除シ毅然トシテ稅務官吏ニ統ノ美風ヲ發揮セラレンコトヲ望ミマス、就テハ先般本省ノ方針ニ基キ人事整理ヲ決行シ、新進有為ノ材ヲ以テ陣容ヲ新ニシタノテアリマシテ、自ラ人心ノ刷新ヲ来シタル所アルヘシト思ハレマスカラ、諸君ハ之ノ趣旨ヲ諒シ一層稅務ノ挙揚ニ邁進セラレンコトヲ期待シテ已マナイ次第テアリマス。

職員ノ養成訓練ニ就テハ常ニ意ヲ用ヒ諸君ト共ニ之ニ努メテ居ルノテアリマスカ、養成訓練ノ眼目ハ単ニ智能ノ啓發ニ偏スヘキテハアリマセン、其ノ根底ト為ストコロハ実ニ人格ノ修養鍛練ニ存スルノテアリマスカラ、智能ノ啓發ト併セテ人格ノ修練ニ万遺憾無キヲ期シマシテ、一般民衆ヲシテ専ラ稅務ノ威信ニ依拠セシムルノ覚悟ヲ以テ精進セラレンコトヲ希ヒマス、殊ニ本年ハ新規任用カ相当多数ニ上リマシタカラ、特ニ之ノ点ニツキ一言ヲ致ス次第テアリマス。

職員ノ任用、採用ニ付キマシテハ先年来試験制度ヲ実施シテ有能簡拔ノ方針ヲ持續シテキマスカ、之カ実績ニ徴シマスレハ成績良好ト認メラレマスカラ、今後モ益試験制度ノ拡張ヲ計リ、以テ人材ノ擢用ヲ期スルコトトシタイト思ヒマスカ故ニ、諸君ニ於テモ克ク其ノ意ヲ体シ、優秀ナル人物ヲシテ応試セシムルコトニ平素用意アラムコトヲ望ミマス。

直稅事務ニ関シマシテハ、昭和十年分第三種所得稅及外二稅並本年創設セラレマシタ臨時利得稅ノ調査決定ニ就キ

マシテハ、經濟界ノ趨勢漸次好況ニ向ヒマシタトハ云ヘ、尚錯綜シタル狀況デアリマシテ、随分之力調査決定ニハ困難ヲ伴ヒマシタノミナラス、經費人員共ニ乏シキニ堪エマシテ円満ナル稅務ヲ執行スルコトハ尠カラサル苦心ヲ要シマシタルニ拘ラス、克ク所期ノ目的ヲ達成シ良好ノ成績ヲ挙げケマシタコトハ、畢竟諸君力財界ノ動向ニ就テ周密ナル觀察檢討ヲ遂ケ、各事務ノ輕重緩急ヲ考慮シ積極的ニ調査ノ刷新ヲ図リ、衡正円満ヲ期セラレマシタト共ニ、部下従事員諸君ト共ニ真ニ一致協力最善ヲ尽サレタ結果ニ外ナラナイノデアリマシテ、此ノ機會ニ於テ厚ク謝意ヲ表シマス。

次ニ昭和十一年分ノ調査方針ニ就テハ本日内達第三号ヲ以テ夫々指示スルコトニ致シテ居リマスカ、特ニ輓近ニ於ケル世相ノ推移ト財界ノ趨向ニ意ヲ用ヒ、各地方ニ於ケル特種事情ニ通曉シ其ノ觀察ヲ誤ラサルハ勿論、各人各業ノ形態乃至収益事情ノ真相ヲ精査シ、施設画策調査事務ノ刷新ヲ図リマスト共ニ、納稅者ニ接スルニ寛容穩健ナル態度ヲ持シテ執行ノ円満公正ヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

法人事務ニ就テハ年次会社ノ設立著シク増加シ、就中個人大納稅者ノ多クカ会社組織ニ變更シ同族会社カ簇出スルノ傾向アルコトハ、租稅負擔ノ衡正上極メテ注意ヲ要スル現象デアリマシテ、本事務ノ前途益々多事ナリト謂ハネハナリマセヌ、之ニ對シ調査ノ徹底ヲ期シ個人ノ負擔ニ對シ衡平ヲ持スルコトハ愈緊切ノ事柄ト存シマス。諸君ハ宜シク之ノ点ヲ念ト致サレマシテ、苟モ課稅輕減ノ術策ニ乘セラルルカ如キ事ナキヲ期セラル、ト共ニ、本稅調査決定ノ遅延ハ直チニ第三種所得綜合課稅ニ影響スル所甚大ナルニ留意セラレ、終始一貫常ニ迅速正確ナル調査決定ヲナシ、本事務ノ完璧ヲ期スルコトニ今一段ノ努力アラシムコトヲ望ミマス。

地租事務ニ就テハ耕地整理地及區画整理地、並ニ兩三年来ノ時局匡救事業ノ施行ニ伴ヒ異動地ノ數著シク増加シ、普通時ニ於テスラ既ニ従事員ノ手不足ヲ感スルノ実情ニアリマシテ、之カ処理上頗ル憂慮スルトコロカアリマシタニモ不拘、大体ニ於テ順調ニ進捗シ予期以上ノ成績ヲ収メ得タコトハ、各員ノ献身的努力ノ結果ニ外ナラナイノデアリ

マシテ、其ノ勞苦ヲ多トスル所テアリマス、然シ乍ラ異動地中未タ賃賃価格配賦ノ運ヒニ至ラス、負担ノ公平上急速
之カ処理ヲ要スルモノ多数アルモノ、如ク想察セラレマスカ故ニ、此際極力督励ヲ加ヘ一層敏速ナル処理ヲ遂ケ、来
ルヘキ賃賃価格ノ改訂調査ニ当リマシテ万遺憾ナカラシムルノ用意アラントヲ望ミマス。

酒造業ニ於テハ近時一般財界好転ノ傾向ニ順応シ、前年度以来漸ク好況ノ歩調ヲ以テ進ミツ、アルモノト思ハレマ
スカ、永年不況ノ瘡痕ハ未タ全ク癒ヘス、免許ノ取消ヲ求ムルモノ製造ヲ休止スルモノ、又ハ繰上徴収ノ已ムナキニ
至ルモノアル等ニ鑑ミ、尚警戒ヲ要スルト認メラレルカ故ニ、納税上危険ト認メラル、業者ニ対シテハ努メテ保証物
ノ充実ヲ図リマスト共ニ、資力ノ消長ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ、且ツ無謀ノ増石ヲ為スカ如キハ嚴ニ之ヲ戒メ、将来徴税
保全上禍根ヲ残スノ虞レナカラシムル様、特ニ留意セラレンコトヲ望ミマス。

近時甘藷大莖種ノ普及ニ伴ヒ砂糖品質ノ向上ト相俟テ、樽入黒糖ノ色相著シク上昇シツ、アルノ現況テアリマスカ
ラシテ、当業者ニ対シ予テ能ク色相課税ノ本旨ヲ徹底セシメ、査定ニ当リマシテハ種別判定上紛議ヲ醸スカ如キコト
ナキヲ期スルノ要アリト考ヘル次第テアリマス。

尚農業ノ副業トシテ地方ニ於ケル染織法ノ講習又ハ緬羊飼育ノ普及奨励等ノ結果、織物製造業者ノ増加ニ伴ヒ無申
告製造犯則者漸増ノ傾向カアリマスカラ、之等ノ地方ニ対シマシテハ特ニ税法ノ普及宣伝ヲ為シ、犯則ノ未然防止ニ
努メラレンコトヲ希望スル次第テアリマス。

徴収成績ニ就テハ近時漸ヲ追テ良好ニ赴キ相当ノ成績ヲ挙揚シツ、アルコトハ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所テアリマス、
然レトモ市町村当局者中ニハ猶国税徴収ノ責任觀念ニ於テ十分ナラサルモノアリト認メラル、向カアリマスコトハ、
甚タ遺憾トスル所テアリマス、是等ニ対シマシテハ克ク指導啓発ニ努メ根本的改善ヲ図リ、一層成績ノ挙揚ニ留意セ
ラレタイノテアリマス、殊ニ近時市部ニ於テ納税督励ノ廃止ヲ叫ブ向カアリマスカ、之レ素ヨリ徴税ノ理想トスルト

コロテアリマスカ、斯ル場合ニハ之ニ代ルヘキ相当ノ施設ヲ要スルハ勿論テアリマスカ、現在ニ於ケル一般納税觀念並ニ納税状態ヨリ考察スルトキハ、何等ノ準備工作ヲ施サス漫然之レヲ廃止スルカ如キハ、直チニ一班納税心理ニ影響スル所極メテ重大ナリト思考セラル、ノテアリマスカラ、斯ノ如キ場合ニハ慎重考慮ヲ重ネ市町村当局ト克ク協調ヲ遂ケ、之ニ代ルヘキ納税施設ノ完備ヲ俟ツテ之ヲ実施スル等、徵税成績ノ維持昂上ニ遺憾ナカラシムルト共ニ、円満ナル徵税ノ目的達成ニ格段ノ努力ヲ払ハレムコトヲ望ミマス。

會計事務ハ各署ノ努力ニヨリ寔ニ良好ナル成績ヲ收メツ、アルノテアリマスカ、各種事務ノ繁激ニ伴ヒ本事務ノ適正ヲ期スルコトハ最モ緊要ナリト認メラレマスノテ、尚一層留意セラレ、苟モ過誤違算ナカラシムルハ勿論、過誤納金ノ払戻ノ如キ外部ニ關係アル事務ニ付テハ特ニ意ヲ用ヒラレ、之カ迅速ヲ期スルニ努メラレンコトヲ望ミマス。

予算ノ分配ハ局費ヲ節シ署費ニ厚クスル方針ヲ採リツ、アリマスカ、事務ノ増加ニ比シ經費ノ増加之ニ伴ハス、予算経理上ノ苦心ハ充分之ヲ想察セラレマスカ、經費緊縮ノ折柄已ムヲ得サル次第ニツキ事務ノ大勢ニ応シ緩急輕重ヲ稽ヘ、此ノ上トモ一層節約スヘキ処ハ節約ニ努メ、事務執行上遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

国有財産事務ニ就テモ諸君ノ努力ニ依リ大体ニ於テ順調ニ進捗シ、特ニ福岡大分兩県下ニ於ケル特別計畫事務ノ如キハ、頗ル優良ナル成績ヲ收メツ、アルコトハ誠ニ同慶ニシテ感謝ニ堪ヘマセヌ、然シ乍ラ本年度十月末日迄ノ売払実績カラシテ本年度収入見込額ヲ勘案致シマスレハ、尚多大ノ努力ヲ要スルモノト存セラル、ノテアリマシテ、尚一層ノ御配念ヲ希望シテ止ミマセヌト共ニ、本事務ハ其ノ性質上申請人技術者等ノ間ニ於テ往々ニシテ不正ノ事實ヲ発生シ易ク、兎モスレハ民間ノ疑惑ヲ招クコトナシトセサルノ状態ニアリマスカ故ニ、私下人ノ選定並価格評定ニ付テハ最モ厳正公平ヲ期シ、一層従事員ヲ督励指導シテ予期以上ノ成績ヲ挙揚スルコトニ配意セラレンコトヲ望ミマス。

統計事務ノ刷新上ニ付テハ諸君ハ平素特ニ留意セラレツ、アルコトトハ信スルモ、本事務ニアリテハ今尚不備誤調、

失期等照覆ニ尠カラサル手数ヲ要シ居ル状況テアリマス、是等ハ素ヨリ事務ノ進捗ヲ阻害スルノミナラス、統計本来ノ使命ニ鑑ミ甚タ遺憾トスル所テアリマス、宜シク諸君ハ是等不備、誤調又ハ失期ノ原因ヲ一掃スルニ有効適切ナル方策ヲ講シ、以テ本事務ノ刷新ニ今一段ノ意ヲ用ヒラレムコトヲ切望スル次第テアリマス。

税制整理其他ノ資料調査ニツキマシテハ事務極メテ繁忙ノ際ニモ不拘、各位ノ御精勵ニ依リ着々之力調理ヲ遂ケ、本省ヘノ報告ヲ了シテ居リマスコトハ誠ニ欣快ニ存シマス、之ノ機会ニ厚ク謝意ヲ表シマス、今後共國家非常時ニ際シマシテ斯克ノ如キ臨時事務ニ対シマシテモ、諸君ト共ニ努力致シマシテ克ク其ノ筋ノ期待ニ添ヒ度ト存シテ居リマス。

終リニ臨ミ本會議ニ於テハ各自腹藏ナキ意見ノ開陳アランコトヲ望ミマス。

(昭 59 福岡 37)

31 昭和11年3月 局長會議における馬場大蔵大臣訓示

職秘第二一號

昭和十一年三月廿七日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

三月二十五日稅務監督局長會議ニ當リ、別紙ノ通馬場「鏝一」大蔵大臣ノ訓示有之シニ付及内牒候也

昭和拾壹年四月壹日

外部ニ発表セザル分

今回私ハ大蔵大臣ノ大任ヲ拝シ、諸君ト共ニ財政ノ仕事ヲヤツテ參ルコトニ相成ツタノデアリマスガ、我国現下ノ情勢ハ文字通りノ非常時デアリマシテ、私ハ責任ノ重大ナルコトヲ只管痛感致シテ居ル次第デアリマス。本日諸君ニ特ニ御集リヲ願ツタノハ、現在ノ社会情勢ノ重大性ニ就テ私ノ覬ル処ヲ申述ベテ諸君ノ参考ニ供スルト共ニ、今回私ガ身ノ不敏ヲモ省ミズ出馬スルニ至ツタ決意ノ程ヲ御話シシテ、諸君ノ奮起ヲ促シ度イ為デアリマス。

今回ノ不祥事ハ誠ニ遺憾千万ナ出来事デアツタニハ違ヒアリマセヌガ、之ハ決シテ突発ノ原因ニ由来スルモノデハナク、其ノ淵源スル処ハ甚ダ深イノデアリマス。詳シイコトヲ申述ベルコトハ差控ヘマスルガ、昭和六年以来度々世上ニ現ハレ、或ハ現ハレントシタ事件ハ、何レモ今回ノ不祥事件迄脈ヲ引イテ居ルト申シテモ過言デハナイノデアリマス。此ノ種ノ事件ヲ起シ、又ハ起サントシタ者共ノ採ツタ手段ナリ方法ナリハ、誠ニ宜シクナイノデアリマスガ、彼等ノ抱懷スル革新的思想ハ、現在ト雖モ決シテ解消シテ居ルノデハナイノデアリマス。

斯様ナ非常時ニ、私ガ大蔵大臣ノ大命ヲ拝受シタノハ、決シテ私一個ノ一身上ノ考慮ニ基クモノデハナイノデアリマシテ、全ク己ヲ空シウシ、一死奉公ノ精神ヲ以テ出馬シタノデアリマス。諸君ニ於テモ此ノ際、此ノ非常時局ノ意義ヲ正確ニ認識シ、能ク時代ノ趨勢ヲ洞察シ、御奉公ニ過誤ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ財政ノ問題ニ付テ覬マスルニ、最近ニ於ケル政策ハ遺憾ナガラ時代ノ動キニ適応シタモノトハ認め難イノデアリマシテ、私ハ従来ノ財政政策ニ対シテ相当程度ノ変更ヲ加ヘルコトハ、洵ニ已ムヲ得ザル処デアアルト信ズルノデアリマス。私ノ見ル処ヲ以テスレバ、幾多国策ノ遂行上、近キ将来ニ於テ歳出ノ減少ヲ予想スルコトハ、恐ラク不可能デアルノミナラズ、或ハ更ニ新タナル国費ノ増加ヲモ覚悟セネバナラヌト思フノデアリマス。従ツテ何時迄モ糊塗的、

弥縫的乃至ハ非常時的ナル赤字財政ヲ繼續シテ行クコトハ決シテ當ヲ得タモノデハナイノデアリマス。私ハ速カニ將來ニ於ケル歳出ノ見透シヲ付ケ、之ニ對スル歳入計画ヲ樹立シ、財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシメバナラヌト思フノデアリマス、之ガ為ニハ税制ノ改正ヲ行ヒ、之ト同時ニ相当程度ノ増税ヲ行ハネバナリマセンガ、又專売制度等ニ付テモ周到ナル検討ヲ加ヘルコトガ必要トナツテ參ルノデアリマス。勿論卵ヲ多ク獲ントシテ鶏ヲ殺スノ愚ハ、我々ノ充分ニ考慮セネバナラヌ処デアリマシテ、財政ノ根柢タル國民經濟力ヲ破壊スル如キ急激ナル變動ヲ財界ニ与ヘルコトハ、敵ニ慎マネバナラヌ処デアリマス。更ニ又增收計画ハ必ず其ノ反面ニ於テ慎重ニ計画セラレタル産業貿易ノ振興政策ト表裏セネバナラヌノデアリマシテ、一面ニ於テ國民經濟力ノ發展伸長ヲ図ルト共ニ、他面ニ於テ增收ヲ期スルトイフコトデナケレバナラヌノデアリマス。我國ノ産業貿易ハ過去數年來異常ナル發展ヲ示シテ居ルノデアリマスガ、此ノ發展ハ益々之ヲ助長シ伸展セシメ、躍進日本ノ原動力タル經濟力ノ基礎トセネバナラズ、之ガ國家財政ノ鞏固ナル根柢トナリ、又ナラネバナラヌコトハ申ス迄モナイ処デアリマス。斯様ナ見地ヨリ致シマスルナラバ、稅務官吏ハ唯稅ヲ取立テルダケノ役人デアツテハナラヌ、專売關係ノ職員ハ唯煙草ヲ造り売ルダケノ役人デアツテハナラヌノデアリマス、モツト廣ク、モツト深く、考へ且活動スル役人デナケレバナラヌノデアリマス。何レニ致シテモ、諸君ノ仕事ハ今後益々増加スルノミナラズ、益々難シクナツテ參ルノデアリマス。独リ大藏省關係ノ官吏ノミナラズ、官吏全般ニ亘ツテ、余程考へナホサネバナラヌ時期デアルト思フノデアリマス。之ハ何モ從來官吏ガ儉安ノ夢ヲ貪ツテ居ツタトカ、緊張ヲ欠イテキタトカイフ意味デハ必ずシモナイノデアリマスガ、時代ガ非常ニ變ツテ來テ居ル、而モ其ノ變リ方ハ並大抵ノモノデハナイ。此ノ變化ヲヨク觀察シ、ヨク之ニ適応シテ行ク心構ヘトイフモノガ、極メテ必要アルトイフコトヲ、ハツキリト自覺シテ居ラネバナラヌノデアリマス。

官紀振肅トイツタコトガヨク唱ヘラレテ居リマスガ、私ハ此ノ際斯様ナ消極的ナコトハ申述ベマセン。モツト強ク、

モツト積極的ナ心構ヘト、ヨリ真劍ナル精神トヲ持タネバ此ノ非常時ノ難局ヲ乗越ヘテ行クコトハ出来ナイノデアリマス。諸君ハヨク時代ノ趨向ヲ察シ、国策ノ重要性ヲ認識シ、又、諸君ノ重責ヲ想ヒ、協力一致シテ我国財政經濟ノ為ニ力ヲ致サレ度イノデアリマス。

(昭54 東京 166)

32 昭和11年5月 税制改革に関する所見

昭和十一年五月十二日

大阪稅務監督局長殿

湯淺稅務署長

本月四日付御通牒相成候租稅制度改革ニ關スル所見、別紙ノ通り及提出候也

- 一 中央地方ヲ通スル租稅制度改革ニ關スル所見
- イ 中央・地方ヲ通スル直接稅體系ノ整備ニ關スル所見
 - (一) 所得稅ヲ中心トシ新ニ財産稅ヲ創設シテ直接稅體系ノ整備ヲ為スト共ニ、所得稅・營業收益稅・相続稅等ニ適當ノ改正ヲ加ヘ負担ノ均衡ヲ図ルコト

要旨

所得稅課稅最低限一、二〇〇円ヲ八百円ニ引下ケ、稍大衆的課稅ヲ行フ、十萬元以上ノ所得ニ對シテハ尚一

割乃至二割程度ノ増税ヲ行フ

營業収益税、現在營業収益最低限度四〇〇円ハ所得税ノ課税率ト比較シ權衡ヲ失セルヲ以テ、最低限度ヲ六百円ニ引上グルノコト

相続税ニ於テモ十万円以上ノ相続財産ニ対シ尚二割程度ノ増税ヲ為スコト

(二) 財産税ニ付テハ別項ノ通り

ロ 第二種所得ニ対スル源泉課税ヲ廃止シ綜合課税ト為スコトノ可否、並ニ綜合課税ヲ為ス場合ニ於ケル具体的方策

綜合課税ヲ為スコトハ理想的ニシテ可ナリ

ハ 具体的方策トシテハ納税者ヨリ申告セシムヘキハ勿論、所得税法第五十六条ニ準シ支払調書ヲ提出セシム酒税ヲ從価税ニ改ムルコトノ可否、并ニ從価税ト為ス場合ニ於ケル具体的方策

價格ノ如何ヲ問ハス一定ノ率ヲ以テ課税スルハ社会ノ実情ニソハス、公平課税ノ原則ニモ適合セザルヲ以テ、之ヲ從価税ニ改ムルハ理想的ニシテ可ナリ

從価税トナス場合ノ具体策ニ付テハ課税技術上幾多考究ヲ要スヘキ点アルモ、大体各製造者ニ付前年中ノ売上總石数ト總價格トヲ調査シ、其平均價格ヲ基準トシ適當ナル当年ノ課税率ヲ個々ニ定ムルコト

ニ 租税ニ関スル調査權拡充ニ関スル具体的方策

銀行ノ帳簿・書類ヲ自由ニ調査シ得ル様法律ヲ制定スルコト

所得税・營業収益税・相続税等、銀行關係ヲ知得スルノ必要多キニモ不拘、本人ノ申出ノミニ扱ラサルヘカラザル現状ニアリテ調査上遺憾ノ点多シ

ホ 此際創設スルヲ適當ト認ムル新税ノ有無并ニ其綱要

(一) 財産税ヲ創設スルコト 法人個人共

綱要

一般財産所有者ニ課税スルモノニシテ、動産、不動産ノ合計額ヨリ債務ヲ控除シタル残額三万円以上ノモノ
ニ課税スルコト

最低三万円ト定メタル根基

所得最低限度千二百円ノ財産所有者ノ利回四分ト假定シタル場合ニ於ケル、即チ所得納税者階級以上ノ財産
所有者ニ課税スルコト

税 率	
三万円以下ノ金額	千分ノ〇・五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ〇・六
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ〇・七
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ〇・八
二十万円ヲ超ユル金額	千分ノ〇・九
五十万円ヲ超ユル金額	千分ノ一・〇
百万円ヲ超ユル金額	千分ノ一・一
二百万円ヲ超ユル金額	千分ノ一・二
三百万円ヲ超ユル金額	千分ノ一・三

五百万円ヲ超ユル金額 千分ノ一・四
壹千万円ヲ超ユル金額 千分ノ一・五

(二) 化粧品税ヲ創設スルコト

綱要

社会政策上ノ見地ヨリシテ奢侈的化粧品ニ対シ課税スルモノニシテ、各定価ヲ付シ定価ノ一割ニ相当スル印紙ヲ貼用セシメ賦課スルコト

昭和十一年五月四日

大阪稅務監督局長印

稅務署長殿

差急キ必要有之候ニ付、左記各項ニ対スル貴見承知致度候条、来ル十三日到達ノ日取ヲ以テ意見書提出相成度、此段及通牒候也

追テ、本件ハ極秘ニ取扱相成度為念申添候

記

- 一 中央・地方ヲ通ズル租税制度改革ニ関スル所見如何
- 尚、左記諸項ニ付テハ特ニ留意ノ上所見御開陳相成様致度、此段申添候
- イ 中央・地方ヲ通ズル直接税体系ノ整備ニ関スル所見如何

ロ 第二種所得ニ対スル源泉課税ヲ廃止シ綜合課税ト為スコトノ可否、並ニ綜合課税ヲ為ス場合ニ於ケル具体的方策如何

ハ 酒税ヲ從価税ニ改ムルコトノ可否、並ニ從価税ト為ス場合ニ於ケル具体的方策如何

ニ 租税ニ關スル調査権拡充ニ關スル具体的方策如何

ホ 此ノ際創設スルヲ適当ト認ムル新税ノ有無、並ニ其ノ綱要如何

(昭53 大阪 80)

33 昭和11年6月 馬場大藏大臣の財政經濟政策要項

昭和十一年六月十九日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

別冊本省ヨリ送付アリタルニ付執務上為参考及送付候也

〔^{後筆}直稅課長印〕 間稅課長印 庶務課長印

一 昭和十一年五月

第六十九回帝國議會ニ於ケル馬場「鏝一」大藏大臣

ノ答弁ニ表ハレタル財政經濟政策要項

本書ハ別冊「第六十九回帝國議會馬場大藏大臣答弁速記録」中ヨリ、財政經濟政策ニ関シ其ノ要点ト認メラルルモノヲ摘録整理シタルモノナリ。右別冊ハ相当浩瀚ナルノミナラズ部數モ僅少ニ付、本書ヲ作成シ広ク之ヲ大藏部内ニ配付シ、以テ執務ノ参考ニ供セントス。

目次

- 一 予算關係
- 二 租稅專賣關係
- 三 公債關係
- 四 金融關係
- 五 其ノ他

第六十九回帝國議會ニ於ケル馬場大藏大臣ノ答弁ニ表ハレタル財政經濟政策要項

一 予算關係

- (1) 昭和十二年度以降五年乃至七年間ニ於ケル歳出ノ見透シヲ付ケ之ニ対スル財政計畫ヲ樹立スヘシ、但シ之ヲ發表スルヤ否ヤハ慎重考慮ヲ要ス
- (2) 国防其ノ他重要國策遂行ノ為ニ多大ノ歳出ヲ予想セラルルモ、歳入ノ計畫ニ依リ制限ヲ受クルコトハ勿論ナリ
- (3) 地方財政調整ノ為、交付金制度ニ依ルカ、或ハ其ノ他適當ナル制度ニ依ルカニ付テハ十分ナル検討ヲ為シ、

次ノ議會迄ニ其ノ制度ヲ決定スヘシ

- (4) 産業貿易ノ發展、国民生活ノ安定乃至農山漁村問題解決（農村ノ工業化ヲ含ム）ノ為必要ナル歳出ヲ計上スヘシ、但シ從來ノ各般ノ補助金或ハ奨励費等ニ付テハ相当整理スヘキモノアリト考フ
- (5) 治水ハ治山ニアリ、災害防除ノ為ニ河川ノ修理ヲ忽カセニスルハ非ナルモ、河川ノ源タル山ノ防砂、植林等ニ尚一層力ヲ注クコト肝要ナリ
- (6) 外地特別會計ヨリ直接国防費ヲ支出スルノ当否ハ暫ク措キ、該會計ト一般會計トノ調整ニ付テハ国家全体ノ均衡ヲ得タル發達ヲ図ル趣旨ニ依リ十分検討スヘシ
- (7) 国防費トノ比率權衡ノミヲ以テ国民生活ニ關スル經費ガ適當ナリヤ否ヤヲ判断スルハ困難ナリ、又イカナル程度ヲ以テ国防費偏重予算ナリト云フヘキカハ困難ナル問題ナリ、然レトモ国民生活安定ノ為ニモ相当ノ施設ヲ為シ、国防費偏重予算ニ陥ラサルヨウ十分努ムヘシ
- (8) 東北振興問題、東北ノ冷害雪害対策ニ付テハ今後ニ於テモ相当考慮スヘシ
- (9) 北海道拓殖計画ニ付テハ該調査會決議ノ趣旨ハ尊重スヘシ
- (10) 輸出補償制度ハ今後拡充スヘシ。
- (11) 液体燃料問題ニ付相当國費ヲ要スヘキモノト考フ
- (12) 民間航空事業發達ノ為ニモ相当ノ國費ヲ支出スヘシ
- (13) 予算書ノ平易化ニ付テハ十分研究スヘシ
- (14) 滿洲事件費ノ予算上ノ形式ニ付テハ研究ノ余地アリ
- (15) 從來慣行セラレタル行政整理ヲ為スノ意思ナキモ、既定經費ヲ再検討シ、所謂無駄排除ヲ為スヘキハ勿論ナ

リ

(16) 官吏ノ減俸復活問題ニ付テハ十分全般ノ關係ヲ考慮スルヲ要ス

(17) 稅務官吏ノ職務ハ繁激、困難ナルニモ拘ラス、其ノ待遇ハ他ノ官吏ニ比シ宜カラスト認ムルカ故ニ、相当改善ノ要アリ

(18) 大藏省ハ各省ノ經費要求上ニ於ケル駈引ノ巧拙ニ依リ、又ハ陳情等ノ有無ニ依リ査定ヲ左右スルコトナク、真ニ國家ノ為必要ニシテ有効ニ使用セラルルヤ否ヤヲ考慮シテ之カ査定ヲナスヘシ

二 租稅專売關係

甲 内國稅

(1) 國費ハ國民全般カ分担スルヲ原則トス、然レトモ租稅ハ負擔能力ニ応スヘキモノナルヲ以テ、所謂社會大衆ノ生活ヲ脅威スルカ如キ租稅ハ適當ニアラス、増稅其ノ他ノ增收手段ヲ講スルニ付テモ、産業貿易ノ進展ヲ妨ケサルヨウ十分注意スヘシ、又稅制整理ノ結果或程度大衆ニ不利益ヲ及ホスコトアラハ、ソレタケ多ク社會政策ノ為歳出ヲ増加スヘシ

(2) 中央地方ヲ通シ稅制ヲ整理シ、以テ租稅收入ノ増加ト負担ノ公平トヲ期スヘシ、而シテ前述ノ如ク地方財政調整方法ヲ検討スルヲ要ス、右稅制整理案ハ本年ノ通常議會ニ提案スヘク目下銳意調査中ナリ、万一中央地方ヲ通シ一貫シタル完全ナル案ヲ得ル事能ハサルトキハ、地方財政ニ対シ補給金又ハ補助金ヲ増額スル事ハ当然ナリ

(3) 不動産ト動産トノ課稅ノ均衡ヲ図ルヘシ、尚不動産ノ評価ライカニスヘキヤ研究スヘシ

(4) 稅制整理ノ中心ハ所得稅ナリ、而シテ個人ト法人トノ間ニ於テハ法人ニ対シ相当重課スヘキモノト考フ、尚

第三種所得稅ノ稅率免稅點ノ引下等ニ付テハ十分檢討スヘシ、又公債ノ利子ニ所得稅ヲ課スヘキヤ否ヤヲモ研究スヘシ

- (5) 財産稅、売上稅又ハ株式移轉稅ヲ課スヘキヤ否ヤ十分檢討スヘシ
 - (6) 資本利子稅、地租、相続稅、營業收益稅又ハ臨時利得稅ニ付テモ檢討スヘシ
 - (7) 酒造稅ニ付從來ノ如ク造石稅ト為スヘキカ、從價稅ト為スヘキカ、又庫出稅制度ヲ採ルヘキカ研究スヘシ
 - (8) 今直ニ絹織物消費稅ヲ廢スル意思無キモ、織物消費稅全体ニ付再檢討スヘシ
 - (9) 売藥全般（化粧品ヲ含ム）、通行稅ニ付テモ檢討スヘシ
 - (10) 産業組合、公設市場ニ對シ課稅スヘキヤ否ヤ研究スヘシ
 - (11) 外地ニ於テモ相當程度ノ增稅、其ノ他增收手段ヲ講スヘキモノト考フ
 - (12) 稅務機關ノ拡充、管轄區域ノ變更、稅務官吏ノ待遇改善、所得調查委員制度ノ改正ニ付テモ調査研究スヘシ
- 乙 關稅

(1) 從來ノ關稅制度ハ相當改正ノ要アリ、之ニ關シ關稅定率ノミニ依ルヘキカ、協定稅率ヲ加味スヘキカ研究中ナリ

丙 專賣

- (1) 煙草ノ値上、塩ノ値下ニ付テハ明言スルヲ得ス
- (2) 麥酒砂糖其ノ他ニ付專賣制度ヲ採用スヘキヤ否ヤ研究中ナリ
- (3) 煙草ノ輸出促進策ニ付考究スヘシ

三 公債關係

- (1) 今回ノ三分半利付公債発行ニ依リ示シタル金利水準ハ当分継続スル考ナリ、併シ将来ト雖モ之ニ釘付ニスルニアラス、将来金融情勢ノ如何ニ依リ無理ノ無キ金利低下ノ行ハルル場合モアルヘシト予想セラル、唯当分ハ此ノ金利水準ニ依リ進ミ度キ考ナリ、從テ此ノ程度ナラハ郵便貯金利率ノ引下ヲナス必要ナシ
- (2) 公債ノ消化ニ付テハ先ツ日本銀行ノ所謂市場操作ニ委ネ、次ニ相当ノ行政上ノ手段ヲ採リ、最後ニ立法上ノ手段ヲモ採ルコトアルヘシ

四 金融關係

- (3) 起債市場ノ統制監督、外債ノ借換償還、公債ノ民衆化ニ付研究スヘシ
 - (4) 今後モ可成速力ニ適當ノ時機ヲ選ヒテ五分利付公債ノ低利借換ヲ行フヘシ
 - (5) 資本投下ノ統制、資金局ノ如キモノノ要否ニ付考究スヘシ
- 金融關係
- (1) 金融機關ノ公共性ニ顧ミ資金ノ運用即チ貸付方面ニ対シ、大蔵省其ノ他カ指導監督シテ積極的ニ之ヲ統制スルコト必要ナリ、但シ国策上貸付ヲ為サシメタル結果銀行カ損害ヲ蒙リタル場合ニハ、国家ニ於テ之ヲ補償スルノ制度ヲ必要トス、此等ノ点ニ付今後更ニ研究ヲ重ネタシ
 - (2) 将来金融機關ノ機構或ハ管理、統制ヲ考フル上ニ於テ、特設金融機關ヲ設クルノ可否ニ付考究スヘシ、又金融機關ノ合理的ノ再編成—各金融機關ノ専門化ト其ノ相互間ノ連絡—ニ付テモ調査研究中ナリ
 - (3) 普通銀行ハ大体一県一行又ハ二行ヲ理想トス、但シ無理ニ銀行ヲ合併セシムルハ適當ニアラス
 - (4) 保險会社、信用組合及公設質屋ニ付キテハ、其ノ金融機關タル点ニ対シ大蔵省ニ於テモ之カ監督權ヲ有スヘキモノト考フ
 - (5) 信用組合及同連合会、並産業組合中央金庫ノ狀況ヲ觀ルニ、中央ニハ金カ余リ其ノ使ヒ途ニ困ル程ナルニ、

之カ地方ニ流レサルハ何等カ欠陥カアルニ非サルカ研究ヲ要ス

(6) 地方ノ信用組合ト銀行、其ノ他ノ金融機関トノ間ニ種々競合カ行ハルル故、適當ニ之ヲ解決スルノ要アリ

(7) 農村ノ負債整理、殊ニ不動産債務ノ償還ト併セテ適當ナル自作農創設ノ方法ヲ講スルコトニ付テハ十分研究致シ度シ。又農村ノ負債整理ニ付イテハ、地方ノ実情ニ応シ適當ノ方法ヲ講スルコト必要ナリ

(8) 日本勸業銀行ト農工銀行トノ合併ハ農業金融改善上策ノ得タルモノト考ヘ、将来モ相當勸奨スル方針ナリ

(9) 補償制度ノ下ニ中小商工業金融ヲ行フコトニ付テハ、速カニ調査ヲ遂ケ一刻モ早ク解決シタキ熱意ヲ有ス

(10) 庶民金融機関ノ特設ニ付テハ至急研究シ、適當ナル成案ヲ得タル上議會ニ提案スヘシ

(11) 水産銀行、山林銀行ハ目下特設スル意思ナキモ十分調査スヘシ、尚漁業金融ノ問題ニ付テハ漁業組合中央金庫ヲ設クルヲ可トスルカ、或ハ他ノ金融機関ヲシテ之ニ金融セシムルヲ可トスルカ、研究ノ上適當ナル解決ヲナスヘシ（漁業組合ノ組織、経営ニ付テモ農林省ト相談シタキ点アリ）

(12) 金貸業ノ取締ニ関連シ利息制限法ニ改正ヲ加フルコトハ必ス行ヒ度シト考ヘ居レリ

(13) 朝鮮銀行及台湾銀行ノ制度改正ニ付慎重研究スヘシ

五 其ノ他

(1) 貿易ノ振興ニ関シテハ輸出補償制度ノ拡張、関稅率ノ改正、輸出工業ノ金融等ヲ始め、各種ノ点ニ付目下折角考究中ナリ

(2) 製鉄国策ニ付テハ再検討ヲ為スノ要アリト考フ

(3) 滿洲ニ対シ相當ノ移民ヲ送ルコトハ極メテ必要ト考フ、慎重ニ考究ノ上適當ニ解決シ度シ

(4) 預金部ヲシテ滿洲国公債ノミナラス滿鉄社債ニモ応募セシムル等滿洲国ニ対スル健全ナル投資ヲ援助スヘシ

(5) 郵便料金ノ値上ニ付考究スヘシ

(6) 株式取引所ノ監督ニハ大蔵省モ関与スルコト必要ナルヘシ、殊ニ国債取引ノ監督ハ大蔵省ノ専管トスルコト必要ナリ

(7) 特殊ノ銀行会社ノ株式配当ニ付テハ統制ヲ加フヘキモ、其ノ他一般事業会社ニ対シテハ目下ノ所其ノ意思ナシ

(昭55 大阪 26)

34 昭和11年6月 局長等会議における馬場大蔵大臣訓示

職第一七〇号

[11・6・16熊本税務監督局印]

税務署長殿

今回開催ノ税務監督局長会議ニ於ケル馬場「鏝」大蔵大臣ノ訓示要領ハ別紙写ノ通ニ付、一般職員ニ伝達シ置カルヘシ

地方専売局長、税関長、税務監督局長会議ニ於ケル馬場大蔵大臣訓示

昭和十一年六月四日

私ハ去ル三月二十五日諸君ト相会シ、主トシテ我国現下ノ時局ノ認識ニ付テ、お話ヲ致スト同時ニ、併セテ諸君ノ御奉公ノ上ニ於ケル心構ヘニ付テ、諸君ノ注意ヲ喚起スル処ガアツタノデアリマス。其ノ際モ申述ベマシタ通り、現

在我国各方面ノ情勢ヨリ見ルトキハ、財政政策ニ對シテ相当ノ変更ヲ加ヘネバナラヌコトハ、不可避ノ事態ト相成ツテ居ルノデアリマス。最近殊ニ過去數年來ニ於ケル我国ノ社会並ニ經濟状態ノ變転ハ、洵ニ顯著ナルモノガアルノデアリマスガ、今ヤ国防的見地ヨリ致シテモ、或ハ又国民生活ノ安定トイフ点ヨリ致シテモ、更ニハ又、産業貿易ノ發展伸長トイフ立場ヨリ致シテモ、要スルニ我帝國ノ經濟実力ノ真ノ拡充強化ヲ図リ、延イテ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルトイフ見地ヨリ致シテ、我国財政經濟全般ニ亘リ再檢討ヲ加ヘネバナラヌ点ハ、決シテ少クナイノデアリマス。

斯様ニ見地ヨリ致シマスレハ、大藏系統ノ官庁ノ旧來ノ機構乃至機能ニ對シテモ、相当ニ改善ヲ加ヘテ行カネバナラヌコトハ申ス迄モナイ処デアリマシテ、先般諸君ニ對シテ單ナル「タックス・コレクター」デアツテハナラヌ、又、單ニ煙草ヲ造リ煙草ヲ売ル役人デアツテハナラヌト申シタノモ、一ツニハ此ノ点ニアルノデアリマス。

特別議會ノ終了ト共ニ、政府ハ愈々各般ノ政策ノ具体的実施ノ準備ニ着手スル訳デアリマスガ、今、国税關係ニ付テ見マスルニ、諸君御承知ノ通り、今回、土地賃貸價格改訂法ノ成立ヲ見タノデアリマス。時恰モ個人三稅事務ノ後始末、其ノ他ノ輻輳シテ居ル際デアツテ、諸君ノ多忙ナルコトハ想像ニ余リアル処デアリマスガ、近時農山漁村ノ更生、都鄙負担ノ均衡等ノ問題ノ喧シキ折柄デモアリ、又、前回ノ賃貸價格ノ改訂以來相当ノ年月ヲ閲シ、此ノ間經濟事情其ノ他ノ變遷顯著ナルモノガアルノデアリマシテ、之等ノ点ヨリ考フルトキハ、諸君ハ此ノ仕事ヲ遂行スル上ニ於テ余程慎重ヲ期セネバナラヌト思フノデアリマス。

尚又、今次議會ニ於テハ製鉄業奨励法並ニ国税徵收法ノ改正ヲ見タノデアリマス。之等ノ改正ハ形式的ニハ極メテ小部分ノ改正ニ過ギマセヌガ、其ノ意義ナリ影響ナリニハ相当重大ナルモノガアルノデアリマスカラ、充分ニ御研究ヲ願ヒ度イノデアリマス。

政府ハ昭和十二年度ニ於テ中央地方ヲ通ジテノ稅制整理ヲ行ヒ、一面ニ於テ國民負担ノ均衡ヲ図ルト共ニ、他面ニ

於テ普通歳入ノ増加ヲ図ル方針デアリマスガ、之ハ其ノ規模ニ於テモ又其ノ範圍ニ於テモ、我國税制史上特筆大書スベキ大キナ仕事デアルノミナラズ、經濟上、産業上ハ勿論ノコト、其ノ影響スル処ハ極メテ広汎デアリマスルカラ、最モ周到ナル調査研究ヲ要スルデアリマシテ、此際一段ト諸君ノ精勵ヲ煩ハサネバナラヌト思フデアリマス。而シテ、右ニ關連シテ、従来ノ稅務機構、稅務行政ノ運用等ニ付テ改良刷新ヲ加ヘルコトモ、亦当然ノ問題トナツテ参ルト思フデアリマス。

稅務監督局及稅務署ハ、租稅事務ノ外、国有財産及預金部ノ事務ヲモ取扱ツテ居ルデアリマスガ、之等ノ事務ニ付テモ其ノ執行ノ適正ヲ期シ、益々能率ヲ上ゲラレ度イデアリマス。

「 中 略 」

之ヲ要スルニ、諸君ノ仕事ハ今後益々繁激ヲ加ヘ、諸君ノ責務又益々重キヲ加ヘテ參ルデアリマスガ、考ヘ方ニ依リマシテハ、職ヲ大蔵部内ニ奉ズル者ニトツテハ、正ニ千歳一遇トモ申シ得ベキ活躍ノ好機デアリマシテ、我々ハ偶々此ノ内外非常ノ秋ニ当リ、我國財政經濟ノ再建乃至發展ノ為粉骨碎身スルノ機ヲ得タコトハ、寧ロ本懐ト致サネバナラヌト信ズルデアリマス。

今ヤ私ハ諸君ニ対シ全幅ノ活躍ヲ期待シテ^{堪カ}媳マヌモノデアリマス。終リニ臨ミ心ヨリ諸君ノ御健康ヲ祈ル次第デアリマス。

35 昭和11年7月 大蔵財務協会設立要綱

昭和十一年七月二十一日

湯浅税務署長[㊟]

大阪税務監督局

経理部長 伊地知辰夫殿

本月十三日付御照会相成候、税務官吏福利増進施設事項ニ付テハ別段異見無之候
右及回報候也

拝啓 税務官吏福利増進施設として本省に於て別紙の計画有之、本月二十九日より開催の経理部長会議に付議せらるることと相成候に就ては、参考に資度候間、乍御手数之れか利害得失等に関し御研究の上、本月二十三日迄に必ず到達の見込を以て御意見御回報相成度
右及照会候也

昭和十一年七月十三日

大阪税務監督局

経理部長 伊地知辰夫

湯浅税務署長殿

〔^{後筆}各課長

㊟

㊟

十八日中二意見開陳相成度

賛成[㊟]

〕

「 財務職員福利増進ノ施設トシテ
大蔵財務協会設立ニ関スル要綱」

組 織

- 一 大蔵財務協会ハ財団法人トス
- 二 全国稅務職員、稅關職員、釀造試驗所職員、預金部職員、營繕管財局職員ノ福利増進ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 三 大蔵省主稅局内ニ本部ヲ置ク
- 四 稅務監督局、稅關ニ支部ヲ置ク
- 五 稅務署、稅關支署ニ小支部ヲ置ク

施 設

- 一 相互扶助及貯蓄奨励ノ為、職員各自ノ積立金制度ノ設置
- 二 死亡、退職、疾病、災害ノ場合ニ於ケル給与金制度ノ設置
- 三 職員不時ノ出資又ハ職員ニ於テ必要アル場合ニ於ケル經濟資金ノ貸与
- 四 医療、運動、娯樂等ノ施設
- 五 住宅払底ノ地方ニ於ケル職員住宅ノ經營、並民有序舎等ニシテ現在官民相互ノ不便ヲ来セルモノノ建築及之カ貸付
- 六 機関雜誌ノ發行
- 七 職員必需品ノ共同購入

八 郵便切手、煙草販売等ノ経営

九 基本財産ノ構成

(一) 積立金制度

一 毎月俸給給料ノ百分ノ一ヲ積立ツ

二 積立金ハ本部、支部、小支部毎ニ管理シ、必要アル場合ハ相互間ニ融通スルモノトス

三 積立金ハ退職、死亡又ハ他ノ官庁等へ転勤ノ際一定ノ率ニ從ヒ給与スルモノトス、但シ給与額ハ各自ノ積立金総額ヲ下ラサルモノトス

四 積立金ハ運用資金ニ充ツルモノトス

(二) 死亡、退職、疾病、災害ノ場合ニ於ケル給与

一 給与規則ヲ制定シ実施スルモノトス

(三) 資金ノ融通

一 職員ニシテ不時ノ資金又ハ經濟資金ヲ必要トスルトキハ之カ融通ヲ為スモノトス

二 融通資金ハ本部、支部、小支部毎ニ其ノ遊資ヲ充テ、必要アル場合ハ相互間ニ融通スルモノトス

三 貸付金ニ八年四分程度ノ利子ヲ付スルコト

(四) 医療、運動、娯樂等ノ施設

一 医療、運動、娯樂等ノ施設ノ必要ナルモノヲ調査シ、順次之カ施設ヲ為スモノトス

(五) 住宅経営

一 住宅ハ二千五百円程度、二千円程度、千五百円程度、千円程度ノ四階級トシ、集团的ニ建築スルモノトス

二 敷地ハ雜種財産ノ利用シ得ラルルモノハ之カ貸与ヲ受ケ、否ラサルモノハ最初之ヲ借受ケ、漸次ニ買受クルノ方針ヲ採ルモノトス

三 建築資金ハ預金部等ヨリ融通ヲ受ケ二十ヶ年以内ニ返却スルモノトス

四 住宅経営区域ニハ成ルヘク消費組合ヲ經營セシムルモノトス

五 職員住宅ノ需要状況ヲ調査シ必要ナル地方ヨリ順次之カ建設ヲ為スモ「ノ」トス

六 貸付庁舎建設ノ必要アルモノヲ調査シ順次建築ニ着手スルモノトス

(六) 機関雜誌ノ発行

一 機関雜誌ヲ発行シ職員ノ研究論文等一般的ニ参考トナルヘキモノヲ登載スルモノトシ、現ニ各地財務協會等ニ於テ発行シツツアル雜誌ハ之ヲ廃止スルコト

二 機関雜誌ハ内国税関係等ノモノ及関税関係等ノモノトニ分チ発行スルモノトス

三 本協会ニ印刷部ヲ設置シ、大蔵省、監督局、稅務署又ハ税関等ノ印刷物ノ印刷ノ引受ヲ為スモノトス

(七) 職員必需品ノ共同購入

一 洋服ノ生地等ヲ生産地ヨリ直接購入シ、本部及各支部ニ於テ夫々新調修繕ニ当ラシムルモノトス

二 共同購入容易ナルモノハ本部及支部ニ於テ之ヲ行フモノトス

例之 帽 子 東京又ハ名古屋支部

メリヤス類 東京又ハ大阪支部

ワイシャツ、カラー類 同

三 稅務監督局、税関等ニ在ル購買部ハ本協会ニ合併スルモノトス

(八) 郵便切手、煙草販売等ノ経営

郵便切手、煙草等ノ販売ヲ為シ相互ノ便益ニ資スルト共ニ、其ノ収益ヲ以テ事業資金ニ充ツルモノトス

(九) 基本財産ノ構成

一 主税局ニ在ル税務官吏遭難基金、税務監督局並税関ニ在ル財務協会財産、及之ニ類スル財産ハ本協会ニ引継クモノトス

二 財務関係ノ先輩職員並現職員ヨリ基金ヲ募集スルモノトス

(昭43 大阪 80)

36 昭和11年10月 署長會議諮問事項

昭和十一年十月十九日

湯淺税務署長^印

大阪税務監督局長殿

本月九日付御通牒相成候税務署長會議ノ諮問事項ニ対スル答申要領、別紙ノ通り及提出候也

追而、協議事項ハ無之、申添候

一 税制改革案ニ対スル民部ノ輿論

(一) 今回ノ税制改革案ニ対シテハ、非常時局ヲ認識シ政府ノ方針ヲ是トシ、増税ハ止ムヲ得サルモノトセリ、而

シテ増税ノ方法并ニ程度ニ付テハ種々論議セラレツ、アルモ、大勢ニ追従スルノ外ナシトセリ

(二) 農山漁村ノ負担ノ軽減ハ多年ノ要望ナリシヲ、今回ノ税制改革ニ依リ之レカ実現ヲ見、農山漁村ハ好感ヲ表示セリ

(三) 地方税制中最モ負担重キ戸数割ノ全廃ハ、農山漁村ノ希望スル所ニシテ賛意ヲ表セリ

而シテナカラ町村当局トシテハ、之レカ廃止ノ暁ハ自治ノ觀念薄キ自治行政上悪影響ナキヤヲ憂ヒ、対策トシテ極メテ軽率ニテ賦課スヘク、戸数割ニ代フル他ノ新税創設ヲ希望スル向アリ

(四) 売上税ノ新設ハ曾テ營業税ノ弊害ヲ認め、現在ノ収益税ニ改正シタルモノナルノ理由ニ依リ、之レカ実現ニ反対多シ

而シテ若シ実施サル、ナレバ、収益ナキ売上ハ課税外トセラレ度希望セリ

(五) 財産税ノ新設ニ対シテハ所得ヲ生セヌ財産ハ課税外トセラレ度希望セリ

二 税制改革案実施セラル、場合ノ準備方策

非常時局ニ当面シテ我々税務官吏ハ、一段ノ努力ヲ以テ奉公スヘキ覚悟ハ勿論ナルモ、尚左記方策ヲ必要トス

(一) 税務機構ノ拡充ヲ図ルコト

(二) 直税各税調査ニ当リ税務官吏ニ銀行、信用組合等ノ帳簿・書類ヲ検査スルノ権能付与（法律勅令ニ依リ）

(三) 実施ニ際シ改革案ノ趣旨ノ普及ヲ図ル為メ、地方的ニ各業者ヲ集合セシメ講演会ヲ開催スルコト

来ル二十七日ヨリ四日間ノ予定ヲ以テ、管内稅務署長會議ヲ開催スヘキニ付、同日午前九時迄ニ出局スヘシ
追テ、諮問事項及協議事項ハ左記ノ通ニ付了知セラルヘシ

昭和十一年十月九日

大阪稅務監督局長 安江好治

記

諮問事項

一 稅制改革案ニ対スル民部ノ輿論並ニ之カ実施セラル、場合ノ準備方策如何
本問ニ対スル答申要領ヲ極メテ簡潔ニ記載シ、来ル二十日迄ニ必ス到達スル様送付ヲ要ス

(昭53 大阪 80)

37 昭和12年1月 広島局長の年頭挨拶

各位

本日別紙ノ通り局長ノ挨拶ヲ受領セリ、一言一句我々稅務官吏ニ対スル公私ニ就テ深刻ニシテ、而カモ懇篤ナル挨拶
ニ有之、恐縮ノ外ナシ、克ク此趣旨ヲ体シ万遺漏ナキヲ期セラレ度シ

右訓達ス

昭和十二年一月十四日

署 長

中村局長ノ稅務署職員ニ對スル年頭挨拶、別紙御送付申上候

昭和十二年一月十三日

秘書係

可部稅務署 御中

敬愛すべき稅務署職員諸子に告ぐ

諸子は一家団欒裡に極めて多幸なる昭和十二年の新春を迎へられたことを信じ、心からお喜びを申述べます

本年の我が稅界は正しく非常時に直面致して居ります。今や個人四稅調査事務と酒稅事務は其の最盛期に入りました。それに土地賃賃價格改訂事務も補正調査が残つてゐます。其の他稅務各般の事務は固より、国有財産、預金部、大藏財務協會等に関する事務は益々多忙繁劇を加へて参りますが、特に画期的稅制改革に関する諸法案の實施を構へて、我等の責務は誠に重大となりました。我等は一身を捧げて此の非常時稅務に奉仕致さねばなりません。況んや此の稅制案實施に伴ひ、稅務官吏待遇改善の諸計画もあるやに承知致して居るのでありまして、我等は一層獻身的努力を誓はざるを得ないのであります。

併し乍ら我等の必死的奮闘は少くとも二三年の繼續を必要とするのであります。其の間此の奮闘に耐へ進んで行くだけの健全なる心身を必要と致します。特に健康を第一と考へます。諸子はその私生活の節制に努め、公生活に於ても無理なる頑張りを戒しめ健康保持に努められ、以て此の大事業に當るべき陣容を整へらるることが第一義であると思ふのであります。

稅務行政の要諦は固より課稅の公正適実を期することであり、今回の稅制案は要約せば負担の公正を圖る一方、

収入増加を目標としてゐるのであります。即ち税制案は立法の上から負担の公正を図らんとするものであります。我等は此の主旨を体して税務の執行上負担の公正を期せねばなりません。即ち飽くまでも公明無私な心境を持し、あらゆる因縁情実等を排撃し、調査の徹底充実に於て、凡そ担税力のある所はよく之を捉へ、公正にして適実なる税務の執行を致さねばなりません。併し乍ら税整案の内容を見ても増収を目的とは致し乍ら、なほ負担の衡平を図らんが為には、特に土地所有者並小営業者等の負担軽減を考慮されて居るのであります。諸子に於ても、よく此の主旨を体し無理なる課税を極力排し、苟くも苛斂誅求の怨声を聴くことのないやう充分戒心致されたいのであります。

納税が国民の義務であり、租税収入が国家発展の活力素であることは国民周知の事実であり乍ら、一部納税を厭ふ念慮を抱く者多きは事実であります。「喜んで納める税」、之が我等の理想であります。納税者の税に対する不服は要するに我等税務当局の無理か、納税者側の誤解か、必ず二者の一に起因するのでありますから、我等は坦々たる気持でよく納税者の不平に聴くだけの親切さがなければならぬと思ひます。若し税務当局の無理であることに気がつけば、其の立場等に拘泥することなく、我等はよく反省致さねばなりません。若し納税者に誤解があるなれば懇切丁寧に説得に努めやうではありませんか。一人一人の納税者を説いて回することは不可能であらうけれども、私共が一人の納税者に対する態度又は言動は、直ちに管内全納税者に波動致します。マイクロホンを通じて全納税者に呼びかくるも同様です。常に全納税者に呼びかくる心懸けで、一々の納税者に接して行きたいものであります。納税者がよく我等の仕事を理解し喜んで税金を納める。我等の仕事に充分なる信頼を持たせるやうにすることは、即ち国民の国家観念を高調する一助となることと確信するものであります。税務に対する国民の考へ方を改めさせて、我等の仕事に対する国民の信頼を厚からしむることは、私の日頃の念願であります。

最後に特に申述べたいのは、今回の如き大事業に直面して最も必要なることは、全体としての一致協力であります。署に於ては署長を中心として各員が一体となり、更に本局を通じて又本省を通じて全国税務官吏の大同団結の力を以て、我等の重大使命に向つて勇往邁進せんことを切に期望致します。諸子の昨年中の労苦は一通りではなかつた。其の尊い労苦の結果、当局管内各税務は極めて順調に進捗し、予期以上の成績を収める事が出来たのであります。私は衷心感謝の念に堪えないのであります。而して本年に於ては更に一層の奮闘をお願ひ致したのであります。茲数日来寒気も俄かに加はつて来ました。仕事の上にも種々困難なことが多からうと思ひますが、大いに勇を鼓して皇国への御奉公に精進せられんことを切望致す次第であります。

昭和十二年一月

中村 應

(平 4 広島 14)

38 昭和12年 4月 局長会議における結城大蔵大臣訓達

昭和十二年四月十六日

大阪税務監督局長印

税務署長殿

本月十二日開会シタル税務監督局長会議席上ニ於テ、結城大蔵大臣ヨリ別冊ノ通り訓達有之候ニ付テハ、部下ト共ニ服膺セラルヘク

右及通牒候也

結城「豊太郎」大蔵大臣訓示（昭和十二年四月十二日 於稅務監督局長會議）

茲ニ稅務監督局長會議ノ開會ニ當リ、一言所懷ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ欣快トスル所デアリマス。我が國財政ノ現況ニ照シ租稅增徴ノ必要ナルコトハ、數年來朝野ノ間ニ論議セラレタ処デアリマシテ、嚮ニ前内閣ニ於キマシテモ國及地方ヲ通ズル稅制ノ改革ト增稅計畫トヲ樹テタノデアリマスガ、御承知ノ如ク前内閣ハ其ノ案ヲ議會ニ提出シテ間モナク總辭職スルコトナリ、議會開會中現内閣ノ成立ヲ見タノデアリマス。現内閣ハ成立匆々ノ際デアリマシテ、広汎ニ互ル前内閣ノ改革案ヲ仔細ニ檢討スル邊ガアリマセンノデ、國及地方ヲ通ズル稅制ノ改正ハ之ヲ後日二期シ、經濟界ノ実情ヲ考慮シテ前内閣ノ案ヲ取捨シテ、取り敢ヘズ現行法ヲ基礎トスル各稅ノ增徴ニ若干ノ新稅ヲ交ヘタ暫定的ナ增稅計畫ヲ樹テ、之ヲ議會ニ提案致シタノデアリマスガ、其ノ提案ノ殆ンド全部ガ議會ノ協賛ヲ經マシテ、既ニ去ル四月一日ヨリ施行セラレテ居リマスコトハ、是亦諸君御承知ノ通りデアリマス。

今回ノ增稅案實施ノ結果、臨時租稅增徴ニ依リ二億三千余万円、新稅創設ニ依リ三千九百余万円、合計二億六千九百余万円ト言フ巨額ノ負擔ヲ國民ニ課スルコトナリマス。增稅計畫ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ諸君ニ於テ善ク御承知ノコトト思ハレマスガ、此ノ際極メテ簡單ニ立案ノ趣旨ヲ申述ベ度イト思ヒマス。既ニ一言致シマシタ如ク今回ノ案ハ現行法ヲ基礎トシ、之ニ若干ノ新稅ヲ交ヘタ暫定的ノモノデアリマスガ、立案ニ當リマシテハ出來得ル限り負擔ノ衡平ヲ圖ルコトニ努メ、一率ニ增稅スルコトナク、負擔力ノアル処ニ重課シ、負擔力ノ薄イ方面ニハ輕クシテアルノデアリマス。殊ニ主トシテ直接稅ニ於テ增收ヲ挙げルコトトシ、間接稅ノ增徴ハ比較的少額ニ止メタノデアリマス。臨時租稅增徴法ニ於キマシテ各稅ノ增徴割合ニ等差ヲ設ケ、又個人ノ營業收益稅、清涼飲料稅、織物消費稅等ニ

付テ増徴ヲ行ハナカッタノモ其ノ趣旨デアリマス。新税ニ於キマシテハ法人ノ資本ノ集積ニ担税力ヲ認メ之ニ法人資
本税ヲ課スルコトトシ、高利率ノ外貨債所有者ノ担税力ニ対シテ外貨債特別税ヲ設ケ、不動産ノ流通ニ対スル課税ト
ノ權衡上、有価証券ノ移転ニ対シ有価証券移転税ヲ課スルコトト致シマシタノモ同様ノ考ニ出テ居ルノデアリマス。
唯新税中揮発油税ヲ創設致シマシタノハ、主トシテ燃料国策遂行ノ為デアリマシテ、多少他ノ税ト趣ヲ異ニシテ居リ
マス。

今回ノ増徴ヲ実施スルニ付キマシテハ、到底従来ノ人員經費ヲ以テシテハ足りマセヌノデ、人員經費ニ付相当ノ増
加ヲ見ルコトトナツタノデアリマス。稅務行政ヲ完全ニ執行シテ行キマス為メニハ、充分ナコトヲ言ヘバ更ニ多數ノ
人員、多額ノ經費ヲ必要トスルノデアリマセウガ、増税ニ依テ國民ノ負担ヲ増加セントスル際デアリマスカラ、官吏
ノ勉強ニ依テ補ヒヲツケルコトニ致シタ次第デアリマス。諸君モ政府ノ意ノアル所ヲ体シ、可成事務ノ簡捷ヲ計ルト
共ニ、克ク管下ノ稅務官吏ヲシテ一層奮勵努力シテ事ニ当ラシムル様示達セラレンコトヲ希望致シマス。

昨年来前内閣ノ稅制改革案及今回ノ臨時増徴案等ノ調査立案ニ方リマシテ、諸君ヨリ本省ノ要求致シマシタ資料ヲ
常ニ迅速ニ提出セラレマシテ、成案ヲ得ルニ多大ノ便益ヲ与ヘラレマシタコトニ付キマシテハ、諸君並ニ管下職員一
同ノ勞苦ニ対シ深ク之ヲ多ト致シマス。尙政府ハ既ニ議會等ニ於テ言明シテ居リマス通り、今後ニ於テ中央地方ヲ通
ズル稅制改正ヲ為シ、大体ニ於テ其ノ際ハ增收ヲ目的トセズ、國民負担ノ均衡ヲ主眼トスル積リデアリマス。今回ノ
會議ニ當リ諮問事項ノ第一ニ、「中央地方ヲ通ズル租稅制度改正ニ關スル意見如何」ト言フ問題ヲ提出シテ置キマシ
タノモ、斯ル意図ヨリ出デタノデアリマス。尙次ノ稅制改正ニ當リマシテモ、資料ノ蒐集等ニ付諸君ノ御尽力ニ俟タ
ネバナラヌ点ガ少クナイト考ヘマスノデ、此ノ点予メ御依頼致シテ置キマス。

次ニ土地賃貸價格ノ調査ニ付キマシテハ、昨年来諸君ノ御努力ヲ願ツテ居ルノデアリマスガ、御承知ノ通り今回ハ

地租法施行後第一回ノ改訂デアリマシテ、民間ニ於キマシテモ此ノ賃賃価格ノ改訂ノ結果ニ多大ノ関心ヲ持ツテ居リマスニ加ヘ、土地ニ対スル租税負担ノ問題ガアラユル方面カラ論議サレテ居ル際デアリマスカラ、今後共充分慎重精密ニ調査ヲ完成セラレマシテ、來ル九月三十日迄ニハ円満ニ調査委員會ヲ終了セラレ度イト思ヒマス。

次ニ此ノ機會ニ於テ稅務ニ関シ私ノ考ヘテ居ル所ヲ一言申上ゲ度イト思ヒマス。惟フニ租税ノ賦課ハ一國財政上ノ必要ニ基クモノナルコトハ申ス迄モナイノデアリマスガ、一方ニ於テハ國民經濟ト相互依存ノ關係ニ在リ、延イテハ國民思想ニ影響スル所モ尠クナイノデアリマスカラ、稅務ノ執行ノ当否ハ直ニ國政全般ノ運行、國運ノ發展ニ至大ノ影響ヲ及ボスノデアリマス。從ツテ稅務行政ノ局ニ当ル諸君ノ責務ハ重且大ナリト言ハネバナリマセン。幸ニ今日迄ノ処稅務行政ガ大体ニ於テ円満ニ執行セラレテ居リマスコトハ、私ト致シマシテモ喜ビニ堪ヘナイノデアリマスガ、今回ノ如キ巨額ノ増稅ヲ行フニ当リマシテハ、須ラク從來ニ比シ一層慎重ニ注意ヲ加ヘ、納稅者ノ負擔力ノ真相ヲ捕捉スルコトニ努メ、納稅者ニ対シ苛察ニ亘ルガ如キ感ジヲ抱カセルコトナキ様、特ニ万全ノ意ヲ用ヒラレ度イト思ヒマス。殊ニ今回創設致シマシタ新稅ノ施行ニ付キマシテハ、納稅者ニ於テモ未ダ稅務ノ取扱ニ習熟セヌノデアリマスカラ、一段ノ注意ヲ払ヒ出來得ル限り課稅上ヨリ來ル取引ノ障礙ヲ除クニカメ、以テ適正円満ナル施行ヲ期セラレんコトヲ希望致シマス。先般ノ帝國議會ニ於テ増稅案ノ審議ニ際シマシテハ、稅務官吏ノ納稅者ニ対シマスル態度ガ屢々論議サレマシテ、御承知ノ如ク貴衆兩院共大体同様ノ趣旨ヲ希望又ハ付帶決議ヲ付シタノデアリマス。

私ハ此ノ際ニ於キマシテハ、國民タル者ハ各々其ノ分ニ応ジテ、納稅ニ依リ奉公ノ誠ヲ効スベキモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマシテ、稅務官吏ハ正ニ其ノ奉公ノ御世話ヲスルモノデアルト心得テ居テ然ルベキモノト思フノデアリマス。私ハ議會ニ於キマシテ此ノ問題ニ付屢々次ノ様ナコトヲ申シタノデアリマス。租稅ト云フモノハ政府ガ取ルノデハナイ、國費ヲ國民ガ納メ、ソウシテ共ニ國政ヲ遂行サセル、斯フ云フ氣持デ出シテ貰フノデアル、國民トシテ

ハ自分ハ国費ノ負担ヲシテ居ルノダト言フ矜持ヲ持つテ貫ヒ度イ、又稅務官吏トシテモ、有ル所カラ挽ギ取ルト云フヤウナ氣持ヲ以テ徵收スベキデハナイ、資力ノアル者カラ其ノ分ニ応ジテ出シテ貰フノデアアル、双方ガ斯フ云フ氣持デ行カネバナラヌト思フノデアリマシテ、國民ニハサウ言フコトノ理解ヲ持つテ貰フコトヲ努メルト同時ニ、直接監督下ニ在ル稅務官吏ニ對シテモ、其ノ辺ノ考ヲ充分ニ吹キ込ンデ、納稅者ニ嫌ナ感ジヲ与ヘサセナイ様ニシテ納メテ貰フ、斯様ナコトヲ申シタノデアリマス。租稅ヲ納メルコトハ納稅者ニトツテハ苦痛ニ感ズルコトハ事実トシテ認メザルヲ得ナイノデアリマスカラ、稅務官吏ノ取扱上ノ僅カノ不注意カラ往々ニシテ思ハザル批難ノ声ヲ生ジ、稅務行政ノ執行上障礙ヲ生ズル場合モアルコトト思ハレマス。固ヨリ中ニハ納稅者ノ誤解ニ基クモノモアルコトト思ハレマスガ、此等ノ点ニ付將來一層細心ノ注意ヲ以テ事ニ當ラレンコトヲ望ミマス。

次ニ国有財産事務ニ関シテハ、從來極メテ円満且適切ニ行ハレ、就中困難ナル雜種財産ノ整理処分モ着々進捗ヲ見、毎年予定ノ收入ヲ挙ゲツツアルコトハ、諸君並ニ部下職員一同ノ努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、誠ニ欣快ニ堪ヘマセヌ。

抑モ国有財産事務ハ中央並ニ地方ノ財政ニ関連スル所多大デアルノミナラズ、國民經濟ノ消長ニモ影響スル所尠カラザルモノデアリマスカラ、諸君ハコノ点ニ留意セラレ今後一層本事務ノ進捗ヲ図ルト共ニ、常ニ國民經濟ノ推移ニ對スル注意ヲ怠ラズ、以テ該事務ノ適正円満ナル処理ニ付一段ノ御配慮ト御努力アラムコトヲ希望致シマス。

預金部關係ノ事務ニ付キマシテハ、曩ニ預金部ノ支部及出張所ノ制度ガ実施セラレテ以來、今日マデ約四箇年ヲ經過致シマシタガ、此ノ間所謂直接貸付ハ其ノ件數ニ於テモ、又其ノ金額ニ於テモ非常ニ増加スルト共ニ、近來回收ノ事務モ漸次多キヲ加ヘテ參ツタノデアリマス。然ルニモ拘ラズ諸般ノ事務ガ円滑ニ運行セラレツツアルコトハ、諸君並ニ諸君ノ部下ノ努力ノ結果デアリマシテ、其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

御承知ノ如ク直接貸付ノ範圍ハ昨年ヨリ水利組合ニマデ拡張セラレタノデ、其ノ關係事務ノ増加ヲ来シタルコトハ勿論、市町村等ノ財政ノ現状ニ鑑ミ資金ノ貸付並ニ回収ノ事務ハ、今後一層複雑且困難トナルコトト想像致シマス。諸君ハ繁劇ナル稅務行政ヲ執掌セラルルト共ニ、預金部資金運用ノ事務ニ付テモ敏速且適切ナルヲ期スル様、特ニ留意セラレンコトヲ希望致シマス。

官紀ノ振肅ニ付キマシテハ、從來屢々諸君ノ注意ヲ促シテ居ツタノデアリマスガ、今尚往々ニシテ稅務官吏ノ不正事件ノアルヲ聞キマスコトハ誠ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ。今回ハ多額ノ増稅ヲスル際デモアリ、從來ヨリ一層嚴重ナル監督ヲ加ヘラレテ、斯ル事件ノ根絶ヲ期シ度イト考ヘマス。

終リニ諸般ノ問題ニ付諸君多年ノ經驗ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝シ、以テ当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

(平 12 大阪 137)

39 昭和12年6月 第一線の行政事務刷新策

昭和十二年六月二十五日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

第一線ノ行政事務刷新方策ニ関シ各署ニ於テ施設シタル事項、別紙ノ通り送付候ニ付參考ニ資セラレ度候也

第一線行政事務刷新事項の實施に當りて

今般非常時局の重圧の下に臨時増徴法が實施せられ、國民の負擔は益々増加したが爲めに、徵稅官庁と納稅者の間の摩擦は愈々大となるものと察せられる。此の時に當り第一線に立つ諸君の心労は恐らく一層深いものがあるであらう。従來諸君の勤勞心に富み稅界伝統の美風の下に一致協力日夜勉強せられつゝあるは、常に感謝の念に堪えぬ処であるが、更に自ら深く省み、人生の本義を悟り、徒らに浮華輕佻の風に習はず、今後一層の努力を以て徵稅奉公の念を旨とし、不正を匡し嚴正公平なる課稅を所期せらるゝと共に、親切丁寧を以て、納稅者をして納稅奉公の誠に覺醒せしめられる様、大勇猛心を奮ひ起されんことを望む、信念ありてこそ事務も楽しく意義があり、如何なる困苦にも耐え得るものである。第一線行政事務刷新に當り、以上を根本信念とせられんことを望む。

右訓達す

以上の精神を以て、以下四項目を實行せられたし。其の他の具体的事項は各課係に於て實行の上毎月報告せられたし

一 公衆に対する態度

1 第一線行政事務担当者は公衆に接するに威權を濫用せず謹慎懇切を旨とすること。

2 質問者には丁寧の説明を与へ稅務行政に関する智識と諒解を与へ、進んで健全なる納稅道德を自覺せしむる様努むること。

3 善意の公衆は之を叱責せず、善良なる納稅者たるべく教導する事。

4 公衆と口論せざること。(感情的な口論よりも相手方の良心を動かす様懇切たること)

5 誠意ある申告は親切に聴取し参考とすること。

二 外来者の応対

1 出頭を求むるは已むを得ざるときに限り、電話又は書面を以て之に代ふること
2 呼出したる者は勿論、其の他の者と雖も長時間待たせぬこと、又順番を狂はせぬこと。(自己の時間同様他人の時間を尊重すること)

3 成るべく所定の応接場所にてなすこと。(秩序を守るため濫りに自席で対談せぬ様注意のこと)

4 言語、態度を慎しみ親切丁寧を念とすること。(立場を換へて自分が応接せられる時は如何なることを希望するかを顧ること)

三 電話の応接

1 電話が掛り給仕の居らざる時は近くの者適宜敏速に電話口に出ること。(長く電話口で待たせられた時の不愉快さを顧ること)

2 電話に於ける応対も外来者と同様言語を慎しみ粗雑に亘らぬこと。ウン、フン、ソレデヤネ、ソーダネ等余り丁寧でない言葉は使はぬこと。

3 不在者に掛りたる電話に関しては予て訓達したる通りなすこと。

四 書面照会、回答、願届手続に関する件

1 一般公衆に対する照会、回答、指示等の用語は努めて平易にし、場合に依り口語文を用ふること。

2 願届手続、照会、回答等は努めて迅速に之を処理し、何時迄も放置せず回答手続等も直ちに処理する様心懸けること。

- 3 手続等に関し公衆に経済的負担を掛くるは最少限度に留むる様努力し、照会等も止むを得ざるものに限り、無暗に回答を求め時間と経費を浪せしめぬこと。
- 4 簡単な手続は具体的に判り易く教へて代書人、代弁人等を煩しめぬ様すること。

伏見税務署

第一線の行政事務刷新方其の他の申合

昭和十二年六月十九日座談会決議

- 一 公衆に接しては態度の虚飾、弁の冗長を避けて、真率、簡明に、いかなる場合にも敬意を失はざるやう努むること
- 二 公衆よりの質議に対しては理を尽して之れに応へ、苟も説明不親切なりとの謗りを受けざること
- 三 電話の応答も亦以上の用意あること勿論なること
- 四 公衆溜と室内応接箇所は常に感じよく清浄し、仕事の都合を以て応接箇所を塞ぐ等、勝手がましきことをなさざること
- 五 公衆との窓口応接は「立談十分間」をモットーとし、複雑これ以上の時間を要すると思はるゝものは、室内応接箇所へ導きて応対すること
- 六 各自の仕掛り書類は必ず一定の書函に納め、不在の時も常に他の同僚にて処理し得るやう整頓し置くこと
- 七 公衆との照覆はすべて即日之れを処理すること
- 八 土地分合筆の処理亦即日主義を励行すること

九 土地台帳謄本は即時之れを下付すること

一〇 口頭申請申告制度を活用すること

一一 文章は平明、簡潔を旨とし、公衆に対する照覆文は平仮名口語体を使用すること

文例の一斑

一 御問合せにかゝる貴下の所得決定内容は左の通りであります

一 御問合せにかゝる扶養家族控除方は、貴下の所得申告が法定期限の三月十五日を過ぎてゐたため、遺憾ながら無効として取扱はれたのであります

一 相続財産の評価につき御説明願ひたく、御足労ながら来る何月何日より何月何日迄の間、貴下の御都合のよい日に当署迄御出向ありたく、若し御差支の場合は成るべく代理の方を御差向下さい

一 不動産取得と相続税の關係につき御説明願ひたく、御足労ながら来る何月何日午前何時より午後何時までの間、貴下の御都合のよい時間に左記へ御出向ありたく、若し御差支の場合は成るべく代理の方を御差向下さい

一 何々役場

一二 公衆の呼出は事前に相当の調査を遂げ、真に濫用を慎み、被召喚者が「これしきの調べに人を呼びだすなど不都合だ」との感情を抱かせるが如き杜撰な仕事をなさざること

一三 公衆の呼出はもとより、文書で回答を求むる場合も、署の都合より相手方の都合を稽へ、立場を代へて考ふる
とき、「これは迷惑至極だ」と直感するが如きものは之れを差し控ゆること

一四 お互によく共助の実を挙げ、少なくとも各課内は融合して退庁の時を同じくすること

一五 大体に於て税務経験を等ふる同人に依り署内に三班の自治班を作り、最繁忙期を除き月二回以上左の科目を

研究すること、但し署長、課長は之れに加はずして隨時聴講すること

稅務法規並に事務規程の研究

有益なる書籍の輪読

一六 娛樂には左の四種を選定し、猶ほ毎年春季、一同にて懇親清遊会を催すこと

野球、卓球、囲碁、将棋

堺 稅務署

署員応接の心懸け（下記は常に服膺実践するものとす）

- 一 外来者を永く待たせぬやう心懸けること（窓口へ来た人には特に気を配ること）
 - 二 応接の際は言葉に注意し見下けもの言ひをせぬやう気をつけること、馬鹿丁寧なもの考へもの
 - 三 質問を受け又は先方が間違つた考へを気付かずに居るやうな場合は、懇切に教へ必ず了解せしめること
 - 四 言葉の間違ひ等其場限り取消し得る事柄は率直に其の非を認め、明朗な態度をとること
 - 五 電話で応対するときも以上と同じ心懸けが必要た
- 電話か掛つて来たときは、先方の間を待たす「此方は堺稅務署です」と云ふ位にしたい

（故高橋蔵相四訓 怒るな あなどるな 恐れるな あせるな）

富「豊力」岡稅務署

第一線の行政事務刷新改善に関する吾人の心得並に実行事項左の通り定む

(一) 窓口行政の心得要領

- 一 吾等の行政は民衆福祉の爲めぞ、吾人の事務は民衆の代行と思へ
- 二 民衆の爲めに懇切鄭寧であれ、民衆を吾等の顧客の如く扱へ
- 三 民衆に迷惑をかけるな、民衆に無駄足、ムダ時間をとらずな
- 四 民衆に負担をかけるな、民衆の利便を図り失費を避けよ
- 五 事務の円滑簡易化を図れ、上下を脱ぎ内も外も理解の的で勤めよ
- 六 事務の能率増進に精進せよ、より以上の事務増量に憂身を窺せ
- 七 所謂眞の善政を施くに努めよ

経、緯、表裏、内外、噂眞、何れも「至善」で固めよ、即ち吾人は過去を反省し深く独善を戒め、円滑な税務
行政執行に専念すべきである

(二) 窓口行政の実行事項

- 一 週間を通して実行すべき事項
- 一 昇庁時刻及休憩時間の励行をなすこと
- 二 正午及午後一時に鈴を鳴すこと
- 三 其の日受けたる書類は其の日に処理すること
- 四 執務時間中は濫り離席せざること
- 五 燃料諸用紙の節約をなすこと
- 六 執務中雑談せざること

- 七 仕事の手順を良くすること
 - 八 給仕、小使を手順良く使役すること
 - 九 反古は室内に散乱せざる様必ず籠に入るゝこと
 - 十 離席の場合は椅子を元の位置に復すること
 - 十一 電話を節約をなすこと
 - 十二 電灯の節約をなすこと
 - 十三 燃料の節約（小使に特に注意）すること
 - 十四 容器、器具の使用を能率的ならしむること
 - 十五 謄写版原紙は可成全面を使用すること
 - 十六 用紙、状袋及綴紐を節約し、尚廢物も利用すること
 - 十七 書類綴用ゼムピンは幾回も使用すること
 - 十八 通信上の無駄を排除すること
 - 十九 起案文を簡潔にすること
- 二 各日に実行すべき事項
- 第一日（月曜日）
- 時間尊重事務促進
- 一 週間を通して実行すべき事項を本日より直ちに実行すること
 - 二 署長又は各課長は午前八時部下（給仕、小使を含む）を集め訓話をなすこと

第二日（火曜日）

書類の整頓

- 一 書棚又は書箱内にある図書又は書類の整頓をなすこと
- 二 平素必要ならざる書類は文書係に引継ぐこと
- 三 机上及抽出等を整理すること

第三日（水曜日）

備品及消耗品の整理節約

- 一 共同備品及専用備品を整頓すること
- 二 椅子、卓子、印箱、硯箱、茶器、蓆盆、肉池、印章等の掃除手入をなすこと
- 三 電話機の手入れをなすこと
- 四 電灯器具の手入
- 五 時計の手入
- 六 消火器の手入
- 七 諸帳簿の残用紙を取除くこと

第四日（木曜日）

- 一 訓話及事務研究、打合日にすること

第五日（金曜日）

- 一 事務室及倉庫、其の他各所の整理清掃

- 一 事務室、会議室、応接室等の清掃
- 二 額、掛物等の掃除
- 三 構内の掃除
- 四 当直室、小使室及竈場、水流場の清掃
- 五 文書及器具倉庫の整理整頓

第六日（土曜日）

不用物品の整理其他

- 一 事務室及倉庫内等の不用物品及書類を整理の上引継ぐこと
- 二 引継物品を整理すること
- 三 廊下唾壺の掃除消毒をなすこと
- 四 便所の細密掃除及消毒をなすこと

右即日より決行のこと

尤も直面する四税の説明振や土地異動処理の促進、並に土地台帳謄本下付方の正確敏速にして、民衆に満足を与える等の事項は時々問題とすること

(昭53 大阪 81)

40 昭和十二年七月 大阪局における賀屋大蔵大臣訓示

昭和十二年七月五日

大阪稅務監督局長印

稅務署長殿

本月二日当局會議室ニ於テ賀屋「興宣」大蔵大臣ヨリ別紙ノ通り御訓示有之候ニ付テハ、部下ト共ニ克ク其主旨ヲ体シ万遺憾ナキヲ期セラルヘク、殊ニ右御訓示中大臣ヨリ第一線行政事務ノ刷新、並ニ職員各自ノ自発的活動ニヨル一大和ヲ以テ難局ニ処スベキ旨、特ニ強調セラレタル点ニ付テ善ク思フ致シ、曩ニ通牒セル事務刷新委員會ノ活用ヲ計ルコトニ一段ノ留意相成度、此段及通牒候也

「 昭和十二年七月二日

大蔵 大臣 訓 示

」

大阪稅務監督局ニ於ケル大蔵大臣訓示

本日茲ニ諸君ト相見エル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ洵ニ欣快トスル所デアリマス

時局極メテ多端ノ際、大蔵大臣ノ重職ヲ拝命致シマシテ、只管其ノ責任ノ重大ナルコトヲ痛感致シテ居ル次第デアリマス。併シ乍ラ既ニ大命ヲ拝シマシタ上ハ唯々至誠以テ事ニ当リ、渾身ノ力ヲ振ヒ起シ皇國ノ為微力ヲ尽シ御奉公申上グル決心デアリマス。諸君ニ於カレテモ各人一致團結シ各其ノ職務ニ忠シ奉公ノ誠ヲ致シ、難局打開ノ為一層努力セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

今後ニ於キマスル經濟政策ノ根本ハ、先般閣議ニ於テ其ノ方針ヲ決定致シマシタ通り、現下我国内外ノ情勢ニ顧ミ、国防並ニ国民生活ニ關シテ必要ナル施設ヲ、国家ガ積極的ニ行ツテ參リマスニ付イテ、我国及我国ト不可分ノ關係ニ在リマスル滿洲国ヲ通ジテ、其ノ經濟力ヲ充塞シ、維持シ、更ニ之ヲ發展セシメテ行クコトニ存スルノデアリマス。

換言スレバ、国防並ニ国民生活ニ關シ緊急ナル諸般ノ施設ハ、此ノ充塞發展セラレタル經濟力ヲ基礎トシテ、初メテ其ノ実行ガ可能デアルト信ズルノデアリマシテ、又一面其ノ施設ノ限界ハ此ノ充塞發展セラレタル經濟力ノ、堪へ得ル範圍ニ止メナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス。而シテ此ノ經濟力ヲ充塞發展シ、維持シテ行ク上ニ於キマシテハ、生産力ヲ拡充スル具体的ノ方策ヲ樹立スルコト、國際収支ノ均衡ヲ維持スル為ノ方策ヲ講ズルコト、並ニ物資ノ需給ヲ予測シテ其ノ適合ヲ図ル方策ヲ確立スルコトノ、三ツノ事項ガ其ノ主眼トナルベキモノト確信致シテ居ルノデアリマス。要スルニ、今後ニ於キマシテハ、政府及民間ヲ通ズル全国經濟ノ活動ニ付テ、一貫スル根本的計畫ガ樹立セラレ、国民全般ハ、官モ民モ、協力一致シテ、其ノ方向ニ沿ツテ、行動シテ行カナケレバナラヌノデアリマス。

昭和十三年度予算モ亦現ニ此ノ三ツノ事柄ノ確立ヲ前提トシテ編成スルコトニ決定ヲ致シタ次第デアリマス。而シテ此ノ点ニ關シテハ、先ヅ大藏部内ノ各位ガ克ク之ニ關スル認識ヲ深メラレルコトガ最モ必要デアリ、急務デアルト考ヘルノデアリマスガ、就中地方ニ居ラレマス諸君トシテハ直接之ニ協力セラレルコトハ勿論、地方民ヲシテ政府ノ意ノアル所ヲ充分理解セシムルヤウ格別ノ尽力ヲ願ヒ度イト思フノデアリマス。

納税思想ノ涵養ニ付テハ、諸君ニ於カレテモ常ニ努力セラレテ來タコトデアリマスルガ、今回ノ如ク多額ノ増稅ヲ実施スル際ニハ特ニ納稅者ノ充分ナル理解ヲ得ルコトガ肝要デアリマス。而シテ之ガ為メニハ前大藏大臣モ屢々言ハレテ居リマシタヤウニ、税ハ嫌ガルモノヲ力ニヨツテ取り立テルノデハナクシテ、国民ガ其ノ分ニ応ジ奮ツテ納稅ニ依リ奉公ノ誠ヲ効スモノデアリ、稅務官吏ハ国民ノ御奉公ノ世話ヲスルノデアルトイフノガ本來ノ筋合デアリ、其

ノ氣持ヲ忘レテハナラヌノデアリマス。而シテ此ノ事ハ稅務行政ノ第一線ニ在ツテ直接國民ニ接スル諸君ニ於テ、一層之ニ留意セラレル必要ガアルノデアリマシテ、所謂第一線行政事務ノ刷新ニ付テハ特ニ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト思フノデアリマス。

諸君ガ益々複雑化スル稅務行政ニ携リ常ニ充分ナラザル人員ト經費トヲ以テ、凡ユル困難ヲ克服シテ事務ヲ遂行シ予期ノ成績ヲ挙ゲテ居ラレマスコトニ付テハ、常ニ敬服シテ居ルノデアリマス。今回ノ増稅ニ際シテモ人員經費ニ於テ相当ノ増加ヲ致シタトハ申セ、未ダ必シモ充分トハ云ヒ難イト思ヒマス。國費多端ノ際、國民ニ負擔ノ増加ヲ求ムルノ時出來得ル限り經費ノ節約ヲ心懸ケタル結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、足ラザル所ハ諸君ノ一層ノ勉勵ト能率ノ増進トヲ以テ之ヲ補ヒ、從來諸君ノ挙ゲラレマシタ声価ヲ失墜セザランコトヲ期待シテ居リマス。

終リニ、此ノ重大時局ニ処シ、財政經濟政策ノ円満ナル遂行ヲ期スベキ重任ヲ負フ我ガ大藏省ノ仕事ハ、固ヨリ私人ヲ以テヨク為シ得ル所デアリマセン。コレカラノ大藏省ノ仕事ハ、大藏省ニ職ヲ奉ズル人々ガ、其ノ職務ノ如何ヲ問ハズ、又中央ニ在ルト地方ニ在ルトノ區別ナク、凡テ一体トナリ、各自ガ其ノ智囊ヲ傾ケ、渾身ノ力ヲ尽シ、一丸トナツテ難局ニ当ルノ氣持ヲ以テヤツテ戴イテ、始メテ之ヲ為シ遂ゲ得ルノデアリマス。殊ニ私ハ大藏省ト云フ大キナ一家ノ身内カラ出テ居ル者デアリマスシ、諸君ノ親身ノ御援助、御協力ヲ切望シテ已マヌ次第デアリマス。

(昭53 大阪 79)

41 昭和12年11月 三都市外直稅課長等會議における大阪局長訓示

「昭和十二年十一月五日

三都市及付近各署直税課長並係長會議ニ於ケル

中村「應」局長訓示

本日茲ニ、昭和十三年分第三種所得税外個人三税調査ニ関シ、三都市及付近各署直税課長並ニ係長會議開催ニ当リマシテ、一言御挨拶ヲ申シ上ゲタイト存ジマス。

時局ハ日々ニ重大ヲ加ヘテ参リマス。真ニ挙国一致、尽忠報国ノ誠ヲ致スベキ秋デアリマス。此ノ際諸君ハ稅務官吏トシテ、政府ノ戰時財政經濟政策ニ協力シ、財務行政第一線ニ於ケル任務ニ邁進セラレタイトデアリマス。

凡ソ稅務ノ執行ニ方リテハ公明正大ニシテ純潔ナル心境ヲ保持シ、調査ヲ徹底充實セシメテ課税客体ノ真相ヲ把握シ、以テ課税ノ公正適実ヲ期スベキコトハ申ス迄モアリマセン。特ニ第三種所得税外個人三稅事務ハ納税者極メテ広汎ニ亘リ、事務分量モ多ク稅務ノ中枢ヲナスモノデアリマシテ、又稅收入ノ上ヨリ申シマシテモ、租税中最モ重要ナル地位ヲ占ムルモノデアリマス。從ツテ之ガ調査ノ当否ハ國家ノ財政上及多數納税者ノ利害休戚ニ關スル所極メテ重大デアリマス。就中京阪神ノ三都及其ノ付近ハ我國産業經濟上ノ中枢デアリマシテ、本稅調査ニ就テモ最重要性ヲ有スルモノデアリマス。本日此処ニ參集ノ諸君ハ、其ノ職責ノ重大ナルヲ思ヒ、周到ナル用意ト献身的努力ヲ以テ本稅執行ノ完璧ヲ期セラレタイトデアリマス。

翻テ、本稅執行ノ蹟ヲ觀ルニ、改善刷新ノ事蹟顯著ニシテ、成績年ト共ニ揚ガリツツアルノデアリマシテ、真ニ慶祝ニ堪ヘマセン。茲ニ諸君ノ努力ニ対シ深く謝意ヲ表スル次第デアリマス。

今ヤ、正ニ昭和十三年分調査モ目睫ノ間ニ迫ツテ居ルノデアリマス。諸君ハ之ガ調査計画等ニ付充分考究致サレテ居ルコトトハ信ズルノデアリマスガ、特ニ二三點ニ付希望ヲ申述ベタイト思ヒマス。

一 本稅調査ノ計画ヲ樹ツルニ際シテハ最モ慎重ヲ期シ、真ニ実行ヲ伴フベキ計画ヲ樹立セラレタキコト

二 經濟調査等ニ依リテ複雑ナル經濟界ヲ大觀シテ各業消長ノ真相ヲ把握スルニ努メ、本税ヲシテ經濟界ノ縮図タルノ実ヲ挙グルコト

三 調査ノ精確ヲ期セラレタキコト。本年ノ審査又ハ誤謬訂正申請件数ハ前年ニ比シテ減少シタトハ云へ、尚甚ダ多数ニ上ツテ居ルノデアリマシテ、之ヲ減少セシムルコトハ極メテ緊要ナルコトト思ヒマス。之ガ為ニハ特ニ調査ニ際シ精確ヲ期スルヤウ、従事員ヲ指導シテ戴キタイノデアリマス。又資料調査ハ一層精確ナラシメ、他署分ノ通報ヲ迅速ニ致サレタイノデアリマス。

四 納税者トノ折衝ニハ誠意ヲ以テ臨ミ、懇切ナル態度ト言語トヲ以テ納税者ノ理解ニ努メラレタキコト。本日ハ唯タ一日ノ會議デアリマスガ、充分ニ意見ノアルトコロヲ述べラルト共ニ、各署ノ長短ヲ克ク吟味セラレテ自署ノ参考トスル等、充分此ノ機会ヲ利用セラレ、昭和十三年分本税調査ニ資セラルルヤウ、才願ヒ致ス次第デアリマス。

(昭53 大阪 81)

42 昭和12年 大蔵省稅務講習會受講者異動調

同八年	大正七年	講習年次	受講者 總數	同上ノ内 官	同上ノ内 他局へ転勤	同上ノ内 他官庁へ転勤	同上ノ内 死亡	現在數	同上内訳 局在勤	同上内訳 署在勤
一三	一三			七	二	一	一			
休職										
一六										

同 七 年	同 六 年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	昭 和 二 年	同 十 五 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	同 十 年	同 九 年
一 〇	一 五	二 六	三 一	三 六	二 八	二 五	二 八			一 三	一 六	一 四
	休 職 二		休 職 一 六	九	一 〇	二	五			七	六	七
		一			二	一	二				三	一
一	三	一	二	五		三	四				二	三
		一	一	一	一					一		

計	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年
三〇九	一四	一	一〇	九	八
休職 六七 四七		一			
一五		一		一	一
二五		一			
六		一			
一九二		一			
二四					
一六八					

(平12 名古屋 748)

43 昭和13年4月 局長會議における賀屋大蔵大臣訓示

賀屋「興宣」大蔵大臣訓示(昭和十三年四月六日 於稅務監督局長會議)

茲ニ稅務監督局長會議ノ開催ニ当リマシテ、一言所懷ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ欣快トスル所デアリマス。

中央及地方ヲ通ズル租稅制度ノ全般的改正ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ其ノ必要ヲ認メ調査ヲ進メテ參ツタノデアリマスガ、偶々支那事變ノ勃發ニ依リ、稅制ノ基礎ト為ルベキ經濟事情及國民ノ負擔力ニ相当ノ變化ヲ來シツツアリマスノデ、此際ハ之ヲ見合ハセルコトニ致シタノデアリマス。併シ乍ラ、現行租稅制度ノ上ニ於テ、出來得ル限り

負担ノ適正ヲ図ルヲ可トスルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、政府ハ、此ノ趣旨ニ依リ、各税ノ部分的事項ニ付、改正ヲ行フヲ適當ト認メ、臨時租税増徴法中改正法律案外七件ヲ第七十三回帝國議會ニ提案シ、其ノ協賛ヲ得マシテ既ニ四月一日ヨリ施行ニ相成ツテ居ル詔デアリマス。

次ニ支那事變ニ関スル臨時軍事費ハ第七十一及七十二回ノ帝國議會ニ於テ協賛ヲ得マシタ二十五億四千余万円ノ外ニ、今回之ガ追加ト致シマシテ、更ニ四十八億五千万円ト云フ巨額ノ予算ヲ計上スルノ必要ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス。此ノ財源ハ大部分ヲ公債ニ俟ツコトニ致シテ居ルノデアリマスガ、其ノ一部ハ租税ニ依ツテ支弁スルヲ適當ト認メタノデアリマス。之ハ独リ財政上ノ見地ニ基クノミナラズ、統後ノ国民ガ其ノ分ニ応ジテ租税ニ依ツテ国家ニ御奉公致スハ当然ノ責務ト認メタカラデアリマス。斯ル趣旨ニ依リマシテ、此ノ際増税ヲ行フコトトシ、帝國議會ニ支那事變特別税法案及臨時利得税法中改正法律案ヲ提出致シタノデアリマス。而シテ此等ノ法律案ハ、是亦帝國議會ヲ通過致シマシテ、四月一日ヨリ施行ニ相成ツテ居リマスコトハ諸君御承知ノ通りデアリマス。

増税ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ諸君ハ充分御研究ノコトト思ヒマスガ、此ノ機會ニ於キマシテ、簡單ニ立案ノ趣旨ヲ申述ベテ今後諸君ガ其ノ執行ノ任ニ當ラレル場合ノ参考ニ供シ度イト思フノデアリマス。凡ソ租税ガ国民ノ負担力ニ適應スベキコトハ申ス迄モナイコトデアリマスガ、今回ノ立案ニ當リマシテモ、特ニ此ノ点ニ意ヲ注ギ、租税制度ノ根幹トモ称スベキ所得税ヲ中心トシテ增收ヲ図ルコトトシ、又事變ノ影響等ニ因リ利益ノ著シク増加シタル者ニ對シテハ、臨時利得税ヲ改正シテ、其ノ増加利益ニ課税スルコトニ致シタノデアリマス。一面比較的担税力アリト認めラルル方面ノ消費スル物品又ハ行為ニ對シ課税スルノ趣旨ニ依リ、從來ノ物品特別税ノ課税範圍ヲ拡張シテ物品稅ト為シ、更ニ通行税及入場税ヲ創設スルコトニ致シタノデアリマス。而シテ此等ノ新税ノ立案ニ當リマシテモ、出来得ル限り右ノ趣旨ヲ徹底セシムルコトニ努メ、物品稅ニ於テハ課税品目ノ選定、課税最低価格ノ決定等ニ付細心ノ注

意ヲ払ヒマスルト共ニ、通行税ニ於テハ近距離三等乗客ニハ免税シ、又入場税ニ於テモ適當ナル免税点ヲ設クルコトニ致シタノデアリマス。今後此等法律ノ執行ニ当リマシテハ、特ニ立案ノ根本趣旨ニ付キ、國民ニ充分ナル理解ヲ得セシムルヤウ御尽力ヲ願ヒ度イト思フノデアリマス。尚後ニ申述ベマスル如ク物価ノ問題ハ今後財政經濟ノ運行上重大ナル關係ヲ有スルノデ、適正ナル物価ノ維持ニ付テハ万全ノ策ヲ講ジナケレバナラヌノデアリマス。從ツテ今回ノ物品税ノ施行ニ付キマシテモ、之ニ藉口シテ課税物品ノ價格ヲ税額以上ニ引上げ、又ハ課税外ノ物品ノ價格ヲ引上グルガ如キコトハ嚴ニ抑制スルノ必要ガアリマスノデ、諸君ニ於カレマシテモ關係当局ト緊密ナル連絡ヲ保チ、斯ルコトナキ様適當ナル対策ヲ講ゼラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

曩ニ申述ベマシタ如ク、事變ノ影響等ニ因リ利益ノ増加シタル者ニ對シテハ、臨時利得税ヲ増徴スルコトニ致シタノデアリマスガ、一面自作農者又ハ中小商工業者ノ中ニハ、今回ノ事變ノ影響等ニ因リ、收益ノ著シク減少スル者モ相當アルト認メラルルノデアリマス。此等ノ者ニ對シマシテハ、此ノ際租税上特別ノ救済ヲ為スヲ適當ト認メマシテ、茲ニ臨時的措置ト致シマシテ、此等ノ者ノ負担スル地租及營業收益税ニ付、軽減ヲ行フコトト致シタノデアリマス。尚其ノ他、重要鉱産物ノ増産ヲ図ル為、一部ノ鉱産税及特別鉱産税ヲ免除シ、又棉花ノ節約ニ資スル為或ル種ノ織物ヲ課税外ニ置く等、主トシテ、時局ニ関連シテ執ルベキ措置ヲ一括シテ、臨時租税措置法案ト為シ、之ヲ帝國議會ニ提出協賛ヲ得マシテ是亦四月一日カラ施行致シテ居ルノデアリマス。本法ノ実施ニ當リマシテモ、特ニ右ノ趣旨ニ基キマシテ、充分所期ノ効果ヲ收ムルヤウ遺憾ナキヲ期セラレ度イト思フノデアリマス。

政府ガ去ル帝國議會ニ提出シテ協賛ヲ得マシタ国税關係ノ法律案ハ、以上申述ベマシタモノノ外、日滿国税徵收事務共助法案並ニ本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案ガアリ、合計致シマスルト實二十三件ノ多キニ達シテ居ルノデアリマス。從ヒマシテ、此等ノ法律ヲ実施スル上ニ於キマシテ今回稅務關係ノ人員經費ニ付テ幾分ノ

増加ヲ致スコトニナツテ居ルノデアリマス。併シ乍ラ一面土地賃貸価格調査事務ノ終了ニ伴ヒ、相当減少スル向モアリマスノデ、尚全体トシテハ充分トハ申シ難イノデアリマスガ、成ルベク事務ノ簡捷ヲ図リ其ノ足ラザル所ハ諸君ノ工夫ト努力ニ依ツテ之ヲ補ヒ、此等法律ノ施行ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。他面事変下ニ於テ国費極メテ多端ノ折カラ、曩ニ予算実行方ニ関シ内閣訓令ヲ以テ大体ノ方針ヲ示シ、更ニ之ガ具体的方法ニ付テハ近ク通知ヲ致ス積リデアリマスガ、経費ノ使用ニ当リマシテハ極力節約ヲ旨トシ、又其ノ効率ノ上ルヤウ出来得ル限り留意致ス必要ガアルト考ヘラレルノデアリマシテ、此ノ点ニ付テハ部下ノ稅務官吏ニ対シ充分其ノ趣旨ノ徹底スルヤウ御訓達アラントヲ切望スル次第デアリマス。

昨年四月ヨリ実施致シマシタ臨時稅増徴法外四件ノ法律、並ニ同ジク八月ヨリ実施ヲ見マシタ北支事件特別稅法ニ付テハ、諸君ニ於テ、稅法ノ普及徹底ヲ図ルコトニ意ヲ用ヒラレタ結果、大体所期ノ成績ヲ以テ、至極圓滿且適正ニ実施セラレテ参リマシタコトハ、洵ニ同慶ノ至リニ堪ヘヌ所デアリマス。又、土地賃貸価格ノ調査ニ關スル事務ハ、右ノ諸法律ノ実施ノ為非常ニ多忙ヲ極メテ居タ際デアツタニ拘ラズ、予定ノ通り順調ナル進捗ヲ見、調査委員會ノ如キモ至極圓滿ニ終了シ、適実公平ナル賃貸価格ノ決定ヲ見ルニ至リマシタコトハ、是亦邦家ノ為慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス。此等ハ諸君並ニ部下職員一同ノ献身的努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、此ノ機會ニ於キマシテ一同ノ勞苦ニ対シ深く之ヲ多ト致ス次第デアリマス。

次ニ稅務行政ノ執行ニ付キ、此ノ際特ニ諸君ノ注意ヲ喚起致シテ置キ度イト思フ点ニ付テ申述ベテ見度イト思ヒマス。今ヤ我国トシテハ、長期戰ニ対応シテ、諸般ノ対策ニ遺憾ナキヲ期シテ参ラネバナラヌノデアリマシテ、殊ニ財政經濟ノ運営ニ付キマシテハ、官民一致能ク其ノ成果ヲ収ムル為、一層ノ努力ヲ要スルモノト考フルノデアリマス。申ス迄モナク、租稅ノ賦課ハ一國財政ノ運営ニ至大ノ關係ヲ有シ、之ガ適實ニ執行セラルルノ要アルコトハ多言ヲ俟

タナイノデアリマス。又一面租税ハ国民経済並ニ国民生活ト密接ナル関係ヲ有スルノデアリマシテ、今回ノ増税モ特ニ国民経済ノ運行ヲ阻害セズ、且国民生活ヲ不当ニ圧迫スルガ如キコトナキ程度ニ止ムルコトト致シタノデアリマス。従ツテ、今後諸君ガ之ガ執行ノ任ニ当ラレル場合ニ於テハ、其ノ結果ガ国民経済ノ運行ヤ国民ノ実生活ニ及ボス影響ニ付、常ニ細心ノ注意ヲ払フコトガ肝要ト思フノデアリマス。例ヘバ曩ニモ一言シマシタ如ク、物品税ノ実施ト物価トノ關係ニ付留意スル必要ガアリ、又事變下ニ於ケル国民負担ノ実況ニ付テモ、国税及地方税ヲ通ジテ觀察スルコトヲ怠ラズ、臨時地方財政補給金交付後ノ狀況等ニ付テモ、常ニ充分ノ注意ヲ払ハレ度イノデアリマス。

次ニ又、臨時租税措置法ノ如キハ政府ノ時局対策ト緊密ナル關係ガアルコトヲ銘記シテ、所期ノ効果ヲ収ムルヤウ努メラレ度イノデアリマス。元來戰時ニ於キマシテハ、凡テノ財政經濟政策ハ全体トシテ計画シ実行シテ參ラネバナラスノデアリマシテ、諸君ニ於テモ、大藏省所管ノ事務ハ勿論、政府全般ノ政策ニ付常ニ充分ナル知識ト理解トヲ持ツテ、其ノ職務ノ執行ニ当ラルルト共ニ、機會アル毎ニ国民ニ対シ政府ノ政策ニ関スル理解ヲ深ムルヤウ努力セラレ度イノデアリマス。

次ニ昨年来ノ数次ノ増税ニ依リマシテ、租税負担ハ相当ノ増加ヲ来シツツアリマスルト共ニ、一方租税法規ハ益々複雑多岐ヲ加ヘテ參ツタノデアリマス。斯ル際ニ於テ能ク納税者ノ理解ヲ得テ、税法ノ完全ナル実施ヲ期シマスルコトニハ余程ノ困難ガアルト考フルノデアリマス。殊ニ物品税、入場税等新税ノ円滑ナル実施ヲ期スルガ為ニハ、非常ナ苦心ヲ要スルカト思フノデアリマスガ、其ノ施行当初ニ於テ、官民共ニ之ニ慣熟スルニ至ラザル間ハ成ルベク施行ノ円満ヲ旨トスルコトニ心掛クベキモノト思フノデアリマス。今後稅務行政ノ執行ニ付テハ、從來ニ比シ一層ノ努力ト注意ヲ加ヘラレ、苟モ納税者ニ対シ苛察ノ感ヲ抱カシムルガ如キコトナキヤウ万全ノ意ヲ用フルハ勿論、更ニ進ンデハ能ク納税ノ趣旨ヲ徹底セシメ、以テ国民ヲシテ心カラ奉公ノ誠ヲ尽サシムルヤウ、今一段ノ勉強ヲ切望シテ已マ

ナイ次第デアリマス。

次ニ国有財産事務ニ関シテハ、從來極メテ円満且適切ニ行ハレ、就中困難ナル整理促進ニ関スル事務モ着々進捗ヲ見、毎年予定ノ収入ヲ拳ゲツアルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ノ結果ニ外ナラヌデアリマシテ、誠ニ欣快ニ堪ヘマセヌ。

抑モ国有財産事務ハ中央並地方ノ財政ニ関連スル所多大デアルノミナラズ、国民經濟ノ消長ニモ影響スル所尠カラザルモノデアリマスカラ、諸君ハ特ニ此ノ点ニ留意セラレ、以テ該事務ノ適正円満ナル処理ニ付遺憾ナカラシメラレシコトヲ希望致シマス。

次ニ預金部資金局關係ノ事務ニ付テ一言致シマス。預金部資金局支局出張所ニ於ケル所謂直接貸付ハ漸次多キヲ加ヘ、之ニ伴ヒ貸付ニ関スル調査事務並ニ回収ニ関スル事務ハ著シキ増加ヲ来シマシタニモ拘ラズ、諸般ノ事務ガ極メテ円滑ニ行ハレテ参リマシタコトハ、専ラ諸君並ニ諸君ノ部下ノ御努力ニ依ルモノデアリマシテ、其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

預金部資金ハ昨年九月既ニ五十億円ヲ突破シ、其ノ後モ引続キ増加ノ一途ヲ辿リ、殊ニ昨年度ニ於テハ一箇年中ニ五億円ノ国債ヲ消化スル等、大イニ事変下ノ財政金融ニ貢献シテ居ルノデアリマシテ、大藏省預金部ハ我国金融界ニ於テ極メテ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマス。従ツテ諸君ニ於テモ克ク時局ヲ認識セラレ支局出張所事務ニ付貸付等ニ當リ、今後一層時局ニ対応シタル適実ナル処理ヲ行ハルルヤウ心掛ケラレ度イノデアリマス。

官紀ノ振肅ニ関シマシテハ從來屢々諸君ノ注意ヲ促シテ参ツタノデアリマスガ、今尚往々ニシテ不正事件ノアルヲ聞キマスルコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス。増税ニ依リ国民ノ負擔ガ増加シツツアリマスル事變下ニ於テ、斯ルコトガアリマシテハ国民ノ納税思想ニ及ボス悪影響モ特大ナルモノアリト考ヘラレマスノデ、今後一層嚴重ナ

ル監督ヲ加ヘラレテ、斯ル事件ノ根絶ヲ期シタイト思フノデアリマス。

此ノ機会ニ於キマシテ国民ノ貯蓄ノ奨励ニ付テ申シ述ベ、特ニ諸君ノ御留意ヲ煩シ度イト思ヒマス。今後ノ長期戦ニ対応シ、其ノ最終ノ目的ヲ達成スル為ニハ、今後ノ戦費支弁ノ為發行セラルル巨額ノ公債ノ円滑ナル消化ヲ図リ、且ツ国防其ノ他時局關係産業ノ生産力拡充ノ為要スル資金ノ潤沢ナル供給ヲ期セネバナラヌノデアリマシテ、此等ノ資金ハ国民ノ貯蓄ニ依ル資本ノ蓄積ニ之ヲ求メネバナラヌノデアリマス。又此等巨額ノ資金ノ国内撒布ニ伴ヒ国民ノ中ニハ相当所得ノ増加スル方面ヲ生ズルノデアリマシテ、此等ノ増加シタル所得ヲ貯蓄スルコトナク、之ヲ消費ニ向ケマストキハ、自然物資ノ需要ヲ喚起シ物価ノ急騰ヲ招来シ国民経済ノ運行ヲ阻害シ、輸出力ヲ減殺シ国際収支ニモ重大ナル悪影響ヲ与フルニ至ルノデアリマス。従ツテ時局ニ依リ所得ノ増加シタル方面ニ対シテハ、特ニ貯蓄ノ奨励ニ努ムルハ勿論、然ラザル方面ニ於テモ出来得ル限り貯蓄ニ努ムルコトハ、此ノ際緊要ノコトデアリマス。即チ此ノ巨額ノ資金ノ調達ヲ支障ナク行ヒ、一面物価ノ騰貴ヲ抑制スルコトガ是非共必要デアリマシテ、之ガ為ニハ各方面ニ於テ必要ナル各種ノ対策ヲ講ズルノ要アルコトハ申ス迄モナイ所デアリマスガ、根本ニ於テハ国民ガ拳ツテ貯蓄ヲ行ヒ、資本ノ蓄積ヲ図ルコトガ、其ノ基礎ヲ為スノデアリマシテ、此ノ国民ノ実践ナクシテハ、他ノ如何ナル方策モ其ノ効果ヲ収ムルコトハ出来ナイト信ズルノデアリマス。

茲ニ於テ今回政府ニ於キマシテハ中央地方ヲ通ジ統一アル組織ノ下ニ全国的ニ貯蓄奨励ノ国民運動ヲ起シ、此ノ点ニ関スル国民ノ理解ト自覺トヲ求ムルコトトシ、大蔵省ニ専ラ此ノ事務ヲ所管スル部局ヲ設置スルコトト致シタノデアリマス。今後ニ於ケル本運動ノ実行方ニ付テハ別ニ詳細ニ御話スル機会ガアルト思ヒマスガ、諸君ニ於テモ克ク政府ノ意ノアル所ヲ認識シ貯蓄ノ実践ノ重要性ヲ一般国民ニ理解セシムル様、機会アル毎ニ、部内ハ勿論、部外ニ対シテモ其ノ趣旨ノ徹底ニ努力シ、本運動ノ目的達成ニ協力セラレンコトヲ希望致シマス。

終リニ諸般ノ問題ニ付諸君多年ノ經驗ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝シ、以テ当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

大藏大臣訓示ニ対スル答辭（東京稅務監督局長「中村重喜」 昭和十三年四月六日）

本日御召集ニ相成リマシタ局長一同ヲ代表シマシテ、僭越乍ラ一言御答辭ヲ申上ゲタイト存ジマス。

大臣閣下ニハ今次ノ歴史の第七十三議會ヲ終ヘサセラレマスルヤ、政務御多端ノ折ニモ拘ラズ直ニ私共ヲ御召集下サイマシテ、所管事務ニ関シ卑見ヲ申述ブル機會ヲ与ヘラレ、尚只今ハ現下時局ノ下ニ於ケル稅務執行上諸般ノ事項ニ関シ極メテ御懇篤ナル御訓示ヲ賜ハリ、又御褒メノ御言葉ヲ戴キマシタコトハ、一同ノ洵ニ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス。

只今御訓示ヲ戴キマシテ現下時局ノ下ニ於ケル稅務ノ執行ハ、國民ノ經濟、生活、思想等ニ極メテ重要ナル接触ヲ有スルノミナラズ、政府ノ各般ノ時局対策ト深キ連繫ヲ有スルモノナルコト等、縷々御垂示ヲ戴キマシテ、私共ハ稅務行政ノ運用ニ膺リテハ、徵稅上ノ考慮ノミナラズ、国家、社会ノ現勢ニ対スル広キ認識ト豊ナル用意トヲ必要トスルコトヲ想ヒマシテ、転々職責ノ重且大ナルコトヲ感ズルモノデアリマス。此際私共八千ノ稅務官吏ハ稅界ノ伝統的不屈不撓ノ精神ヲ以テ、閣下御訓示ノ趣旨ヲ体シ、又國民ノ協力ヲ求メマシテ、戰時稅務ノ充分ニシテ円満ナル遂行ノ為渾身ノ努力ヲ捧ゲ、以テ御奉公ノ誠ヲ効シタイト存ジマス。何卒向後共一層ノ御指導、御垂示ヲ賜ハリタイト存ジマス。

尚昨年来國費多端ノ折柄ニモ拘ハリマセズ、稅務官署ノ人員經費等ニ関シマシテ多大ノ御配慮ヲ賜ハリマシタコトハ、洵ニ私共ノ感銘ニ堪ヘナイ所デアリマシテ、深く御礼ヲ申上ゲマス。此際現下稅務ノ人的構成ニ付キマシテ、例

ヲ東京局ニトリ一言申上ゲマスレバ、最近二箇年間ニ於ケル退官、出向等ノ為事務経験者ヲ失フコト約三百五十名ニ達シ、其ノ間ノ事務経験ナキ新規任官ノ者ハ七百二十名、全判任官ノ四割四分ニ上ツテ居リマス。加之輒近ニ在リテハ適當ナル稅務出仕者ヲ採用スルコトモ、逐日困難ニ赴ク状態デアリマシテ、稅務官吏ノ素質ハ著シク變化ヲ受ケツツアル様ニ存ゼラレマス。一面ニ於キマシテ稅法ノ複雑化、事務分量ノ激増等ハ勿論、國民負擔ノ一般激増、租稅負擔ノ新ナル國民階層ヘノ浸潤等ノ事實ニ伴ヒマシテ、稅務官吏ノ國家的、社会的任務ガ日ヲ逐フテ重キヲ加フル際、洵ニ憂慮ニ堪ヘナイ事實デアリマス。此際適當ナル稅務出仕者ヲ採用スルノ措置ヲ講ジ、之等新任官吏ニ対シ充分ナル指導訓練ヲ施シ、又一般稅務官吏ノ地位、健康及福利等ヲ昂上増進シ、以テ其ノ職ニ安ゼシメマスルコトハ、現下ニ於ケル稅務執行上ノ基本的要項ト存ゼラレマスルガ故ニ、私共モアラユル努力ヲ傾注致ス積リデアリマスガ、尚此上ナガラ此等ニ関シ閣下ノ御觀察ト御指導ヲ賜ハラシテ御懇請申上ゲル次第デアリマス。

甚ダ蕪雜ノ言ヲ申陳ネマシテ恐縮ニ存ズルノデアリマスガ、以上ヲ以チマシテ御訓示ニ対スル答辭ト致シタイト存ジマス。

(平 4 関信 49)

44 昭和13年4月 署長會議における大阪局長訓示

一 昭和十三年四月署長會議

局長「中村應」訓示

管内稅務署長會議ノ開會ニ當リマシテ一言所懷ヲ申シ述ベタイト思ヒマス。

我が国現下ノ時局ハ極メテ重大デアリマス。支那事變ハ長期戦ニ入り国民ハ愈々挙国一致堅忍持久ノ決意ヲ鞏メ、以テ今後ノ長期戦ニ対応シ其ノ最終目的ノ達成ヲ期セバナライノデアリマス。而シテ銃後國民トシテ現下ニ於ケル最大ノ御奉公ハ經濟持久戦ニ必勝ヲ制スル為メ、政府ノ諸般ノ戦時財政經濟政策ニ対スル心カラノ協力デアアルノデアリマス。即チ今後事變ノ關係ニ於テ必要トスル巨額ノ物資ト資金トノ需要ニ備ヘ、之ガ供給ヲ確保スルト共ニ國民經濟ノ維持ニ万全ヲ期スルコトガ極メテ緊要デアアルノデアリマス。特ニ資金ニ関シテハ戦費支弁ノ為メ發行セラルル巨額ノ国債ノ円滑ナル消化ヲ図リ、且国防其ノ他時局關係産業ノ生産力拡充ニ資金ヲ潤沢ニ供給スルコトガ極メテ緊要デアリマシテ、之等ノ資金ハ共ニ國民ノ貯蓄ニ依ル資本ノ蓄積ニ俟タネバナライノデアリマス。此ノ故ニ今回政府ハ全国ノニ貯蓄奨励ノ國民の大運動ヲ起スコトト相成リマシタノデアリマスガ、諸君ハ我が大蔵部内職員トシテ部下ヲ率キテ政府ノ之等諸政策ノ実行ニ協力シ、國民ノ間ニ右趣旨ヲ普及徹底セシメ、之ガ目的達成ノ為メ出来得ル限りノ尽力ヲ致サレタイノデアリマス。

事變下ニ於ケル我が稅務執行ニ関シテハ諸君ハ常ニ躬ヲ以テ部下職員ヲ率キ精勵努力致サレタル結果、管内稅務各般ノ事蹟ハ極メテ良好ニシテ、且円滿ナル成果ヲ收メ得タルコトハ、邦家ノ為洵ニ慶祝ニ堪エザル所デアリマシテ、此ノ機會ニ於テ署長並署員諸君ノ劳苦ニ対シ衷心感謝スル次第デアリマス。然ルニ将来ニ於ケル稅務ハ益々其ノ重要性ヲ加フルノミナラズ一層複雑且繁劇ノ度ヲ増スノデアリマシテ、諸君ハ此ノ稅務重大時期ニ対処スベキ十分ナル心構ヲ以テ全署員ヲ督シ、公正適実ニシテ円滿ナル稅務ノ執行ヲ期シ、全国民ノ信頼ニ背カザルヤウ充分努力致サレタイノデアリマス。

曩ノ第七十三回帝國議會ニハ国税ニ関スル法律案ハ十三件提出セラレ、何レモ其ノ協賛ヲ得テ四月一日ヨリ実施ヲ見ツツアルノデアリマス。右ノ内臨時租稅増徴法中改正法律案外七件ハ、出来得ル限り負担ノ適正ヲ図ランガ為メノ

現行租税制度ニ対スル部分的改正デアリマシテ、支那事變特別税法案外二件ハ所謂時局ニ関スル増税法案デアルノデアリマス。其ノ外ニ日滿国税徴収事務共助法案並ニ本邦内ニ於テ募集シタル外国債ノ待遇ニ関スル法律案ガアルノデアリマス。

政府ガ此ノ際増税ヲ行ヒタル理由及増税法立案ノ趣旨ニ関シテハ、去ル六日ノ稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣閣下ノ御訓示ニ依リテ詳細諒得セラレテ、今後之等ノ法律ノ執行ニ当リマシテハ克ク其ノ趣旨ヲ体シテ遺漏無キヲ期セラルト共ニ、國民ニ充分ナル理解ヲ得セシメ心カラ納稅報國ニ精進スベキヤウ懇切ニ指導セラルル等、新税法ノ円満ナル施行ニ付一段ノ努力ヲ致サレタイノデアリマス。

尚ホ此ノ際特ニ諸君ノ注意ヲ喚起致シタイノハ、政府ハ今回ノ増税法立案ニ当リ本増税ヲ以テ國民經濟ノ運行ヲ阻害セズ、且國民生活ヲ不当ニ圧迫スルガ如キコトナキ程度ニ止ムルコトト致サレタイデアリマスカラ、諸君ガ之ヲ執行セラルルニ当リマシテモ、其ノ結果ガ國民經濟ノ運行ヤ國民ノ実生活ニ及ボス影響ニ付、常ニ細心ノ注意ヲ払フトガ肝要ト思フノデアリマス。殊ニ現下ノ我が經濟界ハ巨額ノ國債ヲ消化シ、且多量ノ軍需資材ヲ供給スベキ重大ナル役割ヲ有スルノデアリマスカラ、之ニ対シ重圧ヲ加フルガ如キコトナキヤウ特別ノ考慮ヲ払ハレタイノデアリマス。

次ニ各般事務ニ付諸君ノ注意ヲ喚起致シタイト思フ事項ヲ数点申シ述ベタイト思ヒマス。

個人四稅事務ハ近ク所得調査委員會ノ開會ヲ控ヘテ目下最盛期ニ在ルノデアリマス。就中第三種所得稅ニ付テハ支那事變特別税法ニ依リ課稅最低限ガ引下ゲラレタル結果納稅者數ノ激増ヲ來シ、事務ノ繁劇ハ勢ヒ調査ノ粗漏誤謬ヲ招ク虞ヲ多カラシムルノデアリマスガ、斯クテハ稅務ニ對スル國民ノ信賴ノ念ヲ阻碍スルモノデアリマスカラ、調査ノ精確ヲ期スル上ニ於テ細心ノ注意ヲ払ハレタイノデアリマス。尚ホ本年分課稅ノ基調トナルベキ昭和十二年ノ我が財界ハ、時局ノ影響ヲ蒙リ複雑ヲ極ムルモノデアリマスカラ、周到ナル調査ニ依リテ各地方各業體ノ実狀ヲ正觀甄別

スルハ勿論、納税者個々ノ実相ヲ把握シ、適正ナル課税ヲ為スヤウ全力ヲ致サレタイノデアリマス。特ニ時局關係ニ因リ著シク所得ノ増加シタル者ニ対スル調査ヲ徹底セシメ、課税ノ逸脱無カラシムルヤウ配慮セラレタイノデアリマス。而シテ之等ノ特ニ利益ノ増加シタル向ニ対シテ臨時利得税ヲ増徴スル反面ニ於テ、自作農者又ハ中小商業者中事変ノ影響ニ因リ利益ノ著シク減少セル者ニ対シ、地租及營業収益税ノ輕減ヲ行フコトノ取扱ニ付テハ、克ク立法ノ趣旨ヲ体シ、親切ヲ旨トシテ執行致サレタイノデアリマス。

尚ホ本年ノ調査委員會ニ臨ミテハ特ニ調査案ノ正確ヲ期シ、努メテ相尅ヲ戒メ円満ナル成果ヲ收ムルヤウ留意セラレタイノデアリマス。

法人事務ニ付テモ、時局關係ニ因リ好況ニ在ルモノニ付テハ、特ニ調査ノ適正ヲ期シ課税ノ逸脱無カラシムルト共ニ、未決件數ノ一掃ニ関シテハ一層努力ヲ払ハレタイノデアリマス。本年三月末ノ処分未決件數一三、八六九件、内一ケ年以上ノモノ六三四件デアリマシテ、昨年同期ニ比シ總件數ニ於テ四千五百件、一ケ年以上ノモノニ付テハ二千百件ノ減退ヲ示シテ居ルコトハ、當務者精勵ノ結果ニ外ナラナイノデアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマスガ、処理ノ遅延ハ調査上ノ支障ヲ來スノミナラズ、増税法実施ノ効果ヲ遲滞セシメ、個人所得ノ課税洩ノ因トナリ、殊ニ業況變転シテ不況期ニ際会スルヤ徵税上ノ不安ヲ招來スル等、種々ノ弊害ヲ伴フモノデアリマスカラ特ニ留意セラレタイノデアリマス。

相続税ニ付テモ法人事務同様未決件數ノ一掃ニ努メラレタイノデアリマスガ、或ハ未決一掃ニ專念スルノ余リ調査ノ粗漏ヲ招クガ如キコトハ甚ダ遺憾トスル所デアリマスカラ、斯カル弊害ニ陥ラザルヤウ特ニ留意セラレタイノデアリマス。

通行税、入場税、特別入場税及物品税等ノ新税ニ関シテハ、ヨク其ノ趣旨ノ普及宣伝ニ努メ、施行上ノ摩擦ヲ出来

得ル限り少ナカラシムルヤウ配慮セラレタイノデアリマス。之等ノ新税ハ比較的担税力アリト認メラルル方面ノ消費スル物品、又ハ行為ニ対シ課税スルノ趣旨ニ依リタルモノデアリマシテ、通行税ニ於テハ近距離三等乗客ニハ免税シ、入場税ニモ適當ナル免税点ヲ設ケ、又物品税ニ於テハ課税品目ノ選定、課税最低価格ノ決定等ニ付細心ノ注意ヲ払ハレタノデアリマス。従ツテ之等ノ税法ノ執行ニ当リテハ、此ノ根本趣旨ニ付国民ニ充分ナル理解ヲ得セシムルヤウ尽力致サレタイノデアリマス。

物品税ハ其ノ前身タル北支事件特別税法ノ物品特別税ノ創設後日尚ホ淺ク、業者ノ慣熟足ラザルニ加ヘ、今回ハ課税範圍ガ著シク拡大セラレテ、其ノ品種實ニ三百五十余ノ多キニ達スルノデアリマシテ、取扱ノ複雑多岐ヲ極ムルノミナラズ、課税客体ガ商品界ノ各方面ニ及ンデ居ル關係上、課税ノ脱漏ヲ防ギ且円満ニ徵税ノ実ヲ挙グルニハ、従事員ヲシテ此等課税物件ニ関スル研究ヲ遂ゲ、周到ナル注意ト多大ノ努力トヲ以テ之ニ当ラシムルコトガ必要デアアルノデアリマス。尚物品税ニ関シテハ之ニ藉口シテ課税物品ノ価格ヲ税額以上ニ引上ゲ、又ハ課税外ノ物品ノ価格ヲ引上グルガ如キコトハ此ノ際嚴ニ抑制シ、適正ナル物価ヲ維持ニ努メラレタイノデアリマシテ、諸君ハ曩ノ通牒ノ趣旨ヲ体シ關係当局ト協力シ、組合、団体等ヲ主ナル交渉目標トシテ臨機適當ナル対策ヲ講セラレンコトヲ希望スルノデアリマス。

入場税及特別入場税ニ付テモ其ノ課税範圍相當広汎ニ亘リ、且徵税上ニモ種々ノ手数ヲ要スルノデアリマスカラ、地方取締官序トノ連絡ヲ密ニシ適正ニ執行セラレンコトヲ望ムノデアリマス。尚本稅事務ノ執行ニ付テハ特ニ職權ノ濫用ヲ慎シシ、苟クモ物議ヲ醸スガ如キコトナキヤウ留意セラレタイノデアリマス。

酒類ノ販売免許制度ハ酒税ノ保全策トシテ今回実施ヲ見ルコトトナツタノデアリマスガ、既存販売業者ノ權益ヲ認ムル上ニ於テ遺憾ナキヲ期スル一面、将来ニ於ケル免許ハ販売者組合ト連絡ヲ保チ公正ナル取扱ヲ為シ、業界ノ堅実

ナル發達ヲ助成セラレムコトヲ望ミマス。

次ニ臨時租税措置法ニ依リ新ニ非課税ノ取扱ヲ受クベキ混用綿糸又ハ人造絹糸応用織物ニ付テハ、従事員ノ研鑽ハ固ヨリ業者ニモヨク趣旨ヲ徹底セシメ、取扱上權衡ヲ失セザル様留意セラレタイノデアリマス。

徴収事務ニ付テハ市町村徴収ノ各税ハ、督励従事員ノ熱心ナル努力ニヨリ各署共殆ド完納ノ域ニ在ルノデアリマスガ、一方稅務署直接徴収ノ租税ハ従事員ノ手不足ノ關係モアリ、其ノ成績ハ頗ル不振デアリマシテ、毎月多數ノ滞納ヲ出シテキル様ナ状態デアリマス。滞納ノ増加ハ畜ニ国庫ノ收入ニ影響アルバカリデナク、不正事件誘発ノ因ヲ為スモノデアリマスカラ、努メテ之ヲ防止セラレタイノデアリマス。然ルニ今回ハ物品税ノ課税品目ノ拡大セラレマシタ結果、其ノ納税人員ハ激増ヲ告ゲ、且市町村委任徴収ノ第三種所得税ニ在リマシテモ、免税点ノ引下ニヨリ之又四割ニ近キ納税人員ノ増加ヲ見ルニ至ツタノデアリマシテ、今後ノ徴収ハ愈々困難ヲ予想セラルルノデアリマスノデ、之等ノ徴収対策ニ付テハ充分ナル研究ヲ遂ゲラレマシテ、市町村トノ連繫ヲ固ルハ固ヨリ、各種ノ納税奨励施設ニ充分意ヲ注ガレマシテ、納税成績ノ挙揚ニ一層努力セラレタイノデアリマス。

經理事務ニ関シテハ今回新税ノ施行ニ伴ヒ經費ハ増配セラルル見込ナルモ、物価騰貴ノ折柄到底充分ナルコトヲ期待シ難イノデアリマスカラ、經費ノ使用ニ付イテハ特ニ節約ヲ旨トシ、最モ効果的ナラシムルヤウ配慮セラレタイノデアリマス。

人員ニ付テモ今回ノ新税法施行ニ伴ヒ増員セラルルノデアリマスガ、最近ニ於テハ各署共新規採用者ガ多く、今回更ニ其ノ數ヲ増スコトトナルノデアリマスカラ、之等ノ署員ノ指導ニ関シテハ特ニ署長諸君ニ於テ配慮セラレタイノデアリマス。殊ニ稅務法規益々複雑トナレル現下ニ在リテハ、従事員ノ訓練養成ハ真ニ最緊急事デアルノデアリマス。官紀ノ肅正ニ関シテハ、機會アル毎ニ諸君ノ注意ヲ喚起セル所ナルニ拘ラズ、今尚不正事件ノ迹ヲ絶タザルハ洵ニ

遺憾ニ堪ヘザル所デアリマス。今ヤ稅務行政ノ愈々重大性ヲ加ヘ國民ノ信賴ヲ要件トスルノ秋ニ方リテハ、稅務ノ威信ヲ保ツコトノ緊切ナル今日ノ如キハナイノデアリマス。諸君ハ敢然自ラ範ヲ示シテ署員ノ指導監督ニ膺リ、不正事
件ノ根絶ヲ期セラレタイノデアリマス。

今回ノ會議ハ主トシテ新稅法施行ニ關スル各種ノ打合セヲ目的トスルモノデアリマシテ、目下個人四稅事務ノ最盛期ナルニ拘ラズ諸君ノ会同ヲ煩ハシタ次第デアリマス。又本省ヨリ態々松隈國稅課長殿ノ御臨席ヲ煩ハスコトヲ得タノデアリマスカラ、諸君ハ腹藏ナキ意見ヲ開陳セラルルト共ニ、質議其ノ他新法施行ニ關シ隔意無ク討究ヲ重ネラレ、本會議開催ノ主旨ヲ完カラシメラレンコトヲ切ニ希望シテ、開催ノ御挨拶ニ代フル次第デアリマス。

(昭53 大阪 81)

45 昭和13年4月 稅務官吏訓練規程(東京局)

訓令第一六号

局中一般
稅務署

稅務官吏訓練規程別冊ノ通制定シ、四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月十四日

東京稅務監督局長 中村重喜印

「 稅務官吏訓練規程 」

税務官吏訓練規程

第一章 総 則

第一条 税務官吏ノ訓練ハ特別ノ規定アルモノノ外、本規程ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ行フ

第二条 本訓練ハ税務官吏トシテ必要ナル法規ノ教習、実務ノ指導並精神訓練ヲ行フヲ以テ目的トス

第三条 本訓練ハ判任官ニ対シ之ヲ行ヒ、分チテ左ノ二トス

一 一般訓練

二 特別訓練

第四条 一般訓練ハ中等学校卒業、若ハ之ト同一程度ノ学力ヲ有スル者ニシテ、実務ノ経験少キ者ニ対シテ之ヲ行フ

特別訓練ハ左ノ二ニ分チテ之ヲ行フ

一 甲号特別訓練

専門学校卒業以上ノ学歴ヲ有スル者ニシテ実務ノ経験少キ者

二 乙号特別訓練

学歴ニ関係ナク実務経験者ニ対シ特殊ノ訓練ヲ行フ

第五条 本訓練ハ第四条ノ区分ニヨリ所属税務署長ヨリ推薦セラレ、局長ノ許可ヲ得タルモノ、又ハ局長ヨリ指命セラレタル者ニ対シ行フモノトス

第二章 訓練ノ方法

第六条 訓練ハ直税、間税、庶務ノ各課ニ分チ各別ニ行フ

第七条 一般訓練及甲号特別訓練ハ其ノ課全般ニ亘リ之ヲ行ヒ、乙号特別訓練ハ実務ニ特ニ必要ナル訓練ヲ行フモノ

トス

精神訓練ハ一般訓練生、特別訓練生ニ対シ共通ニ之ヲ行フ

第八条 訓練期間ハ五十日トス

但シ、場合ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

第九条 毎回ノ訓練生ハ八十名内外トス

第十条 訓練ハ局長之ヲ統轄シ、訓練主任ヲ総務部長ニ、幹事ヲ本局各部長トス

第十一条 訓練ハ訓練主任並ニ幹事ノ外、局長ヨリ訓練ヲ命ゼラレタル者之ヲ担当ス

但シ、外部ヨリ講師ヲ招聘スルコトアルベシ

第十二条 訓練スベキ科目ハ第三章ノ定ムルトコロニヨル

第十三条 訓練開始前、訓練主任ハ訓練担当者ノ担当スベキ科目ヲ定ムルモノトス

第十四条 訓練ニ使用スル教材ハ、訓練開始前訓練主任及幹事ノ検閲ヲ受ケ、局長ヨリ施行ニ関スル決裁ヲ受クルモ

ノトス

第十五条 訓練ハ乙号特別訓練ヲ除クノ外、高等ナル理論ヲ斥ケ実務ニ練達セシムルヲ念トシ、之ガ方法トシテ日常

税務署ニ於テ使用セル台帳、帳簿、カード、調査表、検査箋等ヲ努メテ教材ニ使用シ、実務トノ連絡ニ努ムルモノ

トス

第十六条 訓練担当者外部ニ於テ実習ヲ行フ場合ハ、其ノ方法ヲ定メ訓練主任ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十七条 訓練担当者ハ訓練期間中少クトモ一回以上、其ノ担当科目ニツキ問題ヲ課シ試験ヲ行フ

第十八条 前条ノ試験問題ハ施行前訓練主任及幹事ノ検閲ヲ受クルコトヲ要ス

第十九条 試験ニ対スル答案ハ訓練担当者毎ニ採点シ、其ノ成績ヲ訓練主任ニ報告スルモノトス

第二十条 各科目ノ試験終了シタル時ハ、訓練主任ハ其ノ成績ヲ局長ニ報告スルモノトス

第二十一条 前条ノ成績ハ訓練生所属税務署長ニ其ノ都度通報スルモノトス

第二十二条 局長ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ニ対シテハ、訓練ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

イ 各科目ノ成績不良ニシテ成業ノ見込ミナキ者

ロ 出席、欠席不規則ニシテ精神訓練上他ニ悪影響ヲ与フルト認めラルル者

ハ 疾病其ノ他ノ理由ニヨリ訓練期間ノ三分ノ一以上ニ亘リ欠席スル者

第二十三条 本訓練ヲ終了シタル者ニ対シテハ終了証書ヲ交付ス

第三章 科目並訓練時数

第二十四条 訓練ヲ行フヘキ科目ハ大要左記ニヨルモノトス

(一) 一般訓練及甲号特別訓練ニ共通シテ訓練スヘキモノ

イ 一般事務

官庁用照会、回答文案ノ教練並官庁用語

税務署文書取扱規定

例規其ノ他書類ノ編綴、整理ニ関スル件

事務規程ニ関スル指導

珠算

ロ 一般法規、其ノ他

民法、財政学、経済学、租税制度、簿記及会計、商品学ノ大意

但、甲号特別訓練生ニ対シテハ前項学科ノ全部、又ハ一部ノ訓練ヲ省略スルコトヲ得

(二) 第六条ニヨリ各課別ニ訓練スヘキ科目

イ 直税訓練科目

商 法

直税法規及実務

ロ 間 税

刑 法

間税法規及実務

ハ 庶務訓練科目

商 法

庶務法規及実務

(三) 乙号特別訓練生ニ課スベキ科目ハ訓練主任開始ノ時々之ヲ定メ、局長ノ決裁ヲ經テ決定ス

第二十五条 科目別訓練時数ハ訓練開始ノ時々訓練主任之ヲ定ム

第四章 精神訓練並訓練生心得其他

第二十六条 精神訓練ハ左記要旨ニヨリ之ヲ行フ

一 官吏服務規律ノ意義ノ徹底

一 官吏服務ニ関シ發セラレタル既往ノ令達通牒ノ趣旨徹底

一 嚴正ナル紀律觀念ノ養成

一 徳性ノ涵養並品位ノ向上

第二十七条 精神訓練ハ左記内容ニヨル訓話ヲ一貫セル主旨ノ下ニ行ヒ、以テ前条ノ精神教化ニ努ムルモノトス

忠順、誠実、服従、廉恥、犠牲、機密保持、勤勉努力、責任、剛毅寛容、自重、克己、礼讓、交友親和、言語動作、

紀律、敬神、其ノ他

第二十八条 前条ノ外名士ヲ聘シ講演ヲ受ケ品性ノ陶冶ヲ行フモノトス

第二十九条 訓練担当者ハ常ニ訓練生ノ服装礼式、言語、動作及応答ノ適否ニ注意シ風紀ノ緊肅ニ努ムベシ

第三十条 訓練主任ハ訓練生中組長一名、副組長一名ヲ指名ス

第三十一条 組長ハ訓練生中ノ紀律保持ノ任務ヲ司リ、併セテ訓練生ヲ代表ス

第三十二条 組長事故アルトキハ副組長之ヲ代行ス

第三十三条 訓練生ハ「別冊訓練生心得」ノ定ムル規定ヲ嚴守スヘシ

「 訓練生心得 」

教育勅語

戊申詔書

国民精神作興詔書

官吏服務紀律

訓練生心得

第一条 規律ヲ守リ健康ノ増進、人格ノ陶冶、學術及常識ノ習練ニ努メ、一般民衆ヨリ尊敬ヲ受クルニ足ル稅務官吏タルコトヲ期スヘシ

第二条 常ニ言行ヲ慎ミ禮節ヲ重シ、相互信頼以テ共同事業ニ当ルノ氣風ヲ養フヘシ

第三条 常ニ浮華ヲ斥ケ質実ヲ尚ヒ穩健中正ヲ旨トスヘシ

第四条 訓練担当者ノ指揮命令ヲ遵守スヘキハ勿論、本心得ニ記載ナキ事項ト雖モ、本心得ノ趣旨ニ則リ常ニ訓練生タルノ本分ヲ尽スヘシ

第五条 訓練所ノ内外ヲ問ハス、長上ニ對シテハ勿論、同僚間ニ於テモ敬禮ノ交換ヲ行フヘシ

第六条 敬禮ハ容儀ヲ正シ衷心恭敬ノ意ヲ表スヘシ

第七条 訓練生ハ洋服ヲ着用スヘシ

已ムヲ得ス和服ヲ着用スル場合ハ必ス袴ヲ用ユヘシ

第八条 野卑ニ亘ル服装ヲ禁ス

第九条 毎朝出席簿ニ捺印スヘシ

第十条 出席シタル後ハ濫リニ外出スヘカラス

第十一条 臨時外出セントスル者ハ、事由ヲ具シ組長ヲ經テ訓練者ノ許可ヲ受クヘシ

第十二条 遅刻シタル者ハ訓練者ノ指揮ヲ受ケ入所スヘシ

第十三条 學習ノ始終ニハ組長ノ指揮ニヨリ立礼スヘシ

第十四条 訓練中ハ靜肅ヲ旨トスヘシ

第十五条 訓練中ハ私語、離席スヘカラス

質問ノ際ハ起立スヘシ

第十六条 訓練生ハ協同一致シ訓練所ノ清掃、整頓ヲ為シ公德ノ美風ヲ養フヘシ

第十七条 左記事項ハ之ヲ禁ス

イ 訓練所又ハ廊下ヲ疾走シ、其ノ他喧騒ノ所為ヲ為スコト

ロ 湯水、紙屑、啖唾ヲ容器以外ニ放棄スルコト

ハ 一定ノ場所及時以外ニ食事ヲ為スコト

ニ 金銭ノ貸借ヲナスコト

ホ 風紀又ハ秩序ヲ乱スカ如キ図書類ヲ閲読スルコト

ヘ 所内ニ学習上不必要ノ物品ヲ持チ入ルコト

ト 一定場所以外ニ於テ喫煙ヲナスコト

第十八条 左記ノ場合ハ其ノ都度訓練主任ニ届出ヲナスヘシ

イ 病氣其ノ他已ムヲ得サル事故ノ為欠席スルトキ

ロ 遅刻、早退セントスルトキ

第十九条 本心得ハ訓練終リテ帰署シタル後モ常ニ携帯シ、之ヲ反読シ稅務官吏タルノ本分ヲ尽ス資ニ供スヘシ

46 昭和13年5月 税務官吏制服実施に関する件

昭和十三年五月十九日立案

〔大曲税務署〕署長[㊤]

年 月 日

署 長

局 長 宛

税務官吏ノ制服制実施ニ関スル件

本月十六日付職秘第二二三号ヲ以テ御通牒ニ係ル首標ノ件、左記ノ通ニ有之候

右申報候也

記

一 制服制実施ノ可否ニ対スル民部ノ意嚮

税務ノ民衆化ヲ高唱シ努テ之カ徹底ヲ期シ居ルモ、未ニ一般民衆ハ税ニ対スル理解ニ乏シク、税務官吏ノ検査若ク

ハ調査ハ、何カ不正事ノ取調べヲ受ケ居ルニアラサルヤノ感ヲ懷カシメ忌避スルノ風アリテ

全般官吏ノ制服制ナルニ於テハ格別税務官吏ノミノ制服制ニハ賛成セザルガ如シ

二 制服ノ型式ニ対スル意見

温佳的ノ折襟背広型トシ単色ナルモノ

職秘第二二三号

昭和十三年五月十六日

仙台稅務監督局長印

稅務署長殿

過般稅務官吏ノ制服制實施ニ關スル贊否意見ニ付報告有之候処、更ニ左記事項取調、來ル二十日本局到達ノ見込ヲ以テ回報相成度

右通牒候也

記

- 一 制服制實施ノ可否ニ對スル民部ノ意嚮
- 二 制服ノ型式ニ對スル意見

(平 19 仙台 48)

47 昭和13年5月 稅務官吏制服に關する答申

昭和13年5月21日決裁

「湯淺稅務署」署長印

年 月 日

署 長

局 長 宛

本月十日付御通牒相成候稅務官吏制服制ニ關スル答申、別紙及提出候也

一 制服制実施ノ可否及其理由

国策ニ順応スル最モ經濟的ナル生地ヲ使用シ制服ノ実施ヲ可トス

理由

署内ノ意見ヲ綜合スルニ相当反対意見ヲ有スルモノ尠カラザルモ、其理由トスル所ハ

(イ) 三重生活トナリ經濟的ナラズ

(ロ) 検査監督上証憑物件隱匿ノ虞アリ

ト主張スル向アルモ、現実ノ礼讚ヲナスモノ、言ニシテ、必ズシモ私生活ニ不經濟ナル影響ヲ受クルモノ、ミトハ断ジ難ク、改正意見トシテハ

- 1 民部ニ接スルニ当リ一見稅務官吏タルノ認識ヲ与フルト共ニ、自ラ其ノ態度ヲ保持ス
- 2 従来ノ俣ニテハ下級者ニ於テ高価ナル被服ヲ調製シ贅沢ニ流ル、ノ感アリ
- 3 其反面汚損甚シキモノヲ着用シ官吏ノ体面ヲ毀損スル向アリ
- 4 事務能率ヲ向上セシム

二 右ニ対スル民部ノ意嚮

面接ノ瞬間直チニ稅務官吏タルヲ認識シ易ク結構ナルモ、制服ハ時ニハ官僚式ニ陥ルノ弊ナキヤヲ懸念スルガ如シ

三 実施スルトセバ間稅官吏ノミトスルヤ、又ハ署員全部トスルヤ

署員全部ニ及ホスヲ可トス

間稅官吏ノミニ止ムルニ於テハ、内的ニモ外的ニモ間稅事務ノ偏質視ヲ招来シ易ク、延テハ間稅官吏ヲシテ自然官僚的気分ヲ助長スルノ嫌アリ

然モ直税・庶務両課共間税課以上ニ不特定ノ一般民間ト接触スル機会アルベキヲ以テ、署員全部ニ及ボスベキモノトス

四 其ノ他参考事項

- イ 先ツ色合ニ於テ柄合ニ於テ經濟的觀點ヨリ努メテ實質的ノ生地ニ規格ノ統一ヲ図リ、稅務官吏ノミニ止ラズ現在私服制ヲ採用セラレツ、アル官吏全般ノ服制ニ亘リテ一新紀元ヲ企図スルノ前堤トスルコト
- ロ 型ニ於テハ往年ノ間稅課員ノ着用セシ詰襟型ヲ排シ、他ノ新型ヲ考案セラレタキコト

昭和十三年五月十日

大阪稅務監督局印

稅務署長殿

稅務官吏ノ制服制ニ関シ、左記事項ニ對スル御意見本月廿三日迄ニ答申相成度、此段及通牒候也

記

- 一 制服制實施ノ可否及其ノ理由
- 二 右ニ對スル民部ノ意嚮
- 三 實施スルトセバ間稅官吏ノミトスルヤ、又ハ署員全部トスルヤ
- 四 其ノ他参考事項

(昭53 大阪 80)

48 昭和13年6月 京浜付近署長会議における東京局長訓示

京浜付近税務署長会議ニ於ケル中村〔重喜・東京〕局長訓示（昭和十三年六月七日 於本局會議室）

本日茲ニ京浜付近税務署長会議ヲ開催致シマシテ、事変下ニ於ケル当面ノ稅務ニ関シ種々御協議ヲ為ス機會ヲ得マシタコトハ、洵ニ欣快トスル所デアリマス。實ハ此際全管ノ署長會議ヲ開催スル意向モアツタノデアリマスガ、種々都合モアリマシテ京浜地方ノ各位ニノミ御參集ヲ求メタノデアリマスガ、此ノ機會ニ於キマシテ申述べマスコトハ、不肖トシテハ全管ノ署長各位ニ普ク申伝ヘタキ事柄デアリマス。

本年度ニ於ケル四稅調査ニ付マシテハ、事変下ニ於ケル我方稅務ノ最モ重要ナル展開ヲ示ス段階ト考ヘマシテ、予テヨリ各位ニ對シ種々御高慮ヲ要メテ置イタノデアリマスガ、調査委員會モ全管ニ亘リ極メテ平穩裡ニ終始致シマシタコトハ、洵ニ御同慶ニ堪ヘナイ所デアリマス。之ハ調査委員諸君ガ時局ニ関スル切實ナル認識ヲ抱イテ居ラレタコトニ由來スルノデアリマスガ、又各位ガ克ク従事員ヲ指導激励セラレ、現下ノ事情ニ凱切ナル調査ヲ遂ケ、且懇切妥當ナル説明ヲ与ヘラレマシタコトニ重要ナル原因ヲ有スルモノト存ジマス。各位並従事員諸君ノ並々ナラヌ御努力ト御勞苦ニ對シマシテハ、此際深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

併シナガラ四稅調査モ漸ク其ノ重要ナル第一段階ヲ終ツタダケデアリマシテ、我等ノ前途ニハ尚彫大ニシテ困難ナル幾多ノ仕事ガ横タハツテ居ルノヲ忘レルコトハ出來マセン。殊ニ本年ノ如キ異常ナル年柄ニ於キマシテハ、調査委員會ヲ終ツテカラノ仕事ガ非常ニ重要ト存ズルノデアリマス。古語ニ百里ヲ行クモノハ九十ヲ以テ半トスト申シマスガ、我々ハ未ダ決シテ九十里ヲ歩イテハ居ナイノデアリマス。心持トシテハ愈々コレカラダト云フ緊張シタ氣分ヲ以テ其ノ処理ニ當ラレタイト思ヒマス。

本年ハ各署トモ著シク納税者ヲ増加致シテ居リマスノミナラズ、課税標準モ相当上リ税率モ尠カラズ引上ゲラレテ居リマス。戦争ト税トノ不可分關係ヲ考ヘマスレバ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、納税者ノ立場ニ対シテハ深キ同情ト敬虔ノ念ヲ以テ臨ミ、納税者ヲシテ喜ンデ困難打開ノ為ニ其ノ財的犠牲ヲ奉仕セシムル様心懸ケネバナリマセン。殊ニ決定通知ヲ發シマシタナラバ、決定ノ内容ニ付口頭又ハ書面ヲ以テ説明ヲ求ムルモノガ極メテ多数ニ上ルコトト存ジマスガ、之等ニ対シマシテハ各署ノ実情ニ応ジ夫々適當ナル対策ヲ講ジ、懇切丁寧ニ説明ヲ試ミ納税者ヲシテ十分納得セシムル様努力セラレタイノデアリマス。之ハ例年ノコトデアリマスガ、本年ノ如キ年柄ニ於キマシテハ稅務署ノ説明振ノ如何ニ依リテ、納税者ヲシテ税ニ對スル怨嗟ノ感ヲ抱カシムルカ如キコト無キ様、特ニ御留意ヲ願ヒタイト思ヒマス。尚本年ハ事務ノ分量及内容ガ非常ニ彫大且複雑ヲ極メタルニ拘ラス、事務上經驗乏シキモノ多数ヲシテ調査ニ從事セシムルノ已ムヲ得ナキ事情ニアリマシタノデ、其ノ成績如何ニ付マシテハ非常ニ憂慮致シテ居ッタノデアリマスガ、幸ヒ各位ノ御指導宜シキヲ得、又従事員ノ非常ナル努力ニ依リマシテ、調査モ相当ニ徹底致シタ様ニ考ヘテ居ルノデアリマス。併シ何分多数ノ納税者ノ事デアリマスカラ、決定ニ往々ノ誤謬アルハ免レザル所デアリマス。之等誤謬ニ付マシテハ敏活ニ適當ナル処理ヲ為シ、納税者ニ不利益ヲ与ヘザルト共ニ、徴収上ノ支障トナラザル様特ニ御配慮ヲ得タイト存ジマス。

事変下ニ於ケル租稅徴収ノ成績ガ逐次向上シツツアリマスコトハ、単ニ稅務行政上ノ關係ヨリノミナラズ、諸般ノ点ヨリ考ヘマシテ邦家ノ為洵ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス。而シテ來ルベキ七月ノ第三種所得稅等ノ第一回納期ハ、事変下ニ於ケル徴収成績ノ一大試金石トモ謂フベキモノト存ゼラルノデアリマス。今次ノ戰時増稅ガ国民ニ対シハツキリト其ノ存在ヲ示ス事ハ、調査委員會ノ時ヨリモ、又決定通知ノ時ヨリモ、寧ろ第一回納期ノ時デアルト謂フベキモノト思ヒマス。我々ノ從來ノ用意ト努力ハ、畢竟スルニ円満ニシテ完全ナル徴収ヲ目的トスル準備行程デアツタ

トモ考ヘラルルノデアリマス。来ルベキ七月八月ハ此ノ意味ニ於キマシテ、事変下ニ於ケル稅務行政上非常ニ重要ナル意味ヲ有シテ居ルノデアリマス。各位ハ克ク右趣旨御諒得ノ上、大局的立場ヨリ滯納ノ防止ト其ノ整理トニ付万全ノ用意アランコトヲ望ミマス。

次ニ間稅關係ノ新稅施行ニ付一言致シマス。物品稅ト入場稅トハ各位ノ御配慮ニ依リマシテ一応円満ナル實施ヲ見タノデアリマスガ、尚此際種々ニ考究シ考慮セネバナラヌ事項モ尠クナイト存ズルノデアリマス。新稅ノ實施ハ円滑円満ヲ主旨トスルコトハ勿論デアリマスガ、常ニ遺脫ヲ防ギ放念ヲ戒シメ秩序ヲ立テ行ク様心懸ケネバナリマセン。右ニ關シ御意見ノ存スル所ハ腹藏ナク開陳ヲ願ヒタイト存ジマス。

尚種々ノ機會デ申述ベテ居ルコトデアリマスガ、税金ハ無價デ國民ノ財物ヲ強制課徵スルコトデアリ、命令服從關係ノ典型的ノモノデアリマスガ、徵稅者モ納稅者モ此ノ形式的法律的方面ニノミ着目シテ居ツテハ、稅ト云フモノハ決シテ国ヲ支フル太柱トシテ、其ノ生命ヲ永遠ニ發展セシメテ行クコトハ出来マセン。稅ハ國民ノ国ニ對スル獻身デアリ奉仕デアリト考フル所ニ、其ノ本来ノ意味ガアルノデアリマス。或ハ稅務ノ民衆化ト呼び、或ハ納稅思想ノ涵養ト云ヒ、或ハ納稅精神ノ昂揚ト謂フモ、畢竟ハ稅ノ高キ本質的ノ意味ヲ國民ノ胸裡ニ發展セシメテ行クコトニ外ナラヌノデアリマス。今次ノ事變ガ此ノ方面ニ於ケル國民ノ反省ト自覺ヲ促シタコトハ非常ナモノデアツタト考ヘマス。我等徵稅者モ右等事實ニ鑑ミマシテ常ニ稅務ノ執行ニ關シ反省ヲ加ヘ、徵稅者モ納稅者モ國家奉仕ノ為一心一体トナル境地ニ向ツテ努力スベキデアルト考フルモノデアリマス。

右蕪雜デアリマスガ、此ノ機會ニ申述ベマシテ各位ノ御參考ニ資スル次第デアリマス。

49 昭和13年9月 京浜署長会議における東京局長訓示

京浜稅務署長會議ニ於ケル中村「喜重・東京」局長訓示

(昭和十三年九月二十三日 於本局會議室)

本日ハ相統稅土地時價標準率改調打合ノ為、御參集ヲ求メタノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ二三ノ所感ヲ申述べ御參考ニ供シタイト思ヒマス。

相統稅標準率ノ改調

現行ノ土地時價標準率ハ昭和八年ノ作成ニ係ルノデアリマシテ、爾後諸般事情ノ變遷ノ為ニ夙ニ改調ノ必要ヲ認メテ居ツタノデアリマスガ、今回土地賃賃價格ノ改訂ヲ機トシテ之ガ改調ヲ實施スルニ至ツタノデアリマス。土地ハ相統財產中極メテ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノミナラズ、稅務署ノ土地評價額ハ各種評價ノ基礎トナリ、其ノ影響スル所重大デアリマスガ故ニ、之ガ改訂ニハ周密ナル調査ト慎重ナル考慮ヲ要スルハ勿論デアリマス。尚今次ノ調査ハ諸種ノ都合上短期間ニ完了スルノ必要ガアリマスノデ、向後共一層ノ御努力ヲ願ヒタイト思ヒマス。京浜地方ノ分ニ付テハ曩ニ直稅課長會議ヲ開キ巨細ノ御意見ヲ承ツタノデアリマスガ、更ニ完璧ヲ期スル為本日各位ノ御參集ヲ求メタノデアリマス。右趣旨御諒得ノ上十分御意見ノ開陳アラントヲ希望シマス。

本年度個人四稅調査

本年度ノ個人四稅調査ハ戰時租稅立法ノ最モ重要ナル實施ニ屬シマスノデ、之ガ適正円滿ヲ期スル為各位ニ於テハ非常ニ御苦心ノ事デアツタト存ズルノデアリマスガ、幸ニ御努力ニ依リ所期ノ目的ヲ達成シ得マシタコトハ御同慶ノ至リデアリマス。本年度四稅調査ノ結果ハ、納稅人員七十四萬九千人、稅額一億五千三百萬円デアリマシテ、之ヲ前

年度ニ比シマスレバ、納税人員十九万三千人、税額五千八百万円ヲ増加致シテ居リマス。右二伴フ事務分量ノ増加モ自ラ想察セラルルノデアリマスガ、各位ノ御指導宜シキヲ得、又従事員諸君ノ異状ナル御努力ニ依リマシテ、事務上ノアラユル困難ヲ克服シ得マシタコトハ感謝ニ堪ヘナイ所デアリマス。

右四税決定ニ伴フ異議申立ハ二万三千件ニ達シタノデアリマスガ、之ガ処理ニ付テハ各署共非常ニ努力ヲ払ハレ著シキ進捗ヲ示シタト存ゼラルルノデアリマスガ、尚未済ノ件数モ尠クナイノデアリマスカラ、十月ノ第二納期ヲ目標トシテ之ヲ一掃スル様御配意相成リタイト存ジマス。

徴 収 成 績

輓近徴収成績ガ著シク昂上シツツアリマスコトハ、現下ノ時局ニ鑑ミ洵ニ慶祝ニ堪ヘナイ次第デアリマス。本年七月ノ所得税等ノ第一期分モ非常ニ好イ成績デアリマシテ、東京市ニ於テハ所得税ニ於テ十五区、臨時利得税ニ於テ九区、宅地租ニ於テ十区ノ完納ヲ見マシタ。又八月納期ノ營業収益税モ水害等ノ關係上之ガ成績ハ著シク憂慮セラレタノニモ拘ラズ、幸ニ二十六ノ完納区ヲ見ルニ至リマシタ。然シナガラ諸般ノ事情ニ依リ考察シマスルニ、徴収成績モ今後ニ於テハ決シテ樂觀ヲ許サヌ情勢ニ在リト存ゼラレマスノデ、此点ニ就テ各位ノ深キ御留意ヲ求メテ置キタイト思ヒマス。

法 人 事 務

戦時經濟ノ進行ニ伴フ營業ノ盛衰浮沈ハ法人ノ業績ニ最モ顯著ニ具現セラルルノデアリマシテ、当局ニ於ケル本年度法人關係租税収入ハ三億円ニ上ル見込デアリマス。尚管テ当局法人事務ノ最モ憂慮スベキ事項ト存ゼラレマシタ決定遅延モ、各位並従事者諸君ノ不断ノ御奮励ニ依リマシテ、今ヤ全ク面目ヲ一新スルニ至リマシタコトハ感謝ノ至リニ堪ヘマセン。九月一日現在ノ未済件数中一ヶ年以上ノ分ハ六百四十五件デアリマシテ、前年同期ノ二千四百件ニ較

ブレバ殆ンド四分ノ一二減ズルヲ得タノデアリマス。向後ニ於テハ尚一層ノ進捗ヲ図ルト共ニ、時局ノ影響ニ依ル会社計算ノ膨大化、複雑化ニ対処シ遺憾ナキヲ期セラレタイト思フノデアリマス。

相 続 税 務

相続税ノ処理状況ハ大体ニ於テ順調デアリマス。当局ニ於ケル前年度ノ決定税額ハ三千八百八十四万円ニ上リマシタガ、本年度現在迄ノ実績ハ課税件数六千四百件、税額千百九十一万円デアリマス。普通相続ノ分ハ二千五百件デアリマシテ、聊カ少イ様ニモ存ゼラルルノデアリマスノデ、向後此ノ点ニ御留意相成ルト共ニ、法第二十三条ノ課税モ十分徹底スル様御努力ヲ願ヒタイト存ジマス。

時 局 ノ 進 展

五月中旬徐州ニ於テ大殲滅戦ヲ行ヒ蒋介石政權ニ軍事上致命的打撃ヲ与ヘタ皇軍ハ、今ヤ抗日政權ノ最後ノ中央的拠点タル武漢三鎮ヲ目指シテ兵ヲ進メ、其ノ攻略ノ成ルモ近キニアラントスル状態デアリマス。翻テ国内ノ状況ヲ觀マスレバ、五月下旬内閣ノ鞏化行ハレ挙国一致ノ統後態勢ハ益々堅キヲ加フルニ至ツタノデアリマス。殊ニ六月二十三日ノ閣議決定ニ基ク重要物資需給計画ノ改訂ハ、戦時經濟体制ノ強化ニ画期的影響ヲ与ヘタル事実デアリマス。而シテ今ヤ我方戦時經濟体制ハ臨時応急ノ措置ニ非ズシテ、時局ノ根本的性質ニ基ク長期性ヲ有スルコトガ自ラ認識セラルルニ至ツタノデアリマス。資金ノ調整、輸出入ノ制限、物資使用ノ制限、物価ノ抑制、貯蓄ノ奨励等、一連ノ国策ハ經濟界ノ變動ト云フ程度ノモノデナク、其ノ改編ヲ促スモノデアリマス。取引ノ系統、損益發生ノ型等モ自ら往日ト趣ヲ異ニシテ參ルト思フノデアリマス。其ノ影響ハ業種ニ依リ業者ニ依リ千差万別デアリマシテ、単ニ取引高ニ増減アル許リデナク、採算關係ニ於テモ多大ノ變動アルコトト思ヒマス。右ハ法人、個人ノ稅務ヲ通ジテ基本的ニ認識スベキ事項デアリマス。

時局下ニ於ケル稅務執行

右ノ如キ國策ニ基ク經濟界其他一般ノ變局ニ処シマシテ、長期ニ亘リ円満ニシテ十分ナル稅務ノ執行ヲ了シマスルニハ理解ト同情トヲ以テ臨ミ、殊ニ國策ノ犠牲トナツタ者ニ對シテハ出來得ル限り穩カナ取扱ヲ為スコトガ必要デアリマス。就キマシテハ時局ノ經濟界ニ及ボシタル影響ニ關シ適確ナル認識ヲ持ツコトガ何ヨリ必要デアリマス。此ノ点ニ付テハ局トシテ十分努力スル積リデアリマスガ、署ニ於テモ平常カラ周到ノ注意ヲ払ハレタイト思ヒマス。署ニ於ケル右等調査ハ時々御報告相成リタイトデアリマス。尚時局ニ伴フ租稅ニ關スル國民ノ動向ニ付テハ特ニ注意ヲ払ヒ、減稅又ハ延納等ニ關スル団体運動ニ付テハ遲滞ナク報告ヲ望ミマス。

災 害 関 係 事 務

輓近各地ニ災害ノ慘禍ヲ見マスコトハ洵ニ痛心ノ至リデアリマス。今ヤ國ヲ挙ゲテ大陸聖戰ニ從事致シテ居リマスノデ、災害ニ對スル救濟、復旧等ノ事業モ平時ノ如クナルヲ得ナイト存ゼラレマシテ、被害地方ニ對シテハ洵ニ御氣ノ毒ニ存ジテ居マス。我等徵稅当局トシテハ災害關係事務ノ処理ニ當リテハ、法規慣例ノ許ス限り同情ノ念ヲ以テ臨ミタイト存ジマス。尚災害ニ際スル各署ノ報告方ニ付テハ、尚遺憾ノ点モアリマスノデ之ニ關シテ追テ何分ノ御通達ヲ致ス見込デアリマス。

來年度四稅調查

來年度四稅調查モ追々ト着手セネバナリマセンガ、之ガ適正円満ナル調査ヲ了シマスコトハ想像以上ニ困難ナル事業デナイカト思ヒマス。戰時經濟体制ノ進行ガ従來見ナカツタ型ノ變動ヲ各方面ニ及ボシテ居ルコトハ前述ノ通りデアリマス。十二年ノ上半期ノ動キト下半期ノ動キトガ余程違ツタ趣ヲ示シテ居ルコトモ注意セネバナリマセン。戰時經濟ノ犠牲トナツテ轉失業ヲ余儀ナクサレツツアル多数ノ中小商工業者ニ對シテモ特別ノ考慮ヲ要シマス。技術の二

八個人固定資産ノ減価償却ノ問題モアリマス。予メ各位ノ深キ用意ヲ求メテ置ク次第デアリマス

(平 4 関信 49)

50 昭和14年4月 局長會議における石渡大蔵大臣訓示

石渡「莊太郎」大蔵大臣訓示(昭和十四年四月十一日 於稅務監督局長會議)

茲ニ稅務監督局長會議ノ開會ニ當リ、一言所懷ヲ申述ブル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ欣快トスル所デアリマス。支那事變ニ關スル軍事費ト致シマシテハ、曩ニ第七十一回乃至第七十三回帝國議會ニ於テ、合計七十三億七千九百余万円ニ上ル予算ノ協賛ヲ得タノデアリマスガ、今回更ニ作戰部隊艦船等ノ為ニ必要ナル概ネ一ケ年間ノ維持費、其ノ他事變ニ關連シ緊切ナル諸施設ヲ為スニ必要ナル經費トシテ、臨時軍事費追加予算四十六億五百万円ノ協賛ヲ得タノデアリマシテ、事變当初以來ノ臨時軍事費予算ノ総額ハ百十九億八千四百余万円ニ達スルノデアリマス、而シテ今回ノ追加予算モ従来ト同様、其ノ財源ノ大部分ハ之ヲ公債ニ求ムルコトト致シマシタガ、公債ノ發行予定額ハ三十九億二千四百余万円デアリマス。一方租稅ニ依ツテ賄フ金額ハ五億二千五百余万円デアリマシテ、此ノ内一億八千三百余万円ハ今回ノ増稅ニ俟ツモノデアリマス。而シテ此ノ際ノ増稅ト致シマシテハ事變ノ影響等ニ因リ利益ノ増加シツツアル産業ノ負担ヲ増加スルト共ニ、消費ノ節約ニ資スルノ趣旨ニ依ルヲ適當ト考ヘマシタノデ、臨時利得稅、物品稅、遊興飲食稅等ノ増徴、擴張又ハ新設ヲ中心トスル増稅ヲ行フコトト致シマシタ。又、長期建設ノ遂行ノ為ニハ、生産力ノ補充、産業ノ振興ニ努ムルコトガ急務デアアルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、租稅上ニ於テモ、之ニ資スル趣旨ニ依リ、増稅ト共ニ適當ナル措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。此等ニ關スル支那事變特別稅法、臨

時利得税法及臨時租稅措置法ノ各改正法律ハ既ニ議會ノ協賛ヲ經マシテ、四月一日ヨリ施行ニ相成ツテ居ル次第デアリマス。

増税並ニ臨時措置ノ内容ニ付キマシテハ、諸君ハ既ニ充分御研究ノコトト思ヒマスノデ、茲ニ申述ベルコトヲ省略シ度イノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ、事変以來ノ増税実施ノ状況ニ顧ミ、特ニ諸君ノ御注意ヲ喚起シテ置キ度イト思フ点ニ付テ申述ベテ見度イト思ヒマス。御承知ノ如ク、最近數回ノ増税ニ依リ、國民ノ租稅負擔ハ著シク増加シテ居リ、又新ニ設ケラレタ租稅ノ中ニハ平時ニ於テハ実施上相当困難ヲ伴フト思ハレルモノモ尠クナイノデアリマスガ、増税実施ノ状況ハ至極順調デアリ、納稅成績モ極メテ良好デアリマスルコトハ、諸君ト共ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス。是ハ一ツニハ諸君ヲ初メ稅務行政ノ第一線ニ立ツ者ノ努力ト苦心トニ俟ツ所尠クナイト思フノデアリマスガ、同時ニ國民ガ此ノ國家ノ難局ニ際シ、銃後ノ責務ヲ果サントスル強キ心構ノ表現ニ外ナラヌト信ズルノデアリマス。私ハ過般ノ議會ニ於キマシテモ、特ニ此ノ点ヲ強調スルト共ニ、其ノ衝ニ当ル者トシテ、今後益々円満適切ナル稅務行政ノ執行ニ努メ、万遺憾ナキヲ期シ度キ旨ヲ申述ベテ置イタノデアリマス。諸君ハ此ノ際、納稅ニ対スル此ノ國民ノ赤誠ニ深ク思ヒヲ致シ、今後稅務行政ノ執行ニ當リ一段ノ工夫、改善ヲ加ヘ、部下一同ト共ニ益々精勵努力セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。殊ニ今回新設致シマシタ遊興飲食稅ノ如キハ、其ノ實施ニ相当ノ困難ヲ伴フモノト思フノデアリマスガ、施行ノ当初ニ於テハ特ニ円満協調ヲ旨トシ、業者ノ組織スル組合等ノ協力ヲ得テ、執行上遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。又御承知ノ如ク、我國現下ノ經濟界ハ、戰時經濟諸政策ノ遂行ニ依リ複雑ナル變化ヲ遂ゲツツアルノデアリマシテ、從ツテ所得稅、營業收益稅、臨時利得稅等ノ賦課ニ當ツテハ、充分ナル調査ト細心ノ注意トヲ以テ臨ミ、克ク実相ヲ捕捉シテ実情ニ即スル課稅ヲ行フコトニ努メ、以テ苟クモ國民ノ間ニ不平不滿ノ声ナキ様、一段ノ努力ヲ希望シテ已マナイノデアリマス。

次ニ中央地方ヲ通ズル税制ノ一般の改正ハ數年来ノ懸案デアリマシテ、出来得ル限り早キ機会ニ於テ之ガ実現ヲ圖ルノ必要アルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス。御承知ノ如ク、一昨年ノ七月今回ノ事變ガ勃發致シマシタ為、暫ク之ガ実行ヲ見合セテ来タノデアリマスガ、今ヤ事變ハ長期建設ノ段階ニ入り、之ニ対応シテ速ニ税制ヲ整備確立スルノ要アリト認メラレマスノデ、政府トシテハ、此ノ際、国税及地方税ノ全般ニ亘ツテ再検討ヲ加ヘ、今日ノ事態ニ即応スル具体案ノ調査作成ニ努メ、来ルベキ昭和十五年度ニ於テ、之ガ実現ヲ期スル考デアリマス。申ス迄モナク、租税制度ノ改正ハ、財政ニ重大ナル關係ヲ有スルハ勿論、国民ノ生活並ニ經濟界ニ及ボス影響甚大ナルモノガアルノデアリマシテ、政府トシテハ、各般ノ事項ニ付、周到ナル検討ヲ廻シ、以テ具体案ノ作成ニ遺憾ナキヲ期シ度イト思フノデアリマス。今回ノ諮問事項ノ第一トシテ「中央地方ヲ通ズル租税制度ノ改正ニ關スル所見如何」ト云フ問題ヲ提出シタノモ、斯ル趣旨ニ出ヅルノデアリマシテ、此ノ機會ニ於テ、諸君平素ノ經驗ト研究トノ結果ヲ充分ニ發表セラレ、以テ当局ノ参考ニ資セラレ度イノデアリマス。尚、従来税法ノ改正ニ当リマシテハ、資料ノ調査蒐集等ニ付、多大ノ尽力ヲ煩ハシテ来タノデアリマスガ、今後益々諸君ノ協力ニ俟タネバナラヌト思ハレマスノデ、此ノ機會ニ於テ予メ御依頼致シテ置ク次第デアリマス。

次ニ国有財産事務ニ関シテハ、従来極メテ円満且適切ニ行ハレ、国家財政上並ニ國民經濟上相當ノ寄与ヲナシツツアルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、誠ニ欣快トスル所デアリマス。今後一層本事務ノ適正円満ナル処理ニ付遺憾ナキヲ期スルヤウ希望致ス次第デアリマス。

尚寺院等ノ国有境内地処分ノ問題ハ多年ノ懸案デアリマシタガ、政府ハ去ル帝國議會ニ寺院等ニ無償ニテ貸付シタル国有財産ノ処分ニ關スル法律案ヲ宗教団体法案ト共ニ提出シ、其ノ協賛ヲ得マシテ既ニ公布ニ相成ツタノデアリマス。而シテ本法律ハ来年度ヨリ施行スル見込デアリマスガ、其ノ実施ニ当リテハ慎重ニシテ且公正ナル処理ヲ必要ト

致シマスルガ故ニ、本年度ヨリ之ニ対応スル諸般ノ準備ヲ整へ、以テ実行上遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ預金部資金局關係ノ事務ニ付テ一言致シマス。預金部資金局支局出張所ニ於ケル事務ハ、貸付事務並ニ回収事務等漸次多キヲ加ヘツアルノデアリマスガ、特ニ最近ハ資金調整及物資供給調整ノ關係ニ依リ、資金ノ使用目的及所要物資ノ調査ノ如キ事務ヲ加へ、益々複雑多岐ニ亘ルニ至リマシタニモ拘ハラズ、諸般ノ事務ガ極メテ円滑ニ行ハレテ参リマシタコトハ、専ラ諸君並ニ諸君ノ部下ノ御努力ニ依ルモノデアリマシテ、其ノ労ヲ多トスル次第デアリマス。

預金部資金ハ支那事變發生以來、政府資金ノ撒布並ニ貯蓄奨励ニ依ル郵便貯金ノ増加等ヲ反映シテ、著シキ躍進ヲ示シ、本年一月ニハ六十億円ヲ突破シ、其ノ後モ引続イテ増加ノ一途ヲ辿ツテ居ルノデアリマシテ、此ノ増加セル資金ヲ以テ、昨年度ニ於テハ約十億円ノ国債ヲ消化シ、他方従前ト同ジク地方資金ヲ融通スルハ勿論、時局ニ鑑ミ生産力拡充資金ノ融通ヲ行フ等、大イニ事變下ノ財政、金融ニ貢獻シテ參ツテ居ルノデアリマスガ、本年度ニ於キマシテハ、資金モ前年度以上ニ増加スル見込デアリマスノデ、既ニ二十億円ヲ国債ノ消化ニ振向クルコトト致シマシタル外、地方資金及生産力拡充資金ニ付キマシテモ、前年度以上ニ多額ノ融通ヲ行ヒ度イト考ヘテ居リマスノデ、延イテハ支局、出張所ニ於ケル事務モ益々繁忙且複雑化スルモノト考ヘラレルノデアリマシテ、諸君ニ於カレテモ、今後一層部下ノ指導督励ニ留意シ、時局ニ対応シタル適実ナル処理ヲ行ハシムル様心懸ケラレ度イノデアリマス。

仍此ノ際預金部資金局關係事務ニ関連シテ貯蓄債券ニ付一言申述ベタイト考ヘマス。貯蓄債券ハ支那事變發生以來、今日迄六回ニ亘リ売出ヲ行ヒ、毎回順調ニ消化セラレテ居ルノデアリマスガ、今回臨時資金調整法ノ改正ニ依リ、其ノ發行限度ハ従来ノ二億円ヨリ五億円ニ拡張セラレタノデアリマシテ、本年度ニ於ケル發行額ハ昨年度ニ比シ相当多額ニ上ルコトガ予想セラレマスノデ、貯蓄債券發行ノ趣旨ニ鑑ミ、諸君ニ於テモ其ノ普及促進方ニ付一層尽力セラレ

ンコトヲ望ム次第デアリマス。

次ニ国家総動員法第十一条ノ規定ニ基キ、過般会社利益配当及經理ニ関スル命令ヲ公布シ、昨日ヨリ施行致シテ居リマスコトハ、諸君御承知ノコトト思ヒマスガ、之ガ適切ナル実施ヲ期スル為ニハ、稅務署長ヲシテ会社ノ經理内容等ニ付調査報告セシムルヲ有効ト認メマシタノデ、明日之ニ関スル官制ヲ公布スル見込デアリマス。稅務署長ノ調査報告ハ右ノ命令ノ実施ノ上ニ於テ重要ナル資料ト為ルベキモノデアリマスカラ、此ノ点ニ関シテモ充分協力アランコトヲ希望スル次第デアリマス。

此ノ機會ニ於キマシテ、國民貯蓄奨励運動ノ狀況ニ付テ申述ベ、今後トモ特ニ諸君ノ御努力ヲ煩ハシ度イト存ジマス。

政府ガ公債ノ消化、生産力拡充資金ノ確保、物価騰貴ノ抑制等ノ目的ヲ以テ、昨年四月以來貯蓄奨励ノ一大國民運動ヲ起シテ居リマスルコトハ、諸君御承知ノ通りデアリマスルガ、國民殊ニ各種金融機關ノ協力ニ依リマシテ、今日迄ノ所大体良好ナル成績ヲ収メ得タモノト認メラレルノデアリマス。即チ運動開始以來ノ貯蓄奨励ノ実績ヲ見マスルニ、昨年四月ヨリ本年二月ニ至ル十一ヶ月間ニ於ケル金融機關ノ預金及貯金ハ四十六億四千五百余万円ヲ増加シ、之ニ金融機關以外ノモノノ証券投資額ヲ併セマスレバ、國民貯蓄ノ總額ハ六十六億五千八百万円ニ達スルノデアリマス。更ニ本年三月ニ於ケル増加ヲ見込ミマスルトキハ、当初目標額トシテ掲ゲマシタ所ノ八十億円ニ對シ、公債ノ實際發行額等ヲ考慮致シマスレバ、大体順調ナル貯蓄ノ増加ヲ示シタモノト云ヒ得ルノデアリマス。

次ニ貯蓄組合ノ結成狀況ヲ見マスルニ、昨年未迄ニ國民貯蓄奨励局ニ報告ノアツタモノノミニテモ、内地ニ於テ組合數三十一万三千余、組合員數千九百三十余万人、外地ニ於テ組合數九万八千余、組合員數四百八十余万人ニ達シテ居ルノデアリマシテ、今後モ益々増加ノ趨勢ヲ示シテ居ルノデアリマス。而シテ貯蓄組合ニ依ル貯蓄額ハ之ヲ國民貯

蓄ノ総額カラ見マスルトキハ比較的僅少デアリマシテ、昨年未現在ニ於ケル一ヶ月貯蓄高ハ約四千万円ニ上リ、一ヶ年約五億円トナルノデアリマスガ、国民一般ノ協力ノ現レデアリマシテ、今後共此ノ方面ニ於ケル貯蓄ノ奨励ニ一層ノ意ヲ用ヒ度イト考ヘテ居ル次第デアリマス。

併シ乍ラ前ニ申述ベマシタ通り、本年度ニ於ケル公債発行予定額ハ六十億円ニ垂ントシ、又生産力拡充資金ニ付キマシテモ、昨年同様引続キ其ノ円滑ナル供給ヲ確保スル必要ノアリマスコトハ勿論デアリマシテ、本年度ニ於ケル此ノ方面ノ資金需要ハ四十億円ヲ超エル見込デアリマスカラ、此ノ兩者ヲ併セマシテ合計百億円ノ資金ヲ要スルコトトナルノデアリマス。

政府ハ斯ル目安ノ下ニ本年度貯蓄目標額ヲ百億円トシテ、国民貯蓄運動ノ徹底化ヲ企図致シテ居ルノデアリマス。而シテ之ガ為ニハ凡ユル手段ヲ講ジテ趣旨ノ徹底、輿論ノ喚起、実行ノ促進ヲ図リ、以テ目標達成ニ努メナケレバナラナイコト申ス迄モナイ所デアリマス。

斯クノ如ク資金需要ノ方面カラ見マシテモ、將又物価騰貴抑制ノ方面カラ見マシテモ、資金ノ蓄積ハ是非共之ヲ断行スル必要ガアルノデアリマシテ、今後ノ財政經濟ノ円滑ナル運営ハ一ニ繫ツテ此ノ資金蓄積ノ成否ニアルト云ヒ得ルノデアリマス。而シテ之ガ為ニハ政府機關ノ連繫ハ勿論、国民ノ充分ナル理解ト協力ノ下ニ、真ニ官民一致ノ努力ヲ必要トスルノデアリマス。殊ニ諸君ハ所謂第一線ノ行政事務ヲ担当シ、国民ト最モ密接ナル關係ヲ有スルノデアリマスカラ、今後共貯蓄奨励ノ普及徹底ニ付キマシテハ、一段ノ御尽力ヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

次ニ官紀ノ振肅、事務ノ刷新ニ付テハ、従来屢々注意ヲ促シテ來タノデアリマシテ、諸君ハ常ニ深甚ナル注意ヲ払ツテ居ラルルモノト信ズルノデアリマスガ、今ヤ時局ハ益々重大ニシテ、官民一致シテ難局ノ打開ニ邁進スベキ秋ニ際シテ居ルノデアリマシテ、曩ニ内閣総理大臣カラ官吏全般ニ対シ時局ニ関スル重要訓示ガアリマシタコトハ、諸

君御承知ノ通りデアリマス。円満適切ナル稅務行政ノ執行ハ、内外各種ノ事情ニ因リ今後益々困難ヲ加フルモノト認メラルルノデアリマスガ、諸君ハ特ニ職員ノ指導訓練ニ意ヲ用ヒラレ、部下一同ヲ率ヒテ事務ノ刷新ニ努メ、以テ苟クモ非難ナキヲ期スルハ勿論、先輩諸士ガ多年ニ亘ツテ築キ上ゲタ稅務伝統ノ美風ヲ、此ノ際大イニ發揮セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

終ニ諸般ノ問題ニ付諸君ノ多年ノ經驗ニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝シ、以テ当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ希望致シマス。

51 昭和14年4月 署長會議における広島局長訓示要領

(平4 関信 49)

武部「弘成・広島」局長訓示要領(昭和十四年四月二十二日 於稅務署長會議)

茲ニ管内稅務署長會議ヲ開催スルニ方リ、一言所懷ヲ申述ベ度イト思ヒマス。

今回開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣訓示ノ要領ハ、諸君ノ御手許へ配付シテ置キマシタカラ、充分熟読玩味セラレ克ク御趣旨ヲ体シテ愆リナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

支那事變勃發以來既二一年十ヶ月、今ヤ東亞新秩序建設ノ歴史の大事業ハ着々トシテ實現セラレツツアルノデアリマス。政府ハ所期ノ目的達成ノ為、第七十四回帝國議會ニ於テ更ニ臨時軍事費追加予算四十六億五百万円ノ協賛ヲ得タノデアリマシテ、事變当初以來ノ臨時軍事費予算ノ總額ハ実ニ百十九億八千四百余万円ノ巨額ニ達スルノデアリマス。而シテ今回ノ追加予算モ從來ト同様其ノ大部分ハ之ヲ公債ニ求メラルルコトニナツテ居リマスガ、其ノ一部五億二千五百余万円ハ租稅ニ依ツテ賄ハルルノデアリマシテ、此ノ内一億八千三百余万円ガ今回ノ増稅ニ俟ツモノデアリ

マス。最近數回ノ増税ニ依リ国民ノ租税負担ハ著シク増加シテ居ルノデアリマスガ、当局管内ニ於ケル増税実施ノ状況ハ全管ヲ通ジ極メテ適実円満ニ執行セラレ、納税成績ノ如キ著シク昂上シテ居リマスコトハ、一般納税者ガ此ノ国家ノ難局ニ際リ銃後ノ責務ヲ果サムトシ、納税報國ノ赤誠ヲ披瀝シタル結果デアリマスルガ、一方諸君並諸君ノ部下ガ施設計画宜敷ヲ得、勤勉努力セラレタルニ因ルモノデアリマシテ、此ノ機會ニ於テ諸君並署員一同ノ劳苦ニ対シ深ク謝意ヲ表スル次第デアリマス。

今次ノ増税並臨時措置ノ内容ニ付テハ既ニ諸君御承知ノ通デアリマシテ、茲ニ申述ブル迄モナイノデアリマスガ、今回ノ増税ハ事変ノ影響等ニ因リ利益ノ増加シツアル産業ノ負担ヲ増加スルト共ニ、消費ノ節約ニ資スルノ趣旨ニ依ツタルモノデアリ、又長期建設ノ遂行ノ為ニハ生産力ノ拡充、産業ノ振興ニ努ムルノ要ガアリ、租税上ニ於テモ之ニ資スルノ趣旨ニ依リ、適當ナル措置ヲ講ズルコトトナツタモノデアリマシテ、国民ノ負担ハ社会各層ヲ通ジ更ニ相増加シ、税法モ愈々複雑多岐ヲ加ヘテ来タノデアリマス。此際諸君ハ広く立法ノ趣旨ヲ国民一般ニ周知セシムルト共ニ、納税ニ対スル国民ノ赤誠ニ深く思ヒヲ致シ、今後稅務行政執行ニ当リテハ特ニ万全ノ努力ヲ払ヒ、一層適実円満ナル執行ヲ期スルコトニ留意セラレ度イノデアリマス。殊ニ今回新設セラレタル遊興飲食税ノ如キハ、其ノ実施ニ相当ノ困難ヲ伴フモノト思ハレマスガ、施行ノ当初ニ於テハ特ニ円満協議ヲ旨トシ、充分遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ希望致シマス。

今回ノ局長會議ニ於ケル問題ノ中心ハ、主トシテ中央地方ヲ通ズル租税制度ノ改正ニ関スル事項デアリマシテ、之ガ改正ハ數年来ノ懸案デアリマシタガ、政府ハ愈々昭和十五年度ニ於テ之ガ實現ヲ期スルコトトナリ、近ク本省ニ於テ今日ノ事態ニ即応スベキ具体案ヲ調査作成スルコトトナツタノデアリマス。従來税法ノ改正ニ当リテハ資料ノ調査蒐集等ニ関シ多大ノ尽力ヲ煩ハシタノデアリマスガ、今後モ充分ナル協力ヲ払ハレ度イノデアリマス。

次ニ官紀ノ振肅ニ関シマシテハ数次訓達スル所ガアツタノデアリマシテ、諸君ニ於テモ常ニ充分ナル注意ヲ払ツテ居ラルルモノト信ズルノデアリマスガ、時局重大ナル折柄、官民一致難局打開ニ邁進スベキ秋デアリマスルカラ、今後一層嚴重ナル監督ヲ加フルト共ニ、職員ノ指導訓練、特ニ人格ノ陶冶ニ意ヲ用ヒ、万遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ミマス。

新任者ノ指導養成ニ関シテハ、昨年ノ會議ニ於テ特ニ希望シテ置イタノデアリマスガ、今日ノ如ク新任者多数ニ上リ一面税法モ亦複雑多岐ヲ加フルニ至リタル時代トナリテハ、益々其ノ要ヲ痛感スルノデアリマス。当局ニ於テハ御承知ノ通、昨年ノ如キ直税、間税、庶務、法人等ノ講習会ヲ開催シタノデアリマスガ、各種ノ事情ニ因リ一時ニ多数ヲ受講セシムルヲ得ザルハ遺憾トスル所デアリマス。併シ本年度ニ於テモ事情ノ許ス限り、此ノ種講習会ヲ開催シ未経験者ノ指導養成ニ努ムル計畫デアリマスカラ、諸君ニ於テモ今後共格段ノ留意ヲ希望スル次第デアリマス。

尚改正税法ノ実施ニ伴ヒ本年度ニ於テモ幾分ノ人員経費ノ増配ヲ得ラルル見込デアリマスケレ共、一面本省ニ於テ時局ニ鑑ミ経費節減ノ趣旨ヨリ既定員ヲ若干減員セラレ、之ニ伴フ経費モ削減セラレマシタノデ、仮令新ニ増配ヲ受ケマシテモ現実署ニ増配シ得ルモノハ僅少デアリ、従ツテ事務分量ノ増加ト比較スルトキハ到底充分トハ言ヒ得ナイノデアリマスカラ、各署ニ於テ人員ノ増加ヲ期待スルヲ許サザル状況ニ在ルノデアリマス。此ノ状勢ヨリシテモ諸君ハ一層新任者ノ養成ニ努ムルト共ニ能率ノ増進、事務ノ刷新改善ニ力ヲ致シ、更ニ職員一般ノ精神ノ緊張ヲ促シ、所謂総親和、総努力ノ実ヲ挙げ、愈々税務伝統ノ美風タル、刻苦勉強減私奉公ノ精神ヲ發揮スル様努力セラレムコトヲ切望シテ已マザル次第デアリマス。

次ニ職員ノ保健ニ関シ一言申述べ度イト思ヒマス。昨年来職員中長期ニ亘リ欠勤スル者ガ相当多キヲ加ヘタコトハ誠ニ憂慮ニ堪ヘナイ所デアリマス。或ハ事務繁激ノ結果ニ因ルカトモ認めラレ、之等病氣欠勤者ニ対シテハ同情ニ禁

ヘナイ次第デアリマスガ、応召等ニ依リ相当手不足ヲ感ジツツアル際、長期欠勤者ノ簇出ハ事務上尠カラズ支障ヲ来ス虞ガアルノデアリマスカラ、今後適當ナル運動ヲ為サシメ、或ハ囑託医ニ依リテ時々健康診断ヲ行フ等、職員ノ保健衛生ニ関シ一段ノ意ヲ注ガレムコトヲ希望致シマス。

尚此ノ機会ニ各部事務ノ一般ニ亘リ、諸君ノ注意ヲ喚起致シ度イト思ヒマス。

直 税 事 務

所得調査委員会ノ開会ヲ間近ニ控ヘ、諸君ハ本年分個人四税調査ニ付キ部下ヲ督促シ、異常ノ緊張ヲ以テ公平妥當ナル課税標準額ノ調査ニ當ラレテ居ルノデアリマスガ、課税ノ対象トナルベキ前年中ノ經濟界ハ所謂戦時經濟体制下ニアツテ、各種物資ノ使用制限、配給統制ノ強化、生産力ノ拡充政策等ニヨリ急激ナル變動ヲ来シ、各人ノ所得純益ノ内容ハ著シク前年ト異ナルモノガアルノデアリマス。從テ之ガ審議ニ當リテハ種々論議モ多イコトト想像セラルルノデアリマスガ、税務当局トシテハ固ヨリ公正ナル立場ニ於テ、不当ノ削減妥協ハ勿論排除スベキデアリマスガ、徒ニ調査会ヲ刺戟スルガ如キ言動ハ嚴ニ之ヲ慎ミ、調査額ノ公正ニシテ適実ナルコトヲ懇切丁寧ニ条理ヲ尽シテ説明ヲ加ヘ、以テ円満ナル効果ヲ収メ本調査ノ完璧ヲ期スル様、最善ノ努力ヲ払ハレムコトヲ切望スル次第デアリマス。

本年度ニ於ケル法人事務ハ經濟界ニ於ケル各般ノ統制愈々強化セラレ、所得ノ体様乃至所在ノ推移甚シク、各法人ノ負担能力ハ著シク變化スルト共ニ、生産力拡充其ノ他現下ノ諸政策ニ適合スベキ臨時租税措置法ノ改正、並所得ノ激増セル方面ノ負担力ニ対シ益々重課スベキ臨時利得税法ノ改正ガ行ハレタノデアリマシテ、其ノ取扱ハ頗ル複雑多岐トナリ、課税基本算定ノ不権衡ハ愈々負担ノ不公平ヲ招来スルコトトナツタノデアリマスカラ、諸君ハ部下ヲ督促シテ常ニ積極進取ノ意氣ヲ以テ調査ニ當リ、各法人ノ実態把握ニ努ムルト共ニ、一面ヨク改正法令ノ研究ヲ遂ゲ之ガ趣旨ヲ各法人ニ普及徹底セシメ、且取扱上過誤ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

尚今次発動セラレマシタ国家総動員法第十一条ニ基ク会社利益配当及資金融通令ニ付テハ、御承知ノ通り稅務署ニ於テ其ノ事務ノ一部ヲ取扱フコトニナツタノデアリマスガ、申ス迄モナク本令ハ現下ノ国策ニ基ク重要法令デアリマスカラ、之ガ取扱ニ付テハヨク法令ノ主旨ヲ体シ、特ニ敏速正鵠ヲ期セラレタイノデアリマス。

次ニ臨時利得稅法ガ改正セラレ、本年ヨリ個人ノ船舶又ハ鋳業、若ハ砂鋳業ニ関スル權利、若ハ設備ノ讓渡利得ニ對シ、臨時利得稅ヲ課稅スルコトナリマシタノデ、克ク従事員ヲ指導訓練シ調査上過誤ナキヲ期スルハ勿論、納稅者ニ對シテモ充分理解セシメ円満ナル施行ヲ期セラレムコトヲ望ム次第デアリマス。

建築稅ニ付テモ一面資材擁護ノ見地ニ於テ建築ノ抑制ヲ図ルト共ニ、建築者ニ對シ事務費ノ一部ニ充ツル為、相当多額ノ負担ヲ求ムル主旨デ制定セラレタノデアリマスカラ、執行上徒ラニ些細ノ点ニ拘泥スルコトナク、大体ニ於テ建築ノ實額ヲ捕足スルコトニ留意セラレムコトヲ望ム次第デアリマス。

次ニ臨時租稅措置法ノ改正ハ現下事變ノ目的完成ヲ期スル為、生産力拡充、産業振興政策ノ遂行ヲシテ遺憾ナカラシムル目的ヲ以テ、特ニ課稅ノ特例ヲ設ケラレタルノデアリマスカラ、立法ノ精神ニ鑑ミ苟モ物議ヲ醸サザル様充分留意セラレ度イノデアリマス。

間 稅 務

今回新ニ創設セラレタル遊興飲食稅ニ付テハ、諸君ハ既ニ相当研究ヲ重ネラレツツアルコトト察セラレマスガ、本稅ハ多年地方稅トシテ賦課シ来リ、其ノ間賦課徵收上各地方毎ニ種々ナル沿革ヲ有シテ居ル租稅デアリマシテ、之レヲ國稅トシテ全國画一的ニ實施スルニハ相当困難ヲ伴フモノアリト思料セラレマスガ故ニ、速ニ稅法ノ趣旨並ニ其ノ取扱方ヲ周知徹底セシメ、業者ノ理解ト自覺ヲ促スト共ニ、本稅ノ施行ニ関シ稅務官吏ガ社会ヨリ疑惑ヲ招クコトナキ様特別ノ留意ヲ払フト同時ニ、業者ノ組織スル組合トハ円満協調ヲ旨トシ、其ノ協力ヲ得テ施行上萬遺憾ナキヲ期

セラレタイノデアリマス。

物品税ハ今回ノ改正ニ依リ課税品目ノ追加セラレタルモノト、増徴セラレルモノトアリテ益々複雑多岐ヲ加へ、従事員ノ物品ニ対スル鑑識力ヲ養成スルノ要緊切ナルモノガアリマス。又従来ノ取扱ニ対シ幾多改正ヲ加ヘラレタル点アリ、経過ノ取扱ト共ニ相当研究ヲ遂ゲ万遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

税法ノ普及並其ノ内容、取扱方法等ニ付テハ、前年同様市町村、業者組合等ト連絡協調ヲ図リ克ク業者ニ理解セシメ、洩レナク本税所定ノ申告ヲ為サシムルト共ニ、改正税法施行ノ際所持ニ係ル追加物品ニ付テハ、遅クモ四月末日迄ニ実地臨檢シテ其ノ数量又ハ価格ヲ確認スル等、本税施行ノ完璧ヲ期スルハ勿論、此ノ際課税ニ名ヲ藉リ物価引上ヲ為スガ如キコトナキ様充分注意ヲ加へ、主務官庁ト協調シ物価政策ニ協力セラレムコトヲ望ミマス。本税ハ実施後既ニ一ケ年以上ヲ経過シ官民共ニ相当慣熟シタルガ如キモ、課税物件頗ル広汎ニシテ現在ニ於ケル檢査取締ノ實際ニ徴スルトキハ、違反者相当多数ニ上リ遺憾ノ点ガ多イノデアリマス。今回改正ニ依ル追加物品ニ対シテハ従来通り指導の方針ヲ以テ臨ミ、民部トノ摩擦ヲ避クルコトニ留意スルノ要ガアリマスガ、在来ノ課税物品ニ対シテハ漸次嚴重ナル監督ヲ加へ、以テ所期ノ目的ヲ達成スルコトニ努力セラレタイノデアリマス。

次ニ清涼飲料税、砂糖消費税、物品切手ノ増徴ニ付テモ、業者ニ改正ノ趣旨ヲ了解セシムルト共ニ、経過ノ取扱注意シ過誤ナキヲ期セラシムコトヲ望ム次第デアリマス。

經理事務

会計事務ニ付テハ本年度予算ハ時局ニ鑑ミ幾分減額セラレタルモ、物価騰貴等ニ依リ經理困難ナル実情ヲ考慮シ、税務署ニ対シテハ大体前年度当初配賦額程度ノ配賦ヲ為スベキ見込デアリマスカラ、充分緊縮ヲ旨トシ適切ナル使用計画ヲ樹立シ、之ガ最モ有効ナル運用ヲ為スト共ニ、軍需其ノ他重要物資確保ノ方針ニ基キ、代用品ノ使用、消費ノ

節約等國策ニ順応セル經理ヲ為スコトニ留意セラレムコトヲ望ミマス。

徴収事務ニ付テハ相次グ増税ニ因リ一般納税者ノ負担ハ相当加重セラレ居ルニ拘ハラズ、極メテ円満ニ運行セラレ良好ナル成績ヲ挙げラレツツアリマスコトハ、御同慶ノ至リニ存ズル次第デアリマス。改正税法ノ実施ニ伴ヒ納税者ノ租税負担ノ加重ハ固ヨリ其ノ数頓ニ増加シ、今後愈々繁劇ヲ加フベク、就中新税タル遊興飲食税ノ如キハ從來地方税タリシ關係上、慣習其ノ他種々ナル事情ニ因リ之ガ徴収上困難ナルモノアルベキヲ予想セラルルノデアリマス。宜シク国税タルノ特質ヲ明カニシ、旧弊ヲ排シ本事務ノ円満ナル遂行ヲ期セラレ度イノデアリマス。

納税成績ノ挙揚ニハ常ニ時局ノ推移ト人心ノ動向ヲ洞察シ、適切ナル納税施設ヲ講ズルノ要アルハ勿論ナルヲ以テ、克ク研鑽攻究ヲ重ネ之ガ普及改善ヲ図リ、以テ一般納税者ノ納税奉公精神ヲ昂揚セシムル事ガ肝要デアリマス。滞納処分ノ施行ヲ緩慢ナラシムルコトハ財産ノ散逸脱漏ヲ生ジ、延イテ納税思想ヲ弛緩スル基因トモナルベキヲ以テ、賦課トノ連絡ヲ緊密ニシ滞納ノ原因ヲ探究シ、滞納処分ノ要アルモノハ速カニ之ヲ執行シ、処分ノ適正ト未決件数ノ減少ヲ期セラレ度イノデアリマス。

現金出納事務ニ関スル整理ノ成績ハ概ネ良好デアリマスルガ、増税ノ結果ハ自然多額ノ現金ヲ取扱フコトトナリ、他方各署共実務ノ經驗乏シキ新任者多キ現状ナルヲ以テ、常ニ本事務ノ重要性ニ鑑ミ署員ノ指導監督ニ特段ノ意ヲ須ヒラレ、之ガ取締ヲ嚴重ニシ苟クモ不正ヲ生ズルガ如キコトナキ様充分注意ヲ加ヘラレ度イノデアリマス。

国有財産事務ハ常ニ円満ニ進捗致シ良好ナル成績ヲ收メツツアリマス。多年ノ懸案デアリマシタ寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律案ハ、去ル第七十四回帝國議會ニ於テ宗教団体法案ト共ニ通過致シ、既ニ公布セラレマシタコトハ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス。本法ハ從來寺院等ト密接ナル沿革の關係ヲ有スル国有境内地ヲ必要ノ範圍ニ於テ当該寺院等ニ無償ニテ讓与スルコトヲ主眼ト致シマスト共ニ、一面目的外使用地等ノ整理ヲ目的

トシタモノデアリマス。而シテ本法ハ来ル昭和十五年度ヨリ施行相成ル見込デアリマシテ、其ノ譲与事務ハ法律施行後三、四ヶ年内ニ終了セシメ、目的外使用地等ノ整理モ亦可及的迅速ニ完了セシムル見込デアリマス。

本年度ニ於テハ国有財産台帳ノ整備、模範調査、其ノ他各般ノ準備ヲ致シ法律ノ実施ニ備ヘル計画デアリマシテ、其ノ準備事務並ニ法律施行ニ関スル詳細ノ取扱ニ付テハ追テ通牒ノ見込デアリマスガ、法律ノ趣旨ニ鑑ミ地方庁其ノ他關係各方面トノ緊密ナル連絡協調ヲ遂ゲ、一面寺院側ニ対シ懇切ナル説明ヲ加へ、以テ本事務ニ協力セシムル等円満ナル施行ヲ遂グルコトニ留意セラレタイノデアリマス。

又登録洩雜種財産ノ発見、売払等ノ所謂普通事務ヲ右準備事務ノ為勢ヒ手控ヘトナルノ止ムナキコト思ヒマスガ、従来発見ニ係ル財産ニシテ未ダ引受ニ至ラザルモノノ引継促進、其ノ他未整理事務ノ整理整頓ヲ期シ、以テ本法施行上彼是支障ヲ来スガ如キコトナキ様、充分ノ用意ヲ致サレタイノデアリマス。

預 金 部 事 務

当支局ニ於ケル預金部資金ノ直接貸付ハ既往約六ヶ年間ニ於テ金額四千叁百余万元、件数五千五百余口ニ達シ、此ノ間ニ於ケル償還ヲ差引タル本年三月末現在額ハ三千八百余万元、此ノ件数五千叁百余口、貸付事務ハ其ノ範圍、種類共二年々複雑多岐ニ亘ツテ来テ居ルノデアリマス。尚時局ノ進展ニ伴ヒ前年来資金調整、物資需給調整ノ方針ニ則リ、不要不急ト認メラルル事業ニ対シテハ極力融通ヲ差控へ、一方緊要ト認メラルル事業ニ対シテハ出来得ル限り潤沢ニ資金ヲ供給致シテ居ルノデアリマス。本年度資金ノ融通ニ付テハ時局ニ鑑ミ一層慎重ナル取扱ヲ要スルコト勿論デアリマシテ、諸君ニ於カレテモ昭和十四年度普通地方資金割当方針ニ依拠シ、充分調査ノ徹底ト処理ノ適正ヲ期セラレムコトヲ希望致シマス。

仍此ノ際貯蓄債券ノ普及奨励ニ関シ一言申加ヘテ置キタイト思ヒマス。過般ノ第七十四議會ニ於テ資金調整法ノ改

正ニ依リ、貯蓄債券ノ発行限度ヲ從來ノ二億円ヨリ五億円ニ拡張セラレタノデアリマス。之二伴ヒマシテ本年度ニ於テハ昨年度ニ比シ相当多額ニ本債券ヲ発行セラルル予定デアリマス。本債券発行ノ趣旨ニ鑑ミマシテ預金部トシテモ其ノ普及奨励ニ一層協力スルコトナリ、今後ハ地方支局並ニ出張所ニ於テモ一段ノ協力ヲ与ヘルコトトナツタノデアリマスカラ、此ノ点予メ御了承ヲ願ツテ置キタイノデアリマス。

終リニ諮問事項協議事項ニ付テハ腹藏ナク意見ヲ開陳セラレムコトヲ望ミマス。

(平 1 広島 3)

52 昭和14年7月 税務署に新任者指導員設置

昭和十四年七月二十日

大阪税務監督局長印

小浜税務署長殿

由来事務ノ繁劇ヲ以テ名アル税務ハ、今次ノ事変以來行ハレタル数次ノ増税乃至新税ニ依テ事務一層複雑多岐トナレルノミナラス、一方ニ於テ多数ノ名誉アル応召者ヲ出シツツアルノ実情ニ稽ヘ、果シテ新任者ノ補充ニ依テ此ノ難局ヲ切抜ケ、所期ノ成績ヲ挙揚シ得ルヤ深ク憂フル所ナリシカ、貴職ノ統率ト指導養成其ノ宜シキヲ得テ、署務全般ニ亘リ良好ナル成績ヲ示サレツ、アルコトハ寔ニ慶スヘク、其ノ労ヲ多トスル所ニ有之候

惟フニ新任者ニ対スル当初ノ指導養成ノ適切ナルヤ否ヤハ、啻ニ当面ノ署務成績ノ挙否ニ直ニ反映スルニ止マラスシテ、實ニ新任者其ノ人ノ終生ノ榮達ニ至大ナル影響ヲ齎スモノナレハ、新任者ノ指導養成ハ輕視スヘカラサル重要施

設事項ニ有之候、翻テ事変ノ今後ノ展開並ニ現下ノ国際情勢ニ想到スルトキハ、税界ノ前途愈々多端ニシテ真ノ繁激期ハ將ニ今後ニ存スヘク、新任者ノ採用並ニ養成モ亦長期持久ノ覚悟ヲ要スルニ至レリト謂フヘシ、就テハ新任者ノ育成ニ関シテハ、局トシテ相当積極的ニ施設ヲ為シ講習会ノ如キモ努メテ開催ノ見込ニ候処、署ニ在リテハ差当り課係毎ニ責任アル指導員ヲ設置シテ、新任者（判任、雇員共）ノ師表トナリテ、実務全般ニ亘リ懇切丁寧ニ指導養成セシムルヲ最モ効果的施設ナリト存シ候ニ付テハ、左記ニ依リ適任者ヲ選定推薦シ、当局ノ指定ヲ受ケタル上指導ノ実ヲ拳ケシメラレ度

右及通牒候也

記

- 一 指導員タルヘキ者ハ、当該課若ハ係ニ於テ席次ノ上下ニ不拘、人物、手腕、識見等優秀ニシテ、真ニ新任者ノ師表トナリテ内外実務ノ指導ハモトヨリ、常識ノ涵養、更ニ進ンテ税務官吏ノ伝統的美風タル質実剛健ノ氣風ヲ鼓吹シ得ルニ最モ適任ト認ムル者ヲ選ヒ、推薦ノ上其ノ指定ヲ受クルコト
- 二 指導員ハ一課一係ニ付一人ヲ原則トスルモ、多人數ノ処ハ二人以上トナスコト
- 三 推薦書ハ左記様式ニ依ルコト

〔推薦書様式は省略〕

53 昭和15年2月 署長會議における東京局長訓示

稅務署長會議ニ於ケル中村〔重喜・東京〕局長訓示

(昭和十五年二月二十日 於本局會議室)

本日茲ニ管下ノ署長各位ト相會シマシテ、當面ノ重要事務ニ關シ親シク御協議ヲ致ス機會ヲ得マシタコトハ、洵ニ私ノ欣快トスル所デアリマス。

稅務一般

戰時體制ノ進展強化ニ伴ヒマシテ稅務行政モ日ヲ逐フテ複雜多端ヲ極ムルニ至リマシタガ、幸ニ各位並部内各員ノ異常ナル努力ニ依リマシテ大体順調ナル執行ヲ見ツツアリマスコトハ、洵ニ邦家ノ為欣幸ノ至リデアリマス。旧臘ニハ或ハ会社職員給与臨時措置令ノ施行、或ハ酒造制限ニ伴フ當面ノ措置等、各般ノ臨時緊急ノ事務ガ簇生シタノデアリマスガ、幸ニ円滿ナル実施ヲ見ルヲ得マシタコトハ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマス。其ノ間ニ於ケル各位ノ御努力ハ洵ニ一方ナラヌモノデアツタト存ズルノデアリマシテ、茲ニ深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

個人四稅調査

本年度ノ個人四稅調査ハ各署ニ於テ多少ノ遲速ハアリマスガ、大体順調ニ進捗致シツツアリマスコトハ欣快ノ次第デアリマス。稅制改正ニ依リ個人關係ノ稅法ノ仕組ガ如何ニ改編セラレマシテモ、個人ノ所得又ハ純益ノ適確ナル調査ガ、個人ニ對スル賦課事務ノ絶對的ノ出發点デアルコトハ何等變リハ無イノデアリマス。而シテ現下ノ如キ複雑多變ナル經濟事情ノ下ニ於キマシテ、個人ノ所得又ハ純益ヲ正シク捕捉スルコトガ如何ニ困難ナル仕事デアアルカハ言ヲ俟タナイ所デアリマス。従事者諸君ノ此ノ間ニ於ケル苦心ハ洵ニ想察スルニ余リアルノデアリマスガ、此ノ難関ヲ

克服シテコソ始メテ実情ニ即応セル生キタ稅務ガアルノデアリマス。今次御協議ヲ致シマスル所得標準率ノ如キモ、所得捕捉ノ重要手段デアリマス。其ノ適確ニシテ妥当ナル詮定ハ、本年ノ如キ經濟界ガ變動性ニ富ミ且明朗性ヲ欠ク年柄ニ於テハ、殊ニ緊要ナル事項デアリマス。然シ乍ラ標準ハ結局標準デアリマシテ、之ヲシテ十分ニ其ノ使命ヲ達成セシメマスニハ、調査ノ全般ニ亘リ要所々々ヲ押ヘテ之ヲ活用シテ行クト云フコトガ絶対ニ必要デアルコトニ付テハ、一層ノ御留意ヲ願ハネバナラヌ次第デアリマス。尚本年度ハ晩近ノ農村事情並改正所得稅法ノ農村課稅關係ニ及ボス影響等ニ鑑ミマシテ、田畑所得標準率ノ調査ニ付テハ特ニ慎重ヲ期スルコトガ必要デアルト考ヘテ居リマス。

稅制改正關係

中央地方ヲ通ズル画期的ノ稅制改正案ガ目下帝國議會ニ於テ審議中ナルハ御承知ノ通デアリマス。恐ラク四月一日ヨリ全般ノ實施ノ運ビトナルベキコトハ当然予想セラルルノデアリマス。右等法律案ノ内容並之ガ實施方ニ付テハ予テ御研究ノコトト存ジマスガ、此際稅務行政ノ立場ヨリ考ヘマシテ最モ重要ナコトハ、右改正殊ニ所得稅法ノ改正ニ依リ急激ニ増加スル納稅者ニ對シ、措置宜シキヲ得ネバナラヌト云フコトデアリマス。改正稅法ニ依ル納稅者ノ見込數ニ付テハ各署共尙精査ヲ要スル向ガ尠クナイト存ジマスガ、何レニ致シマシテモ納稅者ノ數ガ特ニ地方農村ニ於テ激増スルハ顯著ナル事實デアリマス。此ノ場合ニ於テ差當リ特ニ考ヘネバナラヌコトハ、(第一)激増スル納稅者ニ對シ其ノ賦課稅ニ屬スルモノニ付テハ、新稅法上ノ申告、申請ノ手續ヲ遺漏無ク履踐セシメ、手續ノ懈怠ニ依リ稅法上ノ特典利益ヲ失フガ如キコト無キ様指導スルコトデアリマス。(第二)之ニ就テハ市町村当局トハ特ニ密接ナル連絡關係ヲ保持スルヲ要スルノデアリマスカラ、協議會ノ開催等ニ関シ予メ十分ノ準備ヲ整ヘテ置クコトデアリマス。(第三)源泉課稅ニ屬スル分類所得稅ニ付テハ徵收義務者ニ對シ徵收上並税金納付上ノ手續等ニ関シ適切ナル指導ヲ實施セネバナリマセン。(第四)納稅者ノ激増、其ノ職業種類等ノ變動等ニ鑑ミマシテ、徵收上ノ對策ニ付

テハ根本的ニ檢討シ、新シキ構想ヲ以テ臨ム必要アリト考フルノデアリマス。殊ニ納稅組合ノ制度ヲ適切ナル指導方針ノ下ニ拡充強化シ、大量滞納ノ發生ヲ防止スルコトハ此際特ニ留意ヲ要スル事項デアルト考ヘマス。

間 稅 関 係

本年ニ於ケル酒造ハ技術的ニハ順調ナル進捗ヲ示シテ居ルノデアリマスガ、都鄙ヲ通ズル需要ノ激増ニモ拘ラズ大規模ノ生産制限ガ実行セラレマシタ結果、酒類需給ノ不均衡ヲ來シ価格其他ノ取引關係ニ於テ各般ノ異変ヲ見ツツアルコトハ特ニ留意ヲ要シマス。各位ハ酒類ノ生産、配給ニ関シ直接間接接觸セラルルノデアリマスカラ、努メテ其ノ実情ヲ知ルニ努メ、業者ヲシテ堅実ナル方針ノ下ニ其ノ業ヲ営ム様適宜指導スルト共ニ、異変事項ノ主ナルモノニ付テハ機宜詳細ノ報告アラムコトヲ望ミマス。尚酒類ニ関スル各稅法ハ今次改正ニ於テハ酒稅法ナル單一法ニ統合セラレ、其ノ中ニハ実施上相当考慮スベキ事項ヲ含ンデ居ルノデアリマスルカラ、予メ十分ノ御研究ヲ願ツテ置キマス。尚其他ノ間稅關係法規ニ於テモ一般的ニ稅率ノ引上ヲ見、之ガ実施ニ付テハ相当ノ用意ヲ要トスルノデアリマス。遊興飲食稅、物品稅等新稅ニ対スル各署ノ検査取締ハ相当徹底シ參ツタ様ニ存ゼラルルノデアリマスガ、尚署ニ依リ精粗ノ差ガアル様ニ存ジマスノデ、此ノ点ニ付テモ十分御注意ヲ願ヒタイト思ヒマス。

国有寺院境内地ノ処分ニ関スル法律ノ実施

国有寺院境内地ノ処分ニ関スル法律ハ、予定ノ通來ル四月一日ヨリ実施セラルルコトト相成リ、施行ニ必要ナル勅令モ發布セラレ取扱上ノ規程モ定メラレタノデアリマス。本法ノ実施ニ付マシテハ從來相当ノ準備ヲ重ネテ參リマシタノデ、茲ニ重ネテ贅スルコト致シマセヌガ、從來ノ準備調査ノ經驗ニ徴シマシテモ之ガ実施ニハ相当面倒ナ具體的ノ問題ガアルコトガ予想セラレマス。各位ハ本法制定ノ趣旨並其ノ地方問題トシテノ重要性ニ鑑ミ、周到ナル用意ヲ以テ自ラ其ノ衝ニ當リ、又克ク部下ヲ指導シ実施上遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

聖戦目的ノ完遂

事変以来茲ニ四年目トナリマシタ。国民モ長期戦ナルモノガ何ヲ意味スルカヲ明確ニ感知シ来ツタト思フノデアリマス。国民ガ時局ノ深刻ナル認識ノ下ニ事変以来稅務行政ノ遂行ニ協力シ来ツタコトハ、我々稅務官吏ノ銘シテ寸時モ忘却スルヲ得ナイコトデアリマス。累年巨額ノ増稅ニ対シ国民ハ忍苦シテ其ノ奉公ノ誠ヲ竭シ来ツタノデアリマス。然シナガラ時局ノ變転ハ急デアリマス。而モ一方ニハ画期的ノ稅制改正ガ行ハレントシテ居マス。之ニ依テ国民ノ負擔ハ激増スルノミナラズ、新ニ納稅者トシテ現ハレ来ル極メテ多數ノ人々ヲ迎ヘネバナラヌノデアリマス。如何ニセバ各方面ニ於ケル摩擦ヲ防ギ、円満ニシテ而モ適正ナル実施ヲ期スルヲ得ルノデアリマセウカ。我々稅務官吏タルモノハ茲ニ一段ノ反省ト奮起トヲ要スルノデアリマス。多難ナル國際事情ニ処シ、今次聖戦目的ノ完遂ハ國民總力、殊ニ精神力ノ最高發現ヲ措イテ外ニアリマセヌ。徵稅者モ納稅者モ茲ニ最高ノ認識ヲ体得セネバナリマセヌ。将来ニ於ケル物心両面ノ総テノ困難ヲ克服スルノ基礎ハ茲ニ存シマス。忍ビ難キヲ忍ビ、為シ難キヲ為スノ基礎モ茲ニ在リト思フノデアリマス。深く各位ノ御諒得ヲ要ムル所以デアリマス。

以上、此ノ機會ニ於テ簡單ナガラ私ノ所思ヲ申述ベタ次第デアリマス。

(平 4 関信 49)

54 昭和15年 4月 局長會議における桜内大藏大臣訓示

稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣「桜内幸雄」訓示（昭和十五年四月八日）

茲ニ稅務監督局長會議ヲ開クニ当リマシテ、一言所懐ヲ申述ベタイト存ジマス。

中央地方ヲ通ズル税制ノ一般の改正ハ我国多年ノ懸案デアリマシテ、出来得ル限り早キ機会ニ於テ之ガ実現ヲ見ルコトハ、朝野ノ齊シク待望シ来ツタ所デアリマス。今回茲ニ愈々多年ノ懸案ハ解決セラレ、曩ニ第七十五回帝國議會ノ協賛ヲ經マシタ税制ノ一般の改正ニ關スル諸法律、即チ所得税法改正法律外四十四件ハ家屋税法ヲ除キ何レモ公布セラレ、本月一日ヨリ施行セラレテ居ルコトハ諸君御承知ノ通りデアリマシテ、邦家ノ為慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

今回ノ税制改正ノ調査立案ニ当リマシテハ、昨年来諸君ヨリ常ニ必要ナル諸種ノ調査資料ヲ提出セラレ、成案ヲ得ル上ニ多大ノ便益ヲ得タノデアリマシテ、諸君ハ申スニ及バズ稅務監督局及稅務署ノ職員一同ノ勞苦ニ対シ深ク之ヲ多トスル次第デアリマス。税制改正ノ内容ニ付テハ諸君ニ於テモ充分御研究ノコトト存ジマスカラ、敢テ茲ニ申述ベマセンガ、此ノ機會ニ於キマシテ、簡單ニ立案ノ主意ニ關シ二三ノ点ニ付申述ベ、今後諸君ガ其ノ執行ノ任ニ當ラレル場合ノ参考ニ供シタイト思フノデアリマス。

今回ノ税制改正ハ長期建設ノ段階ニ在ル我國現下ノ財政經濟諸事情ニ即応スル税制ヲ整備確立スルコトニ主眼ヲ置キ、第一ニ中央地方ヲ通ジテ負擔ヲ均衡ヲ図ルコト、第二ニ現下緊要ナル經濟諸政策トノ調和ヲ図ルコト、第三ニ收入ノ増加ヲ図ルト共ニ弾力性アル税制ヲ樹立スルコト、第四ニ税制ノ簡易化ヲ図ルコトノ四ツノ事項ヲ目標トシ、現行国税及地方税制度ノ全般ニ亘リ、再檢討ヲ加ヘテ、新シイ構想ノ下ニ有効適切ナル改正ヲ断行シ、以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共ニ、新事態ニ即応スル税制ノ確立ヲ期シタ次第デアリマス。

先ヅ負擔ノ均衡ニ関シテデアリマスガ、國民ノ負擔力ニ応ジタ課稅ヲ為スコトガ、租稅ノ生命デアリマシテ、今回ノ改正案ノ作成ニ当リマシテモ、國民ノ負擔力ニ応ジタ税制ヲ樹立スルコトニ最大ノ苦心ヲ払ツタノデアリマス。即チ先ヅ、直接国税ノ体系ヲ改組シテ、所得稅ヲ分類所得稅ト綜合所得稅トノ二種ニ区分シテ課稅スル制度ヲ採用シ、

各種所得間ノ負担ノ均衡ヲ図リツツ、所得階級間ノ負担ノ均衡ヲモ得シムルコトト致シ、又、事変ノ影響等ニ因ル増加利得ニ対シ、臨時利得税ヲ増徴シテ事変下ニ於ケル負担ノ調整ヲ図ルト共ニ、間接税等ニ於テモ成ルベク奢侈的消費又ハ不急消費ニ重課スルノ方針ヲ採ツタノデアリマス。

次ニ地方税ニ於キマシテモ、国費多端ノ折柄多大ノ犠牲ヲ払ツテ、従来負担ノ均衡ノ根源ト称セラレテ居リマシタ戸数割ノ全廢ヲ断行スルト共ニ、所得税ノ付加税ヲ廢止シテ新二分与税制度ヲ採用スルコトニ依リ、負担ノ地域的ノ均衡ヲ是正スルコトト致シタノデアリマス。其ノ他、国税、地方税ノ全般ニ亘リ適切ナル改正ヲ加ヘテ、負担ノ衡平ヲ得シムルコトニ努メタ次第デアリマス。

第二ハ經濟諸政策トノ調和ノ問題デアリマス。税制ガ經濟政策ト緊密ナル調和連繫ヲ保持スベキハ、謂フ迄モナイコトデアリマシテ、特ニ事変下ニ於ケル税制ノ改正トシテハ、此ノ点ニ充分ナル考慮ヲ払フベキモノト考ヘルノデアリマス。仍テ今回ノ改正ニ於テハ、増税額ノ決定並ニ配分、企業ニ対スル課税、配当利子ニ対スル課税、間接税ノ課税物件ノ選択等ニ関連シテ、現下緊要ナル生産ノ増加、貯蓄ノ奨励、低物価ノ堅持等ノ諸政策ノ遂行ニ支障ナカラシムルヤウ充分ノ考慮ヲ致シマシタ外、此ノ際ノ臨時特別ノ措置トシテ、臨時租税措置法ヲ改正シ適當ナル方策ヲ講ジテ居ルノデアリマス。

第三ハ増収並ニ税制ノ弾力性ノ問題デアリマス。諸君御承知ノ如ク、昭和十二年度以來、毎年増税ガ行ハレテ參ツタノデアリマスガ、現下内外ノ情勢、我国財政ノ現状及将来等ニ照シテ考ヘマスレバ、今後ニ於テモ事變費、国防費其ノ他一般經費ヲ通ジ、相当長期ニ亘リ多額ノ經費ヲ必要トスルノ実情ニアルノデアリマシテ、此ノ際、税制ノ改正ニ當リ、相当額ノ増税ヲ行ヒマシタコトハ、必要ニシテ已ムヲ得ナイ措置デアルト信ズルノデアリマス。仍テ一面ニ於テハ事變費等ノ支出ニ基ク國民所得ノ増加、購買力吸収ノ必要性等ヲ考フルト共ニ、戦時經濟ノ運行、国民生活ノ

安定等ニ及ボス影響ヲ充分ニ考慮シツツ、此ノ際平年度大体五億円程度ノ増収ヲ図ルコトトシ、各税ニ亘リ夫々適当ト認ムル増徴ヲ行ツタノデアリマス。

尚我国財政ノ将来ニ照シマスレバ、此ノ際相当ノ増収ヲ図ルノ外、良ク将来ノ財政需要ニ応ジ容易ニ伸縮シ得ル税制ヲ樹立シ置クコトノ緊切ナルモノアリト認メラレマスノデ、所得税制度ノ根本的改組、其ノ他ノ方策ヲ講ジ、出来得ル限り税制ニ弾力性ヲ付与スルコトニ努メタ次第デアリマス。

次ニ税制ノ簡易化デアリマスガ、御承知ノ如ク、最近數年間毎年増税等ニ関スル臨時立法ヲ重ネテ参リマシタ結果、各種ノ法規ガ重複競合シ、極メテ複雑ナル税制ト相成ツテ居ツタノデアリマス。而シテ此等ノ臨時的増徴又ハ新税モ今後相当長期ニ亘リ存続スルノ已ムナキ事情ニアリト認メラレマシタノデ、此ノ際、此等ノ各種ノ法規ヲ整理統合致シマシテ、簡易且平明ナル税制ノ樹立ニ努メタ次第デアリマス。

以上、今回ノ税制改正ノ立案ノ趣旨ニ付其ノ大体ヲ申述ベタノデアリマスガ、右申述ベマシタ各種ノ問題ハ如何ニ租税制度ヲ整備致シマシテモ、其ノ施行ガ宜シキヲ得ナイトキハ、政府並ニ国民ガ税制改正ニ依ツテ期待スル所ノ目的ヲ達成スルコトハ到底出来ナイノデアリマス。此ノ点ニ付キマシテハ稅務行政執行ノ任ニ当ラルル諸君ノ責任ハ極メテ重大デアルト思フノデアリマス。

申ス迄モナク、今回ノ税制改正ハ我国税制史上其ノ例ヲ見ザル画期的ナル改正デアリマスノデ、之ヲ実施スルニ当リマシテハ、特ニ税制改正ノ趣旨ヲ一般国民ニ理解セシムルコトニ努メナケレバナラスノデアリマス。今後直接其ノ衝ニ当ラレル諸君ニ於テハ、先ヅ此ノ点ニ充分意ヲ用ヒラレ、新税法ノ趣旨、法規ノ解釈、手續等ノ普及徹底ヲ図ラレルヤウ万全ノ用意ヲ以テ臨マレルト同時ニ、官民共ニ之ニ慣熟スルニ至ル迄ハ、成ルベク施行ノ円満ヲ旨トスルコトニ心掛ネバナラスト思フノデアリマス。殊ニ税法ノ改正ニ因リ租税負担ノ増加ヲ来シテ居ル際ノコトデモアリマス

ノデ、納税者等トノ接衝ニ當ツテハ出来得ル限り懇切叮嚀ヲ旨トシ、苟モ納税者ニ對シ苛酷ノ感ヲ懷カシムルコトノナキヤウ、此ノ際特ニ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト思フノデアリマス。

尚、今回ノ税制改正ノ結果トシテ、政府ハ昭和十五、十六兩年度ニ於テ全国ニ亘ツテ家屋ノ賃貸價格ノ調査ヲ完了致シ、昭和十七年度ヨリ国税トシテ家屋税ヲ徴收致スコトニ相成ツテ居ルノデアリマス。何レ今後ノ機會ニ於テ打合せ致ス積リデアリマスガ、予メ諸君ニ於カレテモ其ノ心構ヘヲ以テ、事務ノ計画上遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

次ニ官紀ノ振肅ニ付キマシテハ、諸君ニ於テモ平素充分注意セラレツツアルコトト存ジマスガ、此ノ画期的ナル税制改正ノ実施ニ當リ、特ニ充分ナル努力ヲ竭サレンコトヲ希望致シマス。

次ニ国有財産事務ニ関シテハ、從來極メテ順調且適正ニ行ハレ、所期ノ成績ヲ挙ゲテ国家財政上並ニ國民經濟上相當ノ寄与ヲ為シツツアルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ノ結果ニ外ナラヌノデアリマシテ、誠ニ欣快トスル所デアリマス、今後一層本事務ノ円満適切ナル処理ニ付遺憾ナキヲ期スルヤウ希望致ス次第デアリマス。

尚、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律ハ、宗教団體法ト共ニ本月一日ヨリ施行セラレタノデアリマスガ、本事務ノ実施ニ付テハ慎重ニシテ且公正ナル処理ヲ必要ト致シマスルガ故ニ、關係各庁トノ連絡協調ヲ図ルハ勿論、諸般ノ調査ニ努力ヲ傾注シ法律ノ運用上万遺憾ナキヲ期セラレタイトデアリマス。

次ニ預金部資金局關係ノ事務ニ付テ一言致シマス。預金部資金局支局並ニ出張所ニ於ケル事務ハ最近著シク増加ヲ來シ、且其ノ内容モ益々複雑多岐ト相成リマシタニモ拘ラズ、其ノ処理ガ極メテ円滑ニ行ハレツツアリマスコトハ、專ラ諸君並ニ諸君ノ部下ノ御努力ニ依ルモノデアリマシテ、其ノ勞ヲ深く多トスル次第デアリマス。

預金部資金ハ政府ノ貯蓄奨励ニ依ル郵便貯金等ノ増加ニ伴ヒ、近時著シキ躍進ヲ示シ、本年二月ニハ遂ニ八十億円

ヲ突破スルニ至リ、其ノ後モ引続キ増加ノ一途ヲ辿ツテ居ルノデアリマシテ、昨年度ニ於テハ此ノ増加セル資金ヲ以テ十六億円余ノ国債ヲ消化シ、他方一般ノ地方資金及生産力拡充資金ニ付キマシテモ、十三年度ニ比シ相当多額ノ資金ノ融通ヲ行フ等、大イニ事変下ノ財政金融ニ貢献シテ居ルノデアリマスガ、本年度ニ於キマシテモ、既二十八億円ノ国債ヲ消化スルコトニ決定致シマシタル外、地方資金ノ融通ニ付テハ借入団体ノ便宜ヲ図ル為、預金部普通地方資金融通規則ニ改正ヲ加へ、尚今回ノ會議ニ於テモ一般市町村ニ対スル短期融通ノ件ニ付諮問致シタ次第デアリマス。従ツテ諸君ニ於テモ、今後一層時局ニ対応シ適実ナル処理ヲ行ハルルヤウセラレ度イノデアリマス。

貯蓄債券ノ普及徹底方ニ関シマシテハ、予テヨリ諸君ノ御努力ニ依リ良好ナル成績ヲ収メテ参ツタノデアリマスガ、最近ノ情勢ニ顧マスルト、従来執リ来ツタ方策ノミデハ民間ニ滞留シテ居リマスル過剩購買力ヲ吸収スルニハ必ズシモ充分デナイト考ヘラレマスルノデ、此ノ対応策ノ一手段トシテ今回臨時資金調整法ヲ改正シ、茲ニ無利子デアリマスルガ相当多額ノ割増金ヲ付シ得ル新種ノ債券、即チ報国債券ヲ、収入金五億円ヲ限度トシテ発行セシムルコトト致シ、併セテ従来ノ貯蓄債券ニ付テモ、割増金ノ最高限度ヲ倍額ニ引上グルコトヲ得ルコトト致シタノデアリマス。併シ乍ラ、本年度ニ於テハ貯蓄債券二億円、報国債券二億円、併セテ四億円ヲ発行セシムル予定デアリマスルカラ、其ノ普及方法ニ付テハ従前ニ比シ一層ノ工夫ト努力トヲ要スルモノト考ヘラレマスノデ、諸君ニ於テモ右両債券発行ノ趣旨ニ顧ミ、其ノ普及奨励方ニ関シ、一層尽力セラレンコトヲ望ム次第デアリマス。

次ニ会社利益配当及資金融通令並ニ会社職員給与臨時措置令ノ運用ニ関シマシテハ、先般来諸君ノ協力ヲ願ツテ居ルノデアリマスガ、施行以来極メテ順調ニ推移シテ居リマスルコトハ諸君ノ努力ニ依ル所大ナルモノガアルノデアリマシテ、深く其ノ勞ヲ多トスルモノデアリマス。

国民經濟ノ健全性確保ノ問題ガ益々重大化シテ参ツテ居リマス今日、会社ノ經理ト其ノ職員給与トノ適正ヲ確保ス

ルコトモ亦益々重要性ヲ加フルモノト云フベキデアリマスカラ、今後共充分ノ努力ヲ望ム次第デアリマス。

終リニ諮問事項ニ付キマシテハ事頗ル重要デアリマスノデ、諸君ノ多年ノ經驗ニ照サレ腹藏ナキ意見ヲ開陳サレ、当局ノ参考ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

(平 4 広島 78)

55 昭和15年4月 署長會議における広島局長訓示要領

森本「靖男・広島」局長訓示要領（昭和十五年四月二十二日 於稅務署長會議）

茲ニ管内稅務署長會議ヲ開催スルニ方リ一言所懷ヲ申述ヘタイト思ヒマス。

先ツ過般本省ニ於テ稅務監督局長會議ヲ開催セラレ大藏大臣ヨリ親シク訓示ヲ賜リマシタノデ、其ノ要領ヲ印刷ノ上諸君ノ御手許ヘ配付シテ置キマシタカラ、充分熟読玩味セラレマシテ克ク御趣旨ヲ体シ愆リナキヲ期セラルル様希望シマス。

扨中央地方ヲ通ズル稅制ノ根本的改正ハ我国多年ノ懸案デアリマシタガ、今回愈々解決セラレ、去ル第七十五回帝國議會ニ於テ之ガ改正法律案ノ協賛ヲ經テ、本月一日ヨリ施行ヲ見ルニ至ツタノデアリマシテ、邦家ノ為誠ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス。

顧ミマスレバ我国ノ財政ハ滿洲事變以來急激ニ膨張シテ參ツタノデアリマシテ、当時ヨリ既ニ中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般の改正ハ朝野ノ懸案デアツタノデアリマス。然ルニ偶々今時事變ノ勃發ニ因リマシテ我国財政經濟ノ諸事情ニ著シキ變動ヲ生ズルニ至リマシタル關係上、暫時之ガ実行ヲ見合スノ余義ナキ事情ニ相成ツテ居タノデアリマスガ、

事変ハ愈々長期建設ノ段階ニ入り之ニ対応シテ速ニ税制ヲ整備確立スルノ必要ヲ認メラルルニ至リマシタル為、政府ニ於カレテハ曩ニ税制ノ根本的改正ヲ断行スルノ方針ヲ決定シ、爾来一ケ年銳意之ガ調査立案ニ努力セラレタノデアリマス。此ノ画期的税制改正ニ関シ画策参与セラレタル關係各位ノ御苦心ハ実ニ容易ナラザルモノデアツタト云フコトハ充分想像ニ難カラザル所デアリマシテ、其ノ御苦勞ニ対シ滿腔ノ敬意ト深甚ノ謝意ヲ表スルト共ニ、調査立案セラルルニ当リ本省ヨリ屢々之ニ必要ナル諸種ノ調査資料ヲ照会セラレ、其ノ都度諸君並署員一同ニ対シ尠カラザル力ヲ煩ハシタコトニ付キマシテ、大ニ其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

今回ノ税制改正ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ諸君御承知ノコトデアリマスカラ、改メテ申述ベル迄モナイノデアリマスガ、前ニモ述ベマシタル如ク今回ノ改正ハ長期建設ノ段階ニ在ル我國現下ノ財政經濟ノ諸事情ニ即応スル税制ヲ整備確立スルコトニ主眼ヲ置キ、第一ニ中央地方ヲ通ジテ負担ノ均衡ヲ図ルコト、第二ニ現下緊要ナル經濟諸政策トノ調和ヲ図ルコト、第三ニ收入ノ増加ヲ図ルト共ニ弾力性アル税制ヲ樹立スルコト、第四ニ税制ノ簡易化ヲ図ルコトノ四ツノ事項ヲ目標トシ、従来ノ国税及地方税ノ全般ニ亘リ再検討ヲ加ヘ有効適切ナル改正ヲ断行セラレ、以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共ニ、新事態ニ即応スル税制ノ確立ヲ見タノデアリマス。

然シナガラ此ノ如ク如何ニ租税制度ヲ整備セラレマシテモ、其ノ執行宜シキヲ得ザルトキハ、政府並國民ノ此ノ税制改正ニ対スル期待ニ副フ事ハ到底出来得ナイノデアリマシテ、此ノ点ニ付テハ稅務行政執行ノ任ニアル我々ノ責任極メテ重大ナリト痛感スルモノデアリマス同時ニ、歴史的画期的大改正ノ施行セラルル際ニ於テ、職ヲ稅務ニ奉ズル我々ハ正二千載一遇ノ榮譽ヲ荷ヒタルモノト謂ハナケレバナラヌト思フノデアリマス。第一線ニ於テ稅務執行ノ衝ニ当ラルル諸君ハ先ヅ之等ノ点ニ思ヲ致シ、今後充分新稅法ノ趣旨、法規ノ解釈或ハ手續等ノ普及徹底ヲ図ル様万全ノ用意ヲ以テ臨マレ、官民共ニ慣熟セザル際トテ尚更專ラ施行ノ円満ヲ旨トスルコトニ心掛ケラレ、小事ニ拘泥シ大

事ヲ忘ルルガ如キ事ナキ様特ニ希望スル次第デアリマス。殊ニ税法ノ改正ニ因リ租税負担ノ増加ヲ来シテ居ル際ノコトデモアリマスノデ、納税者等トノ接衝ニ當ツテハ出来得ル限り懇切叮嚀ヲ旨トシ、苟モ納税者ニ対シ苛酷ノ感ヲ抱カシムルガ如キコトナキヤウ、此際特ニ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト思フノデアリマス。職員ノ対応ニ関シテハ曩ニモ通牒ヲ発シ職員一般ノ注意ヲ促シテ置イタノデアリマスガ、現今ノ時勢ニ於テ単ニ職員ノ対応振等ヨリシテ、徒ニ無用ノ反感ヲ招クコトアリマシテハ、税務執行上支障尠カラザルモノト認メラレマスカラ、格段ノ留意ヲ希望致ス次第デアリマス。

尚今回ノ税制改正ノ結果トシテ政府ハ昭和十五、十六兩年度ニ於テ全国ニ亘ツテ家屋ノ賃貸価格ノ調査ヲ完了シ、昭和十七年度ヨリ国税トシテ家屋税ヲ徴収セラルルコトニ相成ツテ居リ、之モ非常ナ大事業デ何レ別ニ御協議スル機会ガ参ルコトト思ヒマスガ、予メ諸君ニ於テモ其ノ心構ヘヲ以テ事務ノ計画宜シキヲ得ルヤウ望ミマス。

次ニ官紀ノ振肅ニ関シマシテハ屢々訓達セラレタル所デアリマシテ、諸君ニ於テモ平素充分注意ヲ払ツテ居ラルルモノト信ズルノデアリマスガ、今ヤ画期的税制改正ノ実施セラレ納税者ノ負担益々重課セラレントスル折柄、署員ニ対スル誘惑等ナキヲ保シ難シト思考セラレマスノデ、今後一層嚴重ナル監督ヲ加フルト共ニ、職員ノ指導訓練、特ニ人格ノ陶冶ニ意ヲ用ヒ税務官吏トシテノ体面ヲ失墜スルガ如キ事ナキ様、万遺憾ナキヲ期セラレントヲ希望致シマス。

新任者ノ指導養成ニ付テハ当局ニ於テモ其ノ要ヲ痛感シ、昨年ノ如キ直税、間税、庶務、法人等ノ講習会ヲ開催シタノデアリマスガ、本年ニ於テハ一層之等講習会ニ力ヲ注ギ、ナルベク多数受講セシムル計画デアリマスカラ、諸君ニ於テモ今後適當ノ施設ヲ講ジ、以テ改正税法ノ研究ニ資セシムル様、格別ノ配意ヲ望ム次第デアリマス。

尚改正税法ノ実施ニ伴ヒ幾分人員經費ノ増配ヲ得ラルル見込デハアリマスガ、到底充分ナルモノトハ予想シ難イノ

デアリマシテ、此ノ状勢ヨリシテモ諸君ハ一層新任者ノ養成ニ努メ能率ノ増進ヲ図ルト共ニ、事務執行上緩急輕重ヲ能ク考量シ、重点主義ヲ採ルハ勿論、事務ノ刷新改善並ニ簡易化ニ益々力ヲ致シ、更ニ職員一般ノ精神ノ緊張ヲ促シ、弥ガ上ニモ減私奉公稅務報國ノ精神ヲ發揮セシムル様、努力セラレンコトヲ切望シテ熄マナイノデアリマス。

昨年来職員候補者ノ採用方ニ付テハ凡ユル方法ヲ構ジ、極力候補者ノ物色ニ配意ヲ煩シタノデアリマシテ、採用難ノ折柄ニモ拘ラズ能ク其ノ推薦ニ努メラレタルハ、其ノ勞ヲ多トスル所デアリマス。前述ノ如ク本年度増員ハ大ナル期待ハ出来得ナイノデアリマスケレ共、現在ノ推薦人員ヨリスレバ今尚欠員數ヲ充足シテ余ス所僅カニ過ギズ、増員見込ニ対スル過半数ニモ達セザル狀況デアリマシテ、今後格段ノ尽力ヲ煩ハサナケレバ充員困難ト認メラレマスカラ、極力候補者ノ物色ニ努メラレンコトヲ望ミマス。

次ニ各部事務ノ一般ニ亘リ諸君ノ注意ヲ喚起致シ度イト思ヒマス。

先ズ直稅事務ニ付テ申述ベマス。

個人ノ所得稅及營業稅事務ニ付キマシテハ、今回ノ改正ガ根本的ノ大改革デアルバカリデナク、新年度ヨリ直ニ実施セラレマシタ關係上之ガ円満ナル施行ハ実ニ容易ナラザルモノガアルト思ハレマスルガ、幸ヒ諸君ノ非常ナル御努力ニ依リ今ヤ順調ニ事務ノ運行ヲ見ント致シテ居ルノデアリマシテ、洵ニ欣バシク感ジマス。

所得稅ノ改正ハ今回ノ稅制改革ノ中枢ヲ為スモノデアリマシテ、就中課稅範圍ノ拡大ニ依ル納稅者ノ著シイ増加ト、可及的源泉課稅制度ノ採用ニ依ル徵稅機構ノ變革トニ依リ、所得稅ハ一般國民ノ各層ヲ通ジ、且ツ國民經濟ノ特異性ニ從ヒ戰時財政ノ必要ニ応ズル、所謂國民稅トシテノ機能ヲ充分發揮スルニ至ツタノデアリマス。又營業稅ハ大体從來ノ營業收益稅ヲ踏襲シタルモノデアリマスルケレ共、相当課稅ノ範圍ヲ擴張セラレタノデアリマシテ、之等兩稅共從來ヨリ各方面ニ一層深い關係ヲ有スルコトトナツタノデアリマス。從ヒマシテ之ガ執行ニ当リマシテハ其ノ取扱ニ

充分慎重ヲ期セネバナライノデアリマスガ、之ガ為ニハ先ツ以テ改正法ノ趣旨ヲ普ク一般ニ周知セシムルヤウ努ムルト共ニ、特ニ新シク源泉課税ノ徴収義務者トナリタル者ニ対シテハ格別ノ配意ヲ要スルノデアリマス。又其従事員ニ対シマシテハ、ナルベク速ニ改正事務ノ取扱ニ習熟セシメ、苟クモ過誤ナキヲ期セネバナラスノデアリマス。

今回ノ改正ノ内容ハ頗ル広範圍ニ涉リ且相当複雑デアリマシテ、執行ニ当リ種々疑義ノ存スルコトト思考セラレマスルノミナラズ、之ガ取扱ヲ誤ルトキハ税務ノ威信ヲ損シ、延ヒテハ一般税務ノ執行上支障ヲ来スノ虞ナキヲ保シ難イノデアリマスルカラ、改正諸法規並取扱方ニ関シ充分研究ヲ重ネラレタイノデアリマス。

尚改正ノ結果納税者ノ負担ハ一般ニ相当増加ヲ来シマスル關係上、納税者ノ中ニハ之ヲ回避セントスル不都合ノ者ヲモ生ズル虞ガアリマスルカラ、克ク一般經濟界ノ推移ヲ洞察シテ、特ニ大納税者ニ付テハ其ノ業況ノ消長ニ充分注意ヲ払ヒ、以テ脱税ノ防止ニ努メ負担ノ公平ヲ期セネバナラスコトハ勿論デアリマスルガ、之ト共ニ苟クモ苛察ニ亘リ又濫リニ細鱗ヲ漁ルガ如キコトハ嚴ニ慎マネバナラスコトデアリマシテ、殊ニ未曾有ノ改正法ノ実施当初ニ於テハ一層此ノ点ノ留意ガ肝要デアルト思フノデアリマス。従事者ハ克ク此ノ改正ノ趣旨ヲ体シ、徒ラニ細事ニ拘泥シテ大局ヲ誤ルガ如キコトナク、源泉徴収義務者ニ対シテハ専ラ指導ヲ旨トシ、一般外部ニ対シテハ常ニ懇切ナル態度ヲ以テ接シ、一意円満ニ所期ノ目的ヲ達成スルコトニ努力セラレタイノデアリマス。

昭和十四年度ニ於ケル法人事務ニ付テ概觀致シマスルニ、近年数次ノ税制改正ニ依リマシテ法人ニ關スル税法ハ愈々複雑トナルト共ニ、事變景氣ニ因ル經濟界ノ波動ハ大資本ヲ擁スル法人ニ於テ特ニ甚シク、一方会社職員給与臨時措置令モ施行セラレマシテ、法人事務ハ益々繁激ノ度ヲ加ヘテ參ツタノデアリマスガ、大体ニ於テ予期ノ事務進捗ヲ見、脱税摘発件數ノ如キモ近年稀ナル多額ニ上リ良好ナル成績ヲ収メ、而モ円満ナル執行ヲ見ツツアルコトハ一ニ諸君ノ指導監督宜敷ヲ得タ結果デアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

今次ノ税制改革ニ於キマシテハ、法人ニ関シテハ大体旧所得税法ヲ踏襲シテハ居リマスガ、而モ尚法人税トシテ独立シ税込課税ノ改正、既往三ヶ年ノ損金通算、清算所得課税方法ノ改正、同族会社ノ税額加算規定ノ改正、超過所得ノ臨時利得税ヘノ統合等、各般ニ亘ル相当重要ナル改正ヲ行ハレ、一面時局ノ進展ニ因ル所得ノ偏在性ハ益々顕著トナリ、又所得ニ対スル税負担率ノ増加並ニ各種經濟統制ノ強化ニ伴ヒ、脱税ノ非違ヲ敢テスルモノ漸次増加ノ傾向ニアリマスカラ、諸君ハ常ニ部下ヲ督励シ關係法令ノ研究ヲ怠ラズ、經濟事象ノ觀察ヲ愆ラズ、以テ万全ノ対策ヲ講ゼラレムコトヲ望ミマス。

又今回新ニ創設セラレマシタ特別法人税ニ付キマシテハ、特別ノ法人ニ対シク税法ノ制定セラレタル趣旨ヲ理解セシメ、又取扱方等ヲ指導シ専ラ懇切ヲ旨トシテ、以テ兎角新税ノ施行ニ対シ起リ易キ摩擦ヲ極力回避シ、円満適正ナル執行ヲ期セラレタイノデアリマス。

相続税事務モ諸君ノ努力ニ依リマシテ円満ニ且ツ頗ル好成績ヲ収メツツアルノデアリマスガ、事変以來数次ニ亘ル改正ニ依リマシテ事変前ニ比シ納税者ノ負担ハ著シク増大シテ參ツタノデアリマス。物納制度ニ付テ論議セラレマスノモ、蓋シ此ノ意味ノ現レト見ルベキデアリマシテ、諸君ハ思ヒヲ茲ニ致サレマシテ課税ノ公平ヲ期スルハ勿論ナルモ、又苟モ納税者ヲシテ苛察ノ感ヲ抱カシメ、或ハ調査上不必要ナル迷惑ヲ納税者ニ及ボシ、因テ外部ノ非難ヲ招クガ如キコトナキ様一段ノ留意ヲ願ヒ度イノデアリマス。

第二ニ間税事務ニ付テ申上度イト思ヒマス。

今回新設セラレタル酒税法ハ、従来酒類ニ関スル法規ガ多数存在シ頗ル複雑ヲ極メテ居リマシタノデ、此ノ際税制ノ簡易化ヲ図ル為メ是等ノ諸法規ヲ單一税法ニ整理統合セラレタノデアリマシテ、課税ノ方法トシマシテハ最近ニ於ケル業界ノ実情等ニ顧ミ、原則トシテハ造石税制度ト庫出税制度トヲ併用シ、総税額ニ於テ約三割程度ノ増徴ヲ行ヒ、

各酒類間ノ負擔ノ均衡ニ留意セラレタノデアリマス。而シテ之ガ内容ヲ從來ノ税法ニ比較シ改正セラレタ事項ノ主ナルモノハ、各酒類ノ定義ヲ現状ニ適合スル様根本的ニ改正セラレタルコト、一部ノ酒類ニ対シテハ酒類消費ノ実情ニ応ズル様納期ヲ改正シタルコト、業界多年ノ問題デアリマシタ合成清酒ヲ清酒ト大体同格ニ取扱ヒ、一定条件ノ下ニ両者ノ混和ヲ認ムルコト、酒類ノ未納税移出並原料用酒類ノ移出ヲ認メタルコト、取締上必要アリト認メタル場合ハ製造者ニ対シ製造、貯蔵ノ設備又ハ方法ニ関シ必要ナル事項ヲ命ジ得ルコト、等各種ノ事項ニ付改正ガ行ハレタノデアリマスカラ、之ガ施行ニ当リテハ税法ノ趣旨並取扱手續等ニ付十分研究ヲ遂ゲ、業界ノ実情ニ適応スル様特段ノ留意ヲ払ハレ万遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

次ニ砂糖消費税ハ多年色相ニ依ル区分ニ從ヒ課税シテ參ツタノデアリマスガ、今回之ヲ含蜜糖トノ製造区分ニ依リ課税スル制度ニ改メテ糖業ノ現状ニ即応セシムルト共ニ、消費ノ実情ニ鑑ミ尚増徴ノ余地アリト認メラレ、総税額ノ大体ニ割程度ノ増徴ガ行ハレタノデアリマス。斯クノ如ク本税ハ從來ノモノト課税方法ガ全然変更セラレタノデアリマスカラ、検査従事員ニ対シテハ特ニ課税物件ニ対スル鑑識力乃至課税方法ニ付十分研鑽ヲ遂ゲシメ、施行上ノ万全ヲ期セラレンコトヲ望ミマス。

織物消費税ニ付キマシテハ昭和六年相当ノ軽減ガ行ハレテ以來、最近數次ノ増税ニモ拘ハラズ之ガ増徴ハ見合ハサレテ參ツタノデアリマスガ、今回各税ニ亘リ相当ノ増税ガ行ハレルコトニナツタノデ、是等ノ權衡ヲモ考慮シ本税ニ付テモ輕微ナル増税ヲ行フト共ニ、非課税織物ノ範圍ヲ或ル程度縮小サレタノデアリマス。

物品税ニ付テハ物価政策トノ調和等ヲ考慮シテ課税範圍ガ拡張セラレ、數種類ノ物品ニ対シ新ニ課税スルト共ニ、若干税率ノ引上げガ行ハレタノデアリマス。

又遊興飲食税ニ付テハ、最近此ノ種ノ消費ハ可ナリ増大ノ傾向ニアリマスノデ、此ノ際之ニ対スル課税ヲ相当拡大

シテ消費ノ抑制ニ資スルト共ニ、収入ノ増加ヲ図ルコトハ極メテ妥当ナ措置ト認メラレ、税率ノ引上ゲト共ニ免税点ノ撤廃又ハ引下ゲガ行ハレタノデアリマス。

其ノ他清涼飲料税、揮発油税、入場税、取引所税、骨牌税等ニ付テモ夫々適當ナル増徴ガ行ハレルコトナツタノデアリマス。

以上ノ如ク今回ノ改正ハ画期的大改正デアリマシテ、之ガ内容、取扱方等ニ付テハ十分研究ノ要アルコトヲ痛感致シマスノデ、近ク本局ニ於テ講習会ヲ開催スル見込デアリマスカラ、検査従事員ニ対シテモ新税法並之ガ取扱方ニ関シ研究ヲ怠ラザルコトニ留意セラルルト共ニ、外部ニ対シテハ市町村、業者組合等ト十分ナル連絡協調ヲ図リ克ク業者ニ理解セシムルコトニ努ムル等、施行ノ完璧ヲ期セラレタイノデアリマス。

第三ニ経理事務ニ付テ申上度イト思ヒマス。

徴収事務ハ相亜グ増税ニ因リ繁雜ヲ極メタルニモ拘ラズ至極円滑ニ運行セラレ、良好ナル成績ヲ挙揚シツツアリマスコトハ、洵ニ御同慶ニ存ズル次第デアリマス。

新税法ノ施行ニ伴ヒ国民ノ租税負担ハ急激ニ加重セラレ、新規納税者ノ激増ト相俟ツテ徴収事務ハ益々複雑困難トナリ、延ヒテ納税成績ニ影響スル虞尠カラザルモノアリト想察セラレルノデアリマス。而シテ之ニ対処シ成績ノ維持昂上ヲ期センニハ種々施設ノ必要ヲ認ムル処デアリマサガ、先ヅ納税者ニ克ク事変下ニ於ケル租税ノ重要性ヲ認識セシメ、納税道義心ノ鼓吹昂揚ニ努ムルノ要緊切ナルヲ痛感スルノデアリマス。

次ニ納税督励等ヲ行フニ当リテハ署員並市町村吏員ニ対シ事前訓練ヲ施シ、督励員ヲシテ可及的納税者ニ新税法ノ趣旨ヲ了解セシムル事モ、亦此際トシテ極メテ大切ノ事ト思フノデアリマシテ、諸君ニ於カレテハ此点特ニ御留意ヲ願ヒマス。

尚近時納税組合ハ大ニ増加シ其ノ活動又見ルベキモノアリマスガ、今次ノ画期的改正税制ノ施行ニ際シテ一層其ノ普及ト活動ヲ期待シナケレバナリマセヌ。諸君ハ此ノ上其地方庁並市町村当局ト相協力シ、納税組合ノ結成ト之ガ活動ノ促進ニ努メ、益々納税成績ノ昂上ニ資セラレ度イノデアリマス。

滞納処分ハ從來極メテ順調ニ執行セラレテ參ツタノデアリマスガ、納税者ノ増加ト負担ノ加重ハ勢ヒ滞納ノ増加ヲ予想セラレ油断ガ出来ナイト思ヒマス、本処分ノ執行ヲ緩慢ナラシムルコトハ納税思想ヲ弛緩スル基因トモナリ、又往々不正事件ノ端著トナル虞モアリマスカラ、之ガ執行ハ最モ迅速且周到ニ為スコト肝要デアリマス。特ニ物品税、遊興飲食税等ニ対シテハ一層迅速ト厳正ヲ期シ、間接税タルノ本質ヲ認識セシムルノ要ガアルト思フノデアリマス。然シナガラ処分ガ冷酷ニ失シ為ニ物議ヲ醸シ、税務ノ威信ヲ失墜スルガ如キコトナキ様、寛厳宜シキヲ得ルコトニ留意セラレ度イノデアリマス。

現金出納事務ハ増税ノ結果自然多額ノ現金ヲ取扱フコトナルベク、他面従事員ニ未熟練者尠カラザル実情デアリマスカラ、之ガ取締ト監督ニ付テハ一層留意シ、苟モ不正ヲ惹起スルガ如キコトナキ様十分注意ヲ払ハレ度イノデアリマス。

本年度予算ニ付テハ未ダ本省ヨリ其金額ノ令達ナキ為具體的ニ申述ベ兼ネマスガ、当局トシテハ努メテ稅務行政ノ第一線ニアル稅務署經費ニ振當ツル方針デアリマスガ、諸般ノ情勢ニ鑑ミマスルニ諸君ノ期待ニ副フ事困難ナルヲ思ハシメラルルノデアリマス。從而諸君ニ於カレマシテハ極力消費ノ節約ニ意ヲ用ヒ、有効適切ナル計画ヲ樹立シ能フ限り実効ヲ揚グル事ニ努メラレ度イノデアリマス。

国有財産事務ハ諸君ノ不断ノ努力ニヨリ着々其ノ整理進捗ヲ觀ツツアルノデアリマシテ、茲ニ感謝ノ意ヲ表シマス。本月一日ヨリ施行セラレマシタ、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル事務ニ付キマシテハ、昨年

夏以来之レガ準備調査ニ着手シ、本年三月末ニ於テ既ニ寺院ハ総個數ノ約六割、仏堂ハ約一割余ニ対シ一応ノ実地調査ヲ了シ、極メテ順調ニ進捗致シテ居リマス。而シテ之レガ調査及処分ハ本年度ヨリ十九年度ニ至ル五ケ年間ヲ以テ完了セシメ、其ノ後ハ残務整理ヲ為スノ計画デアリマスカラ、本年度ニ於テ其ノ全部ニツキ一応ノ実地調査ヲ遂グルト共ニ、更ニ本格的ノ調査ニ入ルベク計画ヲ樹立セラレ度イノデアリマス。本事業ハ従来ノ沿革並実地ノ状況等ニ鑑ミ、之レガ取扱上相当困難ヲ伴フモノト予想セラルルノミナラズ、種々派生的問題ヲ惹起スル虞アリト認メラレマスカラ、寺院等ニ対シテハ法律ノ精神ヲ徹底セシムルト同時ニ、一面關係方面トハ緊密ナル連絡協調ヲ遂ゲ、以テ円満ニシテ且ツ適切ナル運用ヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ一般国有財産事務ニ付キマシテハ、本年度ハ雜種財産ノ取得即登録洩地ノ発見並ニ引受促進ニ関シ、一層ノ努力ヲ煩シ度イノデアリマス。殊ニ輓近各種工業界ノ勃興慳賑ニ伴ヒ、各地ニ工場ノ新設又ハ拡張ヲ為スモノ多キ状況デアリマスカラ、常ニ管内ノ状況ニ注意シ機宜ヲ失セズ調査ヲ為スノ要ガアリマス。又売却処分ニツキマシテハ追テ各署責任額ヲ決定ノ上通達ノ見込デアリマスカラ、其ノ時機ヲ愆ラズ適正ナル価格ヲ評定シ責任額ノ遂行ニ努メラレシコトヲ希望致シマス。

統計事務ハ近年屢次ノ税法改正ニモ不拘、概ネ良好ナル成績ヲ見ツアルコトハ、洵ニ欣ビニ堪ヘナイ所デアリマス。元來稅務統計ハ課稅物件ノ消長、租稅負擔ノ現況ヲ詳悉シ、稅制改革歳入予算ノ見積等重要ナル参考ニ供セラルルノデアリマシテ、近時各方面ニ之ガ利用ハ著増シツツアルノデアリマス。

本事務ニ付テハ未ダ報告期限ノ遅延、調理誤謬ニヨル照覆、推問事項ニ対スル回答遷延等ノ事故ガ尠クナイノデアリマシテ、殊ニ本年度ハ今回ノ稅制改革ニ伴ヒ広汎ナル統計調査規程ノ改正ヲ見ルコトハ必然デアリ、本事務ハ愈々複雑多岐トナルコトガ予想セラルルノデアリマスカラ、諸君ハ稅務統計ノ重要性ニ鑑ミ一層部下ノ指導監督ニ努メ、

調理誤謬ノ根絶ヲ期スルト共ニ報告期限ヲ厳守シ、以テ本事務ノ刷新向上ニ付一段ノ努力ヲ払ハレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

最後ニ預金部事務ニ付テ一言致シマス。

各種貸付金ノ償還事務ハ最近異常ナル激増ヲ来シマシタノミナラズ、公共団体普通事業資金借入申込ニ於テモ漸次増加ノ趨勢ニアル等、出張所事務ハ累増多端ヲ加ヘツツアルノデアリマスガ、又今回預金部普通地方資金融通規則ヲ改正セラレ、ヨリ一層ノ事務分量ノ増加ヲ見ルニ至ツタノデアリマス。即チ従来水利組合以外ノ各種組合ノ大蔵大臣宛借入申込書ハ、地方長官ヲ經由シ之ヲ提出セシメ居タル処、今回之ヲ支局及出張所ヲ經由セシムルコトニ改メラレ、之ガ調査ヲ出張所ニ於テ行フコトナリ、且ツ普通事業資金、社会事業資金ノ用途ヲ拡張セラルル等、幾多ノ改正ヲ見ルニ至ツタノデアリマシテ、出張所事務ハ益々困難ヲ加フルコトト察セラレマスガ、今後一層ノ工夫ト法規ノ研究等ニ依リ取扱ニ過誤ナキヲ期スルト共ニ、融通ノ円滑ニ支障無カラシムル様希望致ス次第デアリマス。

次ニ悪性インフレ防止策トシテ時局下重大ナル役割ヲ有スル貯蓄債券ノ普及徹底方ニ関シマシテモ、諸君ノ容易ナラザル御協力ニ依リ我が支局管内毎回良好ナル成績ヲ収メテ居リマシテ、此ノ点深ク感謝致ス次第デアリマスガ、御承知ノ通り本年度ニ於キマシテハ、貯蓄債券総額二億円、報国債券総額二億円、併せて四億円ノ債券ヲ発行セラルル予定デアリマス。之ヲ昨年度ノ総額壹億七千五百万円ニ比スルナラバ、実ニ二倍以上ノ発行ヲ見ルコトトナリマスカラ、此ノ両債券ノ普及消化ヲ期スル上ニ於テ、更ニ一段ト諸君ノ御配慮ヲ煩ハシタイノデアリマス。

序デニ付ケ加ヘテ申シ上ゲマスガ、今回ノ地方税制度ノ改革ニ伴フ地方財政運行ノ円滑化ヲ図ルタメ、六大都市以外ノ市町村ニ対シテモ預金部ヨリ新ニ短期資金融通ノ途ヲ拓クコトニ目下上局ニ於テ研究中デアリマシテ、近ク其実現ヲ見ルコトト思ヒマスガ、是又諸君ノ手ヲ煩ハスコトトナル筈デアリマスカラ、予メ御了知置キヲ願ヒ度イト思ヒ

マス。

以上申述べマシタル如ク、当局管内ニ於ケル諸般ノ事務ハ幸ヒニモ極メテ適実円満ニ執行セラレ、大ナル渋滞モナク概シテ良好ノ成績ヲ収メテ居ルノデアリマス。是ニ諸君ヲ初メ署員一同ガ常ニ施設計画宜敷ヲ得、勤勉奮励セラレタル結果ニ外ナラヌモノト認メラレルノデアリマシテ、茲ニ九重ネテ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ、之ヲ以テ決シテ満足スベキデナク、何卒今後ニ於テモ更ニ各般ニ亘リ局署協力一致シ、一層成績ノ昂上ニ努力致シタイト思ヒマス。

終リニ諮問事項協議事項ニ付テハ、腹藏ナク意見ヲ開陳セラレンコトヲ望ミマス。

尚今回ノ會議ニ当リ本省ヨリ特ニ山田企画課長御一行ノ御臨席ヲ得、直接御指導ヲ受ケマスコトハ、此上モナキ好都合ニ存ジマシテ厚ク御礼申上ゲマス。諸君ニ於テハ此ノ機會ニ改正税法ニ対スル質疑等ニ付充分研究セラレ、本會議ノ目的ヲ遺憾ナク達成セシムルヤウ希望致シマス。

(平 4 広島 78)

56 昭和15年5月 署長會議における東京局長訓示

税務署長會議ニ於ケル中村「喜重・東京」局長訓示（昭和十五年五月十六日 於本局會議室）

本日茲ニ管下ノ署長各位ト相会シマシテ、当面ノ重要事務ニ関シ親シク御協議ヲ為ス機會ヲ得マシタコトハ、洵ニ私ノ欣快トスル所デアリマス。本年度第七十五議會終了後ノ局長會議ハ四月八日ヨリ十三日ニ亘リ開会セラレタノデアリマシテ、従来ノ恒例ニ依レバ其ノ直後ニ於テ各位ノ御参集ヲ求ムベキ筈デアリマシタガ、本年四月ニハ画期的改正諸税法ノ全面的実施ヲ見タル特殊事情ニ鑑ミマシテ之ヲ見合セ、新税法中所得税ノ実施ガ一応ノ段落ヲ告ゲタル今

日ニ於テ、今回ノ會議ヲ開催スルニ至ツタ次第デアリマス。本年度局長會議ニ於ケル大蔵大臣閣下ノ御訓示ノ趣旨ニ付マシテハ、曩ニ文書ヲ以テ委細申進メ、各位ノ御諒得ヲ得テ居ル次第デアリマスカラ、茲ニ繰返スコトハ致シマセヌ。

新税法ノ実施

今次ノ中央地方ヲ通ズル税制改正ハ申ス迄モナク、我ガ税制史上其ノ比儔ヲ見ナイ大改正デアリマス。其ノ全面的実施ヲ見タル皇紀二千六百年四月一日ハ我等職ヲ稅務ニ奉ズル者ノ忘ルベカラザル感銘深キ日デアリマス。殊ニ根本的ニ改編セラレタル所得税法ハ国民生活ニ最モ深キ接触ヲ有スルモノデアリ、其ノ円滑ナル実施ハ現下稅務行政ノ最モ深キ關心事デアラネバナリマセヌ。源泉課税ニ依ル徴收義務者ニ對スル事務的指導、賦課課税ニ依ル納稅義務者ニ對スル諸申告、申請等ノ宣伝普及等ニ付テハ、各位並ニ部内各員ノ昼夜ヲ分タザル献身的努力ニ依リ、相当ノ成績ヲ挙ゲタト思料セラルルノデアリマシテ、去ル四月三十日ヲ期限トスル所得申告ハ管下決定見込人員ニ對シテ七割一分、殊ニ分類所得税ニ於テハ七割三分五厘ノ成績ヲ示シテ居リマス。又源泉徴收ニ依ル分類所得税ノ四月分払込状況ハ、京浜各署五月十五日、其他五月十日ノ現在ニ於テ、人員ニ於テ二万五千人、稅額ニ於テ百四十三万円ノ実績ヲ示シ、相当満足スベキ狀況ニ在ルモノト存ゼラルルノデアリマス。茲ニ各位並ニ部内各員ノ御努力ニ對シテ深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

個人三税調査

今次ノ税制改正ニ依リ所得税、營業税、臨時利得税ノ個人三税ハ夫々重大ナ改編ヲ受ケタノデアリマスガ、税ノ基本デアル所得、純益及利得ノ正確割切ナ把握ガ税法ノ生命デアルコトハ、何等變リハナイノデアリマス。殊ニ現下ノ如キ國民經濟ノ動揺轉換ノ時期ニ當リ納稅者モ多数増加シ、負担關係モ著シク増嵩スル際ニ於テ適切妥當ナル調査ノ

遂行ト云フコトハ一層ノ重要サヲ加フル訳合デアリマス。本年ハ一ヶ月調査時期ガ繰下ゲラレタノデアリマスガ、何分税制改正關係等ノ事務輻輳ノ為、動モスレバ三税調査自体ニ関スル努力ガ徹底ヲ欠キタルナキヤノ虞アルノデアリマス。今ヤ税法実施勿々ノ事務モ一段落ヲ告ゲマシタノデ、向後ハ全幅ノ努力ヲ三税調査ニ注ギ、内容ノ周密、權衡ノ適正ヲ図リ、調査委員會ノ円滑ナル進捗ヲ期シ、税法施行ノ適正円満ヲ期スルハ、本年ノ如キ年柄ニ於テ特ニ緊要ノコトデアルト存ジマス。此ノ点ニ関シ各位ノ深キ注意ヲ喚起シテ置キマス。

源泉徴収所得税關係

源泉徴収ニ依ル所得税、殊ニ勤勞所得ニ対スル分類所得税ハ、今次ノ改正ニ依リ新シク展開セラレタ分野デアリ、之ニ関スル実施狀況ハ我等ノ最モ切実ナル關心事デアツタノデアリマスガ、幸ニ各位ノ異常ナル努力ニ依リ相当ノ成績ヲ収メ得タコトハ、曩ニ申述べタ所デアリマス。併シ仔細ニ之ヲ觀マスレバ徴収義務者ニ対スル事務的指導モ署ニ依ツテ相当精粗ガアリ、徴収義務者自体ノ理解ナリ準備ノ程度モ、其ノ人ニ依リ大ニ差異ガアル様ニ存ゼラルノデアリマス。之ハ何分実施勿々ノコトトテ已ムヲ得ナイコトト思料セラルルノデアリマスガ、此ノ徴税組織ヲ完全ニ軌道ニ乗セテ円滑ニ故障ナク動イテ參ル様ニ致スニハ、今後一層ノ努力ノ要アルハ言フ俟タナイ所デアリマス。局ニ於テモ十分施設シテ參ル積リデアリマスガ、各位ニ於テモ一段ノ努力ヲ願ヒタイト思ヒマス。殊ニ徴収払込ノ成績ガ十分無カツタ署ニ於テハ深く自ラ反省シ、向後格別ノ工夫ト努力アラムコトヲ要望スル次第デアリマス。

間税關係

今次ノ税制改正ニ依リ間税關係ノ諸税ニ於テモ、程度ノ大小ハアレ夫々重要ナル改正ヲ見タノデアリマスガ、就中酒類關係ノ旧來ノ諸税ハ全面的ニ統合整備セラレ、其ノ内容ニ於テ改正セラレタルモノ、又ハ新ニ規定ヲ設ケラレタル事項モ尠クナイノデアリマスカラ、之ガ実施ニ関シテハ十分ノ研究努力ヲ要スルハ勿論デアリマス。殊ニ課税ノ對

象デアル酒類自体ガ我が戦時經濟ノ波瀾ノ裡ニ非常ナ難航ヲ続ケテ居ル状態デアリマスカラ、此ノ意味ヨリ致シテモ酒類ニ対スル稅務行政ノ執行ハ從來ニ無キ複雑ト困難トヲ加ヘ來ツタコトヲ留意セネバナリマセン。又酒類ニ限ラズ「砂糖」デアレ、「織物」デアレ、「遊興飲食」デアレ、間稅關係ノ課稅物件ハ現下ノ非常時經濟ノ動揺起伏ノ中ニ出沒シ、夫々特殊ノ様相ヲ呈シテ居ル次第デアリマスカラ、之ニ対スル稅務執行ノ適正ヲ期スルニハ常ニ大局ニ着眼シ、旧ニ泥マズ、緩急宜キヲ制スルヲ期セネバナリナイト存ズルノデアリマス。

庶務關係

今次ノ画期的稅制ノ改正モ之ヲシテ有終ノ美ヲ濟サシムル為メニハ、結局ノガ徵收ノ完璧円満ヲ期スルノ要アルコトハ言フ俟チマセヌ。新稅制ニ即応スル徵收上諸般ノ対策ニ付マシテハ、予テ御研究ヲ願ツテ居ル次第デアリマスガ、納稅組合ノ拡充、納稅表彰ノ実施、納稅精神ノ普及宣伝等ニ付マシテハ、夫々具体案ヲ樹テ各位ノ御努力ヲ仰ギタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。尚客年來御配意ヲ煩ハシテ居リマス国有寺院境内地ノ処分事務ニ付マシテハ、三月ノ庶務課長會議ニ於テ相当詳細ノ指示ヲ与ヘ置キ、又之ニ關スル事務規程モ整備シマシタノデ、近ク各地ニ寺院關係者ノ懇談会等ヲ開催シ事務ノ進捗ヲ計リタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。

預金部事務關係

預金部關係事務モ各位ノ御努力ニ依リ目下円滑ニ進捗シテ居ルノデアリマスガ、今回預金部普通地方資金融通規則ノ改正ニ依リ、各種組合ノ借入申込書ニシテ大藏大臣ニ提出スル分ハ支局ヲ經由スルコトトナリマシタ關係上、東京市及横浜市内ノ各稅務署ニモ出張所ヲ置カルルコトトナリ、茲ニ管下ニ於ケル稅務組織ト預金部組織トガ渾然一致スルニ至リマシタコトハ本懐ノ次第デアリマス。尚臨時資金調整法ニ依ル貯蓄債券並ニ報國債券ノ購入勸奨方ニ付マシテハ、勸業銀行其他關係当局ト協力シマシテ向後一層努力シタイト存ジテ居リマスカラ、各位ニ於テモ十分ノ協力ア

ラムコトヲ希望シマス。

稅務事務全般ノ進捗按排

本年ハ新所得稅法實施ノ為、三稅調查事務モ一月遅レト相成ツテ居リマスルノミナラズ、近ク家屋稅法ノ施行ト共ニ家屋賃貸價格調査ノ彫大ナル事務ヲモ開始セネバナラヌノデアリマス。家屋賃貸價格調査ノ實施ニ付マシテハ何レ詳細御打合せヲスル機會ガアルコトト存ジマスガ、現下ノ如キ各般ノ事情ノ下ニ於キマシテハ洵ニ容易ナラザル事業デアルト考ヘテ居リマス。他方ニ於テ法人稅、相続稅等ノ事務ニ關シマシテモ、夫々予定通りノ進捗ヲ図ラネバナリマセヌ。斯様ノ点ヲ考ヘマスレバ向後ニ於ケル稅務事務全般ノ円滑ナル進捗ヲ期スル為ニハ、事務按排ニ付テハ勿論、人繰其他ニ於テモ非常ナル苦心努力ヲ払ハネバナラヌト存ズルノデアリマス。局トシテモ勿論出來得ル限りノ施為ニ出ヅル積リデアリマスガ、各位ニ於テモ予メ十分ノ計畫ト決心トヲ以テ臨マレタイト存ズルノデアリマス。

官 紀 事 項

事變下ニ於ケル官紀ノ振作肅正ニ付テハ多ク言ヲ費ス要ヲ見ナイノデアリマスガ、聖戰茲ニ四年、國民ノ經濟並生活ニ對スル戰時體制ノ要望ハ日ヲ逐ヒテ熾烈トナルニ當リ、今次ノ如キ画期的稅制ノ實施ニ依リ國民負担ノ造嵩ヲ図ラントスル際ニ於キマシテ、稅務官場ニ於ケル一層嚴正ナル規律ノ振肅ガ要求セラルベキハ、極メテ当然ノコトデアリマス。私ハ如何ナル犠牲ヲモ覚悟シテ稅界官紀ノ維持振肅ニ努力スル積リデアリマスカラ、茲ニ各位ノ深キ留意ト強キ協力トヲ求ムル次第デアリマス。

以上、蕪辭デアリマスガ、敢テ所懐ヲ申述ベテ御參考ニ供シマス。

57 昭和15年5月 雇員採用に関する件

職秘第八五号

昭和十五年五月二十七日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

雇員採用ニ關スル件

稅制ノ改正家屋稅ノ調査等ニ因ル稅務職員ノ増員ト、近時ノ退官退職者ノ異常ナル増加トニ対応センカ為ニハ、今後共多數ノ職員(主トシテ雇員)ヲ採用スルノ必要緊切ナルモノアリ、之カ為ニハ本局ニ於テモ種々工夫ヲ凝シ居リ候モ、近時人ノ採用愈困難トナリ、來春ノ學校卒業期迄ノ間ハ從來ノ如ク本局ニ於テ一時ニ多數ノ雇員ヲ採用シ、之ヲ各署ニ配置スルカ如キコトハ全ク不可能ノ状態ニ有之候間、各署ニ於テモ夫々適切ナル方法ヲ工夫實施シテ出仕希望者ヲ物色シ、以テ自署ノ欠員ハ成ルヘク自ラ補充スル様配意相成度

次ニ候補者物色ノ一般的方法ヲ参考ノ為記載致シ置キ候

- 一 署長自ラ管内ノ學校ニ出向キ、校長等ニ面接シテ既往卒業者中ヨリ候補者ノ推薦ヲ依頼スルコト
- 一 學校ニ就キ卒業者名簿其他ニヨリ既往卒業者中ノ未就職者ヲ調査シ、之ニ対シ個別的ニ出仕方ヲ勧誘スルコト
- 一 署員ノ銘々ニ対シ其ノ知人、學校ノ後輩等ヲ稅務署ニ出仕方ヲ勧誘セシムルコト
- 一 管内ノ職業紹介所ニ依頼スルコト
- 一 町村役場ニ対シ町村内ノ青年ニシテ稅務出仕ノ希望アル者ノ調査及推薦方ヲ依頼スルコト

尚、欠員無キ署ニ於テモ二、三名位ノ定員外採用ハ当分差支無之、又欠員多キ他署ノ為ニモ勉メテ候補者ヲ物色シ
本局ニ推薦セラルル様致シ度

右通牒候也

追而、採用ニ関スル大体ノ標準左記ニ列示致シ置キ候

一 学 歴

イ 成ルヘク中学校又ハ甲、乙種実業学校卒業以上タルコト

ロ 高等小学校、青年学校ノ卒業者、又ハ中等学校中途退学者等ハ成績人物共ニ優秀ノ者ニ限ルコト

ハ 女子ハ女学校又ハ女子実業学校卒業者ニシテ成績人物優秀ノ者タルコト

二 日 給

イ 中学校、甲種実業学校卒業者、一円三十銭

ロ 乙種実業（三年制）卒業者、一円十銭

ハ 高等小学校卒業者、一円

ニ 女子ハ五年制、一円十五銭 四年制、一円十銭 三年制、一円

ホ 右ハ本年度及前年度卒業者ノ日給ニシテ、其以前ノ卒業者及特殊ノ技能者ハ適當増給スルコト

三 年齢ハ数ヘ年十六歳以上二十八歳迄

但シ、将来任官セス雇員トシテ継続勤務スル特殊ノ者ハ二十八歳以上タルモ差支ナシ

四 一応ハ臨時雇トシテ採用シ、男子ハ適當時ニ定雇員トスルコト

五 他ノ官公署ニ在職中ノ者ハ現職ヲ円満ニ退職スルニ非サレハ採用セサルコト

六 口頭試問ヲ執行シ之ニ合格シタル者ナルコト
七 健康体ナルコト

(昭56 東京 2320)

58 昭和15年6月 東京局火災につき局長訓示

訓 達

今次ノ本局並ニ神田橋稅務署ノ類焼災禍ニ際シ、中村〔重喜〕局長閣下ヨリ別紙ノ通訓示アリタルニ就キ、各位ハ良ク其ノ趣旨ヲ体シ一層ノ緊張努力、以テ事變下稅務ノ執行上、万遺憾ナキヲ期セラルベシ

昭和十五年六月廿四日

松原稅務署長[㊤]

昭和十五年六月二十一日

東京稅務監督局長[㊤]

稅務署長殿

左記御諒得ノ上可然御伝達相成度

今次災禍ニ際シ局署員諸子ニ告ク

六月二十日夜落雷ニ因ル火災ノ為メ、当局並神田橋稅務署モ亦類焼ヲ見タルハ遺憾ノ至リニシテ、殊ニ輦轂ノ下ナル場所柄ニ鑑ミ、洵ニ恐懼ニ堪ヘサル次第ナリ。幸ニ宿直警護ノ任ニ膺リタル者、殊ニ神田橋稅務署ニ於テ夜勤中ナリ

シ署員諸子ノ献身の努力ニ依リ、重要書類ノ搬出ニ奏効シ同署管内所得調査委員会ヲ続行スルヲ得、本年度個人三税ノ決定ニ支障ヲ見サリシハ同慶ノ至リニシテ、関係諸子ノ異常ナル努力ニ対シテハ感佩ニ堪ヘサル次第ナリ。尚金庫類ハ関係者ノ周到ナル措置ニ依リ全部安全ニシテ、災禍翌日ノ俸給支払ノ如キモ滞リナク実行スルヲ得タリ。尚本月ノ昇級賞与ノ支給詮議等モ支障ナク実行セラルヘシ。当局ニ於テハ直ニ幸橋稅務署ヲ仮事務所トシテ諸般ノ緊急ナル善後措置ヲ実施シ、当局並神田橋稅務署ノ完全ナル復興、復旧ニ関スル本格的準備ニ付テモ銳意努力中ニ属ス。今ヤ国ハ曠古ノ事變ニ際会シ、税界ハ画期的新税制ノ実施ニ膺ラントス。税界ノ任務今ヨリ大ナルハ無シ。今次ノ禍難ハ深く且大ナルモノアリト雖モ、我カ三千有余ノ局署員諸子ノ努力、協力ニ依リ幾多ノ難関ヲ突破シテ、完全ナル復興、復旧ヲ見ルノ日モ近カルヘキヲ信ス。時正ニ炎熱ニ向ヒ人ニ佳ナラス。茲ニ諸子ノ自愛ヲ祈ルト共ニ、諸子克ク叙上ノ事情ニ鑑ミ、今次ノ災禍ニ遭ヒタルト否トヲ分タス、奮起邁進、一層ノ努力ヲ以テ、事變下ニ於ケル稅務ノ任務ヲ達成スル上ニ於テ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ要望スル次第ナリ。

(平 20 関信 10)

59 昭和15年 8月 高等官に対する河田大蔵大臣挨拶

昭和十五年八月二十九日

大阪稅務監督局長印

稅務署長殿

河田〔烈〕大蔵大臣ノ省内高等官ニ対スル挨拶ノ件ニ関シ、大蔵大臣官房文書課長ヨリ別紙写ノ通牒有之候ニ付テ

ハ、部下職員ニ対シ之方趣旨周知方御取計相成度候也

藏文第一一九号

昭和十五年八月二十三日

大蔵大臣官房文書課長 氏家 武 印

大阪稅務監督局長 松山宗治殿

八月二十二日日本省高等官ニ対スル河田大蔵大臣ノ挨拶筆記別紙及送付候条、貴局職員ニ対シ之方趣旨周知方可然御取計相成度、此段及通牒候也

追テ、貴管下各庁ニ対シテハ貴官ヨリ御通達相成度

省内高等官ニ対する河田大蔵大臣挨拶

(昭和十五年八月二十二日)

先般大蔵大臣を拜命致しましたに付ては、其の責任の重大なるに顧み、只管恐懼致しますと共に、微力ながら力の限りを竭し御奉公申上げる覚悟であります。同時に茲に諸君と共に此の責任を負担することの悦を感じ、諸君の絶大の協力援助を御願致します。

今日の時局の認識に付ては今更諸君に蝶々する必要はないと思ひます。唯国民各個が其の持場持場に応じて大地に足を踏み占め、一步一步其の本分を尽すにあらざれば、此の難局を突破し難いといふ事だけを申して置きます。

經濟財政に対する統制の強化せられるに従ひ、行政權の經濟活動に及ぼす影響の愈々重大を加へることは言を俟た

ない所であります。此の秋に当り諸君、殊に財政經濟の衝に當る者に於きましては、此の点に一層の注意を払ひ、事を処するに親切丁寧なるは勿論、慎重にして而も敏速なるを貴しとせねばなりません。有能の士と雖も独善は往々事を誤るのであります。宜しく見聞を広くし人言に聴き、而も執るべき所は毅然固持して迷ふことなきを期せねばなりません。諸君の事務処理は已に斯の如く行はれて居ると信ずるものであります。往々にして世間に官庁処分に対し不満を訴へる者がありますのは、時に敏速を欠くことがあつた為ではないかと考へます。従来政府の仕事は主として監督行政でありまして、時に助成行政と称せられるものでも、大体自由經濟活動の上に於て不正不義なき様之を矯めることを主旨とせるものが多く、稍進んでも事業の補助を事とするより多くを出でて居ないのであります。然るに時世は変転し統制計画經濟となつた暁は、進んで計画的に向ふ所を知らしめ、其の方針に則つて統制を強化することとなりましては、単に消極的に事務の処理を為すときは、時機を失し六莖十菊に陥る虞が甚だ多いのであります。従来の行政事務に慣れた行政当局が急に斯の如き事態に沿はんとすることは、多少の困難を伴ふことは免れない所であります。が、臆勉努力、此の時世の変遷に即応して事務処理が常にインタムにあらんことを忘れてはならないのであります。其の処理が極めて妥当なるにも拘わらず、事に敏ならず態度親切ならざるが為に、却つて非難を蒙るが如きことがありましては頗る遺憾でありますから、斯ることは極力避けなければならないのであります。一段の注意を要する次第であります。

吏僚と雖も一般人と別に異つた人種ではありません。独り吏僚に対してのみ聖賢たるべきことを期待するのは無理であります。併しながら古語に「人を教ふる者人に養はる、君十人に養はる」といふ様な意味のことがあつたと記憶します。監督行政の吏僚は直接經濟活動を自身営むものではありません。所謂人に養はるるの類であります。依つて人を教ふるの責務があります。従つて宜しく君子の矜持がなければなりません。我々の尽くが君子たるを期すること

は困難であるとは思いますが、庶くば相俱に切磋琢磨、自肅自戒、其の独を慎み、君子に向上するの工夫を怠つてはならないのであります。其の方法は別に事新しいものではありません。自己の責務を第一次的に忠実に遂行し、他意なきに在るのであります。道は蓋し適きに在りと申すべきであります。

大蔵省庁舎は未完成の俣使用致して居るのであります、諸君には誠にお気の毒であります、努めて衛生に意を注ぎ、克く働き、又克く遊び、且つ余裕を作つて読書研鑽し、以て身心の鍛錬修養に努められる様切に希望する次第であります。

尚、今夕此の席に出席せられなかつた同僚諸君に対しては、諸君から私のお話致した事に付て呉々もお伝へ願ひたいと存じます。

(平 19 金沢 290)

60 昭和15年10月 退職税務官吏の取扱方に関する件

訓 達

今回東京市内ノ税務官吏流職事件ニ関連シ、深田〔養二〕局長閣下ヨリ別紙ノ通訓示シタルニ就キ、各位ハ深甚ノ注意ヲ払ヒ断ジテ違背ナキ様期セラルベシ

昭和十五年十月八日

松原税務署長 ㊟

職秘第九二号

昭和十五年十月七日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

退職稅務官吏ノ取扱方ニ関スル件

由來稅務官庁ヲ退官セシ者ノ大部分ハ民間ノ營業者（会社又ハ個人）ニ雇傭セラレ、其ノ會計特ニ稅務ヲ担任シテ雇主ノ課稅輕減ヲ図ルコトヲ以テ其ノ職業トスルノ狀況ニ有之候処、近時之等ノ退職官吏著シク増加シ、何レモ時局ノ好況ニ因リ収益多キ会社及個人ノ營業者方ニ高祿ヲ以テ雇傭セラレ、雇主ノ為ニ稅務署又ハ旧知ノ現職稅務官吏ニ對シ稅額輕減方ノ策動ヲ為ス者不尠、中ニハ退職後直ニ計理士（稅務代弁）ヲ開業シテ無知ノ營業者ニ喰入り、帳簿ノ整理及稅務署ニ對スル課稅輕減方ノ委任ヲ受ケ、多額ノ手数料及成功報酬ヲ取得スル者アリ、其際ハ必ス旧知ノ現職稅務官吏ヲ誘惑シ、之ヲシテ營業稅、所得稅、相統稅等ノ調査、決定ニ當リ、初ヨリ之ニ手心ヲ加ヘテ輕減セシメ、又ハ特ニ高額ノ査定ヲ為サシメ、直ニ異議ノ申立ヲ提出シ当初決定額ヲ輕減セシメ、而シテ營業者ヨリ取得シタル金額ノ一部ヲ其ノ現職官吏ニ分与スルコトヲ常習トスルノ狀況ナリ

現在東京市内ノ數ヶ署ニ於テハ、收賄ノ嫌疑ニヨリテ檢事ノ取調ヲ受ケツツアル署員尠ナカラス、之等ハ何レモ先輩（課長・主任等）又ハ懇意ナリシ退職官吏ニシテ、稅務代弁ヲ業トセル者ヨリ數次ノ饜応ヲ受ケ、相當額ノ金品ヲ受理シ、以テ其ノ代弁ノ出入セル營業者ノ賦課決定誤謬訂正等ニ當リ、之ニ付故意ニ不正ナル査定輕減等ヲ為シタルモノナリ、此ノ現在事件ニ付テハ近ク改メテ協議致ス予定ニ有之候モ、差當リ退職稅務官吏ヲ採用シテ之ニ會計事務ヲ分担セシメ居ル納稅者及退職稅務官吏、特ニ計理士ノ介在セル營業者ニ付テハ、法人個人共ニ其ノ所得、營業、相統稅其ノ他ノ調査、又ハ間稅ノ犯則檢査等ニ當リテ特ニ慎重ナル注意ヲ払ヒ、署長、課長ニ於テハ充分ノ再查監督ヲ為

シ、苟モ私情ニ囚レ私欲ニ迷ヒテ租税ノ賦課決定ノ公平厳正ヲ誤リ、税務ノ威信ヲ失墜スルカ如キ事ナキ様万全ノ配慮相成度

尚、本件ニ関シテハ別紙写ノ如ク特ニ主税局長ヨリモ内牒有之候ニ付、彼此ヨク了承勘案シ有効ナル具体的対策ヲ考究実行セラレ度、差当リ職員一同ニ対シ本趣旨ヲ嚴重ニ訓示相成度

右通牒候也

主親秘第二三八号

昭和十五年十月一日

東京税務監督局長 深田養一殿

大蔵省主税局長 大矢半次郎 印

近時退職税務官吏ニシテ民間会社ニ就職シ、又ハ個人営業者ニ雇傭セラルル者漸ク多キヲ加フルニ至リ、是等退職者中ニハ自己ノ会社若ハ其ノ傭主ノ為、或ハ第三者ノ請託ヲ受ケ、旧知ノ現職税務官吏ニ対シ之ガ税額ノ軽減方ヲ運動シ来ル向不尠哉ニ被認候処、之等ノモノニ対シテハ勿論、厳正公平ナル取扱ヲ以テ臨ミツツアルコトトハ存候モ、最近此ノ種ノ運動ニ因リ相当税額ノ軽減ヲ得タルモノアリトノ風評モ有之、斯如ハ事實無根ノコトトハ信ジ候へ共、退職官吏ト現職官吏トノ關係ニ於テハ、動モスレバ公私混淆ニ陥リ諸種ノ弊害ヲ醸シ、延テハ不祥事件ヲ惹起スルガ如キ虞ナキヲ保シ難シト被存候ニ付テハ、是等退職税務官吏ノ介在セリト認メラルル法人、個人ノ調査、検査ニ当リテハ、苟モ私情ヲ挟ミテ厳正ヲ失フコトナキ様、此際一般職員ニ対シ篤ト注意ヲ喚起スルト共ニ、其ノ賦課決定、誤謬訂正処分等ニ際リテハ、税務署長ニ於テ斯ル弊害乃至不正ノ潜在スルコトナキヤ充分精査ヲ遂グルコトトシ、以テ監

督上遺憾ナキヲ期シ、苟モ一般納税者ヲシテ課税ニ対シ懷疑ノ念ヲ抱カシムルガ如キコトナキ様、特ニ御配意相成度、此段及内牒候也

(平 20 関信 10)

61 昭和16年3月 税務官吏講習所学生募集

職第一五〇号

各税務署長殿「16・4・1竹田税務署印」

「16・3・31熊本税務監督局印」

税務官吏講習所学生募集ニ関スル件

昭和十六年度ニ於テ新設セララル税務官吏講習所ノ学生募集ニ関シ、別紙要領ニ依リ三月二十九日同三十日ノ新聞紙(大阪毎日西部版、朝日新聞西部版)ニ広告セラレタルニ付テハ、各方面ニ対シ応募方勧誘セララルヘシ
追テ、当局管内ニ於ケル試験執行地ハ熊本市、大分市ノ予定ニ付了知相成度

学 生 募 集

大 蔵 省

資 格 満十七歳以上、二十五歳以下ノ男子ニシテ、中学校又ハ実業学校(甲種)ヲ卒業シタルモノ

募集人員 二〇〇名

修業期間 自本年五月至翌年三月 十一ヶ月

願書〆切 四月十七日

試験期日 四月二十七日

税務官吏講習所

試験科目 公民科、国文、作文（中学校卒業程度）

試験地 東京市外十三ヶ所

○ 在学中手当（月額三〇円）及被服費ヲ給与ス

○ 在学中ハ総テ寄宿舎ニ居住セシムル予定

○ 卒業後直ニ官吏ニ任用ノ見込

○ 詳細ハ入学志願者心得参照

（住所氏名明記、三錢切手貼付ノ封筒ヲ添へ東京市麴町区大蔵省内本所へ照会ノコト）

（平 5 熊本 54）

62 昭和16年4月 局長会議における河田大蔵大臣訓示

秘第三四七号

各 部 長

各 税 務 署 長 殿

大蔵大臣訓示伝達方ノ件

過般大蔵省ニ於テ開催セラレタル稅務監督局長會議ノ席上、河田「烈」大蔵大臣ノ訓示要領別紙ノ通ニ有之候条、部下職員ニ対シ右ノ趣旨篤ト傳達ノ上、愆リナキヲ期セラレ度
右通牒候也

稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣訓辭（昭和十六年四月四日）

支那事變勃發以來既ニ四年ニ垂ントシ、我國ハ東亜新秩序ノ建設ニ向ツテ着々ト其ノ地歩ヲ固メツアルノデアリマシテ、先般ハ泰仏印間ノ係争ニ関スル調停ニ成功シ、大東亜共榮圈内ニ於ケル我國ノ指導的地位ヲ世界ニ明確ニ認識セシムルコトトナツタノデアリマス。併シナガラ緊迫セル最近ノ國際情勢ノ下ニ於キマシテ、事變処理ノ完遂ヲ期スルト共ニ、東亜永遠ノ安定ヲ確保センガ為ニハ、速ニ高度國防國家体制ヲ確立スルコトガ刻下喫緊ノ要務ナノデアリマス。

斯ル時局ノ要請ニ基キマシテ、昭和十六年度ニ於ケル一般會計及各特別會計ノ予算ハ未曾有ノ膨張ヲ来シタノデアリマシテ、之ガ財源ノ調達ニ付キマシテハ、其ノ相当部分ヲ公債ノ發行ニ俟ツコトハ已ムヲ得ザル所デアリマスガ、尙租稅ノ増徴ヲ為スノ可否ニ付キマシテモ相当考慮ヲ回ラシタノデアリマス。併シナガラ昭和十五年度ニ於テ中央、地方ヲ通ズル稅制ノ根本的改正ヲ為スト共ニ多額ノ増稅ヲ行ヒ、之ニ因リ國民ノ租稅負擔ガ相当増加シタ直後デアリマスノミナラズ、昭和十六年度ニ於キマシテハ、稅制改正ニ基ク既定ノ增收及自然增收ニ因リ相当多額ノ歳入増加ヲ予想セラレル点ヲ考慮シ、増稅ハ之ヲ見合セルコトトシタノデアリマス。而シテ稅法ノ改正ニ付キマシテハ、相統稅ノ物納制度ヲ創設スル為相統稅法ヲ改正致シマシタ外、臨時利得稅法及國稅徵收法ニ付少シク改正ヲ行ツタ次第デアリマス。此等ノ改正法律ノ施行ニ當リマシテハ十分留意シ所期ノ効果ヲ達成スルヤウ努メラレ度イノデアリマス。

昨年ノ稅制改正ハ我が國稅制史上未曾有ノ大改正デアツタノデアリマスガ、今日迄ノ所改正稅法ハ何レモ適正且円

満ニ施行セラレツアルノデアリマス。之ハ主トシテ直接執行ノ任ニ当ラレル諸君及諸君ノ部下ノ献身的努力ノ致ス所デアリマシテ、此ノ機会ニ於テ深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。尚最近ニ於ケル我が国ノ經濟界ハ統制ノ強化、國際情勢ノ變化等ニ因リ相当急激ナル變動ヲ見ツアリ、之ニ伴ツテ課税物件ニ於テモ著シキ消長アリト認メラレルノデアリマス。従ツテ今後ニ於ケル稅務行政ハ愈々複雑且困難トナルコトト存ジマス。諸君ハ時局ノ重大ナルニ鑑ミ既定稅法ノ運用ニ当リ、此ノ際更ニ一段ノ工夫ヲ凝シテ適実公正ナル課稅ヲ行ヒ、苟モ納稅者ニ對シ苛酷ニ且ルガ如キ感ジヲ抱カセルコトナキ様、万全ノ意ヲ用ヒラレ度イノデアリマス。

次ニ家屋賃賃價格調査事務ニ付キマシテモ、昨年来ノ諸君ノ努力ニ依リ極メテ順調ナル進捗ヲ見ツアルノデアリマスガ、御承知ノ通り今回ハ國稅移管後最初ノ調査デアリマシテ、民間ニ於キマシテモ此ノ調査ノ結果ニ多大ノ関心ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、今後トモ十分慎重精密ニ調査ヲ完成スル様更ニ一段ノ努力ヲ望ム次第デアリマス。官紀ノ振肅ニ付キマシテハ從來屢々諸君ノ注意ヲ促シテ參ツタノデアリマスガ、最近多數不正事件ノ發生ヲ見マスコトハ洵ニ遺憾ニ存ズルノデアリマス。事變下國民ノ負擔ガ増加シツツアル際、此ノ種ノ不祥事件ヲ見マスコトハ、國民ノ納稅思想ニ及ボス影響モ特ニ大ナルモノアリト認メラレルノデアリマス。上下挙テ職域奉公以テ國難ノ打開ニ挺身努力セル秋、自我ノ利ニ迷ハサレテ破廉恥ノ行為アルガ如キハ、最モ唾棄スベキモノデアリマス。中央ニ於テハ本年度ヨリ新ニ稅務官吏講習所ヲ開設シテ中堅稅務官吏ヲ養成シ、官紀ノ振肅、事務ノ刷新ニ資セントシテ居ルノデアリマスガ、諸君ニ於テモ部下ノ吏僚ヲシテ其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺セシムルト共ニ、士氣ノ作興ト執務ノ緊張トヲ促シ、以テ大イニ綱紀ノ肅正ヲ図リ斯ル事件ノ根絶ヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ国有財産事務ニ関シマシテハ、從來極メテ円滑適正ニ行ハレテ居ルノデアリマシテ、殊ニ昨年度ヨリ施行セラレマシタ寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル事務ニ付テモ、施行勿々ニモ拘ハラズ所期ノ成績ヲ挙

ゲツアルコトハ、諸君並ニ部下職員ノ努力ニ依ルノデアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル所デアリマス。本年度ニ於テハ相続稅物納制度ノ創設ニ伴ヒ、新タニ物納財産ノ管理処分ニ関スル事務ヲモ担当セラルルコトトナツタノデアリマスガ、国有財産事務ノ処理ニ付テハ一層遺憾ナキヲ期セラルル様希望致ス次第デアリマス。

次ニ預金部資金局支局並ニ出張所ニ於ケル事務ハ、貸付並ニ回収等漸次多キヲ加ヘ、愈々繁忙且複雑ニナツテ參ツタノデアリマスガ、諸般ノ事務ガ極メテ円満適切ニ処理セラレテ居ルコトニ付キマシテハ、諸君並ニ諸君ノ部下ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

預金部資金ガ五十億円ニ達シマシタノハ支那事變勃發後間モ無イ昭和十二年九月デアリマシタガ、其ノ後貯蓄奨励運動ノ強化徹底並ニ民間貯蓄心ノ昂揚ニ因ル郵便貯金及ビ事變債券收入ノ増加等ニ依リマシテ、躍進著シク、昨年十一月ニハ遂ニ百億円台ヲ記録シ、本年三月ニハ百十億円ヲモ突破致シ、昨年度中ニ於ケル増加ハ約二十五億円ニ達シタノデアリマス。此ノ増加シタ資金並ニ運用回収金等ヲ以チマシテ、昨年中ニ於テハ國債ニ對シ十九億円、其ノ他生産力拡充資金トシテ約五億円ヲ運用スルコトニ決定シタノデアリマスガ、其ノ外地方資金トシテ約二億九千万円ノ運用決定ヲ致シマシテ、地方財政ノ円滑ナル運行、銃後國民生活ノ安定等ノ為必要欠クベカラザル方面ニ對シマシテモ、極力其ノ融通ノ円滑化ヲ図ツタノデアリマス。本年度ニ於キマシテハ資金ノ増加モ昨年度以上トナル見込デアリマシテ、既ニ二十億円ヲ國債ノ消化ニ振向ケルコトニ決定シタノデアリマスガ、生産力拡充ニ要スル資金、地方資金ニ付キマシテモ出来得ル限り多額ノ融通ヲ行ヒ度イト考ヘテ居ル次第デアリマス。

尚各支局並ニ出張所ノ人員ノ整備充實ニ付キマシテハ、從來ヨリ之ヲ考慮致シテ居リマシタガ、今ヤ漸次之ガ実現ヲ見テ參リマシタノデ、今後支局ニ對スル事務委任ノ範圍ヲ擴張スル方針デアリマス。從ツテ之ニ依リ支局ノ事務ハ其ノ分量ヲ増加致シマスト共ニ、其ノ内容モ益々複雑トナルモノト存ゼラレマスガ故ニ、諸君ニ於カレテモ、今後一

層部下ノ指導督励ニ留意シ、時局ニ対応シタル適切迅速ナル処理ヲ行ハシムル様心懸ケラレ度イト存ジマス。

次ニ貯蓄債券並ニ報国債券ニ付一言申述ベタイト存ジマス。事變發生以來民間資金吸収ノ一手段トシテ貯蓄債券ヲ発行シテ参リマシタガ、既ニ諸君モ御承知ノ如ク昨年五月カラハ更ニ新シク報国債券ヲ売出スコトトナリマシテ、今日迄貯蓄債券ハ二十回、報国債券ハ六回ニ亘リ発行致シタノデアリマス。之ガ普及消化ニ付テハ其ノ都度諸君ノ御尽力ヲ煩シタノデアリマスガ、幸ニ毎回大体良好ナル成績ヲ以テ消化サレテ参ツタノデアリマス。今回臨時資金調整法ノ改正ニ依リマシテ、貯蓄債券ノ発行限度ガ更ニ五億円拡張セラレタノデアリマシテ、本年度ニ於ケル発行額ハ相当多額ニ上ルコトガ予想セラレマスルト共ニ、報国債券モ同様多額ニ発行セラレマスルノデ、両債券発行ノ趣旨ニ鑑ミ、諸君ニ於テモ其ノ普及促進方ニ付更ニ一層ノ御協力ヲ希望致ス次第デアリマス。

次ニ会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ニ付キマシテハ、会社利益配当及資金融通令並ニ会社職員給与臨時措置令施行當時ト同様、引続キ諸君ノ御協力ニ俟ツコトトナリマシタノミナラズ、其ノ事務委任ノ範圍モ亦相当ニ拡大セラレタノデアリマシテ、課税事務ノ多端ナル折柄特ニ其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス。

本令ノ目的ト致シマスル所ハ御承知ノ通り、戦時下ニ於ケル会社経理ノ適正ヲ図ルニ在ルノデアリマシテ、本令ノ事務ハ課税事務ト同様、戦時經濟ノ運営上最モ重要ナル事務ノ一ツデアリマス。而モ本令ノ事務ハ配当、給与等会社ノ日常ノ経営ニ直接關係スルモノデアリマスルカラ、事務処理ノ迅速ヲ図ルコトガ極メテ肝要デアリマス。従ツテ本令事務ノ為ニハ出来得ル限り機構ノ整備拡充ヲ図ツテ居ル次第デアリマスルガ、尚人員ノ不足等ノ点モアルカト存ゼラルルノデアリマシテ、此ノ点諸君ノ一層ノ御尽力ヲ煩ハシタイト存ズル次第デアリマス。

民間事業会社ノ経理ニ統制ヲ加フルガ如キハ、我國ニ於テハ勿論、何レノ国ニ於テモ時勢ノ必要ガ生ジタル極メテ新シキ事態デアリマス。従ツテ官民共ニ之ニ慣ルル迄ハ多少ノ困難ヲ見ルコトモ亦已ムヲ得ナイ所ト考ヘルノデアリ

マシテ、之等ニ対シテハ一ニ其ノ運営宜シキニ俟ツベキモノ種々存スルノデアリマス。依テ本令事務ノ遂行ニ当リマシテハ、特ニ其ノ辺ニ意ヲ留メ民間関係者ニ対シテ持スベキ所ハ毅然トシテ之ヲ堅持スベキハ勿論デアリマスガ、一面ニ於テ懇切丁寧ク其ノ意ヲ尽サシメ、苟モ之ガ施行ノ円滑ヲ欠クガ如キコトナキヲ期セラルル様希望致ス次第デアリマス。

最後ニ本年度ニ於ケル予算ガ極メテ巨額ニ上リマシタコトハ、既ニ述ベタ如クデアリマスガ、之ガ実行ニ付キマシテハ、特ニ其ノ国民経済ニ及ボス影響ノ甚大ナルモノアルニ鑑ミマシテ、先般釐毫ト雖之ヲ節用シ経費効率ヲ最モ有効ニ發揮スベキ旨ノ閣議決定ヲ見タノデアリマスガ、諸君ニ於カレテモ予算ノ使用ニ当ツテハ率先シテ今後一層節儉ノ実ヲ挙グルニ努ムルト共ニ、事務簡捷ト能率昂上トニ一段ノ工夫ヲ凝シ、以テ余裕財源ノ捻出ニ努力セラルル様切望スル次第デアリマス。

終リニ臨ミ、諸般ノ問題ニ付キマシテハ、諸君ノ多年ノ経験ト研鑽トニ照シ腹藏ナキ意見ヲ披瀝セラレ、時局下財政経済ノ運営ニ資セラレントヲ望ミマス。

(平 4 広島 78)

63 「昭和16年」 6月 納税翼賛について

納 税 翼 賛 に 就 て

八紘一宇の大理想の下に高度国防国家建設を目指す、第七十六回帝国議会協賛の昭和十六年度国家歳出予算は、一般会計と臨時軍事費特別会計と合せて百二十二億五百余万円の巨額に達してゐます。此の支出を賄ふために七十五億七

千余万円の国債の発行と、四十二億五千余万円の租税収入（専売益金、印紙収入等を含む）が予定せられてゐます。即ち内地に於ける国民一人当たりとして、本年は百三円の国債及貯蓄債券、報国債券を買ひ、五十八円の税金を納めねばならぬこととなります。銃後国民として職域奉公をせられることの必要なことは勿論であります。尚貯蓄奉公、納税奉公にも邁進して戴かねばならぬ次第であります。納税は兵役と共に皇国民の二大義務であります。御稜威の下戦地にあつて献身戦闘を続けられる将兵の方々に深く感謝の意を捧げると共に、銃後に於ては一銭にても多くの納税を致し納税翼賛に努めて戴きたいと存じます。就ては貴下の昭和十六年分所得、純益、利得金額は、別紙の通り所得調査委員会の決議を経て決定せられました。之に就て御不審の点なり御疑問の点なりが御座いましたならば、御遠慮なく税務署又は税務相談所へ御問ひ合せ下さい。我々も納税翼賛協力の気持を以て出来る限り懇切丁寧に説明申し上げます、御諒解に努めたいと存じて居ります。

何卒、誠心誠意納税翼賛に御協力あられんことを御願ひ致します。

六 月

税 務 署 長

(平 30 大 阪 211 - 15)